

■ 2019年版 ■

開発協力 参考資料集

外務省 国際協力局

目 次

第 1 章	日本の政府開発援助予算	1
	図表 1 政府開発援助予算（当初予算）の推移	1
	図表 2 各省庁の事業予算（2019 年度事業予算）と事業概要	2
第 2 章	日本の政府開発援助実績	10
第 1 節	開発途上国への資金の流れ	10
	図表 3 開発途上国への資金の流れ	10
第 2 節	二国間政府開発援助の所得グループ別実績	11
	図表 4 二国間政府開発援助の所得グループ別実績	11
	図表 5 二国間政府開発援助と後発開発途上国（LDCs）向け援助額 および贈与額の比較	12
第 3 節	二国間政府開発援助の地域別配分の推移	13
	図表 6 二国間政府開発援助の地域別配分の推移	13
第 4 節	国別実績	14
	図表 7 二国間政府開発援助の形態別 30 大供与相手国（2018 年）	14
	図表 8 日本が最大の援助供与国となっている国一覧	16
	図表 9 日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域一覧 （2018 年実績まで）	17
	（参考）世銀 IDA（国際開発協会）融資適格国一覧	18
第 5 節	主要分野・課題別実績	19
	図表 10 教育分野における援助実績	19
	図表 11 保健分野における援助実績	20
	図表 12 水と衛生分野における援助実績	21
	図表 13 運輸分野における援助実績	22
	図表 14 通信分野における援助実績	23
	図表 15 エネルギー分野における援助実績	24
	図表 16 農林水産分野における援助実績	25
	図表 17 環境分野における援助実績	26
	図表 18 防災・災害復興分野における援助実績	27
	図表 19 ジェンダー平等案件における援助実績	28
	図表 20 平和構築分野における援助実績	29

図表 21	麻薬対策における援助実績（2018 年度）	30
図表 22	対人地雷問題に関連する援助実績（2018 年度）	32
第 6 節	国際緊急援助	34
1.	事業の概要	34
2.	実績	36
図表 23	国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣 および緊急援助物資供与案件・実績（2018 年度）	36
図表 24	緊急無償資金協力案件（2018 年度）	37
第 7 節	無償資金協力	38
1.	事業の概要	38
2.	実績	40
図表 25	無償資金協力地域別配分	40
図表 26	無償資金協力案件一覧	41
図表 27	無償資金協力の 10 大供与相手国の推移	46
図表 28	無償資金協力地域別割合	46
第 8 節	有償資金協力	47
1.	事業の概要	47
①	円借款	47
②	海外投融資	48
2.	実績	49
図表 29	有償資金協力案件一覧	49
図表 30	円借款供与実績の推移（債務救済を除く）	51
図表 31	円借款供与額上位 10 か国実績の推移	51
第 9 節	技術協力	52
1.	事業の概要	52
①	技術協力プロジェクト	52
②	研修員受入事業	55
③	技術協力専門家派遣	57
④	開発計画調査型技術協力（開発調査）事業	61
⑤	JICA ボランティア事業（JICA 海外協力隊）	62

2. 実績	64
図表 32 政府全体の技術協力の地域・形態別実績（2018 年）	64
図表 33 技術協力の地域・形態別実績（JICA 2018 年度実績）	65
図表 34 技術協力の形態・分野別人数実績（JICA 2018 年度実績）	66
第 10 節 NGO が実施する開発援助関連事業への支援	67
1. 事業の概要	67
① 日本 NGO 連携無償資金協力	67
② ジャパン・プラットフォーム（JPF）を通じた緊急人道支援	69
③ JICA 草の根技術協力事業	70
④ 国際開発協力関係民間公益団体補助金（NGO 事業補助金）	71
2. 実績	72
図表 35 2018 年度地域・国別 日本 NGO 連携無償資金協力	72
図表 36 2018 年度ジャパン・プラットフォーム（JPF）による 緊急人道支援の実績（政府資金のみ）プログラム別	76
図表 37 2018 年度地域・国別 JICA 草の根技術協力事業	79
図表 38-1 各省庁の NGO 関連事業概要と実績	82
図表 38-2 その他（ミャンマーにおける少数民族との国民和解に向けた支援）	82
第 11 節 官民連携事業の概要と実績	83
① 協力準備調査（PPP インフラ事業）	83
② 中小企業・SDGs ビジネス支援事業 〈基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業〉	84
③ 中小企業製品を活用した無償資金協力	86
④ JICA 海外協力隊（民間連携）	87
⑤ 事業運営権に対応した無償資金協力	88
第 12 節 国民参加協力事業の概要	90
第 13 節 国際機関に対する政府開発援助実績	91
図表 39 国際機関に対する政府開発援助実績の推移	91
図表 40 主要国際機関に対する拠出・出資実績（上位 5 か国）	92
第 3 章 諸外国の経済協力	94
第 1 節 DAC 諸国の政府開発援助実績	94
図表 41 主要 DAC 諸国（G7）の政府開発援助供与先上位 5 か国 ・機関（2018 年）	94
図表 42 DAC 諸国からの開発途上国への資金の流れ（2018 年）	95

図表 43	DAC 諸国の政府開発援助実績（2018 年）	96
図表 44	DAC 諸国の政府開発援助形態別内訳（2018 年）	97
図表 45	地域別実績における主要 DAC 援助国（2018 年）	100
図表 46	DAC 諸国の贈与比率	101
図表 47	DAC 諸国の贈与額	102
図表 48	DAC 諸国の二国間政府開発援助のタイピング・ステータス	103
図表 49	主要 DAC 諸国の政府開発援助の比較	104
図表 50	主要 DAC 諸国の二国間政府開発援助の分野別配分（2018 年）	105
図表 51	主要 DAC 諸国の政府開発援助総額に占める国際機関を通じた 援助額（国際機関向け拠出・出資等）の割合	106
図表 52	DAC 諸国の NGO による援助実績	107
第 2 節	非 DAC 諸国・地域の政府開発援助実績	108
図表 53	非 DAC 諸国・地域の政府開発援助実績	108
第 3 節	主要援助国・地域機関の経済協力の概要	109
①	オーストラリア（Australia）	109
②	カナダ（Canada）	113
③	欧州連合（EU）	117
④	フランス（France）	121
⑤	ドイツ（Germany）	125
⑥	イタリア（Italy）	128
⑦	オランダ（Netherlands）	131
⑧	ニュージーランド（New Zealand）	134
⑨	ノルウェー（Norway）	138
⑩	ポルトガル（Portugal）	143
⑪	韓国（Republic of Korea）	146
⑫	スペイン（Spain）	150
⑬	スウェーデン（Sweden）	154
⑭	英国（United Kingdom）	157
⑮	米国（United States of America）	161
⑯	ブラジル（Brazil）	165
⑰	中国（China）	168
⑱	インド（India）	171
⑲	インドネシア（Indonesia）	174
⑳	メキシコ（Mexico）	177
㉑	南アフリカ（Republic of South Africa）	180
㉒	ロシア（Russia）	182
㉓	サウジアラビア（Saudi Arabia）	185
㉔	トルコ（Turkey）	187
㉕	アルゼンチン（Argentina）	189

第1章 日本の政府開発援助予算

図表1 政府開発援助予算（当初予算）の推移

（支払純額ベース、単位：億円、％）

区 分	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計
I 贈 与	8,100 (▲ 2.2)	5,043 (▲ 0.8)	7,671 (▲ 5.3)	5,067 (0.5)	7,730 (0.8)	5,017 (▲ 1.0)	7,978 (3.2)	4,939 (▲ 1.6)	7,942 (▲ 0.5)	5,075 (2.8)	8,090 (1.9)	5,076 (0.0)	7,945 (▲ 1.8)	5,078 (0.1)	7,970 (0.3)	5,097 (0.4)
1. 二 国 間 贈 与	4,884 (2.2)	4,181 (1.9)	4,917 (0.7)	4,219 (0.9)	4,942 (0.5)	4,225 (0.2)	4,835 (▲ 2.2)	4,083 (▲ 3.4)	4,843 (0.2)	4,153 (1.7)	4,851 (0.2)	4,155 (0.1)	4,858 (0.1)	4,161 (0.1)	4,925 (1.4)	4,223 (1.5)
(1) 経済開発等援助	1,616	1,616	1,642	1,642	1,667	1,667	1,605	1,605	1,629	1,629	1,631	1,631	1,605	1,605	1,631	1,631
(2) 技術協力	3,252	2,550	3,259	2,561	3,259	2,542	3,214	2,462	3,198	2,508	3,205	2,508	3,237	2,540	3,278	2,576
(3) その他	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
2. 国際機関への出資・拠出	3,216 (▲ 8.2)	861 (▲ 12.1)	2,754 (▲ 14.3)	848 (▲ 1.5)	2,788 (1.2)	792 (▲ 6.6)	3,142 (12.7)	856 (8.1)	3,099 (▲ 1.4)	923 (7.8)	3,239 (4.5)	921 (▲ 0.3)	3,087 (▲ 4.7)	917 (▲ 0.4)	3,045 (▲ 1.4)	875 (▲ 4.6)
(1) 国連等諸機関	589	573	571	545	514	488	986	560	1,020	599	999	607	1,033	610	623	584
(2) 国際開発金融機関	2,627	288	2,183	303	2,274	304	2,156	296	2,078	324	2,240	313	2,054	307	2,422	290
II 借 款	2,886 (20.4)	569 (▲ 11.6)	2,753 (▲ 4.6)	506 (▲ 11.1)	3,592 (30.5)	485 (▲ 4.2)	3,424 (▲ 4.7)	483 (▲ 0.5)	3,732 (9.0)	444 (▲ 8.1)	5,614 (50.4)	452 (1.8)	6,495 (15.7)	460 (1.8)	6,966 (7.3)	468 (1.7)
(1) 国際協力機構 (有償資金協力部)	2,846	569	2,736	506	3,512	485	3,289	483	3,732	444	5,614	452	6,495	460	6,966	468
(2) その他	40	-	17	-	80	-	135	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Ⅱ 合 計	10,986 (▲ 7.7)	5,612 (▲ 2.0)	10,424 (▲ 5.1)	5,573 (▲ 0.7)	11,322 (8.6)	5,502 (▲ 1.3)	11,402 (0.7)	5,422 (▲ 1.5)	11,673 (2.4)	5,519 (1.8)	13,704 (17.4)	5,527 (0.1)	14,440 (5.4)	5,538 (0.2)	14,936 (3.4)	5,566 (0.5)

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・（ ）内は対前年度増減率。▲は減。

図表 2

各省庁の事業予算（2019年度事業予算）と事業概要

1. 贈与

(1) 二国間贈与

ア 経済開発等援助

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
外務省	無償資金協力 (163,100)	無償資金協力は、開発途上地域の開発を主たる目的として同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による協力をいい、相手国政府からの要請に基づき、日本政府が相手国政府等に対して、経済社会開発のために必要とされる生産物および役務を購入するための資金を贈与し、相手国政府等がこれらの調達を行うことにより実施している。

イ 技術協力

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
警察庁	アジア・太平洋薬物取締会議 (16)	アジア・太平洋地域を中心とする諸国を招聘して、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図る。
金融庁	(11)	新興市場国の金融行政担当者を対象として、金融市場全般にわたる制度や経験を紹介し、新興市場国の人材育成を図る金融行政研修を行う。
総務省	(571)	(1)情報通信分野における諸外国との政策対話および研究者交流等を行う。 (2)政府統計職員の研修を通じたアジア太平洋地域の開発途上国の統計能力の強化等を目的として設立されたアジア太平洋統計研修所(SIAP)に対し、日本は、招請国政府として、同研修所における研修の実施に関する協力を行う。 (3)アジア・太平洋電気通信共同体(APT)を通じて、アジア太平洋電気通信網高度化に対する支援、アジア・太平洋ICT研究者・技術者育成支援、デジタル・デバйд解消のためのパイロットプロジェクト支援およびアジア太平洋地域におけるブロードバンド普及に向けた環境整備支援を行う。
法務省	(313)	(1)開発途上国等の刑事司法関係実務家を対象とした研修、セミナーを開催するとともに、犯罪防止と犯罪者処遇に関する調査研究等を実施する。 (2)アジア諸国の法制度整備を支援するため、基本法令の起草、制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備、法曹実務家の人材育成を目的とした研修、セミナーを開催するとともに、法制度整備支援推進に必要な日本国内における人材育成等の体制強化、アジア・太平洋地域の法制度の比較研究等を実施する。
外務省	JICAを通じて行う技術協力等の予算 (150,476)	(1)技術協力:開発途上地域の開発を主たる目的として日本の知識・技術・経験を活かし、同地域の経済社会開発の担い手となる人材の育成を行う協力をいい、日本の技術や技能、知識を開発途上国に移転し、あるいは、その国の実情にあった適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備などに寄与する。 (ア)専門家派遣:日本から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、これらの人々と協働して現地適合技術や制度の開発、啓発および普及などを行う。 (イ)研修員受入事業:開発途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などに対して、各分野の技術研修、新知識の取得支援あるいは訓練を行う。 (ウ)機材供与:技術協力プロジェクトや専門家の業務に係る技術協力等のために機材を供与する。 (エ)技術協力プロジェクト:「専門家派遣」、「研修員受入」、「機材供与」などを最適な形で組み合わせて開発途上国の関係機関と事業計画の立案、実施を一貫して計画的かつ総合的に実施する。 (オ)地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS):日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症といった地球規模課題の解決に向けた研究を行い、その研究成果の社会実装(研究成果を社会に普及させること)を目指し、開発途上国と日本の研究機関が協力して国際共同研究を実施する取組。外務省と国際協力機構(JICA)が文部科学省、科学技術振興機構(JST)および日本医療研究開発機構(AMED)と連携し、日本側と相手国側の研究機関・研究者を支援している。 (カ)開発計画調査型技術協力:開発途上国の政策立案や公共事業計画の策定支援を目的に、調査の実施過程を通じ、相手国に対し、調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を行う。また、復興・復旧事業を含む緊急支援調査や、その他、地形図作成や地下水調査等の実施を行うこともある。 (キ)JICA海外協力隊派遣:開発途上国の社会・経済の発展への貢献を志望する人材を開発途上国に派遣し、開発途上地域の住民と一体となって、技術、知識と経験を伝える草の根レベルの国民参加型事業。20歳から69歳までの日本国民を、原則として2年間開発途上国に派遣する。 (ク)市民参加協力:地方自治体、NGO、大学等による国際協力の促進のための草の根技術協力事業、また、世界の開発課題と我が国との関係や国際協力への理解促進のために開発教育支援事業等を実施する。 (ケ)人材養成確保:技術協力等の実施に必要な国際協力人材の確保、養成および前記事業の推進に必要な情報提供等を行う。 (2)国際緊急援助:海外の、特に開発途上地域における大規模な災害に対し、被災国政府または国際機関の要請に応じ、国際緊急援助隊の派遣および緊急援助物資の供与を行い、国際協力の推進に寄与する。

省 庁	事業名 (予算額)	事業の概要
外務省	JICAを通じて行う技術協力等の予算 (150,476)	(3) 中小企業・SDGsビジネス支援事業(民間提案型委託調査事業) ー基礎調査: 途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの検討に必要な基礎的な情報を収集する。 ー案件化調査: 途上国の課題解決に貢献し得る技術・製品・ノウハウ等を活用したビジネスアイデアやODA事業での活用可能性の検討、ビジネスモデルを策定する。 ー普及・実証・ビジネス化事業: 途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの事業化に向けて、技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA事業での活用可能性の検討等を通じた事業計画案を策定する。 (4) 各種調査: 案件形成準備段階の機動性・迅速性を確保し、3スキーム(技術協力、有償資金協力、無償資金協力)の相乗効果を現すため各種調査を実施する。代表的な例として、地域別・国別の開発協力量針や、特定の開発課題やプログラムに関する援助方針／アプローチ等を検討するための基礎的な情報を収集・分析することを目的とした調査や、個別案件の発掘・形成および妥当性・有効性・効率性等の確認を行うための調査などがある。 (5) 事業評価: 事業の改善と国民への説明責任を果たすため、プロジェクト等の事前段階から実施後にわたり、一貫した事業評価を実施する。 (6) その他: 海外移住者に対する援助および指導等を実施する。
	(独立行政法人)国際交流基金運営費交付金 (7,035)	独立行政法人国際交流基金は、文化その他の分野において総合かつ効率的な国際交流事業を実施し、日本と諸外国との間の相互理解を深めるとともに、良好な国際環境の整備ならびに日本の調和ある対外関係の維持および発展に寄与している。
	その他 (67,719) *施設整備費を含む	(1) 効率的・効果的援助を実施するための政策協議の実施および国別開発協力量針の策定、現地ODAタスクフォースの機能強化、(2) 援助の有効性等を検証し、効率的・効果的援助の実施に役立てるための評価、(3) 日本のNGOの活動環境整備支援およびNGOが実施する事業前後の調査や研修会・講習会等に要する経費、(4) ODAを実施するために必要な行政的諸経費など。
	総 額 225,230	
財務省	財政経済に関する技術協力に必要な経費等 (70,852)	(1) 開発途上国現地および日本国内においてセミナー・研修等を開催する。 (2) 開発途上国へ専門家を派遣する。 (3) 開発途上国から客員・実務研究員を受け入れる。 (4) 開発途上国の経済事情や経済政策の実情に関する研究を行う。 (5) 円借款事業の案件形成や円借款事業に附帯する技術支援等を実施する(JICA有償勘定技術支援)。
文部科学省 (日本学生支援機構を含む)	留学生交流の推進 (16,126)	グローバル社会で活躍できる人材育成の促進や日本の高等教育機関の国際競争力強化、「留学生30万人計画(2008年7月)」の実現を図るため、日本人の海外留学および外国人留学生の受入れを推進し、グローバル人材育成に必要な環境の整備・充実を図る。日本の高等教育機関および日本語教育機関に在籍している外国人留学生は約29万9,000人(2018年5月)、海外の大学等に在籍する日本人学生は約10万5,000人(2017年)となっている。 (施策例) ・国費外国人留学生の受入れ: 開発途上国を中心に世界各国より前途有望な青年を日本に招聘し、高等教育機関で教育や研究指導を受けさせる事業を実施。 ・私費外国人留学生等への援助: 日本の高等教育機関および日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生を支援するため学習奨励費の給付を実施。
	その他 (403)	外国人に対する日本語教育、教育、文化、スポーツ等の各分野で、開発途上国からの研究者等の受入れや開発途上国への専門家派遣等の事業を行っている。また、UNESCOの主唱する政府間事業への参加、国際連合大学の共同研究事業への協力、東南アジア教育大臣機構(SEAMEO)の活動への協力なども実施している。
	総 額 16,528	
厚生労働省	(658)	(1) 開発途上国等の保健医療・社会福祉分野の人材育成、水道分野の調査企画等を実施。 (2) 結核対策国際協力事業、ポリオ根絶計画および麻しん根絶計画の推進、ハンセン病国際研究協力の推進、障害者リハビリテーション事業に係る国際協力の推進および開発途上国特有の疾病等に関する臨床研究等の事業を実施。 (3) 技能実習制度の適正かつ円滑な推進。 (4) 在職職業訓練指導員の受入れ。開発途上国における適正な技能評価のための制度づくりへの支援。 (5) 東南アジア諸国連合(ASEAN)、アジア太平洋経済協力(APEC)等への支援。
農林水産省	(1,119)	世界の食料安全保障への貢献や、開発途上国における農林水産業の振興等を図るため、 (1) アジア・アフリカの開発途上国におけるフードバリューチェーン構築に携わる現地人材の育成・技術普及 (2) アジア・アフリカの開発途上国における、現地に適応する土地改良技術等の検討、開発 (3) 森林保全活動の推進に必要な体制整備、森林資源を活用した事業モデルの開発、森林再生技術の実証 (4) 地域特性、漁業形態等に応じた資源管理手法や資源管理計画のモデルの作成に関する事業を実施。
経済産業省	質の高いインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業 (700)	「川上」の構想段階から新興国のインフラ計画に関与し、我が国の質の高いインフラシステムの海外展開を促進することにより、新興国の経済発展に貢献するとともに、我が国の力強い経済成長につなげるため、マスタープラン策定や事業実施可能性調査(FS)等を実施。
	技術協力活用型・新興国市場開拓事業 (4,403)	技術協力を通じて日本企業の市場開拓および新興国の経済発展等を図るため、(1) 日本の制度・システムの移転等による事業環境整備、(2) 開発途上国の産業人材育成のための日本での受入研修・現地への専門家派遣、(3) 外国人学生等の日本企業でのインターンシップ受入れ、(4) 開発途上国の社会課題を解決する製品・サービスの開発支援および親日・知日人材ネットワーク化したコミュニティ形成、(5) 看護士・介護福祉士候補者への日本語研修、(6) インフラの海外展開のための途上国キーパーソンの招聘等を実施。
	独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金 (6,848)	日本貿易振興機構(JETRO)は、日本の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に貢献する取組の一環として、開発途上国を対象とした貿易投資取引の機会提供に向けた活動、貿易投資円滑化の基盤となる活動、および開発途上国経済研究活動を実施している。
	その他 (10)	APECにおける諸会議ならびにワーキンググループへの参加等。
	総 額 11,960	

省 庁	事業名 (予算額)	事業の概要
国 土 交 通 省	(266)	国土交通分野(国土政策、交通、社会資本整備等)において、(1)国際交通分野における途上国の経済活性化と我が国企業の競争力強化のための支援、(2)国際協力交流企画事業、(3)環境・安全対策協力事業、(4)海外プロジェクトの推進等を実施する。
環 境 省	(214)	(1)地球環境の保全:環境国際協力・インフラ戦略推進事業 (2)大気・水・土壌環境等の保全:国際的水環境改善活動推進事業、二国間水環境改善活動推進事業 (3)廃棄物・リサイクル対策の推進:国際資源循環体制構築力強化プログラム事業。

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

ウ その他

(単位:百万円)

省 庁	事業名 (予算額)	事業の概要
経 済 産 業 省	株式会社日本貿易保 険への交付金 (1,600)	重債務貧困国(HIPCs:Heavily Indebted Poor Countries)等に対する債務削減の実施に伴う財政措置として 影響額の一部を株式会社日本貿易保険へ交付する。

(2) 国際機関への出資・拠出（出資、拠出、分担金（ただしODA分））

（単位：百万円）

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
金融庁	政府開発援助経済協力開発機構(OECD)等拠出金 (149)	経済協力開発機構、保険監督者国際機構および証券監督者国際機構による新興市場国向け技術支援に必要な資金を拠出する。
総務省	拠出金・分担金 (247)	国際電気通信連合(ITU)、万国郵便連合(UPU)に対する分担金および東南アジア諸国連合(ASEAN)に対する拠出金。
法務省	国際連合薬物・犯罪事務所(UNODC)拠出金 (107)	国際連合薬物・犯罪事務所(UNODC)への拠出金を通じて、東南アジア地域を中心とする国々に対し、刑事司法分野における技術協力を実施・強化する。また、第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議(京都コンgres)の開催に向けて、UNODC事務局との綿密な連絡・調整など計画的な準備を推進する。
外務省	国際連合(UN)分担金 (3,789) 国際連合平和維持活動(PKO)分担金 (6,213)	国際連合は、(1)世界の平和と安全を維持すること、(2)諸国間の友好関係を発展させること、(3)国家間の経済・社会・文化および人道的諸問題を解決し、人権および基本的自由の重視を拡大することについて国際協力を実現すること、(4)これら共通の目的の達成に当たって、諸国の行動を調和させるための中心となること、を目的とした諸活動を行っている。
	人間の安全保障基金(UNTFHS)拠出金 (767)	日本が設置を主導した国連人間の安全保障基金は、人間一人ひとりの安全保障の視点に立って、現在の国際社会が直面する貧困、環境破壊、紛争、地雷、難民問題、麻薬、HIV/エイズ等感染症などの人間の生存、生活、尊厳に対する多様な脅威に取り組む国連機関のプロジェクトを支援する。
	国連開発計画(UNDP)拠出金 (7,472)	国連開発計画は、国連システムにおける開発分野の中核的機関として、貧困の撲滅、不平等と排除の是正を目標とし、持続可能な開発プロセス、民主的ガバナンス、強靱な社会の構築を重点政策として170か国・地域で活動。日本は、コア・ファンドへ拠出を行うとともに、特定の目的に沿った各種基金を設置・拠出し、国際的な開発課題の解決に向けた取組や開発途上国への支援を実施している。
	環境問題拠出金 (3,755)	国連環境計画(UNEP)をはじめとする国連内外の環境関連国際機関および環境関連多数国間条約等が、地球環境の様々な面でのモニタリング、調査、途上国への技術協力、条約の実施や遵守を促進するプロジェクト等を実施しており、これらを支援している。
	緑の気候基金(GCF)拠出金 (一)	緑の気候基金(GCF)は、2010年のCOP16で設立が決定された開発途上国の温室効果ガス削減(緩和)と気候変動の影響への対策(適応)を支援する基金。2015年に本格稼働した。
	国連人口基金(UNFPA)拠出金 (1,976)	国連人口基金は、開発途上国における家族計画、リプロダクティブ・ヘルス、国勢調査等の人口にかかわる取組に対し支援を行っている。地域別にはアフリカ地域、アジア太平洋地域、中東地域に重点的資金配分を実施。
	国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)拠出金 (4,197)	国連難民高等弁務官事務所は、(1)世界各地の難民に対する国際的保護の付与、(2)難民に対する水、医療、住居の提供等の生活支援、(3)難民問題の恒久的解決(本国への自発的帰還、現地定住、第三国定住)、(4)難民保護のための条約の各国による締結の促進、(5)無国籍者の保護における国際協力の強化を目的とした活動を実施している。
	国連児童基金(UNICEF)拠出金 (2,130)	国連児童基金は、母子保健、HIV/エイズ、水と衛生、栄養改善、教育、子どもの保護等児童に関する中長期的援助および自然災害や紛争時の緊急援助を行っている。援助対象国は世界の開発途上国ほぼ全域に及んでいる。
	国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)拠出金 (199)	国連パレスチナ難民救済事業機関は、各国政府・多国間機関等から提供された任意拠出金によって、パレスチナ難民に対する教育、医療・保健および救済(食料支援、住宅改善支援等)、福祉(公民館の運営等)等の事業を実施している。
	国連世界食糧計画(WFP)拠出金 (529)	国連世界食糧計画は、飢餓と貧困の撲滅を使命として、主として食料支援を通じた経済社会開発および自然災害や人為災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援を行っている。
	国際原子力機関(IAEA)技術協力基金拠出金 (1,051)	国際原子力機関は、技術協力基金を主要な財源として、開発途上国の要請に基づき、発電分野および保健・医療、食糧・農業、産業応用、環境等の非発電分野における機材供与、専門家派遣、研修員受入れなどの技術協力活動を実施している。
	国連食糧農業機関(FAO)分担金 (2,688)	国連食糧農業機関は、世界経済の発展および人類の飢餓からの解放の実現を目的とする国連専門機関であり、食料・農林水産分野における国際ルールの策定・実施、情報収集・分析・統計資料の作成、国際的な協議の場の提供、開発途上国に対する技術助言・技術協力等を実施している。
	国際農業開発基金(IFAD)拠出金 (3,189)	国際農業開発基金は、農村地域での飢餓と貧困を撲滅するため、農業・農村開発、農村金融、灌漑、貯蔵・加工等の分野において、被援助国である開発途上国に譲許的資金の貸付および無償資金供与を実施している。
	国連教育科学文化機関(UNESCO)分担金 (1,857)	国連教育科学文化機関は、世界の平和と安全に寄与するために、教育、自然科学、人文・社会科学、文化、コミュニケーション・情報を通じて諸国民の間の理解や協力を促進している。これら5つの分野における国際的な知的交流の促進や、途上国の開発支援事業なども実施している。
	国連工業開発機関(UNIDO)分担金 (1,147)	国連工業開発機関は、開発途上国における工業開発の促進および加速を図るため、種々の技術協力などの関連事業を自ら実施するとともに、その分野における国連の活動を調整している。
	国際農業研究協議グループ(CGIAR)拠出金 (119)	国際農業研究協議グループは、開発途上国における農林水産業の生産性の改善に貢献するための技術の開発・普及を目標とし、世界各地に所在する15の研究機関がネットワークを構築して質の高い基礎・戦略研究を実施している。
	世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金 (905.5)	世界エイズ・結核・マラリア対策基金は、開発途上国等に対して三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)の予防、治療、ケア・サポートのための資金提供を行い、受益国による三大感染症対策の促進を支援している。また、これらを通じ保健システム強化や母子保健にも貢献している。同基金に対する2019年分拠出金は、平成30年度補正予算(38,000百万円)および平成31年度当初予算(905.5百万円)で手当てしている。

省 庁	事業名 (予算額)	事業の概要
外務省	赤十字国際委員会 (ICRC) 拠出金 (187)	赤十字国際委員会は、赤十字の基本原則(人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性)のつとめ、保護(ジュネーブ諸条約等国際人道法の遵守推進を通じた文民や捕虜等の保護や家族再会支援)、救援(紛争犠牲者に対する医療・水・食料・非食料物資分野の支援)、予防(国際人道法の普及)等を行っている。
	国際原子力機関 (IAEA) 平和的利用イ ニシアティブ(PUI) 拠出 金 (176)	平和的利用イニシアティブ(Peaceful Uses Initiative)は、原子力の平和的利用の促進に係るIAEAの活動を支援するための枠組みであり、エボラ出血熱やジカ熱の発生、洪水・地震災害等予見できない緊急事態の際にも、IAEAによる柔軟かつ迅速な支援を可能にしている。2010年NPT(核兵器不拡散条約)運用検討会議で設立されて以来、累計1.3億ユーロ以上の拠出を受け、150を超える加盟国に対して、保健・医療、食糧・農業、産業応用、環境等の非発電分野および発電分野等の290以上のIAEAプロジェクトを支援している。
	国連女性機関(UN Women) 拠出金 (428)	国連女性機関(UN Women)は、女性の地位向上を目的として、女性および女児に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等などの活動を行っている。
	国際家族計画連盟 (IPPF) 拠出金 (679)	国際家族計画連盟は、開発途上国における母子保健、リプロダクティブ・ヘルス分野に関する取組を実施。約160か国約140の加盟協会を通じた支援により、草の根レベルで役立つ活動を行っている。
	Gaviワクチンアライ アンス 拠出金 (18)	Gaviワクチンアライアンスは、開発途上国における予防接種の普及により子どもたちの命と人々の健康を守る活動を実施している。Gaviに対する2019年分拠出金は、平成30年度補正予算で2,111百万円、平成31年度当初予算で17.7百万円。
	国連プロジェクト・サ ービス機関(UNOPS) 拠出金 (一)	国連プロジェクト・サービス機関(UNOPS)は、国連機関、国際開発金融機関、援助国および被援助国政府等からの依頼に基づき、紛争や災害後といった困難な現場において、調達、契約管理、土木工事、インフラ開発等の実施を通じて人道支援および開発支援を行っている。平成30年度補正予算で約1,994百万円を拠出した。
	国際連合薬物・犯罪事 務所(UNODC) 拠出金 (361)	東南アジア諸国やアフガニスタン、中東・北アフリカ、サブサハラ諸国等に対するテロ対策・国際組織犯罪対策の能力強化支援等に拠出することにより、これらの犯罪を防止・撲滅し、国際社会の平和と安定・繁栄の確保に寄与することを目指している。また、平成31年度拠出には、2020年4月に京都で国連犯罪防止刑事司法会議を開催するにあたり、開催国が支払う必要のある経費も含まれる。
	その他 (8,115)	開発援助に係る国連機関やその他の国際機関に対して様々な分担金、拠出金を支出している。
	総額 51,948	
財務省	国際復興開発銀行 (IBRD)・国際開発協会 (IDA) 拠出金 (12,062)	国際復興開発銀行(IBRD)・国際開発協会(IDA)は、途上国の貧困削減と持続可能な経済成長の実現を使命として、加盟国に金融支援、技術支援等を提供している。本拠出金は、IBRD・IDA本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや政策改善のための技術援助、人材育成等を支援している。
	国際復興開発銀行 (IBRD) 出資金 (40,538)	国際復興開発銀行(IBRD)は、中所得国および信用力のある貧困国に融資、保証、および分析・助言サービスなどの非融資業務を提供し、持続可能な開発を推進することで、これらの国の貧困を削減することを目的としている。
	国際開発協会(IDA) 出資金 (114,610)	国際開発協会(IDA)は、市場の条件で借入れを行うことが全く、あるいはほとんどできない低所得国に対して、超長期・低利子で融資及び贈与を行っている。
	国際金融公社(IFC) 拠出金 (1,342)	国際金融公社(IFC)は、開発途上国の民間企業に対する融資・出資を通じて、持続可能な民間部門投資を促進し、貧困削減と生活水準向上を支援することを主な目的としている。本拠出金は、IFC本部の融資・出資による支援を補完し、開発途上国の起業家が質の高い事業計画を作成できるよう、計画作成の手助けを行ったり、民間企業の設立支援等の技術支援活動も推進している。
	地球環境ファシリティ (GEF) 拠出金 (23,677)	開発途上国における地球環境の保全・改善への取組を支援することを目的とした多数国間資金メカニズム。(1) 気候変動対策、(2) 生物多様性の保全、(3) 国際水域管理、(4) 土地劣化防止、(5) 化学物質・廃棄物対策の5分野を支援している。
	アジア開発銀行(ADB) 拠出金 (6,477)	アジア開発銀行(ADB)は、アジア太平洋地域における包括的経済成長、環境に配慮した持続可能な成長および地域統合の助長等を通じて開発途上国の貧困削減に貢献している。本拠出金は、ADB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや途上国の能力開発等を支援している。
	アジア開発基金(ADF) 拠出金 (34,344)	アジア開発基金(ADF)は、アジア太平洋地域の開発途上国で債務負担能力の低い国を対象に、贈与を行っている。
	アフリカ開発銀行 (AfDB) 拠出金 (550)	アフリカ開発銀行(AfDB)は、アフリカ地域の経済社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。本拠出金はAfDB本体の融資による支援を補完している。加盟国の民間セクター支援を目的として、政府、地方政府、企業協会、公・民間企業に対し、技術支援等も行っている。
	米州開発銀行(IDB) 拠出金 (1,325)	米州開発銀行(IDB)は、中所得国を中心とした中南米・カリブ海諸国に対し、準商業条件で貸付等を行うことを主たる業務としている。本拠出金は、IDB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクト、技術協力プロジェクト等に対して資金提供を行っている。
	米州投資公社(IIC) 出資金 (803)	米州投資公社(IIC)は、加盟国からの出資金をもとに債券を発行することにより、資金を国際資本市場から調達し、中南米諸国の民間中小企業に対して投融資を行っている。
	欧州復興開発銀行 (EBRD) 拠出金 (695)	欧州復興開発銀行(EBRD)は、中東欧・旧ソ連地域等の市場経済への移行、民間企業の育成等の支援を目的とする国際金融機関である。本拠出金は、同地域の民間企業等への技術協力等に対しての資金提供に使われ、同地域の経済の発展に貢献している。
	その他拠出金 (5,788)	開発途上国に対する金融・税制・関税等にかかわる技術支援等のための拠出金。国際通貨基金(IMF)、関税協力理事会(WCO)、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋経済協力(APEC)、東南アジア諸国連合(ASEAN)等向けがある。
	総額 242,210	

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
文部科学省	分担金等 (22)	文化財保存修復研究国際センター(ICCROM)分担金、世界知的所有権機関(WIPO)事務局分担金および拠出金により、関係事業の推進を図っている。
厚生労働省	世界保健機関(WHO)分担金 (3,917)	世界保健機関(WHO)は、世界のすべての人々ができる限り高い健康水準に到達することを目的とした事業を行っている国連の専門機関であり、加盟国として割り当てられた分担金の拠出を行っている。
	世界保健機関等拠出金 (1,460)	国際保健分野における様々な課題の解決等に貢献することを目的として、WHOの推進する感染症対策等の事業や世界HIV/エイズ対策を推進する国連合同エイズ計画(UNAIDS)に対して、資金の拠出を行っている。
	国際労働機関(ILO)分担金等 (679)	(1)国際労働機関(ILO)に対する分担金の拠出。(2)ILO等が企画した労働分野における技術協力プログラムに対する拠出金。
	総額 6,056	
農林水産省	国連食糧農業機関(FAO)拠出金 (409)	世界の食料安全保障の確立や地球規模課題への対応のため、持続可能な森林経営の推進、栄養改善、SPS(食品安全、植物防疫)関連の国際基準策定、持続的な漁業の推進、植物遺伝資源の保全および取得、世界農業遺産(GIAHS)支援、統計情報整備、気候変動対策に関する技術援助、かんがい効率・水生産性向上の推進等を実施している。
	ASEAN事務局拠出金 (233)	ASEAN諸国のフード・バリューチェーンの構築等に寄与するため、食産業の海外展開に資する現地の担い手の育成と日本の食品規格等の国際化の促進、生産・加工・流通等の各段階における人材育成を目的とした国内外の研修や専門家派遣、日本発GAP認証のASEAN諸国における認知度向上の取組への支援、SDG指標の整備に必要な調査手法や結果分析手法の開発への支援を実施している。
	東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)拠出金 (201)	東南アジア地域の持続的な水産業発展のための技術的支援を行うため、漁労、漁具漁法、漁場調査、資源評価、水産加工、養殖技術開発・改良など幅広い分野にわたって、訓練、調査、情報普及などの諸活動を実施している。
	国際獣疫事務局(OIE)拠出金 (113)	世界の動物衛生水準向上のため、口蹄疫等の防疫ロードマップ策定、動物の伝染性疾病についての情報収集・分析・提供、動物疾病の防疫に関する技術的支援や助言を実施している。
	国際農業研究協議グループ(CGIAR)拠出金 (166)	国際農業研究協議グループ傘下の国際稲研究所(IRRI)、国際熱帯農業センター(CIAT)、国際とうもろこし・小麦改良センター(CIMMYT)、国際熱帯農業研究所(IITA)、アフリカ稲センター(AfricaRice)、国際水管理研究所(IWMI)、国際生物多様性センター(Bioversity International)を通じ、開発途上地域における食料増産や農業の持続可能な生産性向上等にかかる研究開発を実施している。
	その他拠出金 (450)	農林水産分野の様々な課題の解決に貢献するため、アプター事務局(APTERR)、国連世界食糧計画(WFP)、国際協同組合同盟(ICA)、メコン河委員会(MRC)、アジア生産性機構(APO)等の行うプロジェクトに対する拠出を実施している。
	総額 1,573	
経済産業省	国連工業開発機関(UNIDO)拠出金 (190)	開発途上国における持続可能な工業開発を促進するため、国際連合工業開発機関(UNIDO)の東京投資・技術移転促進事務所(ITPO東京)が行う、開発途上国における日本企業の投資および技術移転促進等のプロジェクト運営に対する拠出を実施している。
	その他拠出金等 (906)	世界知的所有権機関(WIPO)事務局分担金、世界知的所有権機関拠出金、日・ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金、アジア太平洋経済協力拠出金、日・ASEAN経済産業協力拠出金、APECビジネス諮問委員会拠出金、経済協力開発機構開発センター拠出金。
	総額 1,096	
国土交通省	拠出金等 (97)	観光や気象分野に係る開発や技術協力に関係する国際機関(ASEAN貿易投資観光促進センター、世界気象機関)に対して分担金や拠出金を拠出する。
環境省	拠出金等 (419)	国際連合環境計画、国際連合環境計画国際環境技術センター、国際自然保護連合拠出金、国際湿地保全連合分担金、世界適応ネットワークアジア太平洋地域等事業拠出金、アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金、モントリオール議定書多数国間基金拠出金(HFC分)。

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2. 借款等

(単位:百万円)

省 庁	事業名 (予算額)	事業の概要
財 務 省	円借款および海外投融資 (1,395,000)	有償資金協力は、開発途上地域の開発を主たる目的として資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう、金利、償還期間等について緩やかな条件が付された有償の資金供与による協力をいう。有償資金協力には、開発途上地域の政府等に対して開発事業の実施に必要な資金または当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付ける「円借款」と、我が国または開発途上地域の法人等に対して開発事業の実施に必要な資金を融資・出資する「海外投融資」がある。
農 林 水 産 省	海外漁業協力事業資金融資 (14,214)	海外漁業協力の円滑な促進および漁場の確保を通じた日本漁業の安定的な発展に寄与することを目的として、日本の法人等が海外漁業協力を実施するのに必要な資金(相手国において行う開発可能性調査および技術協力、合併により海外漁業協力事業を行うための相手国の現地法人に対する出資および設備資金等の貸付)を、公益財団法人海外漁業協力財団(OFCF)から融資する。

第2章 日本の政府開発援助実績

第1節 開発途上国への資金の流れ

図表3 開発途上国への資金の流れ

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

項目			暦年	2017年	2018年	増減率
政府開発援助	二 国 間	贈与		5,505	5,291	-3.9
		無償資金協力		2,621	2,640	0.7
		技術協力		2,885	2,652	-8.1
		政府貸付等		2,531	769	-69.6
	(二国間) 計			8,036	6,061	-24.6
	国際機関に対する出資・拠出等			3,382	3,965	17.2
	(ODA) 計			11,418	10,026	-12.2
(対GNI比< % >)			(0.23)	(0.19)		
その他政府資金	輸出信用 (1年超)			688	286	-58.5
	直接投資金融等			-2,684	1,332	149.6
	国際機関に対する融資等			-	-	-
	(OOF) 計			-1,996	1,618	181.1
民間資金	輸出信用 (1年超)			167	-2,443	-1,561.7
	直接投資			50,391	71,638	42.2
	その他二国間証券投資等			7,781	11,625	49.4
	国際機関に対する融資等			-913	241	126.4
	(PF) 計			57,426	81,061	41.2
民間非営利団体による贈与				475	522	9.9
資金の流れ総計				67,323	93,226	38.5
(対GNI比< % >)				(1.34)	(1.81)	
国民総所得 (GNI) (億ドル)				50,340	51,446	2.2

(注)

- ・換算率：2017年=112.1831円/ドル、2018年=110.4378円/ドル(OECD-DAC指定レート)
- ・卒業国向け援助を含む。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・OOF: Other Official Flows、PF: Private Flows

参考：技術協力に行政経費、開発啓発費などを含まない場合の実績は下記のとおり。

(単位：百万ドル、%)

項目		暦年	2017年	2018年	増減率
贈与			5,499.9	5,278.4	-4.0
うち技術協力			2,223.2	1,914.9	-13.9

(注)

- ・卒業国向け援助を除く。

第2節 二国間政府開発援助の所得グループ別実績

図表4 二国間政府開発援助の所得グループ別実績

(支出総額ベース、単位: 百万ドル)

受取国グループ	2017年	2018年	供与相手国・地域数 (2018年)
後発開発途上国 (LDCs)	3,491.5	3,426.8	47
低所得国 (LICs)	201.6	12.7	1
低中所得国 (LMICs)	6,595.8	6,039.8	37
高中所得国 (UMICs)	1,896.2	1,549.5	54
分類不能	2,893.7	2,255.8	-
合計	15,078.8	13,284.6	139

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・2018年版までは支出純額ベースの実績を用いていたが、本2019年版から支出総額ベースの実績を使用。
- ・分類不能には、複数受取国グループにまたがる援助等を含む。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・2018年～2020年実績に適用されるLDCs、LICs、LMICs、UMICsの国・地域は開発協力白書13ページの「図表 I -7/DAC援助受け取り国・地域リスト」を参照。
- ・2017年と2018年の受取国グループを構成する国・地域は異なる。
- ・最新のLDCs、LICs、LMICs、UMICsの国・地域の分類基準は下記のとおり。

1. 後発開発途上国 (LDCs: Least Developed Countries)

国連開発政策委員会 (CDP: UN Committee for Development Policy) が設定した基準 (下表) に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された国のこと。LDCとしての認定には、すべての基準を満たし、該当国の同意を条件とする。

LDCリストへの掲載基準 (2018年)

3年間の 1人当たりGNI平均	HAI ^(※1)	EVI ^(※2)
1,025米ドル以下	60以下	36以上

LDCリストからの卒業基準 (2018年)

3年間の 1人当たりGNI平均	HAI ^(※1)	EVI ^(※2)
1,230米ドル以上	66以上	32以下

上記卒業基準の2つ以上を満たすか、或いはGNIが基準値の2倍以上 (2018年の場合は2,460米ドル以上) となると、リストからの卒業が適格と判断され、LDC卒業に向けたプロセスが開始される。

(※1) HAI: Human Assets Index

人的資源開発の程度を表すためにCDPが設定した指標で、①栄養不良人口の割合、②5歳以下の乳幼児死亡率、③中等教育就学率、④成人識字率、を指標化したもの。

(※2) EVI: Economic Vulnerability Index

経済的な脆弱性を表すためにCDPが設定した指標で、①人口規模、②(世界的市場からの) 遠隔度、③商品輸出の集中度、④GDPに占める農林水産業の割合、⑤低標高沿岸地帯に住む人口の割合、⑥財・サービスの輸出不安定度、⑦自然災害の被害者の割合、⑧農業生産の不安定度、を指標化したもの。

2. 低所得国 (LICs: Low Income Countries)

2017年の国民1人当たりのGNIが995ドル以下の国・地域 (世界銀行、2018年)

3. 低中所得国 (LMICs: Lower Middle Income Countries)

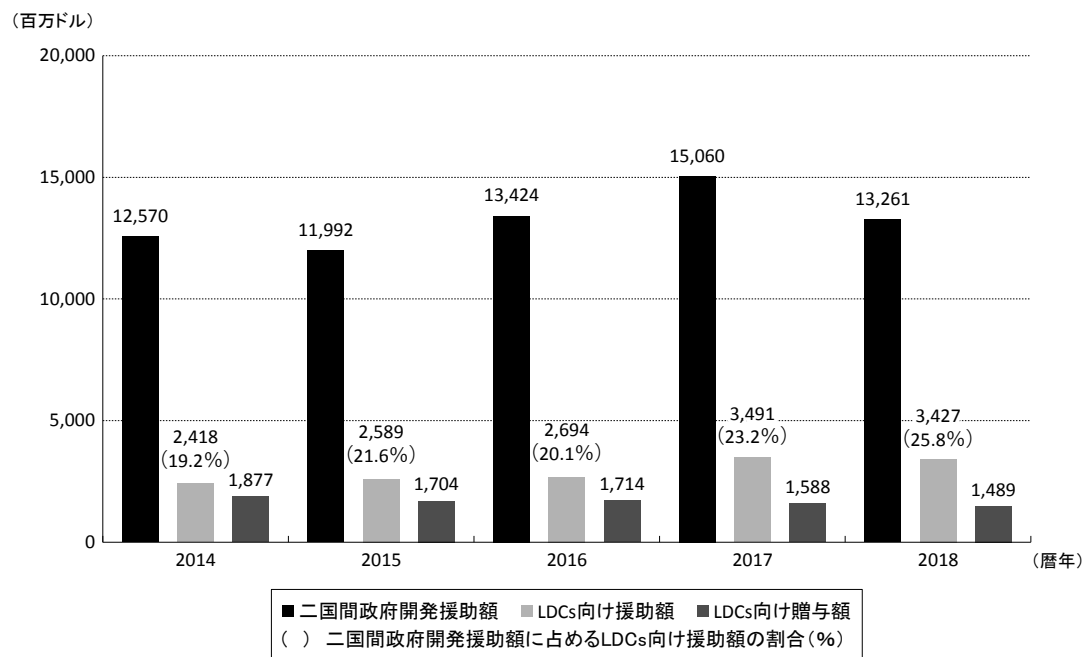
2017年の国民1人当たりのGNIが996ドル以上3,895ドル以下の国・地域 (世界銀行、2018年)

4. 高中所得国 (UMICs: Upper Middle Income Countries)

2017年の国民1人当たりのGNIが3,896ドル以上12,055ドル以下の国・地域 (世界銀行、2018年)

図表5

二国間政府開発援助と後発開発途上国（LDCs）向け援助額および贈与額の比較



(注)

- ・支出総額ベース。
- ・債務救済を除く。
- ・卒業国向け援助を除く。

第3節 二国間政府開発援助の地域別配分の推移

図表6 二国間政府開発援助の地域別配分の推移

地域	1970		1980		1990		2000		2010	
	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額
アジア	419.37	364.80	1,648.27	1,382.51	5,140.05	4,116.55	7,630.81	5,283.82	8,106.17	5,283.82
東アジア	304.57	288.89	1,117.64	942.62	4,017.87	3,213.96	5,609.70	3,855.95	5,188.12	3,855.95
北東アジア	107.61	96.40	131.14	81.69	1,042.29	834.72	1,360.81	700.48	1,063.84	700.48
東南アジア	196.96	192.49	986.50	860.93	2,975.58	2,379.24	4,248.89	3,155.47	4,116.56	3,155.47
(ASEAN)	172.94	169.94	821.78	703.38	2,893.69	2,299.10	4,219.82	3,126.40	4,088.89	3,126.40
南アジア	114.65	75.76	519.04	434.93	1,117.85	898.25	1,723.29	1,130.07	2,637.22	1,130.07
中央アジア・コーカサス	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	273.38	273.38	229.18	273.38
アジアの複数国向け	0.15	0.15	11.59	4.96	4.34	4.34	24.42	24.42	51.64	51.64
中東・北アフリカ	13.45	13.44	199.64	192.69	898.16	665.71	990.11	726.79	2,339.90	1,591.76
サブサハラ・アフリカ	8.19	8.19	243.71	233.83	887.34	830.69	1,078.57	969.65	1,835.29	1,732.75
中南米	2.34	▲ 15.01	133.06	118.47	637.58	561.20	1,120.46	799.56	1,005.55	▲ 343.55
大洋州	0.01	0.01	14.72	11.58	116.38	113.53	167.00	151.06	196.87	176.29
欧州	0.01	▲ 0.99	1.94	▲ 1.46	159.58	157.96	128.57	117.57	232.45	180.51
複数地域にまたがる援助等	1.07	1.07	23.18	23.18	493.91	493.91	1,591.64	1,591.64	1,562.14	1,562.14
合計	444.43	371.51	2,264.52	1,960.80	8,332.96	6,939.56	12,707.18	9,640.10	15,278.36	7,428.48

地域	2014		2015		2016		2017		2018	
	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額
アジア	7,271.26	1,977.13	6,333.08	1,626.33	7,037.79	1,787.61	9,009.43	3,600.48	7,509.02	1,492.52
東アジア	4,173.11	48.62	3,533.97	▲ 60.17	3,720.66	▲ 262.52	3,888.70	▲ 41.99	3,092.23	▲ 1,363.95
北東アジア	261.93	▲ 785.91	252.26	▲ 659.49	219.48	▲ 773.78	526.81	▲ 447.94	93.34	▲ 869.58
東南アジア	3,902.48	825.82	3,271.88	589.49	3,496.03	506.11	3,356.06	400.11	2,992.12	▲ 501.14
(ASEAN)	3,883.31	806.65	3,252.62	570.23	3,459.32	469.40	3,331.93	375.98	2,960.56	▲ 532.70
南アジア	2,552.09	1,468.66	2,467.23	1,449.02	2,915.14	1,751.45	4,332.00	2,956.94	3,996.20	2,554.08
中央アジア・コーカサス	257.13	170.93	303.17	208.76	327.07	223.77	408.30	305.11	334.80	225.51
アジアの複数国向け	288.93	288.93	28.71	28.71	74.91	74.91	380.43	380.43	85.78	76.87
中東・北アフリカ	1,559.74	927.26	1,420.53	863.76	1,944.69	1,287.86	1,735.16	1,079.33	1,682.65	934.28
サブサハラ・アフリカ	1,643.27	1,557.42	1,885.35	1,807.17	1,490.07	1,388.68	1,703.29	1,594.70	1,333.40	1,214.53
中南米	434.23	29.75	437.76	▲ 16.72	428.94	82.39	372.45	▲ 343.91	452.46	190.74
大洋州	128.06	108.91	129.11	111.62	180.77	162.97	321.24	230.61	219.20	199.86
欧州	192.37	131.74	111.78	48.12	402.06	336.06	92.75	24.96	80.65	8.40
複数地域にまたがる援助等	1,353.07	1,353.07	1,693.91	1,693.91	1,966.44	1,966.44	1,849.94	1,849.94	2,020.27	2,020.27
合計	12,581.99	6,085.28	12,011.52	6,134.19	13,450.75	7,012.01	15,084.25	8,036.11	13,297.64	6,060.61

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

・「n.a.」はデータが無いことを示す。

・卒業国向け援助を含む。

第4節 国別実績

図表7 二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国（2018年）

（単位：百万ドル）

順位	（債務返済を含む）		無償資金協力		順位	技術協力		順位	国または地域名		政府貸付等		順位
	国または地域名	実績	国または地域名	実績		国または地域名	実績		国または地域名	貸付実行額	国または地域名	貸付実行額一回収額	
1	アフガニスタン	173.48	アフガニスタン	173.48	1	フィリピン	95.84	1	インド	2,137.43	インド	1,280.92	1
2	ミャンマー	136.56	ミャンマー	136.56	2	ミャンマー	88.28	2	バングラデシュ	1,200.67	バングラデシュ	1,082.25	2
3	フィリピン	106.84	フィリピン	106.84	3	インド	86.15	3	ベトナム	606.87	ベトナム	411.18	3
4	バングラデシュ	65.62	バングラデシュ	65.62	4	ベトナム	53.51	4	インドネシア	585.88	インドネシア	312.06	4
5	カンボジア	65.15	カンボジア	65.15	5	インドネシア	49.00	5	ウズベキスタン	492.02	ウズベキスタン	179.85	5
6	ガーナ	57.65	ガーナ	57.65	6	バングラデシュ	31.41	6	フィリピン	359.82	フィリピン	136.77	6
7	イラク	56.31	イラク	56.31	7	カンボジア	31.17	7	ミャンマー	312.06	ミャンマー	83.96	7
8	シリア	55.72	シリア	55.72	8	ケニア	30.42	8	エジプト	272.49	エジプト	82.16	8
9	パキスタン	52.34	パキスタン	52.34	9	タイ	26.70	9	タイ	240.69	タイ	79.02	9
10	ハイチ	41.56	ハイチ	41.56	10	ラオス	22.17	10	ウズベキスタン	208.02	ウズベキスタン	67.79	10
11	キューバ	811.24	10か国計	811.24	11	タンザニア	514.65	11	ケニア	6,415.94	10か国計	3,715.94	11
12	モザンビーク	41.02	モザンビーク	41.02	12	タンザニア	22.07	12	ケニア	165.14	カンボジア	63.04	12
13	【バレスチナ】	40.02	【バレスチナ】	40.02	13	ネパール	20.51	13	ネパール	162.85	ネパール	52.02	13
14	ネパール	38.40	ネパール	38.40	14	スリランカ	19.72	14	スリランカ	152.30	ボスニア・ヘルツェゴビナ	41.95	14
15	コンゴ民主共和国	34.54	コンゴ民主共和国	34.54	15	スリランカ	18.96	15	チュニジア	124.36	ボスニア・ヘルツェゴビナ	37.03	15
16	タジキスタン	33.94	タジキスタン	33.94	16	エチオピア	18.45	16	トルコ	84.89	ウガンダ	35.83	16
17	イエメン	33.81	イエメン	33.81	17	エチオピア	18.33	17	モロッコ	73.41	エチオピア	32.42	17
18	ケニア	28.55	ケニア	28.55	18	エジプト	18.21	18	モロッコ	72.74	タンザニア	25.95	18
19	南スーダン	26.80	南スーダン	26.80	19	セネガル	17.56	19	カンボジア	60.66	コスタリカ	21.17	19
20	トーゴ	26.48	トーゴ	26.48	20	モザンビーク	16.11	20	ネパール	56.81	アゼルバイジャン	19.86	20
21	モンゴル	1,148.84	20か国計	1,133.28	21	ブラジル	702.73	21	ブラジル	50.47	マダガスカル	4,086.99	21
22	サモア	25.46	サモア	25.46	22	ザンビア	15.42	22	ペルー	50.41	モンゴル	18.63	22
23	ウガンダ	23.23	ウガンダ	23.23	23	スーダン	14.77	23	ラオス	46.97	カメルーン	12.94	23
24	パプアニューギニア	22.31	パプアニューギニア	22.31	24	アフガニスタン	14.55	24	モンゴル	44.57	ルワンダ	11.79	24
25	タンザニア	20.95	タンザニア	20.95	25	パプアニューギニア	13.39	25	ボスニア・ヘルツェゴビナ	43.17	カーボベルデ	8.58	25
26	キリバス	20.46	キリバス	20.46	26	ルワンダ	12.76	26	コスタリカ	42.60	パプアニューギニア	8.39	26
27	ラオス	20.44	ラオス	20.44	27	コートジボワール	12.74	27	アゼルバイジャン	41.31	バヌアツ	7.92	27
28	東ティモール	20.29	東ティモール	20.29	28	ガーナ	12.48	28	ウガンダ	37.77	グアテマラ	6.38	28
29	ソロモン	18.66	ソロモン	18.66	29	ウガンダ	11.13	29	エチオピア	35.83	ボツワナ	6.10	29
30	スリランカ	18.06	スリランカ	18.06	30	マダガスカル	10.38	30	タンザニア	35.65	ザンビア	4.63	30
	30か国計	1,363.42	30か国計	1,339.71		マラウイ	10.35		パラグアイ	30.81	東ティモール	3.11	
	開発途上国計	2,639.75	開発途上国計	2,616.03		30か国計	830.70		30か国計	7,828.67	30か国計	4,175.45	
						開発途上国計	2,651.71		開発途上国計	8,006.18	開発途上国計	*1769.15	

（注）*1 31位以降の国々の実績を含めると、貸付実行額の増加分よりも回収額のマイナス分が多くなるため、上位30か国計を下回る結果となる。

- ・「」は地域名を示す。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・開発途上国計には卒業国向け援助を含む。
- ・小数点以下第3位で四捨五入しているため、同一値で順位の異なる場合がある。
- ・債務返済は、商業上の債務の免除であり、債務繰延は含まない。

(単位：百万ドル)

順位	二国間援助計					
	(債務救済を含む)			(債務救済を除く)		
	国または地域名	支出総額	国または地域名	支出総額	国または地域名	支出純額
1	インド	2,231.91	インド	2,231.91	インド	1,375.40
2	バングラデシュ	1,297.71	バングラデシュ	1,297.71	バングラデシュ	1,179.28
3	ベトナム	673.85	ベトナム	673.85	ミャンマー	536.90
4	インドネシア	637.77	インドネシア	637.77	イラク	474.17
5	フィリピン	562.50	フィリピン	562.50	ベトナム	203.75
6	イラク	555.01	イラク	555.01	ウズベキスタン	189.38
7	ミャンマー	536.90	ミャンマー	536.90	アフガニスタン	188.03
8	エジプト	294.58	エジプト	294.58	カンボジア	159.36
9	タイ	270.82	タイ	270.82	モザンビーク	142.94
10	ケニア	224.12	ケニア	224.12	ケニア	137.99
	10か国計	7,285.16	10か国計	7,285.16	10か国計	4,587.21
11	ウズベキスタン	217.55	ウズベキスタン	217.55	ネパール	107.07
12	スリランカ	200.63	スリランカ	200.63	エジプト	104.25
13	アフガニスタン	188.03	アフガニスタン	188.03	ラオス	84.38
14	カンボジア	169.07	カンボジア	169.07	タンザニア	75.44
15	チュニジア	155.31	チュニジア	155.31	ウガンダ	71.39
16	モザンビーク	143.87	モザンビーク	143.87	チュニジア	70.79
17	トルコ	133.81	トルコ	133.81	ガーナ	70.13
18	パキスタン	126.71	パキスタン	126.71	エチオピア	69.41
19	ネパール	115.72	ネパール	115.72	フィリピン	68.49
20	モロッコ	90.80	モロッコ	90.80	モンゴル	62.24
	20か国計	8,826.66	20か国計	8,826.66	20か国計	5,370.82
21	ラオス	89.57	ラオス	89.57	シリア	57.70
22	モンゴル	88.18	モンゴル	88.18	[パレスチナ]	48.33
23	タンザニア	78.67	タンザニア	78.67	パプアニューギニア	44.10
24	ウガンダ	72.13	ウガンダ	72.13	ハイチ	43.33
25	ガーナ	70.13	ガーナ	70.13	コンゴ民主共和国	43.27
26	エチオピア	69.41	エチオピア	69.41	ボスニア・ヘルツェゴビナ	43.20
27	ブラジル	67.73	ブラジル	67.73	マダガスカル	42.34
28	パプアニューギニア	60.53	パプアニューギニア	60.53	タジキスタン	37.89
29	ペルー	58.89	ペルー	58.89	ルワンダ	37.75
30	シリア	57.70	シリア	57.70	ザンビア	34.43
	30か国計	9,539.59	30か国計	9,539.59	30か国計	5,803.15
	開発途上国計	13,297.64	開発途上国計	13,273.93	開発途上国計	6,036.89

(注)

- ・「」は地域名を示す。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・開発途上国計には卒業国向け援助を含む。
- ・小数点以下第3位で四捨五入しているため、同一値で順位の異なる場合がある。
- ・債務救済は、商業上の債務の免除であり、債務繰延は含まない。

図表8 日本が最大の援助供与国となっている国一覧

(支出総額ベース、単位：百万ドル)									
2014年	金額	2015年	金額	2016年	金額	2017年	金額	2018年	金額
アゼルバイジャン	80.80	アゼルバイジャン	39.69	アゼルバイジャン	58.63	アゼルバイジャン	58.63	アンティグア・バーブーダ	49.97
アンティグア・バーブーダ	0.51	アンゴラ	197.31	アンティグア・バーブーダ	5.14	アンティグア・バーブーダ	2.22	インド	2,231.91
イラク	376.00	アンティグア・バーブーダ	1.53	イラク	628.92	インド	628.92	ウズベキスタン	2,376.10
インド	1,450.08	インド	1,538.26	ウクライナ	1,800.46	インドネシア	1,800.46	カンボジア	520.59
インドネシア	569.94	インドネシア	478.61	ウズベキスタン	350.80	ウズベキスタン	350.80	カリバス	272.74
ウズベキスタン	61.03	ウズベキスタン	154.14	ウズベキスタン	195.10	エリトリア	195.10	コスタリカ	3.50
カンボジア	126.96	エリトリア	2.74	カンボジア	140.92	カンボジア	140.92	サモア	188.92
コスタリカ	27.03	カンボジア	106.07	グレンダ	4.34	コスタリカ	4.34	スリランカ	55.74
スリランカ	328.58	コスタリカ	65.22	コスタリカ	45.73	スリランカ	45.73	セントルシア	224.02
セントルシア	1.47	スリランカ	207.00	スリランカ	199.03	セーシェル	5.49	タイ	5.49
タイ	415.72	セントビンセント	3.50	セントビンセント	3.74	セントビンセント	3.74	タジキスタン	2.23
パナマ	6.25	セントルシア	3.06	セントルシア	5.59	セントルシア	5.59	パラグアイ	4.19
バングラデシュ	405.67	タイ	172.76	タイ	414.05	タイ	414.05	ハングラデシュ	1,297.71
フィリピン	473.28	パラオ	3.51	ドミニカ国	2.91	トンガ	2.91	フィリピン	22.92
ブータン	15.85	パラグアイ	18.78	パラオ	10.48	パラオ	10.48	ブータン	12.97
ベトナム	1,883.97	バングラデシュ	465.37	パラグアイ	32.02	パラグアイ	32.02	ベトナム	23.29
マレーシア	92.47	フィリピン	541.95	バングラデシュ	568.28	バングラデシュ	568.28	マレーシア	1,421.65
モンゴル	119.73	ブータン	16.00	フィリピン	301.51	フィリピン	301.51	ミャンマー	352.30
ラオス	106.91	ベトナム	1,418.88	ブータン	19.79	ブータン	19.79	モルディブ	28.49
-	-	ベリーズ	1.88	ベトナム	1,583.47	ベトナム	1,583.47	モンゴル	1,389.60
-	-	マレーシア	75.91	マレーシア	47.46	マレーシア	47.46	ラオス	34.39
-	-	ミャンマー	351.14	ミャンマー	506.82	ミャンマー	506.82	-	379.07
-	-	モルディブ	7.27	モルディブ	8.09	モルディブ	8.09	-	5.55
-	-	モンゴル	100.72	モンゴル	191.43	モンゴル	191.43	-	516.73
-	-	ラオス	107.16	ラオス	63.78	ラオス	63.78	-	77.39
(19か国)		(25か国)		(25か国)		(25か国)		(21か国)	

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD:STAT）

(注)

- ・地域は含まない。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・2018年版までは支出純額ベースの実績を用いていたが、本2019年版から支出総額ベースの実績を使用。
- ・参考：日本が第2位の援助供与国となっている国は、次のとおり(2018年実績)。
アゼルバイジャン、アンゴラ、イラク、インドネシア、エジプト、エスワティニ、ガボン、キューバ、クック、ケニア、コモロ、サントメ・プリンシペ、スリナム、セントビンセント、ソロモン、チュニジア、ニウエ、パナマ、バプアニューギニア、パラオ、東ティモール、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、マーシャル、ミクロネシア連邦、モザンビーク、レソト(計29か国)。

図表9 日本がこれまでに政府開発援助を供与したことの国・地域一覧(2018年実績まで)

(1) 日本がこれまで二国間政府開発援助実績を有する国・地域数・・・190(うち国数170)。

(2) 2018年(暦年)に、日本がODAを供与した国・地域は、計153か国・地域(うち国数149)。

詳細は2019年版開発協力白書154ページの参考統計2.(2)「二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳(2018年)」参照。

地域区分	日本がこれまでに政府開発援助を供与したことの国・地域	卒業国・地域	計
東アジア	インドネシア、カンボジア、タイ、中国、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス	韓国、シンガポール、ブルネイ、[香港]、[台湾]、[マカオ]	17か国・地域 (うち国数14)
南アジア	インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ		7か国
中央アジア・コーカサス	アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン		8か国
北中東・アフリカ	アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、イラン、エジプト、シリア、チュニジア、トルコ、[パレスチナ]、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン	アラブ首長国連邦、イスラエル、オマーン、 <u>カタール</u> 、クウェート、 <u>サウジアラビア</u> 、バーレーン	21か国・地域 (うち国数20)
サブサハラ・アフリカ	アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、赤道ギニア、セネガル、[セントヘレナ] ^{*1} 、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、南スーダン、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ、レソト	[レユニオン]、セーシェル	51か国・地域 (うち国数49)
中南米	アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、[モンセラット] ^{*1}	[アルバ]、ウルグアイ、[オランダ領アンティル]、[グアドループ]、[ケイマン諸島]、セントクリストファー・ネービス、トリニダード・トバゴ、バハマ、[バミューダ]、バルバドス、[フランス領ギアナ]、[マルティニーク]	41か国・地域 (うち国数33)
大洋州	キリバス、クック、サモア、ソロモン、ツバル、[トケラウ]、トンガ、ナウル、ニウエ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア連邦、[ワリス・フテナ] ^{*1}	[北マリアナ諸島]、[ニューカレドニア]、[フランス領ポリネシア]、[米領太平洋諸島] ^{*2}	20か国・地域 (うち国数14)
欧州	アルバニア、ウクライナ、北マケドニア、コソボ、セルビア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ	エストニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、 <u>ルーマニア</u>	25か国

(注)

・ [] は地域名を示す。

・ 卒業国・地域のうち、2018年に日本がODAを供与したところについては、下線を引いた。

^{*1} [セントヘレナ]、[モンセラット]および[ワリス・フテナ]については、卒業地域ではないが、2018年に日本によるODAを供与していない。^{*2} [米領太平洋諸島]には現在独立しているマーシャル、ミクロネシア連邦、パラオ、自治領の[北マリアナ諸島]が含まれる。

参考：日本がODA供与実績を有していない地域・・・7

(アジア)[北朝鮮]、(アフリカ)[マイヨット]、(中南米)[アンギラ]、[英領ヴァージン諸島]、[タークス・カイコス諸島]、[フォークランド諸島]、(北米)[サンピエール島およびミクロン島]

(参考) 世銀IDA (国際開発協会) 融資適格国一覧

2019年7月現在: IDA融資の適格国は76か国

アフリカ			東アジア (含む大洋州)
ベナン ブルキナファソ ブルンジ カメルーン ^{(注3)(注5)} カーボベルデ ^{(注3)(注4)} 中央アフリカ チャド コモロ ^(注4) コンゴ民主共和国 コンゴ共和国 ^{(注3)(注5)} コートジボワール ^(注5) エリトリア ^(注2) エチオピア	ガンビア ガーナ ^(注5) ギニア ギニアビサウ ケニア ^{(注3)(注5)} レソト ^(注5) リベリア マダガスカル マラウイ マリ モーリタニア モザンビーク ニジェール	ナイジェリア ^{(注3)(注5)} ルワンダ サントメ・プリンシペ ^(注4) セネガル シエラレオネ ソマリア ^(注2) 南スーダン スーダン ^(注2) タンザニア トーゴ ウガンダ ザンビア ^(注5) ジンバブエ ^{(注2)(注3)}	カンボジア フィジー ^{(注3)(注4)} キリバス ^(注4) ラオス ^(注5) マーシャル諸島 ^(注4) ミクロネシア連邦 ^(注4) モンゴル ^{(注3)(注5)} ミャンマー ^(注5) パプアニューギニア ^{(注3)(注5)} サモア ^(注4) ソロモン諸島 ^(注4) 東ティモール ^{(注3)(注4)} トンガ ^(注4) ツバル ^(注4) バヌアツ ^(注4)
(39か国)			(15か国)

南アジア	ヨーロッパ・中央アジア	ラテンアメリカ・カリブ海	中東・北アフリカ
アフガニスタン バングラデシュ ^(注5) ブータン ^(注4) モルディブ ^(注4) ネパール パキスタン ^{(注3)(注5)}	コソボ ^(注5) キルギス モルドバ ^{(注3)(注5)} タジキスタン ウズベキスタン ^{(注3)(注5)}	ドミニカ ^{(注3)(注4)} セントビンセント ^{(注3)(注4)} グレナダ ^{(注3)(注4)} ガイアナ ^(注4) ハイチ ホンジュラス ^(注5) ニカラグア ^(注5) セントルシア ^{(注3)(注4)}	ジブチ ^(注5) シリア ^(注2) イエメン
(6か国)	(5か国)	(8か国)	(3か国)

出典: 国際開発協会 (IDA) IDA借入国

注1: ボリビア、スリランカ、ベトナムは2017年度末をもってIDA卒業国となったものの、IDA第18次増資期間(2018-2020年度)は例外的に移行支援を継続。

注2: 現在借入のない国: 長期延滞のためIDA融資が行われていない。

注3: ブレンド国: IDAとIBRDの両方から資金供与を受ける資格を持つ借入国。

ナイジェリアやパキスタンなど、一人当たり国民所得ではIDA融資適格国に入るが、IBRDからいくらかの融資を受けるだけの信用力がある。

注4: 小島嶼国など例外国: 人口150万人以下で地理的に脆弱であり、かつ十分な信用度と資金調達力をもたない小島嶼国は、例外的に資金供与を受ける資格を持つ。

注5: 融資条件を強化: IDA融資をブレンド条件でのみ借入適格な国。

・76か国IDA融資適格国(内59か国 IDAのみ、17か国 ブレンド国)。

・IDA支援の適格国: 一人当たりGNI(国民総所得)が毎年新たに定められる上限(2020年度は1,175ドル)を超えていないことが条件。

IDAはまた、小島嶼国など、上記の上限を超えてはいるものの国際復興開発銀行(IBRD)からの融資を受けられるだけの信用度に欠ける一部の国も支援。

第5節 主要分野・課題別実績

(図表10～20までの分野のほとんどが複数の分野に跨っており、金額や割合には重複がある。)

図表10 教育分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力		政府貸付等		技術協力		合計	
2014	199.19	(7.0)	289.57	(2.7)	301.48	(11.4)	790.23	[4.8]
2015	149.03	(5.1)	86.41	(0.6)	295.23	(12.4)	530.67	[2.7]
2016	146.83	(4.9)	-	(-)	371.42	(13.3)	518.25	[2.5]
2017	307.35	(10.2)	164.92	(1.2)	373.67	(12.9)	845.93	[4.2]
2018	162.08	(5.6)	168.66	(1.2)	329.77	(12.4)	660.51	[3.4]

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計した二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- ・合計欄の[]内は、二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- ・卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入	専門家派遣	協力隊等派遣
2014	5,058	2,159	1,447
2015	10,182	1,300	1,589
2016	8,622	2,441	1,713
2017	5,002	2,096	1,813
2018	3,969	1,791	1,828

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。
- ・研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。
- ・卒業国向け援助を含む。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	幼児教育		初等教育		青年・成人の生活技能		中等教育		職業訓練		高等教育・上級技術／経営訓練		その他		合計
2014	1.30	(0.2)	44.71	(5.7)	0.60	(0.1)	54.63	(6.9)	22.82	(2.9)	514.04	(65.0)	152.14	(19.3)	790.23
2015	1.29	(0.2)	39.84	(7.5)	0.19	(0.0)	7.91	(1.5)	48.20	(9.1)	277.05	(52.2)	156.19	(29.4)	530.67
2016	1.05	(0.2)	60.43	(11.7)	0.30	(0.1)	13.20	(2.5)	26.65	(5.1)	268.54	(51.8)	148.09	(28.6)	518.25
2017	7.38	(0.9)	77.76	(9.2)	2.26	(0.3)	26.08	(3.1)	30.83	(3.6)	377.52	(44.6)	324.10	(38.3)	845.93
2018	1.93	(0.3)	67.69	(10.2)	0.27	(0.0)	11.30	(1.7)	32.88	(5.0)	259.30	(39.3)	287.14	(43.5)	660.51

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・()内は、各年の合計に対する割合(%)。
- ・卒業国向け援助を含む。

図表11

保健分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2014	344.12 (12.2)	78.27 (0.7)	104.43 (4.0)	526.82 [3.2]
2015	252.05 (8.6)	422.51 (3.0)	100.39 (4.2)	774.96 [4.0]
2016	245.95 (8.3)	370.09 (2.4)	107.58 (3.9)	723.63 [3.4]
2017	237.01 (7.9)	- (-)	98.19 (3.4)	335.20 [1.7]
2018	329.20 (11.3)	162.41 (1.2)	86.12 (3.2)	577.73 [3.0]

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計した二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- ・合計欄の[]内は、二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- ・卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入	専門家派遣	協力隊等派遣
2014	2,015	1,262	570
2015	2,339	1,255	611
2016	1,612	1,120	632
2017	1,650	1,336	605
2018	3,330	1,369	566

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。
- ・研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。
- ・卒業国向け援助を含む。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	保健一般	基礎保健	人口政策・ リプロダクティブ・ヘルス	合計
2014	120.12 (22.8)	353.78 (67.2)	52.92 (10.0)	526.82
2015	457.39 (59.0)	272.38 (35.1)	45.19 (5.8)	774.96
2016	254.40 (35.2)	423.60 (58.5)	45.63 (6.3)	723.63
2017	102.40 (30.5)	192.04 (57.3)	40.76 (12.2)	335.20
2018	372.15 (64.4)	166.88 (28.9)	38.71 (6.7)	577.73

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・()内は、各年の合計に対する割合(%)。
- ・卒業国向け援助を含む。

図表12 水と衛生分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位：百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2014	242.00 (8.6)	894.66 (8.2)	127.28 (4.8)	1,263.94 [7.7]
2015	288.69 (9.9)	2,094.69 (14.7)	101.63 (4.3)	2,485.01 [12.7]
2016	56.93 (1.9)	1,207.23 (7.9)	110.89 (4.0)	1,375.05 [6.5]
2017	264.71 (8.8)	2,642.33 (18.5)	113.36 (3.9)	3,020.40 [15.0]
2018	222.44 (7.6)	1,333.62 (9.7)	97.46 (3.7)	1,653.51 [8.6]

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計した二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- ・合計欄の[]内は、二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- ・卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入	専門家派遣	協力隊等派遣
2014	3,001	1,314	44
2015	1,707	1,417	38
2016	1,211	1,502	30
2017	882	1,313	27
2018	1,175	2,010	28

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。
- ・研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。
- ・卒業国向け援助を含む。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位：百万ドル、%)

暦年	水供給・衛生	水資源政策・保護	河川開発・洪水防御	農業用水資源	水力発電	合計
2014	668.21 (52.9)	9.21 (0.7)	210.22 (16.6)	214.51 (17.0)	161.79 (12.8)	1,263.94
2015	1,728.93 (69.6)	6.77 (0.3)	107.41 (4.3)	459.41 (18.5)	182.49 (7.3)	2,485.01
2016	1,299.85 (94.5)	8.29 (0.6)	19.34 (1.4)	47.57 (3.5)	- (-)	1,375.05
2017	1,462.14 (48.4)	8.42 (0.3)	188.10 (6.2)	1,265.59 (41.9)	96.16 (3.2)	3,020.40
2018	1,094.46 (66.2)	9.67 (0.6)	31.35 (1.9)	201.67 (12.2)	316.37 (19.1)	1,653.51

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・DAC_CRS統計の分類変更により2018年実績から洪水防御は対象外。
- ・()内は、各年の合計に対する割合(%)。
- ・卒業国向け援助を含む。

図表13

運輸分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2014	318.71 (11.3)	4,339.95 (39.9)	135.49 (5.1)	4,794.14 [29.3]
2015	398.94 (13.6)	5,903.66 (41.5)	103.34 (4.3)	6,405.94 [32.8]
2016	313.29 (10.6)	7,547.09 (49.4)	166.67 (6.0)	8,027.05 [38.2]
2017	292.29 (9.7)	7,179.10 (50.3)	279.63 (9.7)	7,751.03 [38.4]
2018	341.82 (11.8)	9,006.63 (65.6)	240.98 (9.1)	9,589.43 [49.7]

(注)

・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。

・各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計した二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

・合計欄の[]内は、二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

・卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入	専門家派遣	協力隊等派遣
2014	904	815	6
2015	820	903	7
2016	857	1,113	8
2017	842	1,468	5
2018	776	1,193	5

(注)

・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。

・協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。

・研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。

・卒業国向け援助を含む。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	道路	鉄道	水上輸送	航空	その他	合計
2014	1,630.09 (34.0)	2,299.39 (48.0)	638.23 (13.3)	183.38 (3.8)	43.06 (0.9)	4,794.14
2015	1,898.24 (29.6)	3,246.99 (50.7)	655.82 (10.2)	579.22 (9.0)	25.67 (0.4)	6,405.94
2016	1,506.50 (18.8)	5,297.85 (66.0)	558.59 (7.0)	612.64 (7.6)	51.46 (0.6)	8,027.05
2017	3,338.68 (43.1)	1,792.14 (23.1)	1,883.23 (24.3)	697.19 (9.0)	39.78 (0.5)	7,751.03
2018	1,995.57 (20.8)	7,352.97 (76.7)	48.12 (0.5)	84.70 (0.9)	108.06 (1.1)	9,589.43

(注)

・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。

・()内は、各年の合計に対する割合(%)。

・卒業国向け援助を含む。

図表14 通信分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2014	16.15 (0.6)	129.59 (1.2)	19.82 (0.8)	165.56 [1.0]
2015	13.13 (0.4)	86.78 (0.6)	16.48 (0.7)	116.38 [0.6]
2016	28.76 (1.0)	- (-)	28.15 (1.0)	56.90 [0.3]
2017	24.04 (0.8)	- (-)	18.79 (0.7)	42.84 [0.2]
2018	3.26 (0.1)	- (-)	15.70 (0.6)	18.96 [0.1]

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計した二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- ・合計欄の[]内は、二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- ・卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入	専門家派遣	協力隊等派遣
2014	222	71	130
2015	296	93	128
2016	209	128	107
2017	347	164	102
2018	144	154	91

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。
- ・研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。
- ・卒業国向け援助を含む。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	電気通信	ラジオ・テレビ・印刷メディア	情報通信技術	その他	合計
2014	12.04 (7.3)	138.47 (83.6)	3.88 (2.3)	11.17 (6.7)	165.56
2015	88.11 (75.7)	5.00 (4.3)	5.20 (4.5)	18.07 (15.5)	116.38
2016	0.36 (0.6)	31.64 (55.6)	1.82 (3.2)	23.08 (40.6)	56.90
2017	1.79 (4.2)	27.02 (63.1)	2.61 (6.1)	11.41 (26.6)	42.84
2018	0.58 (3.1)	5.59 (29.5)	3.62 (19.1)	9.17 (48.4)	18.96

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・()内は、各年の合計に対する割合(%)。
- ・卒業国向け援助を含む。

図表15

エネルギー分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2014	92.01 (3.3)	2,790.94 (25.6)	62.23 (2.4)	2,945.17 [18.0]
2015	105.84 (3.6)	3,590.49 (25.2)	68.51 (2.9)	3,764.84 [19.3]
2016	76.85 (2.6)	2,455.44 (16.1)	77.02 (2.8)	2,609.32 [12.4]
2017	122.84 (4.1)	1,858.96 (13.0)	64.65 (2.2)	2,046.45 [10.1]
2018	89.81 (3.1)	1,224.24 (8.9)	51.78 (1.9)	1,365.83 [7.1]

(注)

・本データはDAC CRS統計の分類に基づく。

・各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計した二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

・合計欄の[]内は、二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

・卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入	専門家派遣	協力隊等派遣
2014	1,024	564	9
2015	892	535	10
2016	958	453	7
2017	947	351	8
2018	571	360	6

(注)

・本データはDAC CRS統計の分類に基づく。

・協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。

・研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。

・卒業国向け援助を含む。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	エネルギーの供給	火力発電 (化石燃料)	水力発電	新・再生可能 エネルギー	その他	合計
2014	603.87 (20.5)	1,593.62 (54.1)	161.79 (5.5)	493.70 (16.8)	92.18 (3.1)	2,945.17
2015	2,642.64 (70.2)	650.31 (17.3)	182.49 (4.8)	21.28 (0.6)	268.12 (7.1)	3,764.84
2016	528.72 (20.3)	1,242.63 (47.6)	- (-)	619.05 (23.7)	218.92 (8.4)	2,609.32
2017	572.00 (28.0)	312.48 (15.3)	96.16 (4.7)	935.22 (45.7)	130.59 (6.4)	2,046.45
2018	260.80 (19.1)	632.13 (46.3)	316.37 (23.2)	120.39 (8.8)	36.14 (2.6)	1,365.83

(注)

・本データはDAC CRS統計の分類に基づく。

・()内は、各年の合計に対する割合(%)。

・卒業国向け援助を含む。

図表16 農林水産分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2014	107.16 (3.8)	394.87 (3.6)	217.39 (8.2)	719.42 [4.4]
2015	92.18 (3.1)	427.14 (3.0)	179.54 (7.5)	698.87 [3.6]
2016	151.38 (5.1)	321.67 (2.1)	211.92 (7.6)	684.98 [3.3]
2017	150.47 (5.0)	1,751.02 (12.3)	204.84 (7.1)	2,106.33 [10.4]
2018	145.37 (5.0)	813.64 (5.9)	175.83 (6.6)	1,134.85 [5.9]

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計した二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- ・合計欄の[]内は、二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- ・卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入	専門家派遣	協力隊等派遣
2014	4,573	2,050	411
2015	4,819	1,817	305
2016	3,847	2,255	239
2017	3,001	2,241	224
2018	1,794	1,826	214

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。
- ・研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。
- ・卒業国向け援助を含む。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	農業	林業	漁業	合計
2014	503.61 (70.0)	142.84 (19.9)	72.97 (10.1)	719.42
2015	619.21 (88.6)	25.79 (3.7)	53.87 (7.7)	698.87
2016	423.57 (61.8)	35.57 (5.2)	225.83 (33.0)	684.98
2017	1,642.52 (78.0)	214.46 (10.2)	249.34 (11.8)	2,106.33
2018	817.94 (72.1)	243.00 (21.4)	73.90 (6.5)	1,134.85

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・()内は、各年の合計に対する割合(%)。
- ・卒業国向け援助を含む。

図表17

環境分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2014	270.81 (9.6)	6,665.68 (61.2)	251.60 (9.5)	7,188.09 [43.9]
2015	375.48 (12.8)	8,886.76 (62.4)	195.03 (8.2)	9,457.27 [48.4]
2016	94.42 (3.2)	8,740.83 (57.2)	190.29 (6.8)	9,025.53 [42.9]
2017	211.20 (7.0)	6,914.31 (48.4)	154.74 (5.4)	7,280.24 [36.1]
2018	134.85 (4.6)	9,379.95 (68.3)	129.14 (4.9)	9,643.94 [50.0]

(注)

・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。

・各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計した二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

・合計欄の[]内は、二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

・卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入	専門家派遣	協力隊等派遣
2014	3,391	3,159	84
2015	3,191	2,848	32
2016	2,566	2,085	7
2017	2,606	2,113	5
2018	3,144	2,451	3

(注)

・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。

・協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。

・研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。

・卒業国向け援助を含む。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	一般的環境保護	生物多様性	気候変動(緩和)	気候変動(適応)	砂漠化対処	合計
2014	19.45 (0.3)	1,124.00 (15.6)	4,787.22 (66.6)	2,329.02 (32.4)	147.36 (2.1)	7,188.09
2015	15.06 (0.2)	1,836.49 (19.4)	6,342.35 (67.1)	2,935.88 (31.0)	80.64 (0.9)	9,457.27
2016	32.25 (0.4)	677.46 (7.5)	7,438.98 (82.4)	1,811.42 (20.1)	22.54 (0.2)	9,025.53
2017	49.32 (0.7)	394.45 (5.4)	3,803.08 (52.2)	3,486.73 (47.9)	21.14 (0.3)	7,280.24
2018	26.61 (0.3)	283.45 (2.9)	8,199.37 (85.0)	1,608.11 (16.7)	230.85 (2.4)	9,643.94

(注)

・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。

・()内は、各年の合計に対する割合(%)。

・卒業国向け援助を含む。

・各小分類の項目は、重複しているものがあり、各金額を足しても合計金額にはならない。

図表18 防災・災害復興分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2014	258.73 (9.1)	796.13 (7.3)	42.05 (1.6)	1,096.91 [6.7]
2015	824.51 (28.2)	310.54 (2.2)	65.14 (2.7)	1,200.19 [6.1]
2016	680.26 (22.9)	202.16 (1.3)	50.34 (1.8)	932.76 [4.4]
2017	743.74 (24.7)	414.67 (2.9)	51.26 (1.8)	1,209.67 [6.0]
2018	598.12 (20.6)	212.09 (1.5)	41.72 (1.6)	851.93 [4.4]

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計した二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- ・合計欄の[]内は、二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- ・卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入	専門家派遣	協力隊等派遣
2014	446	533	0
2015	827	846	0
2016	678	571	0
2017	907	519	0
2018	601	610	0

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。
- ・研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。
- ・卒業国向け援助を含む。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	災害予防	緊急支援 (物資・食糧)	復興支援	洪水防御・ 災害リスク軽減	林業開発	合計
2014	73.78 (6.7)	218.35 (19.9)	574.76 (52.4)	122.38 (11.2)	107.63 (9.8)	1,096.91
2015	128.54 (10.7)	750.89 (62.6)	219.63 (18.3)	95.85 (8.0)	5.28 (0.4)	1,200.19
2016	234.88 (25.2)	642.30 (68.9)	49.71 (5.3)	0.09 (0.0)	5.77 (0.6)	932.76
2017	246.94 (20.4)	580.05 (48.0)	19.05 (1.6)	176.71 (14.6)	186.92 (15.5)	1,209.67
2018	74.12 (8.7)	411.60 (48.3)	85.62 (10.1)	66.83 (7.8)	213.77 (25.1)	851.93

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・災害リスク軽減は2018年実績から追加。
- ・()内は、各年の合計に対する割合(%)。
- ・卒業国向け援助を含む。

図表19

ジェンダー平等案件における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2014	780.82 (27.6)	2,214.60 (20.3)	187.97 (7.1)	3,183.39 [19.5]
2015	869.07 (29.7)	6,164.02 (43.3)	191.87 (8.1)	7,224.95 [37.0]
2016	896.66 (30.2)	5,149.40 (33.7)	238.64 (8.6)	6,284.71 [29.9]
2017	703.80 (23.4)	5,376.84 (37.7)	203.65 (7.0)	6,284.29 [31.1]
2018	559.35 (19.2)	10,678.12 (77.8)	217.94 (8.2)	11,455.42 [59.4]

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計した二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- ・合計欄の[]内は、二国間ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- ・卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入	専門家派遣	協力隊等派遣
2014	5,302	1,581	0
2015	12,231	1,598	0
2016	9,855	1,915	0
2017	2,439	2,348	0
2018	4,715	2,644	0

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。
- ・研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。
- ・卒業国向け援助を含む。

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	教育分野	農業・林業・漁業分野	保健分野	その他マルチセクター	その他	合計
2014	114.51 (3.6)	268.59 (8.4)	145.56 (4.6)	534.26 (16.8)	2,120.48 (66.6)	3,183.39
2015	35.18 (0.5)	341.56 (4.7)	454.38 (6.3)	506.29 (7.0)	5,887.53 (81.5)	7,224.95
2016	57.26 (0.9)	278.49 (4.4)	397.38 (6.3)	12.71 (0.2)	5,538.87 (88.1)	6,284.71
2017	136.66 (2.2)	1,694.75 (27.0)	21.13 (0.3)	240.25 (3.8)	4,191.51 (66.7)	6,284.29
2018	41.76 (0.4)	829.29 (7.2)	200.72 (1.8)	16.31 (0.1)	10,367.34 (90.5)	11,455.42

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・()内は、各年の合計に対する割合(%)。
- ・卒業国向け援助を含む。

図表20 平和構築分野における援助実績

1. 平和構築分野における主な援助実績

(約束額ベース、単位:百万ドル)

暦年	治安制度支援	文民活動支援	国連による 紛争後調停支援	復員兵士支援 小型武器管理	地雷除去	児童兵 対策支援	合計
2014	19.24	16.87	24.63	-	24.40	-	85.14
2015	22.63	5.67	4.25	2.73	30.13	-	65.39
2016	40.25	2.07	2.55	-	61.96	-	106.82
2017	17.72	3.70	5.58	-	21.41	-	48.40
2018	38.91	10.88	50.05	-	18.54	-	118.38

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・本表が我が国の平和構築支援すべてを示すものではない。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・卒業国向け援助を含む。

2. 日本が紛争後の国づくりへの支援を行っている主な国への二国間ODA支援実績

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

国・地域名	2014	2015	2016	2017	2018
アフガニスタン	386.67	317.20	300.83	233.69	188.03
アンゴラ	8.00	197.30	4.54	3.71	17.16
イラク	365.45	325.54	618.66	353.13	474.17
ウガンダ	85.73	70.48	66.84	64.22	71.39
ギニアビサウ	8.03	3.49	1.28	2.82	0.41
コートジボワール	26.59	22.03	22.55	38.43	24.64
コロンビア	8.18	7.69	13.21	18.07	9.38
コンゴ民主共和国	53.80	43.83	41.43	40.63	43.27
スーダン	52.51	40.82	36.82	23.68	29.65
スリランカ	133.49	33.43	▲ 3.60	31.58	8.31
ネパール	56.37	48.82	65.13	97.41	107.07
[パレスチナ]	41.62	66.47	56.75	46.94	48.33
ブルンジ	9.04	2.55	3.64	2.58	9.86
ボスニア・ヘルツェゴビナ	6.82	10.98	10.94	16.40	43.20
合計	1,242.30	1,190.63	1,239.02	973.28	1,074.88

(注)

- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。
- ・債務救済分を除く。
- ・事業展開計画で「平和構築」や「平和の定着」の対象国として位置づけられている国などを抽出。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[]は地域名を示す。

図表21

麻薬対策における援助実績（2018年度）

1. 無償資金協力

（単位：円）

国 名	案 件	金 額
	該当なし	
合 計		

2. 技術協力

(1) 研修員受入

案 件	国 名	人 数
(課題別研修) 薬物犯罪取締り	アフガニスタン	1
	アルバニア	1
	インドネシア	1
	ウクライナ	1
	エジプト	1
	カンボジア	1
	ギニアビサウ	1
	キルギス	1
	ケニア	1
	コートジボワール	1
	サモア	1
	セーシェル	1
	パプアニューギニア	1
	バングラデシュ	1
	フィリピン	1
	ブラジル	1
	ベトナム	1
	ベナン	1
	マレーシア	1
	ミャンマー	1
	モーリタニア	1
	ヨルダン	1
	ラオス	1
	東ティモール	1
	南アフリカ共和国	1
小 計		25
(課題別研修) 海上犯罪取締り	インド	1
	インドネシア	2
	ケニア	1
	ジブチ	1
	スリランカ	1
	タイ	1
	タンザニア	1
	バヌアツ	1
	フィリピン	1
	ベトナム	1
	マレーシア	1
	ミクロネシア	1
	モルディブ	1
小 計		14

案 件	国 名	人 数
(課題別研修)犯罪者処遇(矯正保護)	サモア	1
	スリランカ	1
	タイ	1
	ナミビア	1
	パキスタン	1
	パプアニューギニア	1
	ブラジル	1
	マレーシア	2
	ミャンマー	1
	モーリシャス	2
	モルディブ	1
	ラオス	1
	小 計	14
(課題別研修)刑事司法 (捜査、訴追、裁判および国際協力)	ウクライナ	2
	ウズベキスタン	1
	エジプト	2
	コートジボワール	2
	コンゴ民主共和国	2
	ジャマイカ	1
	スリランカ	2
	タイ	1
	タジキスタン	2
	パキスタン	1
	パプアニューギニア	1
	パレスチナ	1
	フィリピン	1
	ブラジル	1
	マリ	2
	マレーシア	2
	小 計	24
合 計		77

(2) 専門家派遣

国 名	案 件	人 数
フィリピン	科学的根拠に基づく薬物依存症治療プログラム導入プロジェクト	4
ミャンマー	シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト	8

(3) 調査団派遣

国 名	案 件	人 数
フィリピン	科学的根拠に基づく薬物依存症治療プログラム導入プロジェクト	4
ミャンマー	シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト	7

3. 国際機関への拠出金による支援

(単位:円)

機 関	金 額
国連薬物統制計画(UNDCP)基金(任意拠出金のみ)	28,000,000

図表22

対人地雷問題に関連する援助実績（2018年度）

支出総額（41件） 3,332,920,836円

1. 地雷除去・不発弾処理支援

無償資金協力

ア 草の根・人間の安全保障無償

（単位：円）

国 名	案 件	金 額
アフガニスタン	ナンガルハール県における地雷除去計画	39,977,840
アフガニスタン	パルワン県及びカピサ県における地雷除去計画	98,784,000
アンゴラ	クアンザ・スル州地雷除去計画	39,198,880
アンゴラ	クアンド・クバンゴ州地雷除去計画	49,611,408
コンゴ	ユニク自治体及びプリズレン自治体における地雷除去支援計画	9,817,328
コンゴ民主共和国	ツオポ州キサンガニ及びウブンドゥ地域残存地雷・不発弾除去計画	33,600,000
ジンバブエ	中央マシヨナランド州における地雷除去計画	67,660,768
スーダン	対人地雷除去活動のための機材整備支援計画	11,178,048
スリランカ	北部州における生計支援のための地雷除去活動計画	69,999,664
スリランカ	北部州における平和構築と復興支援のための手動式地雷除去計画	70,000,000
スリランカ	スリランカ北部における再定住・生計向上のための人道的地雷除去活動計画	70,000,000
スリランカ	北部州における平和構築・復興・和解のための地雷除去計画	69,930,784
セルビア	ブヤノバツツ市における地雷除去計画	69,998,000
タイ	タイ-ラオス国境及びタイ-カンボジア国境における地雷汚染対策計画	15,031,534
ベトナム	クアンビン省におけるコミュニティ開発のための人道的不発弾除去計画	69,999,664
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ビテズ市における地雷除去支援計画	33,607,596
レバノン	ブルーラインにおける対人地雷除去計画	68,898,480
レバノン	スール郡における対人地雷除去計画	67,417,952
	合計	954,711,946

イ 日本NGO連携無償

（単位：円）

国 名	案 件	金 額
アフガニスタン	カブール県およびパルワン県における包括的地雷対策事業（第2期）	76,441,261
カンボジア	バンテアイミアンチェイ州における地雷・不発弾処理を伴う地域開発促進事業（第2年次）	92,372,336
カンボジア	コンポントム州における地雷・不発弾処理に関連する総合機械処理事業（第2年次）	77,051,968
パラオ	パラオ共和国における爆発性戦争残存物（ERW）処理事業（第1年次）	99,759,632
ラオス	シェンクワン県等におけるクラスター子弾機械処理促進事業（第2年次）	67,012,960
	合計	412,638,157

ウ 無償資金協力（一般）

（単位：円）

国 名	案 件	金 額
ラオス	南部地域における不発弾除去の加速化計画	900,000,000
	合計	900,000,000

2. 被害者支援

国際機関等への拠出金による支援

赤十字国際委員会（ICRC）任意拠出金

（単位：円）

国 名	案 件	金 額
N/A	地雷犠牲者支援等の「地雷対策」	22,000,000
	合計	22,000,000

3. 地雷啓発活動支援

国際機関等への拠出金による支援

国連児童基金（UNICEF）

（単位：円）

国名	案件	金額
シリア	国連シリア・パートナーシップ・プログラム「マイ・スクール、マイ・コミュニティ」	7,056,000
ソマリア	中南部ソマリアにおける国内避難民(IDPs)及びホスト・コミュニティの子ども達のための洪水・干ばつに対する統合的な対応	1,120,000
	合計	8,176,000

4. 地雷対策支援全般(上記1.～3. の複数分野にまたがるプロジェクトを含む)

(1) 技術協力

（単位：円）

国名	案件	金額
イラク	地雷対策(第三国研修)	33,709,000
コロンビア	地雷対策(第三国研修)	17,593,000
ラオス	不発弾除去組織における管理能力強化プロジェクト	12,732,885
	合計	64,034,885

(2) 国際機関への拠出金による支援

国連地雷対策サービス部（UNMAS）・地雷対策支援信託基金

（単位：円）

国・地域・機関名	案件	金額
アフガニスタン	アフガニスタンにおける地雷除去支援	90,000,000
イラク	イラク解放地域における人道及び安定化に関する取組を可能にする爆発物危険性管理	182,000,000
シリア	シリア向け人道的地雷対策支援	157,000,000
スーダン	スーダンにおける地雷対策	224,000,000
南スーダン	地雷・不発弾除去に関する人道支援オペレーション及び国家機関の能力構築	164,457,888
ソマリア	ソマリアにおける爆発物にかかる危機管理	112,000,000
UNMAS本部	本部調整費等	10,214,960
	合計	939,672,848

(3) その他（ODA以外の地雷・不発弾等に関する国際的な規制作りへの支援）

（単位：円）

国・機関名	案件	金額
国連軍縮局	特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)関連会議等分担金	13,758,000
国連軍縮局	対人地雷禁止条約(オタワ条約)締約国会議等分担金	6,135,000
国連軍縮局	クラスター弾に関する条約締約国会議等分担金	3,258,000
対人地雷禁止条約履行支援ユニット	対人地雷禁止条約拠出金	8,536,000
	合計	31,687,000

第6節 国際緊急援助

1 事業の概要

災害援助等協力事業（国際緊急援助）^注

1. 事業（国際緊急援助隊）の開始時期・経緯・目的

●開始時期

1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の施行により国際緊急援助隊が創設された。

●経緯・目的

海外の災害救援活動を行う人員を迅速に派遣する体制が必要であるとの認識のもと、外務省は関係省庁ほか国内の病院、医療団体の協力を得て、海外の災害に医療チームを迅速に派遣するシステムを作ることとし、1982年、国際救急医療チーム（JMTDR：Japan Medical Team for Disaster Relief）を設立した。

その後、1985年のメキシコ地震等に対する援助の経験から、医療関係者のほかに救助、災害復旧の専門家を含む、より総合的な国際緊急援助体制の整備が必要であるとの認識が深まり、1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が国際協力の推進に寄与することを目的として施行された。

さらに、1992年6月には、国際緊急援助体制の一層の充実を図るため、自衛隊の技能、経験、組織的な機能を国際緊急援助活動に活用することを可能にする同法の改正が行われた。

2. 事業の仕組み

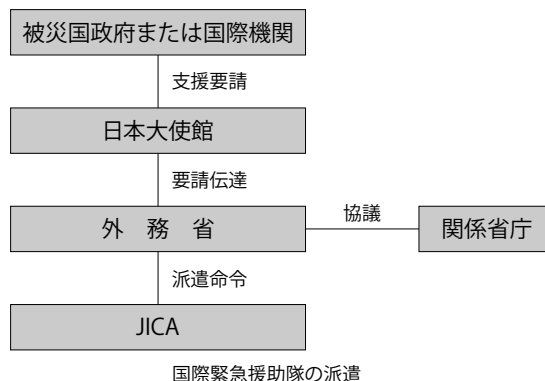
●国際緊急援助隊の概要

国際緊急援助隊には、被災者の捜索・救助活動を行う救助チーム、医療活動（防疫活動を含む）を行う医療チーム、災害応急対策および災害復旧のための活動等を行う専門家チーム、大規模な感染症の流行を最小限に抑えるための活動を行う感染症対策チーム、並びに特に必要な場合に派遣される自衛隊の部隊がある。

●審査・決定のプロセス

海外で大規模な災害等が発生し、被災国政府等から日本に対して支援要請があった場合、要請の内容、災害等の規模・種類等に応じて緊急援助の内容、規模について検討を行い、関係行政機関等との協議を経て決定する。

支援要請から決定までのプロセスの例は次のとおり。



3. 最近の活動内容

●2018年度の主な実施案件の概要

(1) インドネシアにおける地震および津波被害に対する緊急援助

2018年9月28日18時過ぎ（現地時間）、インドネシア・スラウェシ島中部スラウェシ州を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生。日本政府は人道的観点およびインドネシアとの友好関係に鑑み、国際緊急援助隊・自衛隊部隊を派遣するとともに、緊急援助物資（テント、浄水器、発電機等）を供与した。自衛隊部隊は緊急援助物資の輸送や被災民および援助関係者の移送等に従事した。

(2) モザンビークにおけるサイクロン被害に対する国際緊急援助隊・専門家チームおよび同医療チームの派遣

2019年3月上旬に南部アフリカで発生したサイクロン・イダイの影響による断続的な豪雨・洪水被害が発生。モザンビーク政府から我が国に対する緊急援助物資に係る支援要請に続き、国際緊急援助隊の派遣要請を受け、日本政府は国際緊急援助隊（専門家チームおよび医療チーム）を派遣し、現地保健省に対する支援活動並びに被災者に対する医療活動を実施した。

注：緊急無償資金協力を除く

● 実 績

年度	国際緊急援助隊の派遣	緊急援助物資の供与
2016年度	・コンゴ民主共和国における黄熱の流行（感染症対策チーム） ・ニュージーランド南島における地震被害（自衛隊部隊）	14件
2017年度	・スリランカにおけるごみ処分場崩落（専門家チーム） ・スリランカにおける豪雨災害（専門家チーム） ・メキシコにおける地震被害（救助チーム） ・台湾における地震被害（専門家チーム）	16件
2018年度	・コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行（感染症対策チーム） ・インドネシアにおける地震および津波被害（自衛隊部隊） ・モザンビークにおけるサイクロン被害（専門家チーム、医療チーム）	11件

4. 緊急援助物資の供与

海外での災害発生後、日本に対して支援要請があった場合、緊急性やニーズ等につき検討の上、被害者の当面の生活を支援するために必要な物資を供与する。供与に備え、JICAはテント、毛布等の物資を海外4か所の倉庫（シンガポール、ドバイ、アクラ、マイアミ）に備蓄している。

2018年6月のグアテマラにおける火山噴火被害や同年9月のインドネシアにおける地震および津波被害、また2019年3月にアフリカ南部に上陸したサイクロン被害など合計11件の緊急援助物資供与を行った。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・ 外務省・国際緊急援助：

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jindo/jindoushien2_3.html

- ・ JICA国際緊急援助：<http://www.jica.go.jp/jdr>

2 実績

図表23 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および緊急援助物資供与案件・実績（2018年度）

被災国・地域名	災害名	援助決定日	案件名	援助内容		
				国際緊急援助隊派遣		緊急援助物資供与（物資品目）
				派遣期間	チーム構成	
ジブチ	洪水	2018年5月23日	ジブチにおける洪水被害に対する緊急援助			テント300張、毛布1,200枚、スリーピングパッド1,200枚、ポリタンク320個
コンゴ民主共和国	エボラ出血熱	2018年6月5日	コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣	6/11～6/30	感染症対策チーム14名	
グアテマラ	火山噴火	2018年6月8日	グアテマラにおける火山噴火被害に対する緊急援助			テント450張、毛布1,350枚、スリーピングパッド1,350枚、発電機10台
ラオス	水害	2018年7月25日	ラオスにおける水害被害に対する緊急援助			テント400張、毛布4,020枚、浄水器10台、凝集剤15,000錠
ミャンマー	洪水	2018年8月6日	ミャンマーにおける洪水被害に対する緊急援助			テント1,000張、簡易水槽25台
コンゴ民主共和国	エボラ出血熱	2018年8月24日	コンゴ民主共和国東部におけるエボラ出血熱の流行に対する緊急援助			非接触型体温計180個、ゴーグル90個、マスク26箱（1,300個）、手袋9箱（900双）、アルコール手指消毒薬14個、消毒用塩素100kg、隔離用テント9張、PC10台他
コンゴ民主共和国	エボラ出血熱	2018年9月20日	コンゴ民主共和国東部におけるエボラ出血熱の流行に対する緊急援助			疫学サーベイランス、検査診断分野に必要な物資
インドネシア	地震・津波	2018年10月3日	インドネシアにおける地震及び津波被害に対する緊急援助	10/3～10/26	自衛隊部隊約70名	
インドネシア	地震・津波	2018年10月3日	インドネシアにおける地震及び津波被害に対する緊急援助			テント500張、発電機80台、浄水器20台、凝集剤20,000包
マラウイ	洪水	2019年3月20日	マラウイにおける洪水被害に対する緊急援助			テント250張、毛布1,025枚、プラスチックシート50巻、スリーピングパッド1,000枚
アフガニスタン	洪水	2019年3月22日	アフガニスタンにおける洪水被害に対する緊急援助			テント500張、毛布1,410枚、プラスチックシート50巻、ポリタンク384個
モザンビーク	サイクロン	2019年3月27日	モザンビークにおけるサイクロン被害に対する緊急援助			毛布990枚、プラスチックシート100巻、ポリタンク500個、浄水器80台、凝集剤5万錠
モザンビーク	サイクロン	2019年3月27日	モザンビークにおけるサイクロン被害に対する国際緊急援助隊・専門家チーム及び同医療チームの派遣	3/27～4/16	専門家チーム2名	
モザンビーク	サイクロン	2019年3月27日	モザンビークにおけるサイクロン被害に対する国際緊急援助隊・専門家チーム及び同医療チームの派遣	3/28～4/10	医療チーム1次隊27名	
ジンバブエ	サイクロン	2019年3月29日	ジンバブエにおけるサイクロン被害に対する緊急援助			テント300張、プラスチックシート30巻、ポリタンク320個、浄水器8台、発電機30台、凝集剤2万錠
実績計				4チーム		11件

※最新の案件・実績については以下参照：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki/keitai/kinkyu/index.html>

図表24 緊急無償資金協力案件（2018年度）

国・地域名	決定日	案件名	(単位：ドル)
			資金協力額
シリア、ヨルダン、レバノン	2018年4月24日	シリア危機の影響を受ける中東三か国に対する緊急無償資金協力	14,000,000
コンゴ民主共和国	2018年6月19日	コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行に対する緊急無償資金協力	3,000,000
アフガニスタン	2018年11月13日	アフガニスタン・イスラム共和国における干ばつ被害に対する緊急無償資金協力	13,000,000
イエメン	2019年1月25日	イエメンにおける飢餓問題に対する緊急無償資金協力	12,000,000
シリア、レバノン	2019年3月1日	シリア及びレバノンにおける人道危機に対する緊急無償資金協力	13,000,000

※最新の案件・実績については以下参照：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki/keitai/kinkyu/index.html>

第7節 無償資金協力

1 事業の概要

1. 事業の目的等

開発途上地域の開発を主たる目的として、同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による協力。被援助国政府（機関）が、日本から贈与された資金を使用して、必要な生産物および役務を購入する。

2. サブ・スキームの見直し

日本の無償資金協力は、1968年に食糧援助を開始して以来、徐々にサブ・スキームを増やし、2013年のピーク時には17のサブ・スキームにまで拡大した。これは、それぞれの時代で重視されるテーマをサブ・スキームという形で、当該テーマにおける案件実施を確保する上で一定の効果を持っていた。

しかし、サブ・スキームごとの実施手続が複雑化され、機動的なODAを実施する際の制約要因ともなり、相手国との関係でも手続の複雑化を引き起こしていた。そして、2013年秋の行政事業レビューでは、無償資金協力のPDCAを強化する観点から、「サブ・スキームの整理統合について不断の見直しを行っていくことが必要」との提言を受け、その対応が求められてきた。

これらを踏まえ、無償資金協力のサブ・スキームを抜本的に見直し、無償資金協力の柔軟な実施を確保するため、2015年度からはサブ・スキームという分類は使わないこととした。ただし、水産無償、食糧援助、文化無償、緊急無償、NGO連携無償および草の根・人間の安全保障無償については、すでに一種のブランド名として通用している場合もあるため、これまでの名称を便宜的に通称として用いることとしている。

3. 事業の仕組み

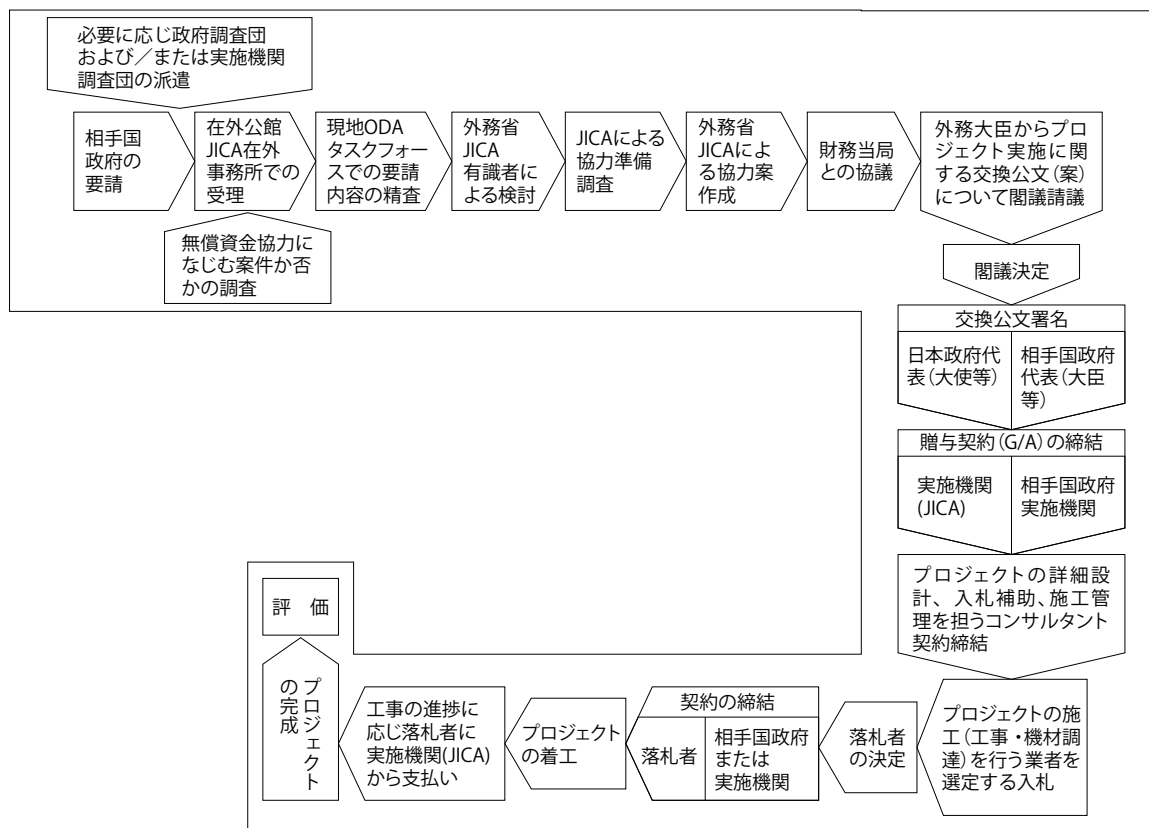
主として在外公館を通じて行われる開発途上国政府からの要請に基づき検討を行う。

外務省は、その要請の妥当性の検討を行い、妥当と考えられる案件のうち、詳細な設計や積算を伴う施設の建設や機材の調達を行うもの（文化無償および水産無償を含む）については、JICAによる事前の詳細な調査をもとに実施可能性などを確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する（施設・機材等調達方式）。

政府間で計画の名称、供与限度額等を規定した交換公文（E/N）を締結した後、これに基づきJICAが被援助国政府（機関）との間で贈与契約（G/A）に署名する。その後、被援助国政府（機関）は、日本のコンサルタントおよび請負・調達業者との間で契約を結び、詳細な設計を伴う施設の整備等の計画に必要な生産物および役務を調達する。

在外公館およびJICAは、被援助国政府（機関）から事業の実施状況に関する報告を受け、また現地JICA事務所等が実施状況をモニターする。

機動的な実施を確保する必要があるものなど外交政策の遂行上の判断と密接に関連して実施する必要がある案件（緊急無償資金協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力および食糧援助を含む）は、外務省が、交換公文（E/N）締結または贈与契約（G/C）締結までに必要とされる業務を行い、被援助国における物資・役務の調達に関しては、案件により各種機関・団体により様々な方法で行われる。これらの機関・団体の例としては、被援助国政府等に代わる調達代理機関（調達代理方式）、国際機関等（国際機関連携方式）、非営利団体（NGO等）が挙げられる。



(注) 上記はJICA実施分に関するもの

4. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・これまでの無償資金協力案件（草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力、緊急無償資金協力を含む）：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html>

2 実績

図表25 無償資金協力地域別配分

●2018年度

(単位:億円)

形態 \ 地域	東アジア	南アジア	サブサハラ・ アフリカ	大洋州	中東・ 北アフリカ	中南米	欧州・ 中央アジア・ コーカサス	その他	小計
閣議決定案件	396.47 26.28%	143.29 9.50%	519.67 34.44%	143.04 9.48%	145.86 9.67%	123.68 8.20%	36.72 2.43%	- -	1,508.73 100.00%
草の根・人間の安全保障無償	18.84 21.49%	6.43 7.33%	18.57 21.18%	9.62 10.97%	7.31 8.33%	16.64 18.97%	10.29 11.74%	- -	87.71 100.00%
NGO連携無償	24.05 22.50%	11.67 10.92%	19.72 18.45%	2.00 1.87%	24.84 23.24%	1.91 1.79%	0.50 0.47%	22.20 20.77%	106.89 100.00%
草の根文化無償	0.23 14.67%	0.32 20.24%	0.10 6.12%	0.20 12.97%	0.10 6.37%	0.27 17.23%	0.35 22.40%	- -	1.57 100.00%
緊急無償	0.00 0.00%	0.00 0.00%	3.36 5.45%	0.00 0.00%	58.24 94.55%	0.00 0.00%	0.00 0.00%	- -	61.60 100.00%
合計	439.60 24.89%	161.71 9.15%	561.42 31.78%	154.86 8.77%	236.34 13.38%	142.50 8.07%	47.86 2.71%	22.20 1.26%	1,766.49 100.00%

(注)

- ・補正予算を含む。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・閣議決定案件とは、相手国との間で国際約束である交換公文(Exchange of Note)を締結するための閣議決定を経た案件。
- ・草の根・人間の安全保障無償、NGO連携無償および草の根文化無償に関しては贈与契約に基づき、他は交換公文ベース。

図表26 無償資金協力案件一覧

●2018年度：地域・国別

国名等	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
東アジア地域			
インドネシア	離島における水産セクター開発計画	2018年6月25日	25.00
カンボジア	カンボジアにおける生活環境改善のための防災対策拠点整備計画(WFP連携)	2019年3月21日	3.00
	カンボジアにおける生活環境改善及び防災能力向上支援計画(UN連携/UN-Habitat実施)	2019年3月6日	1.00
	港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画	2019年2月20日	13.40
	カンボジアにおける児童に対する暴力の防止及び暴力への対応計画(UNICEF連携)	2019年1月22日	2.23
	人材育成奨学計画	2018年5月22日	3.42
	経済社会開発計画(税関監視艇の改修・機材整備等)	2018年4月8日	5.00
東ティモール	東ティモールにおける理数科初等教育強化計画(UNESCO連携)	2019年2月26日	2.27
	人材育成奨学計画	2018年10月12日	1.59
	東ティモールにおける出生登録制度整備計画(UNICEF連携)	2018年9月7日	2.73
フィリピン	ミンダナオにおける平和の確立のための農業訓練計画(FAO連携)	2019年3月6日	2.00
	ミンダナオにおける平和の確立のための水道設備管理能力向上計画(ILO連携)		3.00
	バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画	2019年2月21日	18.00
	経済社会開発計画(上水供給用機材の整備による安全な飲料水へのアクセス改善支援)		5.60
	経済社会開発計画(鉄道訓練機材の整備による鉄道事業サービスの質の改善支援)		12.00
	人材育成奨学計画(三年型)	2018年6月13日	2.38
	人材育成奨学計画		3.25
	カガヤン・デ・オロ川流域洪水予警報システム改善計画		12.78
ベトナム	農業・水産食品の安全確保のための検査・農産食品品質コンサルティングセンター能力強化計画	2018年10月8日	12.04
	人材育成奨学計画	2018年5月31日	7.45
	ホーチミン市非開削下水道管路更生計画		18.82
ミャンマー	ラカイン州、カチン州及びシャン州北部における人道状況への対応計画(WFP連携)	2019年2月26日	12.00
	ラカイン州、カチン州及びシャン州北部における人道状況への対応計画(UNICEF連携)		8.00
	ラカイン州、カチン州及びシャン州北部における人道状況への対応計画(UNFPA連携)		2.00
	ラカイン州における人道支援及び開発支援計画(UNHCR連携)		6.00
	ラカイン州における人道支援及び開発支援計画(UNDP連携)		9.00
	ヤンゴン市における廃棄物処理緊急改善計画(UN連携/UN-Habitat実施)	2019年2月18日	6.24
	経済社会開発計画(旅客・貨物の輸送能力強化のための支援)	2018年12月12日	8.00
	日本ミャンマー・アウンサン職業訓練学校整備計画(詳細設計)		1.65
	ヤンゴン南部水供給計画	2018年10月3日	41.76
	金融市場インフラ整備計画	2018年6月14日	55.49
	人材育成奨学計画	2018年6月1日	6.20
モンゴル	経済社会開発計画(淡水資源・生態系の管理や自然環境保全の研究等に係る支援)	2019年3月12日	2.00
	人材育成奨学計画	2018年6月25日	3.09

国名等	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
ラオス	ルアンパバーン市上水道拡張計画(詳細設計)	2019年3月20日	0.97
	経済社会開発計画 (水産関連施設等の整備による、水産業の持続的な発展及び水産物の安定的供給に向けた支援)		2.00
	経済社会開発計画 (テロ・治安対策機材の整備による、治安維持管理能力の強化に向けた支援)		2.00
	経済社会開発計画 (石油製品・鉄鋼製品等を供与することによる、ラオス政府の財政改善に向けた支援)		5.00
	水害被災地域における学校及びその周辺地域の水と衛生に関する改善計画(UNICEF連携)	2019年3月6日	2.50
	水害被災地域における学校教育セクターの復旧・復興支援計画(UNICEF連携)		2.50
	水害被災地域における農業セクターの復旧・復興支援計画(FAO連携)		1.00
	水害被災地域における住宅セクターの復旧・復興支援計画(UN連携／UN-Habitat実施)		2.50
	南部地域における不発弾除去の加速化計画	2018年10月8日	9.00
	人材育成奨学計画	2018年6月12日	3.10
大洋州地域			
キリバス、サモア、ツバル、 バヌアツ、パラオ、フィジー およびマーシャル諸島	太平洋における沿岸集魚装置を用いた漁業を通じた生計及び食料安全保障の強化計画(FAO連携)	2019年2月25日	5.10 (7か国対象)
キリバス	経済社会開発計画(防災・減災能力強化のための支援)	2018年9月17日	3.00
クック諸島	経済社会開発計画(防災・減災能力強化のための支援)	2018年6月21日	2.00
サモア	経済社会開発計画(防災・減災能力強化のための支援)	2018年8月16日	2.00
ソロモン	ホニアラ国際空港整備計画	2018年5月16日	43.64
ツバル	ツバルにおける離島開発用の多目的船建造の支援	2018年12月19日	4.63
	経済社会開発計画(電力の安定供給等のための燃油の供与)	2018年5月23日	2.00
トンガ	全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画	2018年5月16日	28.37
ナウル	経済社会開発計画(防災・減災能力強化のための支援)	2018年12月5日	2.50
	経済社会開発計画(港湾整備関連機材の供与による海上輸送網強化のための支援)		6.00
ニウエ	経済社会開発計画(防災・減災能力強化のための支援)	2018年6月21日	1.00
バヌアツ	経済社会開発計画(防災・減災能力強化のための支援)	2018年8月28日	2.50
バプアニューギニア	経済社会開発計画(理数科教育の質改善のための支援)	2018年11月16日	12.00
	ブーゲンビル住民投票支援計画(UNDP連携)	2018年11月13日	1.01
	経済社会開発計画(防災・減災能力強化のための支援)	2018年8月14日	3.00
パラオ	経済社会開発計画(持続的な経済発展のための支援)	2019年3月8日	2.00
	経済社会開発計画(海上安全及びインフラの改善等のための支援)		2.00
	パラオ廃棄物処分場建設計画	2018年5月16日	13.11
フィジー	経済社会開発計画(防災・減災能力強化のための支援)	2018年12月18日	3.00
マーシャル	経済社会開発計画(漁業基盤の改善等のための支援)	2019年3月18日	2.00
	経済社会開発計画(保健医療サービスの向上等のための支援)		5.50
	経済社会開発計画(海洋環境保全の促進のための支援)	2018年7月18日	2.00
ミクロネシア	経済社会開発計画(防災・減災能力強化のための支援)	2018年5月28日	2.00
南アジア地域			
インド	第二次ヴェラナシ国際協力・コンベンションセンター建設計画	2018年5月18日	8.02
スリランカ	女性及び若者のための性及び生殖に係る健康及び権利並びに性別に基づく暴力に係る情報及びサービスへのアクセス改善計画(UNFPA連携)	2019年3月6日	1.63
	人材育成奨学計画	2018年6月26日	2.65

国名等	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
ネパール	食糧援助	2018年11月19日	3.50
	シンズリ道路震災復旧計画	2018年10月25日	10.47
	学校セクター開発計画	2018年10月5日	3.00
	人材育成奨学計画	2018年7月13日	2.82
	経済社会開発計画(防災能力向上のための支援)	2018年5月18日	7.00
パキスタン	ハイバル・パフトゥンハー州アフガン難民受け入れ地区における栄養失調児及び妊婦・授乳婦への栄養支援計画(WFP連携)	2019年2月19日	3.96
	ハイバル・パフトゥンハー州部族地域における包摂的な生計手段を通じた安定化計画(UNDP連携)		4.03
	パキスタン沿岸地域における津波及び地震対策強化計画(UNDP連携)		4.11
	ポリオ感染拡大防止・撲滅計画(UNICEF連携)	2018年11月19日	5.10
	アフガン難民及びパキスタン若年層の保護計画(UNHCR連携)	2018年10月3日	2.94
	人材育成奨学計画	2018年8月31日	3.28
	ムルタン市気象レーダー整備計画		20.42
バングラデシュ	バングラデシュ小規模農家への生計湖上支援及びミャンマーからの避難民への食糧支援計画	2019年1月6日	5.57
	第四次初等教育開発計画	2018年12月10日	5.00
	沿岸及び内陸水域における救助能力強化計画	2018年8月27日	27.29
	人材育成奨学計画	2018年6月20日	4.33
ブータン	人材育成奨学計画	2018年6月23日	1.83
モルディブ	経済社会開発計画(海上油流出事故への対応能力強化のための支援)	2018年12月4日	3.00
	経済社会開発計画(保健医療サービスの質及びアクセス改善のための支援)	2018年6月15日	3.00
中央アジアおよびコーカサス地域			
アルメニア	選挙支援計画(UNDP連携)	2019年2月25日	1.14
ウズベキスタン	人材育成奨学計画	2018年7月5日	2.62
	経済社会開発計画(道路インフラ整備能力向上のための支援)	2018年5月30日	8.00
キルギス	人材育成奨学計画	2018年8月23日	3.08
	人材育成奨学計画(三年型)	2018年6月29日	2.05
タジキスタン	人材育成奨学計画	2018年10月5日	1.60
	第二次タジキスタンのアフガニスタンとの国境の効果的な管理を通じた国境を越える協力促進計画(UNDP連携)	2018年9月28日	5.06
中南米地域			
アンティグア・バーブーダ	経済社会開発計画(水産業発展のための支援)	2019年3月11日	2.00
エクアドル	経済社会開発計画(防災教育の推進及び災害対応能力向上のための支援)	2018年8月13日	3.00
ガイアナ	再生可能エネルギー導入及び電力システム改善計画	2018年6月27日	18.48
キューバ	青年の島における電力供給改善計画	2019年3月26日	23.92
	経済社会開発計画(公共交通サービス向上のための支援)		10.50
スリナム	経済社会開発計画(水産業発展のための支援)	2018年10月23日	4.00
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	経済社会開発計画(水産業発展のための支援)	2018年10月11日	4.00
セントルシア	経済社会開発計画(水産業発展のための支援)	2019年3月13日	2.00
ニカラグア	セラヤセントラル保健管区二次機能病院建設計画	2018年6月4日	26.55
ハイチ	食糧援助	2019年3月11日	4.00
	ハイチにおける地産地消型学校給食配布計画(WFP連携)	2019年2月28日	2.27
	経済社会開発計画(農業インフラ整備のための支援)	2018年10月23日	5.00
パラグアイ	経済社会開発計画(保健医療サービス向上のための支援)	2018年12月2日	5.00
ボリビア	オキナワ道路整備計画	2018年8月22日	42.49

国名等	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
中東・北アフリカ地域			
アフガニスタン	小児感染症予防計画(UNICEF連携)	2018年12月3日	10.09
	バミヤン県、カブール県及びカピサ県における灌漑設備改善による農村の生計拡大計画(FAO連携)	2018年10月29日	10.95
	アフガニスタン西部地域における灌漑・生計強化による経済改善計画(FAO連携)	2018年8月29日	5.47
	食糧援助(WFP連携)		3.00
	母子手帳推進計画(UNICEF連携)	2018年8月27日	8.94
	カブール市南東部地区アクセス改善計画(UNOPS連携)	2018年4月18日	12.5
イエメン	イエメンにおける深刻な食糧不安を抱える世帯への農業生計支援計画(FAO連携)	2019年1月31日	8.91
	アデン市及びムカッラ市における廃棄物処理及び上下水道機関に対する危機対応支援計画(UNDP連携)	2018年12月3日	8.91
	食糧援助(WFP連携)	2018年11月27日	5.00
シリア	東グータにおける人道的早期復旧及び強靱性強化計画(UNDP連携)	2018年12月3日	5.57
	シリアにおける包括的保健分野強化計画(WHO連携)	2018年10月9日	11.48
パレスチナ	パレスチナに対する廃棄物管理に関する収集及び運搬の改善計画	2019年2月13日	17.85
	ガザ地区におけるパレスチナ難民キャンプ診療所への太陽光発電設備設置計画(UNRWA連携)	2018年11月21日	4.95
	食糧援助(UNRWA連携)	2018年8月28日	6.00
	食糧援助(WFP連携)	2018年7月4日	4.00
ヨルダン	経済社会開発計画(防災能力向上のための支援)	2019年3月5日	5.00
	北部シリア難民受入地域廃棄物処理機材整備計画	2018年5月1日	16.31
サブサハラ・アフリカ地域			
ウガンダ	カンバラ市交通管制改善計画(詳細設計)	2019年2月26日	0.93
	アルア県ニャラ橋建設計画(UNOPS連携)	2019年2月19日	1.83
	アタリ流域地域灌漑施設整備計画	2018年11月6日	27.90
	北部ウガンダ地域中核病院改善計画	2018年4月26日	28.60
エスワティニ	食糧援助(WFP連携)	2018年11月27日	2.00
エチオピア	経済社会開発計画(安全な水へのアクセス改善のための支援)	2018年8月2日	2.00
エリトリア	予防接種拡大計画のためのコールドチェーン機材供与計画	2019年3月7日	2.72
カメルーン	食糧援助(WFP連携)	2018年9月25日	3.00
ガーナ	人材育成奨学計画	2018年7月10日	1.90
	アシャンティ州及びノーザン州における栄養不良への対応計画(WFP連携)	2018年11月20日	5.50
	第二次国道八号線改修計画	2018年12月11日	64.86
	経済社会開発計画(治安対策能力向上のための支援)	2019年2月13日	3.00
ガンビア	食糧援助	2019年1月18日	2.40
ギニア	国道三号線スンバ橋架け替え計画(詳細設計)	2018年12月10日	0.57
	食糧援助(WFP連携)	2018年10月31日	4.50
ギニアビサウ	食糧援助(WFP連携)	2018年12月20日	2.40
	ギニアビサウ選挙支援計画(UNDP連携)	2018年12月20日	1.10
ケニア	経済社会開発計画(乳がん等の女性ががん対策のための支援)	2018年8月8日	4.00
コートジボワール	市民保護の向上のための防災能力強化計画(UNDP連携)	2018年5月17日	3.84
	ササンドラ市商業地帯開発のための船着場整備及び中央市場建設計画	2018年10月3日	29.27 (追加贈与分 2.68)
	第二次日本・コートジボワール友好交差点改善計画	2019年1月8日	50.27
	大アビジャン圏母子保健サービス改善のためのココディ大学病院整備計画(詳細設計)	2019年3月11日	1.26
コモロ	食糧援助(2017年度予算分)	2018年4月7日	3.20
	重度急性栄養不良対策拡充計画(UNICEF連携)	2018年11月20日	1.76
	食糧援助(2018年度予算分)	2018年11月20日	3.50

国名等	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
コンゴ共和国	食糧援助(WFP連携)	2018年9月25日	2.00
コンゴ民主共和国	キンシャサ市道路維持管理機材整備計画	2018年8月7日	10.62
	柔道スポーツ施設建設計画	2018年5月28日	13.95
ザンビア	経済社会開発計画(感染症対策のための支援)	2018年12月19日	5.00
サントメ・プリンシペ	経済社会開発計画(水産業振興のための支援)	2019年3月3日	2.00
	食糧援助	2018年5月18日	2.60
シエラレオネ	食糧援助	2019年2月26日	2.00
ジブチ	経済社会開発計画(主要幹線道路改修のための支援)	2018年11月28日	39.00
	経済社会開発計画(道路維持管理体制強化のための支援)	2018年8月30日	2.50
ジンバブエ	経済社会開発計画(治安対策能力向上のための支援)	2018年11月12日	3.90
	南北回廊北部区間道路改修計画	2018年6月19日	22.88
スーダン	コスティ市浄水場施設改善計画	2018年6月4日	40.87
チャド	食糧援助(WFP連携)	2018年8月7日	3.00
中央アフリカ	食糧援助(WFP連携)	2018年8月14日	3.50
	バタンガフォ市における社会的弱者の持続的な収入創出活動支援計画(UNDP連携)	2018年10月1日	2.43
トーゴ	食糧援助	2018年5月8日	3.00
	食糧援助	2018年11月28日	4.00
ナイジェリア	ラゴス変電設備緊急復旧・増強計画	2018年11月23日	23.49
ニジェール	食糧援助	2018年12月3日	5.00
ブルキナファソ	食糧援助	2018年11月19日	5.00
	経済社会開発計画(治安対策能力向上のための支援)	2018年4月30日	6.50
ブルンジ	ブルンジ四県における母子保健サービス強化計画(UNICEF連携)	2018年10月2日	3.83
	食糧援助(WFP連携)	2019年2月19日	2.00
ベナン	食糧援助	2018年6月20日	3.00
マダガスカル	マダガスカル国営テレビ局番組製作機材及び番組ソフト整備計画	2019年3月27日	1.64
	経済社会開発計画(母子保健サービス改善のための支援)	2019年3月27日	4.00
マリ	経済社会開発計画(治安維持能力向上のための支援)	2018年9月20日	3.50
	食糧援助	2018年9月20日	3.20
南スーダン	ナイル架橋建設計画	2019年3月18日	112.29 (供与限度額 81.34億円 から変更)
	食糧援助(WFP連携)	2018年9月19日	2.00
モザンビーク	職業訓練センター改善計画	2018年8月20日	8.80
モーリタニア	水産物衛生検査公社ヌアディブ検査・分析所建設計画	2019年2月27日	14.25
	食糧援助	2018年10月31日	3.50
リベリア	食糧援助	2018年11月6日	3.00
ルワンダ	第三次変電及び配電網整備計画	2018年9月19日	26.35
	キガリ市ンゾペーノトラ間送水幹線強化計画	2019年1月8日	31.91
レソト	食糧援助(WFP連携)	2019年2月18日	1.50
	中等学校整備計画	2018年10月30日	18.64
欧州地域			
コンボ	経済社会開発計画(廃棄物管理能力向上のための支援)	2019年2月21日	2.50

(注)

・2018年度(2018年4月～2019年3月まで)に交換公文を締結した案件を実績として記載している。

・ただし、草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力および緊急無償資金協力を除く。

・これまでの無償資金協力案件(草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力、緊急無償資金協力含む)：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html>

図表27 無償資金協力の10大供与相手国の推移

(交換公文ベース、単位:億円)

	2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度	
	国名	金額	国名	金額	国名	金額	国名	金額	国名	金額
1	ミャンマー	177.71	ミャンマー	170.55	ミャンマー	156.14	ミャンマー	135.07	ミャンマー	190.68
2	アフガニスタン	105.78	カンボジア	79.47	ガーナ	112.51	フィリピン	112.55	カンボジア	75.97
3	カンボジア	88.27	ネパール	61.26	カンボジア	107.28	パキスタン	85.23	アフガニスタン	71.45
4	南スーダン	85.93	アフガニスタン	55.43	パキスタン	79.00	マラウイ	74.66	フィリピン	58.06
5	モザンビーク	63.84	パキスタン	49.39	アフガニスタン	71.28	セネガル	60.39	ネパール	48.16
6	タンザニア	55.79	コンゴ民主共和国	45.85	フィリピン	50.01	ハイチ	57.45	バングラデシュ	46.82
7	パキスタン	47.98	タジキスタン	44.16	ヨルダン	49.54	ラオス	50.22	ラオス	44.16
8	ラオス	42.58	東ティモール	40.57	モンゴル	46.70	ヨルダン	48.23	南スーダン	42.18
9	キルギス	37.04	タンザニア	38.36	スリランカ	45.74	カンボジア	43.53	ジブチ	41.79
10	ギニア	35.96	モザンビーク	37.73	トーゴ	40.11	バングラデシュ	43.13	ルワンダ	38.53
	合計	740.88		622.78		758.31		710.46		657.80

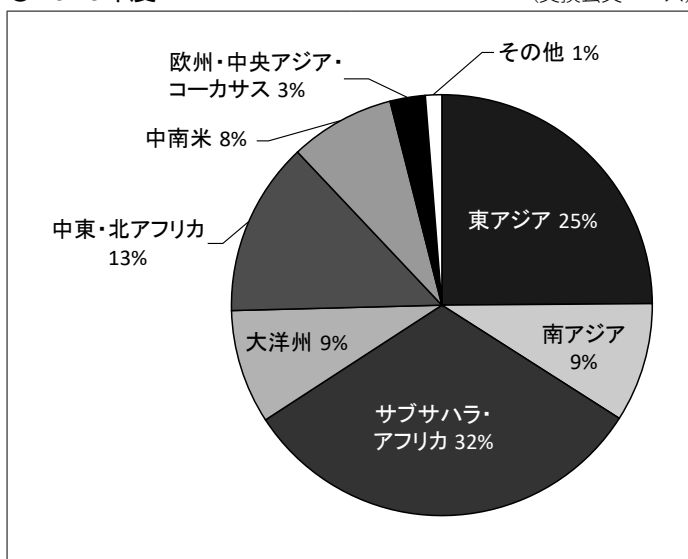
(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・債務救済を除く。
- ・補正予算分を含む。

図表28 無償資金協力地域別割合

●2018年度

(交換公文ベース)



第8節 有償資金協力

① 事業の概要

① 円借款

1. 事業の目的等

開発途上国・地域の経済社会発展には、その土台としての経済社会インフラ整備が不可欠であり、経済社会インフラ整備には開発資金が必要であるが、開発途上国・地域自身では十分な資金を確保できない場合がある。また、アジア通貨危機などで見られたように、経済困難に陥った国については経済安定のための資金も必要である。

そこで日本政府は、円借款として、開発途上国・地域（含む国際機関）に対し、開発事業の実施や経済安定に関する計画の達成に必要な資金を、低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件により貸し付けを行っている。

これは、上記のような資金需要に長期・低利の緩やかな条件で対応するものであり、返済義務を課す借款という形での援助を行うことにより、開発途上国・地域の開発に対する主体性（オーナーシップ）を高め、開発途上国が自らの力で自立するための自助努力を支援するという大きな意義を有する。加えて、供与先の国との間で債権債務関係を設定することで、その国との長期にわたる安定的な関係の基礎となるという外交政策上の重要な役割を担っている。

2. 事業の手続き

● 審査・決定プロセス

主として在外公館を通じて行われる開発途上国政府（機関）からの要請に基づき、外務省が中心となり、財務省、経済産業省等関係省庁およびJICAと協議しつつ計画の内容の適切性および達成の見込み等についての検討が行われる。必要に応じて政府調査団の派遣による相手国政府（機関）との協議を経た後、原則としてJICAの審査ミッションが派遣され、相手国政府、実施機関等との協議や現地調査等を行う。JICAによる審査の結果を踏まえて借款供与額、条件等が日本政府により決定され、その内容が相手国政府（機関）に事前通知される。続いて、政府間で交換公文が締結され、それを受けて、JICAと相手国（機関）等借入人との間で借款契約の調印が行

われる。

円借款案件においては、通常、設計、入札補助等のためにコンサルタントが借入国側によって雇用されるが、その場合は、国際的に行われている選定方法（ショートリスト方式^{（注1）}等）によって選定される。続いて、プロジェクトに必要な資機材・サービスが、原則として、国際競争入札によって調達される。なお、こうした調達は、借入国の責任においてJICAが公表しているガイドラインに沿って行われることになっているが、JICAは調達の各段階において、必要に応じて調達手続の確認を行い、経済性、効率性、透明性および非差別性の確保の原則に従った調達の確保を図っている。

借款資金の貸付は、事業の進捗に応じて、実際に資金需要が発生したときに行われる。

なお、プロジェクトの実施主体はあくまで借入国側であるが、JICAはその円滑な実施に向け、必要に応じて助言等を行って協力している。このような実施管理の重要性は年々高まっており、事業の効果的な実施のために、特に必要と判断される場合には、追加的、補足的調査や技術支援を行うことがある。

プロジェクトの完成後は事後評価を実施し、そこから得られた教訓を日本政府、JICA内部および相手国政府、実施機関にフィードバックし、その後のプロジェクトの形成、調査、実施および事後監理に役立てる。また、完成したプロジェクトの効果の持続あるいは一層の向上のために、借入国の求めに応じ、調査や技術支援を行うことがある。

注1: コンサルタント雇用に際し、3～5社のコンサルタントを指定してプロポーザルを提出させ、それを評価してその中の1社を選定し、契約する方式。

3. 最近の実績

● 承諾、実行および回収実績

(借款契約(L/A)ベース、単位:億円)

年度	承諾額	実行額	回収額
2016	14,674	8,790	7,003
2017	18,454	11,099	7,742
2018	12,533	10,686	7,903
累計	378,634	275,996	147,325

(注)

- ・ 承諾額、実行額については債務救済分を除く。回収については債務救済による利息の元利分を含めている。
- ・ 累計承諾額は1966年度実績分から計上。

● より詳細な実績

円借款の地域別、形態・分野別、調達方式、分野別等による実績（LAベース）については、以下JICAホームページをご参照下さい。

- ・ 「国際協力年次報告書2019別冊（資料編）」

- 図表（Excel版）：

<https://www.jica.go.jp/about/report/2019/chart02.html>

- 参考実績統計（PDF）：

https://www.jica.go.jp/about/report/2019/ku57pq00002lknbh-att/J_s02.pdf

② 海外投融資

1. 事業の目的等

民間企業が開発途上国・地域で事業を行う場合、様々なリスクがあり、また高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。

海外投融資は、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件（インフラ・成長加速化、持続可能な開発のための2030アジェンダ・貧困削減、気候変動対策分野）の実施に必要な資金を融資または出資することにより、開発途上国・地域での経済社会開発に資する事業を担う日本または他国の法人等を支援するものである。法人等に対する融資または出資のほか、ファンドへの出資も行っている。

2. 最近の実績

● 承諾、実行および回収実績

(単位:億円)

年度	承諾額	実行額	回収額
2017	430	286	11
2018	128	208	12
累計	7,876	5,500	4,314

(注)

- ・ 承諾額および実行額は、債務救済分を除く。

● 海外投融資地域別承諾額

(単位:上段:億円、下段カッコ内:%)

地域 \ 年度	2017	2018
アジア	370 (86.0)	7 (5.5)
中東・北アフリカ	60 (14.0)	— —
サブサハラ・アフリカ	— —	— —
中南米	— —	89 (69.5)
大洋州	— —	32 (25.0)
欧州	— —	— —
その他	— —	— —
合計	430 (100)	128 (100)

(注)

- ・ 債務救済分を除く。
- ・ 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・ 「その他」には複数の地域を対象とするファンドへの出資が含まれる。

2 実績

図表29 有償資金協力案件一覧

●2018年度：地域・国別

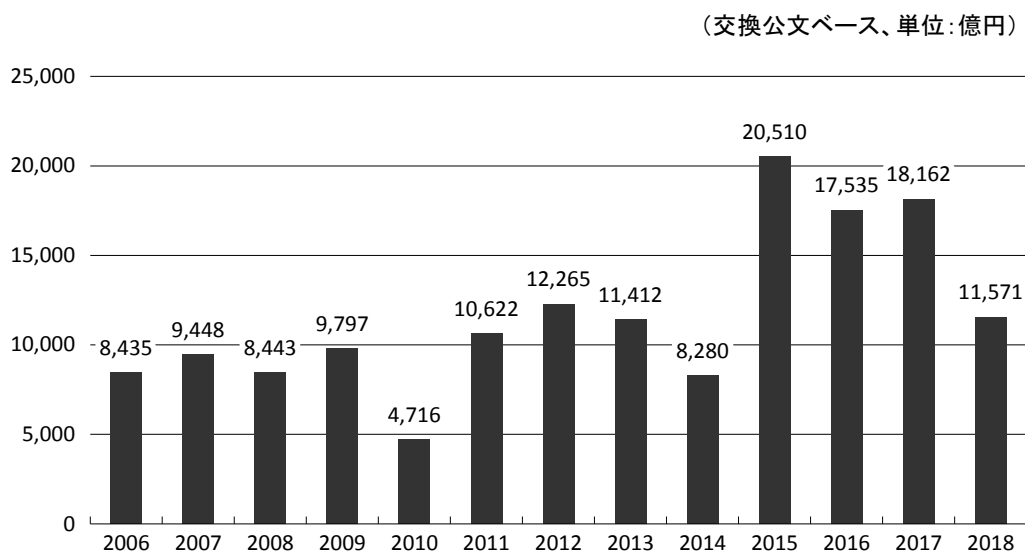
国名等	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
東アジア地域			
インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道計画(フェーズ2)(第一期)	2018年10月24日	700.21
カンボジア	トンレサップ西部流域灌漑施設改修計画(第二期)	2019年2月20日	35.99
	プノンペン首都圏送電網拡張整備計画(フェーズ2)(第二期)	2018年4月8日	92.16
フィリピン	ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備計画	2019年2月10日	202.04百万米ドル
	南北通勤鉄道延伸計画(第一期)	2018年11月21日	1,671.99
	パッシング・マリキナ川河川改修計画(フェーズIV)		379.05
	首都圏鉄道三号線改修計画	2018年11月7日	381.01
	新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全計画(第二期)	2018年10月8日	43.76
南アジア地域			
インド	チェンナイ地下鉄建設計画(フェーズ2)(第一期)	2018年12月21日	755.19
	酪農開発計画		149.78
	インドにおける持続可能な開発目標に向けた日印協力行動に関するプログラム		150.00
	ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設計画(第二期)	2018年10月29日	1,500.00
	ウミアム・ウムトゥル第3水力発電所改修計画		54.97
	デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ3)(第三期)		536.75
	北東州道路網連結性改善計画(フェーズ3)(第一期)		254.83
	トゥルガ揚水発電所建設計画(第一期)		294.42
	チェンナイ周辺環状道路建設計画(フェーズ1)		400.74
	トリプラ州持続的水源林管理計画		122.87
スリランカ	コロンボ都市交通システム整備計画(第一期)	2019年3月11日	300.40
バングラデシュ	マタバリ港開発計画(調査・設計等のための役務)	2018年6月14日	26.55
	ジャムナ鉄道専用橋建設計画(第一期)		372.17
	ダッカ都市交通整備計画(5号線)(調査・設計のための役務)		73.58
	ダッカ都市交通整備計画(III)		792.71
	マタバリ超々臨界圧石炭火力発電計画(IV)		673.11
	保健サービス強化計画		65.59
中南米地域			
エクアドル	電源構成転換促進支援計画	2018年9月5日	7,000万米ドル

国名等	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
中東・北アフリカ地域			
イラク	クルド地域上水道整備計画(第二期)	2018年9月15日	24.63
	バスラ上水道整備計画(第二期)	2018年4月5日	194.15
	灌漑セクターローン(フェーズ2)		154.65
ヨルダン	ビジネス環境、雇用及び財政持続可能性に関する改革のための開発政策借款	2018年11月27日	3億米ドル
サブサハラ・アフリカ地域			
ウガンダ	カンパラ首都圏送変電網整備計画	2018年4月26日	136.59
	ナイル架橋建設計画に係る追加円借款		49.18
コートジボワール	アビジャン三交差点建設計画	2018年12月17日	161.37

※これまでの有償資金協力案件:

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html>

図表30 円借款供与実績の推移（債務救済を除く）



(注)：円借款実績(LAベース)詳細

円借款の地域別、形態・分野別、調達方式、分野別等による実績(LAベース)については、以下①又は②をご参照下さい。

①独立行政法人 国際協力機構ホーム・ページ：

<https://www.jica.go.jp/about/report/2019/chart01.html>

(「JICAについて」→年次報告書→国際協力機構年次報告書2019)

②JICA年次報告書2019別冊(資料編)：

https://www.jica.go.jp/about/report/2019/ku57pq00002lknbh-att/J_s02.pdf

図表31 円借款供与額上位10か国実績の推移

(交換公文ベース、単位：億円)

年度 順位	2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度	
	国名	金額	国名	金額	国名	金額	国名	金額	国名	金額
1	バングラデシュ	1,210	インド	3,665	インド	3,713	インド	3,841	インド	4,220
2	インド	1,186	フィリピン	2,757	パナマ	2,811	バングラデシュ	1,782	フィリピン	2,697
3	ベトナム	1,124	ベトナム	1,788	バングラデシュ	1,735	フィリピン	1,299	バングラデシュ	2,004
4	ウズベキスタン	987	ウクライナ	1,452	タイ	1,669	インドネシア	1,272	インドネシア	700
5	ミャンマー	983	インドネシア	1,401	ミャンマー	1,358	ミャンマー	1,170	ジョージア	387
6	チュニジア	485	バングラデシュ	1,333	ベトナム	1,321	ベトナム	1,003	イラク	373
7	カンボジア	368	ミャンマー	1,257	エジプト	905	スリランカ	554	ヨルダン	337
8	ケニア	321	イラク	1,132	インドネシア	740	イラク	516	スリランカ	300
9	イラク	202	スリランカ	704	ボリビア	615	チュニジア	367	ウガンダ	186
10	フィリピン	195	エジプト	542	マダガスカル	452	モンゴル	320	コートジボワール	161

・債務救済を除く。

・2014年度および2017年度実績については、国際機関(国際復興開発銀行(IBRD)、国際開発協会(IDA)、アフリカ開発銀行(AfDB))への借款は含んでいない。

第9節 技術協力

① 事業の概要

① 技術協力プロジェクト

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1957年「プロジェクト方式技術協力」として開始。その後、2002年から「技術協力プロジェクト」との名称で実施している。

● 目的

技術協力プロジェクトは、開発途上国の経済社会の発展に寄与するために、相手国の経済社会開発に必要な人材の育成、研究開発、技術普及を通して相手国の組織体制を強化し、期待される開発効果を実現することを目的に実施されるものである。なお、一定期間運営に関する協力を行った後、事業は開発途上国の運営に引き継がれていく。

プロジェクトでは、経済的自立・発展、人間の基本的ニーズの充足のための人づくり協力が中心となっているが、近年では、人づくりの基礎となる教育、感染症、人口、男女共同参画、環境等の地球規模の課題への協力にも重点を置いている。また、これらの協力には、相手国に適した技術開発、訓練、普及のための技術指導のみならず、移転された技術が確実に定着して、日本の協力終了後も相手国で独自にプロジェクトを実施していく持続的発展のための必要な組織、制度づくりも含まれている。

2. 事業の仕組み

● 概要

技術協力プロジェクトは、開発途上国の経済社会の発展に寄与するため、特に、相手国の開発計画の対象分野において、要請に応じてJICAが相手国と共同で特定の目的、内容・範囲、期間を設定し、実施される事業である。

従来、開発途上国の人づくりを中心とする事業目的の達成のため、専門家派遣、研修員受入れ、機材供与を有機的に組み合わせながら、一つの協力事業（プロジェクト）として一定期間実施するプロジェクト方式技術協力が行われていた。

開発途上国のニーズが従来にも増して多様化している近年の状況を踏まえ、日本はこれまで以上に限られた資源を有効に活用し、成果重視の技術協力を行うために、

専門家派遣、研修員受入れ、機材供与等の投入要素の組合せや投入規模、協力期間を事業の目標・成果に応じてより柔軟に選択できる技術協力プロジェクトを導入した。これにより、相手国政府の広範なニーズにより容易に応じることができるようになっている。

技術協力プロジェクトの投入においては、専門家派遣が重要な位置を占める。事業の実施に必要な技術やノウハウは、日本から派遣される専門家から相手国のプロジェクトの運営を担う管理者、技術者（カウンターパート）に移転されるが、その際、効果的な技術移転のために、お互いの文化、社会について相互理解を深め合うとともに、日本の技術をもとに現地に適合した技術を移転するといった視点を大切にしている。また、移転された技術を活用して、開発途上国が自らの力で課題に取り組んでいけるよう配慮をしている。過去の日本の技術移転により、現地ニーズに的確に対応できる技術力を備えた開発途上国の人材等を、第三国専門家として他の途上国に派遣することもある。

研修員受入れも技術移転の重要な投入要素である。これは、国または民間の研究機関、病院、試験場などで研修を行い、技術レベルの向上を図るものである。日本での研修は、特定の技術だけではなく、これを生み支えている社会・文化を理解できるような機会も提供している。また、日本の協力によって技術力を蓄えた国の機関等で研修実施国以外の人材に対する研修を行い（第三国研修）、技術普及の効率化に努めている。

ほかにも、必要に応じて機材の供与や施設整備等の支援を行っている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国の開発の現状、先方の要請内容・意図を踏まえ、外務省が関係省庁およびJICAとともに検討の上、実施案件を決定する。要請背景等、案件審査のための情報が不足している場合は、必要に応じて協力準備調査等の予備的な調査がJICAによって実施され、案件実施の可否についてさらなる検討が行われる。

● 決定後の案件実施の仕組み

協力が決定された後は、相手国に審査結果を通知して

実施のための国際約束を結ぶ。その後、JICAが派遣する詳細計画策定調査団またはJICA在外事務所と相手国関係機関が案件実施のための詳細な計画について協議を行い、その内容をまとめて討議議事録（R/D：Record of Discussions）を作成し、協力の大枠を決定する。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2018年度の実績は、実施国数91か国・地域、実施件数518件であった。

● 主要な事業

(1) 社会基盤分野

平和構築・復興支援、ジェンダー平等・貧困削減の推進に係る支援を含め、基本的な基盤整備への協力として、運輸交通・情報通信インフラおよび都市開発、地域開発に係る分野の支援に取り組んでおり、40か国・地域において84件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

モンゴル	ウランバートル市マスタープラン計画実施能力改善プロジェクト
エジプト	大エジプト博物館開館支援合同保存修復プロジェクト
バングラデシュ	デジタルバングラデシュ構築のための地図作成能力高度化プロジェクト
ミャンマー	ヤンゴン都市開発管理能力向上プロジェクト ヤンゴン公共バスサービス改善プロジェクト
ブータン	災害対策強化に向けた通信BCP策定プロジェクト
ジブチ	沿岸警備隊能力拡充プロジェクトフェーズ2
ルワンダ	ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト
ウガンダ	アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト
シエラレオネ	カンビア県地域開発能力向上プロジェクト
パレスチナ	難民キャンプ改善プロジェクト
ホンジュラス	金融包摂を通じたCCT受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト
タイ	メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト モデル地域交通管制システムの構築を通じたバンコク都渋滞改善プロジェクト

パキスタン	シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上および生活改善支援プロジェクト
フィリピン	高規格道路網開発マスタープランプロジェクトフェーズ2
ブータン	道路斜面对策工能力強化プロジェクト
ネパール	シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクトフェーズ2
モンゴル	モンゴルの気象条件に適した道路舗装技術能力プロジェクト
ザンビア	橋梁維持管理能力向上プロジェクトフェーズ2
ガーナ	道路橋梁維持管理能力強化プロジェクト

(2) 産業開発・公共政策分野

民間セクター開発、資源・エネルギー開発、法・司法や行財政・金融の制度整備などを通じて開発途上国の持続的な成長を促進するとともに、民主的で公正な社会の実現に向けた支援を行っている。また「日本センター」事業にも取り組み、45か国・地域において105件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

インドネシア	ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト 市民警察活動（POLMAS）全国展開プロジェクトフェーズ2
メキシコ	自動車産業クラスター振興プロジェクト
エチオピア	品質・生産性向上、競争力強化のためのカイゼン実施促進能力向上プロジェクト
モンゴル	日本人材開発センター・ビジネス人材育成・交流拠点機能強化プロジェクト
ベトナム	2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト VNACCSによる税関行政近代化プロジェクト
ラオス	法の支配発展促進プロジェクト
ケニア	地熱開発のための能力向上プロジェクト
シエラレオネ	電力供給設備維持管理のための能力向上プロジェクト
パキスタン	省エネ基準及びラベリング制度普及促進プロジェクト
ネパール	2018年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト
ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ	東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト
ミャンマー	MRTV能力強化プロジェクト 電力開発計画能力向上プロジェクト

(3) 人間開発分野

①教育（基礎教育、高等教育、産業技術教育・職業訓練）、②社会保障（障害と開発、社会保険、社会福祉、労働・雇用）、③保健医療（UHC/保健システム強化、感染症対策、母子保健、保健人材）の3分野に関する技術協力を展開している。これらの活動を通じて、開発途上国において、人間の安全保障が意味する「人間の生存、生活および尊厳を確保すること」を目指し、57か国・地域において136件の協力事業を実施している。具体例としては次のようなものがある。

ミャンマー	初等教育カリキュラム改訂プロジェクト 医学教育強化プロジェクト マラリア排除モデル構築プロジェクト
タイ	アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクトフェーズ4 効果的な結核症対策のためのヒトと病原菌のゲノム情報の統合的活用プロジェクト（地球規模課題対応国際科学技術協力）
ベトナム	日越大学修士課程設立プロジェクト
インドネシア	インドネシアエンジニアリング教育認定機構（IABEE）設立プロジェクト
カンボジア	分娩時及び新生児期を中心とした母子継続ケア改善プロジェクト
モンゴル	障害児のための教育改善プロジェクト 一次及び二次レベル医療施設従事者のための卒後研修強化プロジェクト
パキスタン	オルタナティブ教育推進プロジェクト
エジプト	学びの質向上のための環境整備プロジェクト エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ3
ヨルダン	シリア難民ホストコミュニティ地方部における村落保健センターのサービス向上プロジェクト
セネガル	コミュニティ健康保険制度及び無料医療制度能力強化プロジェクト
ザンビア	アフリカにおけるウィルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト（地球規模課題対応国際科学技術協力）
マダガスカル	みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト
ガーナ	北部3州におけるライフコースアプローチに基づく地域保健医療サービス強化プロジェクト
コンゴ民主共和国	保健人材開発支援プロジェクトフェーズ3
ウガンダ	保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクト（フェーズ2）
エルサルバドル	初中等教育算数・数学指導力向上プロジェクト

(4) 地球環境分野

自然環境保全、環境管理、水資源、防災、気候変動対策の5つの課題に取り組んでいる。環境と調和の取れた開発を推進し持続可能な社会を実現するため、57か国・地域において99件の協力事業を実施している。特に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定、第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」等の国際的取組を推進するための途上国支援を行った。具体例としては次のようなものがある。

ラオス	持続的な森林管理およびREDD+支援プロジェクト
南部アフリカ地域	南部アフリカ地域持続可能な森林資源管理・保全プロジェクト
カンボジア	トンレサップ湖における環境保全基盤の構築プロジェクト
パレスチナ	廃棄物管理能力向上プロジェクトフェーズ2
サモア	沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト
ニカラグア	無収水管理能力強化プロジェクト
スリランカ	土砂災害リスク軽減のための非構造物対策能力強化プロジェクト
ニカラグア	中米津波警報センター能力強化プロジェクト
モンゴル	国家温室効果ガスインベントリシステム構築及び能力強化プロジェクト

(5) 農村開発分野

「食料安全保障と栄養」の確保・改善に向けて、①経済成長、②人間中心の開発（栄養改善）、③平和と安定・安全の確保、④地球規模課題（食料安全保障）への対応に重点を置いている。近年、経済成長に貢献する農業振興とフードバリューチェーン（FVC）強化支援への期待が高まっており、民間企業、大学・研究機関、業界団体との連携を深めている。上記の取組を51か国・地域において91件の協力事業を実施している。具体例としては次のようなものがある。

インドネシア	官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト
ミャンマー	バゴー地域西部灌漑農業収益向上プロジェクト
カンボジア	海水魚種苗生産技術向上プロジェクト
モンゴル	獣医・畜産分野人材育成能力強化プロジェクト
キルギス	輸出のための野菜種子生産振興プロジェクト

パラグアイ	小規模農家の輸出農作物安全性向上プロジェクト
ネパール	シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト
ナイジェリア	連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト
ウガンダ	コメ振興プロジェクトフェーズ2
カメルーン	コメ振興プロジェクト
セネガル	小規模園芸農家能力強化プロジェクト

● 分野別・地域別実施件数（2018年度）

分野 地域	社会 基盤	産業・ 公共政策	人間 開発	地球 環境	農村 開発	その他	合計
アジア	54	65	56	40	34	1	250
中東・北アフリカ	5	6	18	7	6	2	44
サブサハラ・アフリカ	19	16	43	27	40	—	145
中南米	4	12	13	15	10	—	54
大洋州	—	3	5	8	1	—	17
欧州	2	3	1	2	—	—	8
合計	84	105	136	99	91	3	518

（注）

- ・年度中にR/Dに基づき実施した案件の一覧。
- ・技術協力プロジェクト案件のみ対象（地球規模課題対応国際科学技術協力は含まない）。

② 研修員受入事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1954年

● 経緯・目的

1954年の日本のコロンボ・プラン加盟を契機として、日本最初の政府開発援助スキームとして発足、アジアからの研修員16名（二国間ベース）の受入れにより事業が開始された。研修員受入事業は、国づくりの担い手となる研修員を日本または開発途上国内で受け入れ、行政、農林水産、鉱工業、エネルギー、教育、保健・医療、運輸、通信など多岐にわたる分野において、人材育成を通じて開発途上国の課題解決に貢献することを目的とする事業である。

なお、日本の技術協力の成果の再移転・普及を目的とし、開発途上国内の研修員に対して当該開発途上国内で行う研修を「現地国内研修」、開発途上国にて、当該国以外の研修員を受け入れて行う研修を「第三国研修」と称しており、それぞれ1993年度、1975年度から開始されている。

4. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「国際協力機構年報 資料編（国際協力機構編著）」等

● ウェブサイト

- ・JICA技術協力（事業の概要）：
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tech_pro/summary.html
- ・JICA技術協力プロジェクト：
<https://www.jica.go.jp/project/>

2. 事業の仕組み

● 概 要

日本が開発途上国を対象に行っている、「人」を通じた技術協力の中でも最も基本的な形態の一つであり、日本国内で実施する本邦研修と、海外で行う現地国内研修および第三国研修に区分される。本邦研修は、グループごとに共通のカリキュラムで行われるもの（課題別研修）や、開発途上国の個々の研修要望に応じてそれぞれの研修内容を策定するもの（国別研修）など、様々な実施形態がある。研修コースは、日本の海外における技術協力を補完することを目的とするものから、特定の国の人材育成ニーズに応えるためのものまで、開発途上国のニーズに合った研修カリキュラムを選択することができる。コース期間は、研修目的に応じて設定され、通常は2週間から1年までである。研修は、日本国内各地に所在するJICAの施設を拠点として、関係省庁、地方自治体、大学、民間企業、NGOなどの協力・連携により実施される。

また、本邦研修は、研修の本来の成果に加えて、本邦に滞在することにより日本の産業・文化等に触れ、お互いの考え方や行動様式を理解し合うことによって、国民

相互の友好親善に貢献することも目的としている。

●審査・決定プロセス

開発途上国からの要請を踏まえ、外務省がJICAや関係省庁とともに検討し、各国からの年間受入人数、受入形態、受入コース名などを決定する。日本の在外公館は、毎年開発途上国政府窓口機関に検討結果を通知する。同通知に基づき国際約束を結んだ後、研修コースごとに、開発途上国政府機関とJICAにて候補者を選出し、その候補者の資格要件等を日本側にて審査し、受入れを決定する。

現地国内研修および第三国研修についても、開発途上国からの要請を踏まえ、日本において研修実施に関して検討・採択の上、日本の在外公館から採択案件を開発途上国政府窓口機関に通知する。

●決定後の案件実施の仕組み

来日した研修員は、あらかじめJICAが設定した研修コース、または個々の要請内容に基づいて設定された研修コースに参加する。

現地国内研修および第三国研修については、研修実施国がJICAの技術的・資金的協力を得て研修コースを策定し、参加者を募集・選考した後に実施する。

3. 最近の活動内容

●概要

2018年度実績は次のとおり。

(1) 本邦研修

144か国・地域から8,708名の研修員を新規に受け入れ、前年度から継続の人数を合わせると、10,394名であった。同年度に新規に受け入れた研修員を形態別に見ると、あらかじめ設定したコースの研修員や個別の要望による研修員を受け入れる一般技術研修が7,305名、開発途上国政府とコストシェアで実施する研修が2名、日系人対象の研修が137名、移住者またはその子弟を対象とした移住研修が106名、将来の国づくりを担う青年層を対象にした青年研修が783名、円借款事業関連の研修が375名であった。

(2) 現地国内研修

日本の技術協力の成果を開発途上国内で普及することを促進するための研修として、現地国内研修を実施した(2,151名)。

(3) 第三国研修

開発途上国の中で、対象分野について比較優位のある国等に周辺の途上国から研修員を招いて研修を行う第三国研修を実施した(4,031名)。

●地域別実績(2018年度・新規人数)

地域	本邦研修員	現地国内研修員	第三国研修員	総計
アジア	4,653	182	632	5,467
中東・北アフリカ	548	—	628	1,176
サブサハラ・アフリカ	1,863	1,831	2,419	6,113
北米・中南米	1,079	25	308	1,412
大洋州	386	113	44	543
欧州	179	—	—	179
国際機関	—	—	—	—
合計	8,708	2,151	4,031	14,890

(注)

・上記では、アフガニスタンはアジア地域、スーダンはサブサハラ・アフリカ地域、トルコは欧州地域に含まれる。

●分野別実績(2018年度・新規人数)

中分類名	本邦研修員	現地国内研修員	第三国研修員	総計
開発計画	251	—	31	282
行政	1,888	1,831	291	4,010
公益事業	397	25	29	451
運輸交通	753	—	82	835
社会基盤	318	—	23	341
通信・放送	130	—	—	130
農業	781	11	406	1,198
畜産	41	—	—	41
林業	113	—	12	125
水産	139	113	17	269
鉱業	33	—	—	33
工業	59	—	46	105
エネルギー	386	—	170	556
商業・貿易	521	—	117	638
観光	103	—	—	103
人的資源	1,089	—	340	1,429
科学・文化	6	—	—	6
保健・医療	823	50	2,153	3,026
社会福祉	336	121	27	484
その他	541	—	287	828
合計	8,708	2,151	4,031	14,890

③ 技術協力専門家派遣

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期・経緯

1954年、日本のコロンボ・プランへの加盟により政府ベースの技術協力の柱として発足した。1955年度に東南アジア地域に初めての専門家を派遣して以来、派遣地域は、1957年度には中東・アフリカ地域へ、1958年度には中南米地域へ、そして1960年度には北東アジア地域へと順次拡大された。

● 目的

相手国政府に対する高度な政策提言や現地適合技術の開発等を通じ、カウンターパートの能力開発（キャパシティ・ディベロップメント）を行うことにより、開発効果を顕在化させることを目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

各種分野の専門家は、開発途上国の受入機関（主として中央政府または政府関係機関）に所属し、専門家が有する知識、知見、技術、経験を活かしながら、相手国の管理者、技術者（カウンターパート）に対し、政策助言や特定の技術の移転を行っている。また、カウンターパートとともに現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などの幅広い活動も行っている。

さらに、日本人の専門家派遣に加え、開発途上国（第三国）の人材を専門家として、他の開発途上国へ派遣することも行っている（第三国専門家派遣）。これは日本の実施する技術協力を補完的に支援し、あるいは、これまで日本が第三国で実施した技術協力の成果を周辺国に普及させ、南南協力への支援、ひいては援助実施主体の裾野を広げることを目的とする。

なお、国際機関を通じた国際機関専門家の派遣も行っている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国から在外公館を通じて日本政府に対して正式文書によって提出された専門家派遣要請は、外務省が関係省庁およびJICAとともに検討・審査の上、採択・不採択を決定する。案件の審査・検討に当たっては、単に相手国の要請を個々に検討するだけでなく、相手国の開発課題を十分に把握し、どのような協力が最も適切か、という総合的な観点からも行っている。

● 決定後の案件実施の仕組み

協力が決定された後は、相手国に審査結果を通知して実施のための国際約束を結ぶ。要請案件の実施が決まると、関係省庁あるいはJICAは要請分野、指導科目、派遣時期、期間に対応した専門家の選考を行い、日本の費用負担により派遣している。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2018年度は、計101か国・地域、計8,469名（新規・継続を含む）の専門家を派遣した。

● 主要な事業

主な事業としては、特定分野もしくは開発支援全般に対し助言を行う政策アドバイザーの派遣や、様々な開発課題に対する技術移転のための専門家派遣がある。

運輸交通分野では、フィリピン、ベトナムに鉄道・行政に係る専門家を派遣したほか、インドネシア、ラオス、キルギスに道路行政・政策に係る専門家、カンボジア、インドネシア、東ティモールに港湾分野の専門家を派遣し、技術的な助言を行った。

都市開発分野では、ケニア、ミャンマーに都市開発、都市政策に係るアドバイザーを派遣し、拡大を続ける都市の開発や管理に係る計画作成能力の向上支援等を行った。

情報通信・放送分野では、フィリピン、コスタリカ、ボツワナに地上波デジタル日本方式導入に係る専門家を派遣した。

平和構築分野では、2016年にコロンビア革命軍との和平合意を達成したコロンビアに、紛争被害者のための土地返還後のコミュニティ生活向上支援を目的とした専門家を派遣しているほか、ザンビアに対し、人道と開発の連携を念頭に、元難民の自立・再定住プロセスを支援するため、元難民現地統合支援アドバイザーを派遣している。

ガバナンス分野では、2015年に制定された民主的な憲法の下で法整備を進めているネパールに対し、民法の普及支援等のためのアドバイザーを引き続き派遣した。また、ミャンマーでは、証券市場の発展に向け証券監督機関の機能強化のためのアドバイザーを派遣している。

農業分野については、各国への専門家派遣を通じて、経済成長への貢献に資する「小規模農家による市場志向

型農業を振興するための普及アプローチ（SHEP）」（ナイジェリア、ザンビア、南アフリカ共和国等）、「アフリカ稲作振興（CARD）」（ケニア、セネガル、マダガスカル、ウガンダ等）、「栄養改善（IFNA）」（モザンビーク、アンゴラ、ルワンダ）、「フードバリューチェーン強化・構築支援（FVC）」（アジア、アフリカ、中南米等）への取り組みを促進している。これらのアプローチは特定の国のみならず多くの国・地域で導入されており、専門家による技術指導や助言が他国・地域への拡大を支えている。

教育分野では、ミャンマー、パプア・ニューギニア、ラオス、エチオピア、セネガルなどの教育省に教育政策アドバイザーを派遣し、各国の教育政策・制度改善に係る助言を行うとともに、日本の協力案件間および他ドナーとの連携促進を支援している。

保健分野については、ラオス、ケニア、ベトナムなどの保健省に専門家が配属され、中長期的な協力量針の策定、UHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）の推進、保健財政・保健情報を含む保健システムの強化に向けた政策レベルでの働きかけ、5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）を通じたマネジメント強化など、多角的な役割を果たしている。

社会保障分野では、障害の主流化および障害者の社会参加促進（コロンビア、モンゴル、南アフリカ共和国、ヨルダン）のほか、高齢者介護サービスの開発（タイ）や社会保障制度の強化（インドネシア、モンゴル）を支援している。

自然環境分野では、モザンビークの土地・環境・農村開発省に政策アドバイザー専門家を派遣し、気候変動対策（REDD+）や森林管理計画等の支援を実施している。

環境管理分野では、タイやラオスにおいて、都市環境を改善するための廃棄物管理および循環型社会構築に対して助言と支援を行う専門家を派遣した。また、ベトナム建設省技術インフラ局および天然資源環境省国際協力局へ専門家を派遣し、下水道計画・事業運営や環境政策の企画立案、実施に係る指導・助言を行った。

水資源管理分野では、水資源の管理および水道事業に対する助言を行うため、インドネシア、東ティモール、ミャンマー、ネパール、フィジー、イラン、ヨルダン、ケニア、マラウイ、タンザニア、パラグアイへアドバイザー専門家を派遣した。

防災分野では、フィリピン公共事業道路省に総合治水アドバイザーを派遣し、同省が所掌する治水事業の計画

立案、実施、管理体制に対する助言を行い、治水事業の円滑な実施を支援した。また、風水害、地震津波災害が頻発するインドネシアに対して、防災政策や治水を含む総合水資源管理に関する助言を行うアドバイザーを派遣した。ほかにも、フィリピン、バングラデシュ、フィジー、スリランカなどへ防災分野の専門家を派遣した。

気候変動分野では、ベトナムの国家気候変動戦略の効果的な実施支援のため同国天然資源環境省に専門家を派遣し、同国の緩和行動の策定・実施に係る関係省庁の能力強化を行った。

産業分野では、水力発電計画アドバイザーをネパール電力公社に派遣し、同国の豊富な包蔵水力の開発と電力輸出の促進を通じた南アジア地域全体の電源構成多様化に貢献すべく、事業計画策定およびその実施能力の強化に取り組んでいる。また、エチオピアには地熱開発アドバイザーを派遣し、水・灌漑・エネルギー省および地熱開発に関わる各政府機関に対し、円滑な地熱開発の計画・実施が行われるための情報提供や法整備策定の支援を行い、地熱分野の実施能力強化に貢献している。そのほかにも、ケニアに人材育成（地熱開発分野）専門家や、モザンビークに電力開発政策（電力開発計画の具体化支援）専門家の派遣を実施している。さらに、ミャンマーには投資振興アドバイザーを派遣し、投資促進戦略の実施促進や投資家向けサービス提供能力向上の支援を行っている。

● 地域別実績

(単位:人)

年度	形態名	新規継続区分	アジア	サブサハラ・アフリカ	中東・北アフリカ	北米・中南米	大洋州	欧州	区分不能*1	総計
2017年度	技術協力プロジェクト 専門家	新規	3,706	1,445	487	425	265	108	—	6,436
		継続	449	245	45	82	29	7	—	857
		合計	4,155	1,690	532	507	294	115	—	7,293
	一般技術専門家	新規	120	127	29	19	3	3	—	301
		継続	82	57	10	20	9	3	—	181
		合計	202	184	39	39	12	6	—	482
	援助促進専門家	新規	1,522	69	124	32	22	5	—	1,774
		継続	115	18	15	3	—	—	—	151
		合計	1,637	87	139	35	22	5	—	1,925
	第三国専門家	新規	6	48	5	3	3	—	—	65
		継続	—	—	—	—	—	—	—	—
		合計	6	48	5	3	3	—	—	65
	在外技術研修講師	新規	13	12	9	4	2	—	—	40
		継続	—	—	—	—	—	—	—	—
		合計	13	12	9	4	2	—	—	40
2018年度	技術協力プロジェクト 専門家	新規	5,367	1,701	654	483	295	116	—	8,616
		継続	646	320	70	105	38	10	—	1,189
		合計	6,013	2,021	724	588	333	126	—	9,805
	一般技術専門家	新規	3,151	1,334	389	356	246	161	—	5,637
		継続	454	192	52	62	27	13	—	800
		合計	3,605	1,526	441	418	273	174	—	6,437
	援助促進専門家	新規	94	92	16	16	3	3	—	224
		継続	92	36	11	13	6	2	—	160
		合計	186	128	27	29	9	5	—	384
	第三国専門家	新規	1,302	37	96	19	20	3	—	1,477
		継続	101	14	5	1	1	—	—	122
		合計	1,403	51	101	20	21	3	—	1,599
	在外技術研修講師	新規	1	7	—	34	—	—	—	42
		継続	—	—	—	—	—	—	—	—
		合計	1	7	—	34	—	—	—	42
	技術協力プロジェクト 専門家	新規	2	—	2	—	3	—	—	7
		継続	—	—	—	—	—	—	—	—
		合計	2	—	2	—	3	—	—	7
	一般技術専門家	新規	4,550	1,470	503	425	272	167	—	7,387
		継続	647	242	68	76	34	15	—	1,082
		合計	5,197	1,712	571	501	306	182	—	8,469

(注)

・実績なしは—(ハイフン)で表示。

・上記では、アフガニスタンがアジア地域、スーダンがサブサハラ・アフリカ地域、トルコは欧州地域に含まれる。

*1 区分不能:複数地域にまたがる援助等。

● 専門家分野別人数の推移

(単位:人)

年 度	形態	分類名	新規 継続 区分	開 発 計 画	行 政	公 益 事 業	運 輸 交 通	社 会 基 盤	通 信・放 送	農 業	畜 産	林 業	水 産	鉱 業	工 業	エ ネ ル ギ ー	商 業・貿 易	観 光	人 的 資 源	科 学・文 化	保 健・医 療	社 会 福 祉	そ の 他	合 計
2017 年度	技術協力 プロジェクト専門家	新規	180	924	514	888	232	175	607	88	385	61	29	103	200	328	16	1,056	19	437	64	130	6,436	
		継続	16	125	45	85	25	5	151	9	50	20	2	14	21	39	1	122	—	102	17	8	857	
		合計	196	1,049	559	973	257	180	758	97	435	81	31	117	221	367	17	1,178	19	539	81	138	7,293	
	一般技術専門家	新規	5	42	22	26	8	4	15	1	1	14	—	34	16	22	8	31	1	23	1	27	301	
		継続	17	29	10	11	5	4	27	1	3	7	—	5	3	12	6	12	1	16	4	8	181	
		合計	22	71	32	37	13	8	42	2	4	21	—	39	19	34	14	43	2	39	5	35	482	
	援助促進専門家	新規	9	220	168	582	247	—	120	—	1	—	—	—	119	50	96	49	—	20	—	93	1,774	
		継続	3	24	15	22	13	1	21	—	3	—	—	—	3	4	14	12	—	8	—	8	151	
		合計	12	244	183	604	260	1	141	—	4	—	—	—	122	54	110	61	—	28	—	101	1,925	
	第三国専門家	新規	—	1	1	—	—	4	1	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	47	—	7	65	
		継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		合計	—	1	1	—	—	4	1	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	47	—	7	65	
在外技術研修講師	新規	—	13	—	2	—	—	3	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	7	1	4	40		
	継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	合計	—	13	—	2	—	—	3	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	7	1	4	40		
合 計	新規	194	1,200	705	1,498	487	183	746	89	387	77	29	137	345	402	120	1,136	20	534	66	261	8,616		
	継続	36	178	70	118	43	10	199	10	56	27	2	19	27	55	21	146	1	126	21	24	1,189		
	合計	230	1,378	775	1,616	530	193	945	99	443	104	31	156	372	457	141	1,282	21	660	87	285	9,805		
2018 年度	技術協力 プロジェクト専門家	新規	123	816	378	584	183	162	594	85	395	50	18	123	188	314	15	936	10	512	48	103	5,637	
		継続	8	102	48	59	18	50	151	17	40	18	4	13	11	37	—	99	—	82	32	11	800	
		合計	131	918	426	643	201	212	745	102	435	68	22	136	199	351	15	1,035	10	594	80	114	6,437	
	一般技術専門家	新規	6	27	16	18	4	2	28	—	2	12	—	16	11	31	8	13	—	19	2	9	224	
		継続	12	27	9	8	5	3	28	—	2	3	—	3	5	12	5	16	1	10	3	8	160	
		合計	18	54	25	26	9	5	56	—	4	15	—	19	16	43	13	29	1	29	5	17	384	
	援助促進専門家	新規	3	134	112	491	193	1	145	—	—	—	—	—	118	53	71	40	—	10	—	106	1,477	
		継続	1	9	12	30	10	—	24	—	3	—	—	—	2	3	2	14	—	6	—	6	122	
		合計	4	143	124	521	203	1	169	—	3	—	—	—	120	56	73	54	—	16	—	112	1,599	
	第三国専門家	新規	—	2	—	—	5	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	24	—	6	—	4	42	
		継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		合計	—	2	—	—	5	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	24	—	6	—	4	42	
	在外技術研修講師	新規	—	—	—	3	—	—	1	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	1	—	—	7	
		継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		合計	—	—	—	3	—	—	1	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	1	—	—	7	
	合 計	新規	132	979	506	1,096	385	165	769	85	397	62	18	139	319	398	94	1,013	10	548	50	222	7,387	
		継続	21	138	69	97	33	53	203	17	45	21	4	16	18	52	7	129	1	98	35	25	1,082	
		合計	153	1,117	575	1,193	418	218	972	102	442	83	22	155	337	450	101	1,142	11	646	85	247	8,469	

(注)

・実績なしは—(ハイフン)で表示。

④ 開発計画調査型技術協力（開発調査）事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期・経緯

開発計画調査型技術協力は、2008年の新JICAの発足に伴い、協力準備調査（将来の協力案件〈資金協力等〉の形成を目的とする調査）が導入されたことにより、旧開発調査^{（注1）}を以下3つの分類に整理したことで制度化された。

- ① 政策立案または公共事業計画策定支援（日本の資金協力を必ずしも想定しない）を目的とした「開発計画調査型技術協力」
- ② キャパシティ・ディベロップメント（能力向上）を目的とした「技術協力プロジェクト」
- ③ 将来の協力案件形成（主に資金協力）あるいは事前準備を目的とした「協力準備調査」

● 目的

開発途上国の政策立案や公共事業計画策定の支援を目的とし、あわせて調査の実施過程を通じ、相手国のカウンターパートに対し調査・分析手法や計画策定手法等の技術移転を図る。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発計画調査型技術協力は、開発途上国に対し、学識経験者やコンサルタントなどから成る調査団を派遣して現地協議／調査（データ収集等）と現地／国内での分析作業を実施した上で、計画の策定・提言を行う。開発途上国は、開発計画調査型技術協力の結果を活用し、①セクター・地域開発、復旧・復興に関する各種開発計画の策定、②各種資金調達による事業（プロジェクト）の実施、③組織改革、制度改革などの実施が期待されている。主な事業の種類と内容は次のとおりである。

- (1) 政策立案または公共事業計画策定支援を目的としたマスタープラン調査（M/P）および政策支援調査

マスタープラン調査では、国全体または特定地域に関するセクター別の長期開発計画特定地域の総合的な開発基本戦略を策定する（通常、15年～20年後を目標年次とする）。政策支援調査では、金融・財政改革、法制度整備、国営企業民営化、市場経済化政策などの計画策定を支援する。

- (2) 緊急支援調査

自然災害発生等に対して基礎インフラの復興などの迅速な支援を行う。

- (3) 相手国政府ないし他のドナー（世界銀行・ADBほか）による事業化を想定したフィージビリティ調査（F/S）

個々のプロジェクトが技術的、経済的、社会的に、さらには環境などの側面から見て実行可能であるかを検証し、最適な事業計画を策定する。

- (4) その他（地形図作成、地下水調査など）の調査

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館を通じて要請が提出された案件の中から、日本の援助政策および相手国の開発政策との整合性、プロジェクトの内容、効果について検討を行い、日本政府が実施案件を選定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

協力が決定された後は、相手国に審査結果を通知して実施のための国際約束を結ぶ。その後、JICAが派遣する詳細計画策定調査団またはJICA在外事務所と相手国関係機関が案件実施のための詳細な計画について協議を行い、その内容をまとめて討議議事録（R/D：Record of Discussions）を作成し、協力の大枠を決定する。その後、JICAが選定したコンサルタントなどが討議議事録に基づく協力を開発途上国側実施機関と協力して実施し、提言内容等に関する調査報告書を開発途上国側に提出する。

3. 最近の活動内容

● 分野別・地域別実施件数（2018年度）

分野 地域	社会 基盤	産業・ 公共 福祉	人間 開発	地球 環境	農村 開発	その他	合計
アジア	12	8	2	7	3	—	32
中東・北アフリカ	—	1	—	5	—	—	6
サブサハラ・アフリカ	7	6	—	1	5	—	19
中南米	2	—	—	—	—	—	2
大洋州	1	—	—	1	—	—	2
欧州	1	—	—	—	—	—	1
合計	23	15	2	14	8	—	62

（注）

・経済産業省からの受託費による案件を含む。

注1：旧開発調査は1962年に海外技術協力事業団（現独立行政法人国際協力機構）が設立された後に外務省の委託調査を引き継ぎ、さらに通商産業省から海外開発計画調査が委託され、政府ベースによる技術協力の一環として形成された。

⑤ JICAボランティア事業（JICA海外協力隊）

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1965年

● 経緯・目的

戦後、日本が国際社会の一員として対外経済協力を開始した後、国内においては開発途上国に対する協力への関心が高まっていった。このような状況のもと、青年の自発的意思に基づく対外協力活動の実現を要求する声の高まりを背景に、技術を有する日本の青年を開発途上の国々に派遣し、相手国の人々と生活と労働を共にしながら社会的、経済的発展に協力すると同時に、青年たちがこれら諸国との親善と相互理解を深め、広い国際的視野をかん養することを目的として青年海外協力隊が創設された。1990年には、開発途上国での技術協力活動に関心を持つ中高年層を対象として「シニア協力専門家派遣事業」が創設され、1996年、青年海外協力隊のシニア版という位置付けで、名称が「シニア海外ボランティア」に変更された。2018年、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアを含むJICAボランティア事業の制度について、総称を「JICA海外協力隊」とし、年齢による区分（青年・シニア）を、一定以上の経験・技能等の要否による区分に変更する見直しを行い、2019年度より派遣を開始した。

2. 事業の仕組み

● 概要

JICAボランティア事業は、相手国の要請に基づき、国内で募集選考した技術・技能を有する20歳～69歳までの日本国籍を持つ者を訓練の上、相手国に派遣する事業である。1965年の発足以来、2018年度末までに派遣取極等を締結した95か国に累計5万1,254名^{（注1）}を派遣した。当事業は、国民参加型の「顔の見える協力」の代表例として、内外から高い評価を得ている。実施はJICAが担当している。

● 隊員の派遣

隊員は、日本と相手国政府との間で派遣取極（交換公文による国際約束）が結ばれた国または青年海外協力隊派遣の内容が網羅された技術協力協定を締結した国に対し要望調査を行い、各相手国から具体的な要請書を受け

取り、国内においてこれら要請に基づいて年2回募集・選考が行われる。派遣の形態には長期派遣、短期派遣の2種類がある。長期派遣の応募者は、面接、健康診断、語学試験等の2回の選考を経て合否が判定され、その後、合格者は国際協力、任国事情、語学等を内容とする派遣前訓練を受けた上で、年3回に分けて原則2年間の任期で派遣される。職種は人的資源、保健・医療、農林水産等9分野で120以上の職種と多岐にわたる。一方、短期派遣は長期派遣と同様に面接、健康診断、語学試験等の2回の選考を経て合否が判定され、合格者は2日間～5日間の派遣前研修を受けた上で、年3回に分けて原則1か月から1年未満の任期で派遣される。

3. 最近の活動内容

● 概要

2018年度には、76か国において3,268名の隊員が協力活動を行った。

● 地域別実績

（単位：人）

年度	地域	新規	継続	合計	帰国
2017年度	アジア	354	282	636	323
	中東・北アフリカ	41	27	68	41
	サブサハラ・アフリカ	474	360	834	415
	中南米	374	241	615	287
	大洋州	139	93	232	126
	欧州	—	2	2	5
	合計	1,382	1,005	2,387	1,197
2018年度	アジア	307	226	533	349
	中東・北アフリカ	41	31	72	34
	サブサハラ・アフリカ	391	348	739	422
	中南米	302	210	512	288
	大洋州	100	102	202	112
	欧州	3	—	3	2
	合計	1,144	917	2,061	1,207

注1：1999年度までは青年海外協力隊員にボランティア調整員等を含めた数値、2000年度以降は青年海外協力隊員とシニア海外ボランティアの数値を累積。

● 分野別実績

(単位:人)

年度	分類名	新規	継続	合計	帰国
2017年度	計画・行政	180	147	327	209
	公共・公益事業	34	29	63	37
	農林水産	96	57	153	64
	鉱工業	24	35	59	37
	エネルギー	3	1	4	3
	商業・観光	49	36	85	56
	人的資源	751	484	1,235	560
	保健・医療	193	183	376	178
	社会福祉	52	32	84	52
	その他	—	1	1	1
	合計	1,382	1,005	1,387	1,197
2018年度	計画・行政	133	144	277	170
	公共・公益事業	19	22	41	31
	農林水産	78	54	132	61
	鉱工業	26	16	42	39
	エネルギー	2	2	4	1
	商業・観光	44	33	77	44
	人的資源	637	442	1,079	614
	保健・医療	150	167	317	199
	社会福祉	55	37	92	47
	その他	—	—	—	1
	合計	1,144	917	2,061	1,207

(注) 新規、継続、帰国の分類方法(2018年度)

新規: 2018年度中に新規に派遣された者

継続: 2017年度もしくはそれ以前に派遣された者で、2019年度もしくはそれ以降に帰国する予定の者

帰国: 2017年度もしくはそれ以前に派遣された者のうち、2018年度中に帰国した者

(ただし、1年未満の短期のボランティア派遣は含まない)

4. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・ JICA海外協力隊: <https://www.jica.go.jp/volunteer/>

図表32 政府全体の技術協力の地域・形態別実績 (2018年)

地域	総額		総人数		研修員受入			専門家派遣			調査団派遣		
	百万円	金額比 (%)	人	人数比 (%)	人	人数比 (%)	百万円	金額比 (%)	人	人数比 (%)	人	人数比 (%)	金額比 (%)
アジア	70,244.6	23.99	24,533	41.00	7,376	36.27	6,515.8	33.34	9,684	66.83	6,292	71.14	48.93
中東・北アフリカ	9,173.7	3.13	3,380	5.65	1,969	9.68	2,358.6	12.07	811	5.60	488	5.52	6.22
サブサハラ・アフリカ	34,493.7	11.78	12,493	20.88	7,699	37.86	6,039.0	30.90	2,338	16.13	1,208	13.66	21.33
中南米	13,627.2	4.65	3,748	6.26	1,623	7.98	1,870.7	9.57	718	4.95	262	2.96	7.15
大洋州	5,087.9	1.74	1,434	2.40	522	2.57	887.3	4.54	430	2.97	109	1.23	2.12
欧州	1,967.2	0.67	405	0.68	156	0.77	162.6	0.83	187	1.29	58	0.66	1.39
複数地域にまたがる援助等	158,255.1	54.04	13,844	23.14	990	4.87	1,708.0	8.74	323	2.23	427	4.83	12.86
合計	292,849.2	100.00	59,837	100.00	20,335	100.00	19,542.1	100.00	14,491	100.00	8,844	100.00	100.00

地域	協力隊等派遣			留学生受入			調査研究その他等			JPO派遣		
	人	人数比 (%)	百万円	金額比 (%)	人	人数比 (%)	人	人数比 (%)	百万円	金額比 (%)	人	人数比 (%)
アジア	985	25.72	2,619.1	23.47	165	1.36	21.0	0.14	31	51.67	20,248.3	12.48
中東・北アフリカ	108	2.82	352.1	3.16	-	-	-	-	4	6.67	877.9	0.54
サブサハラ・アフリカ	1,248	32.59	3,383.4	30.32	-	-	-	-	-	-	3,835.1	2.36
中南米	1,128	29.46	3,301.4	29.58	15	0.12	21.3	0.14	2	3.33	1,428.1	0.88
大洋州	356	9.30	1,155.4	10.35	-	-	-	-	17	28.33	254.1	0.16
欧州	4	0.10	11.6	0.10	-	-	-	-	-	-	628.5	0.39
複数地域にまたがる援助等	-	-	336.1	3.01	11,940	98.51	15,300.2	99.72	6	10.00	134,947.1	83.19
合計	3,829	100.00	11,159.1	100.00	12,120	100.00	15,342.5	100.00	60	100.00	162,219.0	100.00

(注)

- ・複数地域にまたがる援助等とは、各地域にまたがる調査団の派遣、行政経費、開発啓蒙費等、地域分類が不可能なものである。
- ・在米国向け援助を含む。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・地域分類は外務省地域分類による。

図表33 技術協力の地域・形態別実績 (JICA 2018年度実績)

地域別	形態	経 費 総 額		研修員受入		専門家派遣		調査団派遣		青年海外協力隊派遣		その他ボランティア派遣		移住者事業等		機材供与		その他	
		千円	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	千円	%	千円	%
アジア		73,526,767	38.7	5,467 (6,255)	36.7 (37.5)	6,473 (7,257)	65.6 (63.8)	6,205 (6,472)	72.3 (71.8)	273 (753)	26.5 (26.6)	34 (145)	17.0 (20.9)	— (-)	— (-)	1,203,213	58.3	14,870,158	23.5
サブサハラ・アフリカ		36,826,817	19.4	6,113 (6,820)	41.1 (40.9)	1,766 (2,155)	17.9 (18.9)	1,158 (1,256)	13.5 (13.9)	368 (1,089)	35.8 (38.4)	23 (80)	11.5 (11.5)	— (-)	— (-)	202,786	9.8	1,606,518	2.5
中東・北アフリカ		8,096,669	4.3	1,176 (1,319)	7.9 (7.9)	522 (622)	5.3 (5.5)	395 (411)	4.6 (4.6)	38 (92)	3.7 (3.2)	3 (14)	1.5 (2.0)	— (-)	— (-)	125,078	6.1	351,026	0.6
北米・中南米		13,733,803	7.2	1,412 (1,477)	9.5 (8.8)	544 (694)	5.5 (6.1)	267 (278)	3.1 (3.1)	265 (645)	25.8 (22.8)	120 (375)	60.0 (54.0)	— (-)	— (-)	157,192	7.6	466,379	0.7
大洋州		5,101,150	2.7	543 (639)	3.6 (3.8)	390 (451)	3.9 (4.0)	104 (113)	1.2 (1.3)	84 (254)	8.2 (9.0)	16 (69)	8.0 (9.9)	— (-)	— (-)	66,184	3.2	12,000	0.0
欧州		1,905,435	1.0	179 (180)	1.2 (1.1)	179 (204)	1.8 (1.8)	68 (73)	0.8 (0.8)	1 (1)	0.1 (0.0)	2 (4)	1.0 (0.6)	— (-)	— (-)	93,528	4.5	100,356	0.2
国際機関		24,651	0.0	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	2 (8)	1.0 (1.2)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)
区分不能		50,878,850	26.8	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	387 (407)	4.5 (4.5)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	216,761	10.5	45,773,362	72.4
合計		190,094,159	100.0	14,890 (16,690)	100.0 (100.0)	9,874 (11,383)	100.0 (100.0)	8,584 (9,010)	100.0 (100.0)	1,029 (2,834)	100.0 (100.0)	200 (695)	100.0 (100.0)	— (-)	— (-)	2,064,742	100.0	63,179,799	100.0
アジア		2,283,523,442	41.2	327,568	51.4	119,172	63.1	169,093	56.7	12,999	28.8	2,228	28.6	—	—	235,923,746	50.2	156,373,402	16.6
サブサハラ・アフリカ		928,297,704	16.8	152,402	23.9	25,702	13.6	44,309	14.8	14,751	32.7	435	5.6	—	—	61,202,284	13.0	56,079,200	5.9
中東・北アフリカ		354,172,076	6.4	46,707	7.3	11,224	5.9	21,275	7.1	2,846	6.3	669	8.6	—	—	34,548,763	7.4	20,810,167	2.2
北米・中南米		875,728,583	15.8	75,662	11.9	22,468	11.9	38,108	12.8	9,964	22.1	3,445	44.2	73,011	99.4	101,259,231	21.6	51,449,029	5.4
大洋州		152,357,785	2.7	14,896	2.3	4,448	2.4	7,008	2.3	3,854	8.5	736	9.4	426	0.6	9,418,483	2.0	5,886,495	0.6
欧州		128,494,336	2.3	14,493	2.3	4,008	2.1	8,732	2.9	618	1.4	93	1.2	—	—	12,989,519	2.8	5,696,763	0.6
国際機関		30,740,401	0.6	5,323	0.8	1,623	0.9	—	—	140	0.3	187	2.4	—	—	1,306,598	0.3	214,902	0.0
区分不能		788,556,016	14.2	1	0.0	132	0.1	9,930	3.3	—	—	—	—	—	—	13,016,641	2.8	648,098,243	68.6
合計		5,541,870,343	100.0	637,052	100.0	188,777	100.0	298,455	100.0	45,172	100.0	7,793	100.0	73,437	100.0	469,665,265	100.0	944,608,201	100.0

(注)

・2018年度実績・欄上段は新積分と継続分の合計。下段()内は新積分。

・実績なしはー(ハイフン)で表示。

・上記では、アフガニスタンはアジア地域、スーダンはサブサハラ・アフリカ地域、トルコは欧州地域に含まれる。

・青年海外協力隊の数は、1998年度までは青年海外協力隊員に日系ボランティアの派遣数を加えたもの、1999年度以降は青年海外協力隊員のみ派遣数となっており、これらを累積したもの。

図表34 技術協力の形態・分野別人数実績 (JICA 2018年度実績)

分野	合計人数	計画・行政		公共・公益事業				農林水産			鉱工業		エネルギー		商業・観光		人的資源		保健・医療	社会福祉	その他
		開発計画	行政	公益事業	運輸交通	社会基盤	通信放送	農業	畜産	林業	水産	鉱業	工業	エネルギー	商業・貿易	観光	人的資源	科学・文化			
形態	研修員受入	16,690 (14,890)	283 (282)	4,085 (4,010)	464 (451)	379 (341)	130 (130)	1,278 (1,198)	54 (41)	125 (125)	306 (289)	79 (33)	105 (105)	583 (556)	640 (638)	103 (103)	2,676 (1,429)	6 (6)	3,063 (3,026)	484 (484)	1,007 (828)
	(構成比)	100.0 (100.0)	1.7 (1.9)	24.5 (26.9)	2.8 (3.0)	2.3 (2.3)	0.8 (0.9)	7.7 (8.0)	0.3 (0.3)	0.7 (0.8)	1.8 (1.8)	0.5 (0.2)	0.6 (0.7)	3.5 (3.7)	3.8 (4.3)	0.6 (0.7)	16.0 (9.6)	0.0 (0.0)	18.4 (20.3)	2.9 (3.3)	6.0 (5.6)
	専門家派遣	11,383 (9,874)	195 (166)	1,242 (1,104)	1,047 (978)	454 (421)	224 (171)	1,263 (1,060)	141 (124)	484 (439)	121 (100)	22 (18)	160 (144)	337 (319)	468 (415)	143 (136)	1,455 (1,326)	11 (10)	992 (893)	356 (321)	1,059 (617)
2	(構成比)	100.0 (100.0)	1.7 (1.7)	10.9 (11.2)	9.2 (9.9)	4.0 (4.3)	2.0 (1.7)	11.1 (10.7)	1.2 (1.3)	4.3 (4.4)	1.1 (1.0)	0.2 (0.2)	1.4 (1.5)	3.0 (3.2)	4.1 (4.2)	1.3 (1.4)	12.8 (13.4)	0.1 (0.1)	8.7 (9.0)	3.1 (3.3)	9.3 (6.2)
0	調査団派遣	9,010 (8,584)	229 (219)	520 (502)	513 (491)	311 (298)	51 (48)	292 (275)	26 (26)	74 (70)	135 (120)	98 (89)	130 (124)	574 (531)	376 (371)	2 (2)	356 (350)	- (-)	285 (270)	45 (45)	572 (563)
1	(構成比)	100.0 (100.0)	2.5 (2.6)	5.8 (5.8)	5.7 (5.7)	3.5 (3.5)	0.6 (0.6)	3.2 (3.2)	0.3 (0.3)	0.8 (0.8)	1.5 (1.4)	1.1 (1.0)	1.4 (1.4)	6.4 (6.2)	4.2 (4.3)	0.0 (0.0)	4.0 (4.1)	0.0 (0.0)	3.2 (3.1)	0.5 (0.5)	6.3 (6.6)
8	青年海外協力隊派遣	2,834 (1,029)	337 (109)	71 (18)	11 (3)	12 (2)	8 (3)	90 (33)	31 (16)	6 (2)	30 (22)	- (-)	36 (12)	1 (-)	41 (16)	30 (14)	1,433 (561)	105 (36)	472 (136)	120 (46)	- (-)
年	(構成比)	100.0 (100.0)	11.9 (10.6)	2.5 (1.7)	0.4 (0.0)	0.4 (0.2)	0.3 (0.3)	3.2 (3.2)	1.1 (1.6)	0.2 (0.2)	1.1 (2.1)	0.0 (0.0)	1.3 (1.2)	0.0 (0.0)	1.4 (1.6)	1.1 (1.4)	50.6 (54.5)	3.7 (3.5)	16.7 (13.2)	4.2 (4.5)	0.0 (0.0)
度	その他ボランティア	695 (200)	15 (3)	39 (6)	18 (6)	13 (1)	6 (3)	26 (5)	4 (-)	1 (-)	12 (2)	1 (1)	45 (13)	4 (2)	46 (13)	9 (2)	254 (92)	102 (18)	59 (19)	35 (13)	2 (-)
	(構成比)	100.0 (100.0)	2.2 (1.5)	5.6 (3.0)	2.6 (3.0)	1.9 (0.5)	0.9 (1.5)	3.7 (2.5)	0.6 (0.0)	0.1 (0.0)	1.7 (1.0)	0.1 (0.5)	6.5 (6.5)	0.6 (1.0)	6.6 (6.5)	1.3 (1.0)	36.5 (46.0)	14.7 (9.0)	8.5 (9.5)	5.0 (6.5)	0.3 (0.0)
	移住者事業等	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	(構成比)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
果	研修員受入	637,052 (100.0)	18,595 (12.4)	131,344 (87.6)	18,739 (19.9)	27,173 (28.8)	19,618 (20.8)	62,743 (63.2)	9,130 (9.2)	13,511 (13.6)	13,841 (13.9)	4,626 (15.6)	24,960 (84.4)	16,561 (100.0)	22,132 (83.3)	4,451 (16.7)	123,198 (96.0)	2,566 (2.0)	72,662 (100.0)	13,001 (100.0)	9,399 (100.0)
	(構成比)	100.0 (100.0)	2.9 (1.9)	20.6 (26.9)	3.0 (3.0)	4.3 (4.3)	3.2 (3.2)	10.0 (10.0)	1.3 (1.3)	1.9 (1.9)	1.9 (1.9)	0.3 (0.3)	0.3 (0.3)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
	専門家派遣	188,777 (100.0)	5,595 (19.2)	23,573 (80.8)	10,720 (25.5)	10,449 (24.8)	4,286 (10.2)	21,496 (58.1)	3,300 (8.9)	7,300 (19.7)	4,872 (13.2)	2,117 (24.4)	6,564 (75.6)	5,702 (100.0)	4,579 (74.6)	1,555 (25.4)	19,930 (91.2)	1,923 (8.8)	25,329 (100.0)	7,239 (100.0)	5,638 (100.0)
	(構成比)	100.0 (100.0)	2.9 (1.9)	12.5 (16.1)	5.7 (6.7)	5.6 (5.6)	2.3 (2.8)	11.4 (11.4)	1.8 (1.8)	4.0 (4.0)	3.5 (3.5)	1.1 (1.1)	3.5 (3.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
	調査団派遣	298,455 (100.0)	17,264 (51.7)	16,140 (48.3)	20,054 (20.4)	26,098 (25.3)	6,004 (5.8)	31,670 (64.1)	2,158 (4.4)	8,094 (16.4)	7,523 (15.2)	10,057 (41.0)	14,486 (59.0)	22,146 (100.0)	3,475 (62.2)	2,115 (37.8)	16,564 (94.2)	1,014 (5.8)	17,651 (100.0)	1,872 (100.0)	22,954 (100.0)
	(構成比)	100.0 (100.0)	5.8 (5.8)	5.1 (5.1)	6.7 (6.7)	8.8 (8.8)	2.0 (2.0)	10.6 (10.6)	0.7 (0.7)	2.7 (2.7)	2.5 (2.5)	3.4 (3.4)	4.7 (4.7)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
	青年海外協力隊派遣	45,172 (100.0)	970 (20.9)	3,669 (79.1)	216 (7.3)	1,819 (61.3)	741 (25.0)	5,813 (70.1)	1,225 (14.8)	524 (6.3)	735 (8.9)	26 (0.7)	3,485 (99.3)	39 (100.0)	160 (43.1)	211 (56.9)	13,975 (82.5)	2,968 (17.5)	6,914 (100.0)	758 (100.0)	733 (100.0)
	(構成比)	100.0 (100.0)	2.1 (2.1)	8.1 (8.1)	0.5 (0.5)	4.0 (4.0)	1.6 (1.6)	12.9 (12.9)	3.1 (3.1)	1.2 (1.2)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	7.7 (7.7)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
	その他ボランティア	7,793 (100.0)	133 (16.2)	690 (83.8)	226 (26.5)	322 (37.8)	163 (19.1)	456 (66.9)	79 (11.6)	25 (3.7)	122 (17.9)	19 (1.9)	999 (98.1)	76 (100.0)	630 (83.8)	122 (16.2)	1,955 (77.9)	556 (22.1)	474 (100.0)	363 (100.0)	242 (100.0)
	(構成比)	100.0 (100.0)	1.7 (1.7)	9.0 (9.0)	2.9 (2.9)	4.5 (4.5)	2.0 (2.0)	5.9 (5.9)	1.0 (1.0)	0.3 (0.3)	0.9 (0.9)	0.2 (0.2)	8.1 (8.1)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
	移住者事業等	73,437 (100.0)	- (-)	96 (100.0)	5 (4.2)	33 (27.5)	80 (66.7)	608 (94.3)	29 (4.5)	2 (0.3)	6 (0.9)	1 (0.3)	292 (99.7)	7 (100.0)	100 (84.7)	18 (15.3)	217 (95.2)	11 (4.8)	56 (100.0)	10 (100.0)	71,864 (100.0)
	(構成比)	100.0 (100.0)	- (-)	0.1 (0.1)	0.0 (0.0)	0.4 (0.4)	1.1 (1.1)	8.3 (8.3)	0.4 (0.4)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)

(注)
・2016年度人数、欄上段は新増分と継続分の合計。下段()内は新増分。
・実績なしは「ハイフン」で表す。

第10節 NGOが実施する開発援助関連事業への支援

1 事業の概要

① 日本NGO連携無償資金協力

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度に「日本NGO支援無償資金協力」として創設。2007年度に「日本NGO連携無償資金協力」に改称。

● 経緯・目的

政府開発援助による日本のNGO支援強化のため、従来のNGO支援スキーム（NGO事業補助金の現地事業部分、草の根無償資金協力のうちの日本のNGOを対象としていた部分、および日本のNGOに対して実施されてきたNGO緊急活動支援無償）を整理し、発展・強化する目的で創設された。

2. 事業の仕組み

● 概要

日本の国際協力NGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発に対して政府資金を提供する制度。具体的には、次の7つの事業分野からなる。

いずれの事業分野でも、初めて申請する団体に対しては、原則として公的資金（政府関係機関からの収入を含む）を除いた年間総収入実績（過去2年間平均）を大幅に超える資金協力は行わず、また初年度の供与案件数は事業対象国、事業分野を問わず1件を限度とする。事業期間は12か月以内。

(1) 開発協力事業

日本NGO連携無償資金協力の基本事業形態（供与限度額5,000万円）。

(2) NGOパートナーシップ事業

日本のNGOが日本内外の複数のNGOと連携・協働して実施する経済社会開発協力事業に対して資金協力を行う（供与限度額は前述(1)開発協力事業と同様）。

(3) リサイクル物資輸送事業

日本の地方自治体や医療機関、教育機関などが提供する優良な中古物資等（消防車、救急車、学校用机等）を日本のNGOが受け取り、開発途上国・地域の供与先に配布・贈与するまでの事業について、その輸送費等に対して資金協力を行う（供与限度額1,000万円）。

(4) 災害等復旧・復興支援事業

海外で発生した大規模な紛争や自然災害後の復旧・復興段階の現場において、難民・避難民等に対して日本のNGOが実施する人道的な復旧・復興支援活動に対し資金協力を行う（供与限度額1億円）。

(5) 地雷・不発弾関係事業

日本のNGOが行う地雷・不発弾除去、犠牲者支援、地雷・不発弾回避教育等の地雷および不発弾関連の活動に対して資金を提供する（供与限度額1億円）。

(6) マイクロクレジット原資事業

現地でマイクロクレジット事業の実績を持つ日本のNGOが貧困層の人々に対して少額・無担保の貸付を行う場合、原資となる資金を提供する（供与限度額2,000万円）。

(7) 平和構築事業

日本のNGOが元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）や和解、相互信頼醸成に資する事業等に対して資金協力を行う（供与限度額は前述(1)開発協力事業と同様）。

● NGOと連携した国際協力の推進

次の「国際協力における重点課題」に該当する一部事業分野の場合には、12か月を超える事業期間（最長36か月）、1年あたり1億円を上限とした供与限度額および一般管理費の計上が認められる。

【国際協力における重点課題】

(1) アジアにおける貧困削減に資する事業（社会・経済基盤開発、保健・医療、教育を含む）

(2) 小島嶼国における脆弱性の克服に対する支援

(3) アフリカにおける「質の高い成長」や「人間の安全保障」の推進に資する事業

(4) 中東・北アフリカの生活向上・改革支援

(5) 平和構築事業（特にフィリピン、ミャンマー、アフガニスタン、イラク、ケニア、南スーダン）

(6) 地雷・不発弾関係事業

(7) 中南米における格差是正（保健、教育、人材育成）や防災・環境保全事業

● 審査・決定プロセス

外務省民間援助連携室に事前相談の上で、同室に対して申請を行う。申請受付（受理）（2019年度は7月末締め切り）の後、申請団体の適格性、事業の必要性・内容、外交上・治安上の問題点、住民への援助効果、事業の持続発展性、事業計画、実施手法、積算根拠の妥当性等について、外部審査機関、在外公館による審査を踏まえて外務省本省にて案件の採否を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の採択が決定されると、原則として在外公館とNGOとの間で贈与契約（G/C）を締結し、在外公館からNGOに対し供与資金を支払う。NGOは事業の実施中および実施後、中間報告書および完了報告書を在外公館（あるいは外務省本省）に提出する。在外公館は、事業実施中、必要に応じて広報や事業のモニタリングを行う。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2018年度の実績は、実施国数31か国1地域、実施件数106件、総額約50億円であった。地域別に見るとアジアにおける協力が実施件数・金額ともに最も多く、総実施件数・金額の半分以上を占めている（68件、約29億円）。分野別の実施件数・金額は、教育・人づくり、保健・医療が多く、この両分野が全体の半分近くとなっている。

● 地域別実績（2018年度）

（贈与契約ベース、単位：百万円）

地 域	件数	金額	構成比(%)
アジア	68	2,901	57
中東・北アフリカ	10	629	13
サブサハラ・アフリカ	21	1,076	21
中南米	4	191	4
大洋州	2	200	4
欧州・中央アジア	1	50	1
合計	106	5,047	100

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 分野別実績（2018年度）

（贈与契約ベース、単位：百万円）

分 野	件数	金額	構成比(%)
教育・人づくり	35	1,628	32
保健・医療	23	1,004	20
農林業	18	732	15
地雷・不発弾関連	5	413	8
水	4	210	4
平和構築	3	217	4
通信・運輸	4	178	4
防災	11	489	10
その他	3	175	3
合計	106	5,046	100

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. より詳細な情報

● ウェブサイト

・外務省日本NGO連携無償資金協力：

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/j_ngo_musho.html

② ジャパン・プラットフォーム（JPF）を通じた緊急人道支援

1. 事業の開始時期・経緯・目的

国内外での大規模な自然災害や紛争等に際して、日本のNGOが迅速で効果的な緊急人道支援活動を行うことを目的として、2000年にNGO、経済界および政府の協力により、任意団体として「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」が設立された。同組織は、2001年には特定非営利活動法人格を取得し、2006年から認定NPO法人として活動している。

2. 事業の仕組み

●概要

JPFは、NGO、経済界および政府の三者が協力・連携して、自然災害や紛争時等の緊急人道支援をより効果的かつ迅速に行うための枠組みである。JPFに加盟する各NGO（2019年12月現在43団体）が、緊急人道支援活動を申請し、実施する。緊急人道支援活動に加えて、複合的な要因によって人道危機が長期化する場合には、複数年事業として長期間対応している。

●審査・決定プロセス

政府（外務省）は事前にJPFに対して資金供与を行い、緊急人道支援の実施の決定は、JPF理事会の委任を受けた常任委員会（NGO、経済界、政府、有識者などの代表者により構成）が決定する。

3. 最近の活動内容

●概要

2018年度の実績は、11プログラム、実施件数70件、総額約52億円であった（政府資金のみ）。

●プログラム別実績（2018年度）

（単位：百万円）

プログラム名	件数	金額	構成比 (%)
アフガニスタン人道危機対応支援	6	203	3.9
イエメン人道対応危機支援	3	145	2.8
イラク・シリア人道危機対応支援	21	2,306	43.9
インドネシア・スラウェシ島地震・津波被災者支援	6	209	4.0
インドネシア・ロンボク島地震被災者支援	5	120	2.3
パレスチナ・ガザ人道支援	2	269	5.1
ミャンマー避難民人道支援	10	739	14.1
モンゴル水害被災者支援	1	17	0.3
ラオス水害被災者支援	3	53	1.0
南スーダン支援	3	638	12.2
南スーダン難民緊急支援	10	548	10.4
合計	70	5,247	100

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. より詳細な情報

●ウェブサイト

・ジャパン・プラットフォーム（JPF）：
<https://www.japanplatform.org/>

③ JICA草の根技術協力事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度、「草の根技術協力事業」として創設した。

● 経緯・目的

1997年および1999年に発足した「開発福祉支援事業」、「開発パートナー事業」、および「小規模開発パートナー事業」を2002年度に整理・統合した。

国際協力機構法第13条第1項第4号におけるJICAによる国民等の協力活動の促進および助長のための事業との規定を踏まえ、以下を事業目的としている。

- (1) 市民の力による開発への貢献の質・量両面における拡大
- (2) 途上国や日本の地域の課題解決への理解・参加の促進

2. 事業の仕組み

● 概要

草の根技術協力事業には、団体の規模や種類に応じて、次の3つのメニューがある。

(1) 草の根パートナー型

開発途上国への支援について、一定の実績があるNGOや大学などの団体が、これまでの活動を通じて蓄積した経験や技術に基づいて提案する国際協力活動を支援するもの。事業規模は5年以内で1億円以内。

(2) 草の根協力支援型

開発途上国への支援実績が少ないものの、団体のアイデアや国内での活動実績を活かしてNGO等の団体が行う国際協力活動を支援するもの。事業規模は3年以内で1,000万円以内。

(3) 地域提案型／地域（経済）活性化特別枠

地方自治体からの事業提案によって、日本の地域社

会が持つノウハウ・経験を活かしながら、開発途上国での技術指導や現地からの研修員の受入れを通して、開発途上国の人々や地域の発展に貢献する協力活動を支援するもの。事業規模は3年以内で3,000万円以内。（※なお、2012年度以降については補正予算を活用しながら「地域（経済）活性化特別枠」に包含して実施しており、3年間で6,000万円を上限に募集し、地域提案型としての応募・実施はなし。）

● 審査・決定プロセス

上記すべての型において、事業提案書をJICA国内機関で受け付けて、JICA内審査部署、外部有識者等からの審査コメントおよび法定協議を踏まえ、年2回選考を実施。

● 決定後の案件実施の仕組み

草の根技術協力事業では提案案件が正式に採択となり、活動の実施に移るのは、協力対象国からその協力についての了承が取り付けられ、提案団体と事業委託契約が締結された時点となる。

3. 最近の活動内容

(1) 草の根パートナー型

2018年度は81件実施。

(2) 草の根協力支援型

2018年度は62件実施。

(3) 地域活性化特別枠

2018年度は79件実施。

4. より詳細な情報

● ウェブサイト

・ JICA草の根技術協力事業：

<https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html>

④ 国際開発協力関係民間公益団体補助金（NGO事業補助金）

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1989年度、NGO事業補助金として創設。

● 経緯・目的

日本のNGOが開発途上国で実施する開発協力プロジェクトを支援するために1989年度に導入された。以後、NGOプロジェクトを支援する主要な制度として長年にわたり大きな役割を果たしてきたが、行政改革に伴う国庫補助金の廃止・削減の一環として、開発協力事業のうち「事業促進支援」のみを引き続き実施することとし、その他の支援については、2003年度に終了している。

2. 事業の仕組み

● 概 要

本補助金は、日本のNGOを対象に、海外における経済社会開発事業に関連し、事業の形成や事業後の評価、および国内外における研修会や講習会等に対し、その事業費の一部を補助する制度である。

本補助金の1件当たりの交付額は、30万円以上200万円以下とし、交付要綱に定める補助対象事業に基づきNGOが申請した事業に対し、当該総事業費の2分の1以下かつ交付要綱に定める補助対象経費の範囲で、交付額が決定される。

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に基づき実施される。

補助対象事業は次のとおりである。

- (1) プロジェクト調査事業
- (2) 国内における国際協力関連事業
- (3) 海外における国際協力関連事業

● 審査・決定プロセス

毎年、年度当初に公募（外務省政府開発援助ホームページ等に掲載）を開始し、応募締切までの間、随時補助金申請の受付を行う。

本補助金の申請は、NGOから外務省国際協力局民間援助連携室に対して事業計画書および添付書類等の提出をもって行われ、申請事業は以下の諸条件等に基づく外務省における審査を経て、採否が決定される。採択された団体は外務大臣（主管：国際協力局民間援助連携室）に対して補助金交付申請書および添付書類等の提出を行い、所要の審査を経て補助金の交付が決定される。

(1) 補助対象団体

日本の国際開発協力関係民間公益団体（NGO）のうち、次の要件を満たす団体。

- ① 開発途上国における開発協力事業を主な活動目的とし、法人格を有する日本のNGO（登記上、法人本部の住所が日本国内にある特定非営利活動法人（NPO法人）、公益社団・財団法人または一般社団・財団法人であること）。
- ② 団体として、補助金適正化法等に基づく事業を実施し、管理する能力を有すること。
- ③ 政治的、営利的および宗教的活動は類似の行為も含めて一切行っていないこと。

(2) 事業審査の基本的な考え方

- ① 事業の実施を通じて、申請団体が開発途上国において行う草の根レベルの開発協力事業の効率性・効果性を高めることができること。
- ② 申請団体が十分な実施体制を有していること。
- ③ 申請事業を行うことによって期待される効果が明確であること。
- ④ 事業の実施に当たっては、ジェンダーの観点等に配慮していること。

(3) 事業実施期間

日本政府の当該会計年度内（各年度政府予算成立後、かつ交付決定通知の日付以降から翌年2月28日まで）に終了することを要する。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2018年度の実績は、実施団体8団体、実施件数8案件、総額約11,100万円であった。

● 事業別実績（2018年度）

（単位：千円）

事業名	件数	金額	構成比(%)
プロジェクト調査事業	2	1,596	14
国内における国際協力関連事業	5	8,740	79
海外における国際協力関連事業	1	765	7
合計	8	11,101	100

（注）

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2 実績

図表35 2018年度地域・国別 日本NGO連携無償資金協力

(単位:円)

国・地域名	贈与契約締結日	案件名	分野	被供与団体名	贈与契約締結額
東アジア地域					
インドネシア	2019年2月27日	住民参加型高処理水質コミュニティ排水処理システムの広域的普及促進事業(第3年次)	水 (重点課題)	特定非営利活動法人 APEX	51,716,784
カンボジア	2019年2月25日	コンポントム州における地雷・不発弾処理に関する総合機械処理事業(第2年次)	地雷・不発弾 (重点課題)	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	77,051,968
	2019年2月25日	クラチエ州における小児外科診療体制強化事業(第1年次)	医療・保健 (重点課題)	公益財団法人 国際開発救援財団	26,618,592
	2019年2月21日	タケオ州における母子健康改善事業(第3年次)	医療・保健 (重点課題)	特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン	44,843,008
	2019年2月12日	バットアンバン州における図書館活動を中心としたモデル中央幼稚園整備事業	教育・人づくり (重点課題)	公益社団法人 シャンティ国際ボランティア会	59,255,616
	2018年12月27日	カンボジア王国 国立体育・スポーツ研究所(NIPES)体育科コース4年制大学化プロジェクト(第1年次)	教育・人づくり (重点課題)	特定非営利活動法人 ハート・オブ・ゴールド	44,355,696
	2018年12月27日	コンボンチュナン州における住民主体による営農強化及び健康増進事業(第2年次)	農林業 (重点課題)	公益財団法人 国際開発救援財団	33,206,768
	2018年11月19日	教員養成大学(TEC)における実践的環境教育等を通じた持続可能な生活環境実現プロジェクト(第2期)	教育・人づくり (重点課題)	特定非営利活動法人 Nature Center Risen	18,272,016
	2018年10月4日	バンテアミアンチェイ州における地雷・不発弾処理を伴う地域開発促進事業(第2年次)	地雷・不発弾 (重点課題)	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	92,372,336
	2018年10月4日	コンボンチャム州における貧困削減を目指した持続可能な農業生産基盤の普及事業(第2年次)	農林業 (重点課題)	特定非営利活動法人 環境修復保全機構	74,717,104
	2018年10月4日	農協を通じた有機カシューナッツの契約栽培による小農家支援(第1年次)	農林業 (重点課題)	特定非営利活動法人 IVY	45,064,096
	2018年6月21日	チェンライ県の山岳地帯の貧困層を中心とした対象地域における森林保全・再生と生計向上プロジェクト(第3年次)	農林業 (重点課題)	公益財団法人 オイスカ	42,451,442
東ティモール	2019年2月7日	住民参加によるプライマリヘルスケア強化事業(第1年次)	医療・保健 (重点課題)	特定非営利活動法人 シェア＝国際保健協力市民の会	73,463,712
	2019年2月7日	エルメラ県における包括的地域保健サービスと家庭医制度を通じた地域保健ボランティア育成向上事業(第3年次)	医療・保健 (重点課題)	特定非営利活動法人 地球のステージ	24,603,040
	2018年12月20日	「ふりかけ」普及と食生活改善による栄養改善事業(第1年次)	医療・保健 (重点課題)	特定非営利活動法人 バルシック	45,638,768
	2018年6月29日	エルメラ県アッサベ郡農村地域の生業向上事業(第3年次)	農林業 (重点課題)	公益財団法人 ケア・インターナショナル ジャパン	24,285,296
フィリピン	2019年1月10日	ネグロスシルク事業を基盤とする養蚕普及全国展開支援事業(第1年次)	農林業 (重点課題)	公益財団法人 オイスカ	47,730,816
	2018年10月26日	ビクトリア市救急車両と災害救助用機材の寄贈及び研修事業	防災	特定非営利活動法人 レキオウィングス	3,398,502
ベトナム	2019年2月25日	有機農業の実践と有機農産物加工および青少年への環境教育による小規模農家の生活改善と環境に配慮した地域開発事業(第3期)	農林業 (重点課題)	特定非営利活動法人 Seed to Table	21,665,168
	2019年2月25日	ビンフアン省、アンザン省の小学校のインクルーシブ教育研修システムの構築事業(第3年次)	教育・人づくり (重点課題)	特定非営利活動法人 アジア・レインボー	12,527,312
	2018年11月29日	メコンデルタ、ドンタップ省における災害弱者のための災害・気候変動対応能力強化事業(第2期)	防災 (重点課題)	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	27,665,232
	2018年10月1日	北部・中部2省における少数民族の幼稚園・小学校教育改善事業(第3年次)	教育・人づくり (重点課題)	公益財団法人 ブラン・インターナショナル・ジャパン	55,278,272
ミャンマー	2019年3月5日	ヒンタダ地区における学校・地域防災支援事業(第2年次)	防災 (重点課題)	特定非営利活動法人 SEEDS Asia	37,550,042
	2019年2月22日	官民連携での地方道路整備体制確立に向けた未舗装道路改修事業(第3期)	通信・運輸 (重点課題)	特定非営利活動法人 道普請人	28,058,273
	2019年2月15日	バゴー郡区における住民による地場産業振興のための能力強化事業	教育・人づくり (重点課題)	特定非営利活動法人 アジアクラフトリンク	8,874,419
	2019年2月8日	マグウェ地域バウツ地区における安全な出産と新生児ケア推進プロジェクト(第3期)	医療・保健 (重点課題)	特定非営利活動法人 AMD A社会開発機構	39,521,362
	2019年2月8日	シャン州ラショー地区における母子健康改善プロジェクト(第1期)	医療・保健 (重点課題)	特定非営利活動法人 AMD A社会開発機構	42,542,101
	2018年12月26日	西バゴー地域の初等教育における読書推進事業(第2年次)	教育・人づくり (重点課題)	公益社団法人 シャンティ国際ボランティア会	30,597,118
	2018年12月6日	ヤンゴンにおける都市の結核対策強化事業(第2年次)	医療・保健 (重点課題)	公益財団法人 結核予防会	44,745,358
	2018年11月29日	カレン州ラインブエタウンシップにおける教育支援事業(第2年次)	教育・人づくり (重点課題)	特定非営利活動法人 ADRA Japan	46,673,434
	2018年11月1日	マグウェー地域における沈下橋の建設及び技術移転事業	通信・運輸 (重点課題)	特定非営利活動法人 国際インフラパートナーズ	99,994,393

国・地域名	贈与契約 締結日	案件名	分野	被供与団体名	贈与契約締結額
ミャンマー	2018年10月31日	エーヤワディ地域における防災支援、及び住民の保健衛生意識向上のためのモデル事業(第2年次)	防災 (重点課題)	特定非営利活動法人 BHNテレコム支援協議会	32,744,292
	2018年10月17日	ミャンマー農村地域の母子保健サービス改善事業(第2年次)	医療・保健 (重点課題)	特定非営利活動法人 ピープルズ・ホープ・ジャパン	40,733,827
	2018年10月17日	シャン州・チン州の山岳少数民族地域における循環型農業普及と農業環境整備による生活改善事業(第1年次)	農林業 (重点課題)	特定非営利活動法人 地球市民の会	92,565,885
	2018年8月31日	カレン州チャインセチ地区およびラインブエ地区における地域に根差したリハビリテーション推進事業(第2年次)	教育・人づくり (重点課題)	特定非営利活動法人 難民を助ける会	34,661,238
	2018年8月27日	南東部の村落部における飲料水供給事業(第1年次)	水 (重点課題)	特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	56,909,534
モンゴル	2019年3月4日	誰一人取り残さないインクルーシブ教育推進事業(第2年次)	教育・人づくり (重点課題)	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	57,703,072
ラオス	2019年3月5日	農業と自然資源管理支援を通じた食料安全保障プロジェクト(第2年次)	農林業 (重点課題)	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター	24,988,768
	2019年3月1日	地方の女性・青年の就業促進のためのホスピタリティ・介護職業訓練(第1年次)	教育・人づくり (重点課題)	特定非営利活動法人 国際協力NGO・IV-JAPAN	30,362,416
	2019年3月1日	ピエンチャン県における中学校の図書館整備を通じた読書推進事業(第1年次)	教育・人づくり (重点課題)	特定非営利活動法人 ラオスのこども	19,088,048
	2019年2月28日	フアバン県障害者就労支援センター支援事業(第1年次)	教育・人づくり (重点課題)	特定非営利活動法人 アジアの障害者活動を支援する会	30,739,408
	2019年2月13日	ラオスにおける歯科保健教育の拠点づくりと予防システムの構築(第1年次)	医療・保健 (重点課題)	特定非営利活動法人 歯科医学教育国際支援機構	35,951,664
	2019年1月31日	ラオスにおける知的障害者社会自立のための生活・就労支援プログラム(第3年次)	教育・人づくり (重点課題)	特定非営利活動法人 アジアの障害者活動を支援する会	24,405,696
	2019年1月30日	フアバン県小児医療体制強化・維持のための保健医療人材および村落健康普及ボランティア能力強化事業(第3年次)	医療・保健 (重点課題)	特定非営利活動法人 メドゥサン・デュ・モンド ジャパン	31,496,864
	2018年12月25日	ラオスにおける女性を主とする障がい者の小規模起業支援事業(第1年次)	その他 (重点課題)	特定非営利活動法人 難民を助ける会	32,725,840
	2018年11月29日	ジェンダー平等促進による中等教育環境改善事業(第3年次)	教育・人づくり (重点課題)	公益財団法人 ブラン・インターナショナル・ジャパン	56,583,520
	2018年9月14日	シェンクワン県等におけるクラスター子弾機械処理促進事業(第2年次)	地雷・不発弾 (重点課題)	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	67,012,960
	2018年8月16日	ラオスの山岳地域における母子保健サービス強化事業(第3期)	医療・保健 (重点課題)	特定非営利活動法人 難民を助ける会	39,846,800
南アジア地域					
インド	2019年3月4日	インド、ビハール州ブッダガヤ農村開発事業	農林業 (重点課題)	公益社団法人 日本国際民間協力会	27,120,642
	2018年11月1日	有機農業に関する基盤整備及び農村開発事業(第2年次)	農林業 (重点課題)	特定非営利活動法人 地球の友と歩む会	21,087,010
スリランカ	2018年8月15日	スリランカ国の災害対応における官民パートナーシップ促進および緊急対応の能力強化事業(第1年次)	防災 (重点課題)	一般社団法人 アジアパシフィックアライアンス	47,688,682
	2018年6月28日	トリンコマレ県 地産地消型地域社会を目指す農業・農産品ビジネス活性化事業(第2年次)	農林業 (重点課題)	特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	49,346,417
ネパール	2019年3月1日	シンドゥバルチョーク郡における安定的な農業地域を目指した水インフラ設置と農業生産向上の基盤づくり	農林業 (重点課題)	公益社団法人 アジア協会アジア友の会	48,701,184
	2019年2月27日	パンケ郡における新生児・小児保健環境の改善事業(第1年次)	医療・保健 (重点課題)	特定非営利活動法人 ADRA Japan	65,971,920
	2019年2月27日	地域に根ざした肺の健康支援プロジェクト・COPD対策～包括的呼吸リハビリテーションの普及～(第1年次)	医療・保健 (重点課題)	公益財団法人 国際医療技術財団	46,058,096
	2019年2月27日	カブレランチョウク郡における農業振興を通じた被災地復興支援事業(第3年次)	農林業 (重点課題)	特定非営利活動法人 AMDА社会開発機構	18,833,808
	2019年2月15日	ダン郡ガダワ地区における母子の健康格差是正事業(第1年次)	医療・保健 (重点課題)	特定非営利活動法人 AMDА社会開発機構	24,311,280
	2019年2月15日	ヌワコット郡、ラスワ郡の被災小学校における防災能力強化事業(第3年次)	防災 (重点課題)	公益社団法人 シャンティ国際ボランティア会	67,112,192
	2019年2月14日	シンドゥバルチョーク郡給水アクセス改善事業(第2年次)	水 (重点課題)	特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	29,763,328
	2018年12月21日	ドティ郡学校・コミュニティ防災事業(第3年次)	教育・人づくり (重点課題)	特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン	87,756,816
	2018年11月27日	シンドバルチョーク郡における被災学校の再建と防災強化事業	防災 (重点課題)	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	48,292,272
	2018年11月16日	チトワン郡における災害リスク軽減能力強化プロジェクト(第2年次)	その他 (重点課題)	特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会	42,370,608

国・地域名	贈与契約締結日	案件名	分野	被供与団体名	贈与契約締結額
パキスタン	2018年12月17日	パキスタン、シンド州干ばつ等対応防災力向上事業（第1年次）	防災 （重点課題）	特定非営利活動法人 CWS Japan	39,514,152
	2018年8月1日	ハイバル・パフトゥンハー州ハリプール郡における女子小学校およびアフガニスタン難民小学校の衛生環境整備事業（第3期）	教育・人づくり （重点課題）	特定非営利活動法人 難民を助ける会	60,429,315
	2018年5月23日	ハイバル・パフトゥンハー州における教育環境改善を通じた女子教育普及促進事業（第2年次）	教育・人づくり （重点課題）	特定非営利活動法人 国境なき子どもたち	78,174,814
バングラデシュ	2019年3月5日	ジョソール県における非感染性疾患リスク低減のための病院内相談室強化事業（第1年次）	医療・保健 （重点課題）	特定非営利活動法人 アジア砒素ネットワーク	26,130,592
	2018年7月17日	ジナイダ県の地下水灌漑に依存しない持続的農業推進事業～砒素汚染問題の根本的な解決を目指して～（第2年次）	農林業 （重点課題）	特定非営利活動法人 アジア砒素ネットワーク	15,531,274
	2018年6月28日	非正規企業で働く青少年の生活改善事業（第3年次）	教育・人づくり （重点課題）	特定非営利活動法人 国境なき子どもたち	23,061,263
中央アジアおよびコーカサス地域					
タジキスタン	2018年6月29日	ヒッサール市における障がい児のためのインクルーシブ教育（IE）促進事業（第2期）	教育・人づくり （重点課題）	特定非営利活動法人 難民を助ける会	49,788,480
中東・北アフリカ地域					
アフガニスタン	2019年2月5日	アフガニスタン市民社会の自立的かつ持続的発展に向けた能力強化事業	教育・人づくり （重点課題）	特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン 特定非営利活動法人 難民を助ける会 特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター	54,633,091
	2019年1月24日	ナンガルハール県・ラグマン県コミュニティ防災力向上事業（第3年次）	防災 （重点課題）	特定非営利活動法人 CWS Japan	47,740,576
	2018年12月27日	初等教育改善事業（第3期）	教育・人づくり （重点課題）	公益社団法人 シヤンティ国際ボランティア会	96,739,263
	2018年5月23日	カブール県およびバルフーン県における包括的地雷対策事業（第2期）	地雷・不発弾 （重点課題）	特定非営利活動法人 難民を助ける会	76,441,261
イラク	2019年2月19日	イラク共和国エルビル県学校補修事業（第3期）	教育・人づくり （重点課題）	特定非営利活動法人 IVY	34,425,495
パレスチナ自治区	2019年3月7日	ガザ地区・ヨルダン川西岸における危険地帯居住児童に対する心理社会的ケア及び実践者育成事業（第3年次）	教育・人づくり （重点課題）	特定非営利活動法人 地球のステージ	49,464,942
	2019年3月5日	ガザ南部における酪農を通じた女性グループの生計支援（第2年次）	農林業 （重点課題）	特定非営利活動法人 バルシク	69,597,714
	2019年2月22日	ガザの若者を対象とした草の根職業技術訓練事業（第2年次）	教育・人づくり （重点課題）	特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	77,814,948
	2018年12月25日	ジェリコ市における子ども支援の拡充事業（第2年次）	教育・人づくり （重点課題）	特定非営利活動法人 国境なき子どもたち	45,330,287
	2018年8月24日	パレスチナ自治区の理科初等教育改善事業（第1年次）	教育・人づくり （重点課題）	特定非営利活動法人 パレスチナ子どものキャンペーン	77,086,882
サブサハラ・アフリカ地域					
ウガンダ	2019年2月4日	ウガンダ西部における災害弱者のためのコミュニティ災害・気候変動対応能力向上事業（第2年次）	防災 （重点課題）	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	63,614,320
	2019年1月25日	南スーダン難民居住区及びホストコミュニティにおける自立支援プロジェクト（第2期）	教育・人づくり （重点課題）	特定非営利活動法人 テラ・ルネッサンス	31,988,992
	2019年1月24日	現地の材料と地元の若者参加型で工土のう工法を用いたコミュニティ・アクセス道路補修事業（第1期）	通信・運輸 （重点課題）	特定非営利活動法人 道普請人	21,014,000
	2018年10月31日	ワキソ県北部における多目的共同組合（4組合）の能力強化（第2年次）	農林業 （重点課題）	特定非営利活動法人 ハンガー・フリー・ワールド	48,304,816
エチオピア	2018年10月12日	ボンケ地区における水供給と保健衛生改善事業（第2年次）	水 （重点課題）	特定非営利活動法人 ホープ・インターナショナル開発機構	71,321,092
ケニア	2019年3月1日	ケニア国キスム西岸郡キスム東地区における診療所の改善による産婦人科サービス向上事業（第1期）	医療・保健 （重点課題）	公益社団法人 日本国際民間協力会	35,309,680
	2019年2月25日	ナイロビ市イースリー地区における若年層支援を通じた平和構築事業（第2年次）	平和構築 （重点課題）	特定非営利活動法人 日本紛争予防センター	62,321,504
	2019年2月22日	タダーブにおける難民およびホストコミュニティの生活向上支援を通じた平和構築促進事業（第1年次）	平和構築 （重点課題）	特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	94,746,176
	2019年2月8日	カジアド郡におけるコミュニティを基盤にした持続可能な初等教育戦略のための能力開発プロジェクト（第3年次）	教育・人づくり （重点課題）	特定非営利活動法人 ジーエルエム・インスティテュート	32,128,500
	2019年1月30日	ナイロビ市のスラム居住区におけるコミュニティ主導の結核予防・啓発活動の拡大支援事業（第3期）	医療・保健 （重点課題）	特定非営利活動法人 日本リザルツ	74,892,832
	2019年1月10日	ケリチョー郡ECDセンターを中心としたコミュニティによる幼児の栄養改善事業（第1年次）	医療・保健 （重点課題）	特定非営利活動法人 HANDS	52,188,528
	2018年11月30日	カクマ難民キャンプにおける青少年育成・保護事業（第3年次）	平和構築 （重点課題）	特定非営利活動法人 難民を助ける会	60,235,504
コートジボワール	2019年2月15日	アグボビル県における畜産と耕作が連携した資源循環型農業による持続可能な農業構築と貧困削減事業	農林業 （重点課題）	特定非営利活動法人 ICA文化事業協会	26,754,889

国・地域名	贈与契約締結日	案件名	分野	被供与団体名	贈与契約締結額
ザンビア	2019年2月28日	ザンビア国ルサカ郡における結核の包括的予防・管理能力強化プロジェクト(第1年次)	医療・保健 (重点課題)	公益財団法人 結核予防会	66,268,048
	2019年1月25日	ザンビア共和国ワンストップサービスサイトによる生涯を通じた女性の健康づくりプロジェクト(第2年次)	医療・保健 (重点課題)	公益財団法人 ジョイセフ	54,576,480
ジンバブエ	2019年2月12日	ミッドランド州ゴクウェ・ノース地区における教育環境の包括改善事業(第1年次)	教育・人づくり (重点課題)	特定非営利活動法人 ADRA Japan	77,894,520
	2019年1月28日	エブワース地区およびクウェクウェ郡における中等教育の環境改善事業(第1年次)	教育・人づくり (重点課題)	公益財団法人 プラン・インターナショナル・ジャパン	89,127,024
スーダン	2018年12月10日	南コルドファン州の帰還民に対する生活・教育環境の改善及び地域住民との信頼醸成	教育・人づくり (重点課題)	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター	35,271,856
マラウイ	2019年3月5日	バオバブ製品の製造販売を通じた農民グループの自立支援プロジェクト(第3年次)	教育・人づくり (重点課題)	特定非営利活動法人 SDGs・プロミス・ジャパン	12,169,173
	2019年1月28日	パロンベ県教育施設改善に関する初等学校保護者の参加意識の強化事業	教育・人づくり (重点課題)	特定非営利活動法人 アフリカ地域開発市民の会	36,701,222
ルワンダ	2019年2月25日	若者の持続的な雇用創出に向けた現地資材を活用した労働集約型未舗装道路整備事業(第2期)	通信・運輸 (重点課題)	特定非営利活動法人 道普請人	29,202,432
中南米地域					
グアテマラ	2019年2月28日	コミュニティ母子保健向上プロジェクト(第2期)	医療・保健 (重点課題)	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	38,762,976
	2018年11月28日	アルタ・ベラパス県におけるジェンダー平等促進事業(第2年次)	教育・人づくり (重点課題)	公益財団法人 プラン・インターナショナル・ジャパン	49,111,776
ハイチ	2019年3月1日	南県における自然災害に備えた建設技術指導と自然災害対応に関するレジリエンス強化事業(第1年次)	防災 (重点課題)	特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	73,665,760
ホンジュラス	2019年2月26日	テウパセンティ市における妊産婦ケア改善支援事業(第1期)	医療・保健 (重点課題)	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	29,926,512
大洋州地域					
パラオ	2019年3月1日	パラオ共和国における爆発性戦争残存物(ERW)処理事業(第1年次)	地雷・不発弾 (重点課題)	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	99,759,632
ミクロネシア	2018年5月23日	ミクロネシア・トラック環礁海域における戦没船油漏れ対策事業(第2年次)	その他 (重点課題)	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	99,889,104
計 31カ国・1地域 / 106件 / 59団体					5,046,723,828

図表36

2018年度ジャパン・プラットフォーム(JPF)による緊急人道支援の実績(政府資金のみ) プログラム別

(単位:円)

プログラム名	政府承認日	事業名	分野	実施団体名	助成金額
アフガニスタン人道危機対応支援	2018年4月27日	アフガニスタン東部における帰還民および国内避難民への緊急キャッシュ配布事業(第3フェーズ)	食糧	(特活) CWS Japan(CWS)	10,849,268
	2018年5月10日	ロガール県における帰還民への緊急人道支援	シェルター・物資配布	(特活) ピース ウィンズ・ジャパン(PWJ)	27,094,632
	2018年8月13日	バミヤンにおける干ばつ対応のための緊急支援事業	食糧	(特活) CWS Japan(CWS)	16,404,043
	2018年9月6日	ナンガハル県における帰還民・国内避難民およびホストコミュニティへの緊急水衛生および教育支援事業	給水・衛生	(公社) シャンティ国際ボランティア会(SVA)	80,842,997
	2018年9月6日	ヘラート県における干ばつ緊急支援	給水・衛生	(特活) ピース ウィンズ・ジャパン(PWJ)	52,931,012
	2019年3月22日	アフガニスタン人道危機対応モニタリング評価事業	調査・モニタリング・評価	(特活) ジャパン・プラットフォーム(JPF)	15,000,000
イエメン人道危機対応支援	2018年5月29日	イエメン北部マアリブ州ハリブ・アル・カラミシュ郡の紛争被災者総合支援事業(第6期)	給水・衛生	(特活) ADRA Japan(ADRA)	82,219,933
	2018年5月29日	イエメン紛争の影響を受けた子どもたちのための緊急学習支援事業(第3期)	教育	(公社) セーブ・ザ・チルドレン(SCJ)	40,646,366
	2019年3月22日	イエメン紛争の影響を受けた子どもたちのための復学支援事業	教育	(公社) セーブ・ザ・チルドレン(SCJ)	22,472,954
イラク・シリア人道危機対応支援	2018年4月3日	レバノンにおけるシリア難民に対応する教育支援事業 第4期	保護・心理社会的支援	(特活) ADRA Japan(ADRA)	30,220,514
	2018年4月17日	食糧およびシェルター支援	食糧	(特活) ピース ウィンズ・ジャパン(PWJ)	143,112,888
	2018年4月20日	モースル西部の脆弱な帰還民・避難民およびホストコミュニティの子どもたちへの教育支援事業	教育	(特活) ワールド・ビジョン・ジャパン(WVJ)	51,272,922
	2018年4月23日	イラク共和国北部における帰還民・帰還地域住民・国内避難民への緊急人道支援	教育	(特活) ピース ウィンズ・ジャパン(PWJ)	395,042,489
	2018年5月10日	イラク共和国帰還した子ども達への教育支援フェーズ1	教育	(特活) IVY	26,500,000
	2018年5月10日	レバノンの避難先コミュニティにおける教育、保健医療、越冬支援を通じた子ども支援	教育	(特活) パレスチナ子どものキャンペーン(CCP)	40,929,441
	2018年5月29日	食糧配布、地雷等のリスク回避教育と被害者支援を通じた国内避難民および地域住民支援	食糧	(特活) 難民を助ける会(AAR)	196,091,448
	2018年5月29日	国内避難民と周辺住民脆弱層への食糧支援	食糧	(特活) パルシック(PARIC)	28,435,431
	2018年5月29日	シリア難民およびヨルダン人の子どもたちへの教育支援事業	教育	(特活) ワールド・ビジョン・ジャパン(WVJ)	55,680,083
	2018年5月29日	トルコにおけるシリア難民の子ども保護事業(第6期)	保護・心理社会的支援	(特活) パルシック(PARIC)	25,454,179
	2018年5月29日	トルコ共和国メルスィン市におけるシリア難民情報提供・個別支援事業	保護・心理社会的支援	(特活) 日本紛争予防センター(JCCP)	30,240,503
	2018年6月5日	ヨルダンにおけるシリア難民およびヨルダン人を対象としたコミュニティセンターの運営および支援提供者への能力向上支援事業	保護・心理社会的支援	(公社) 日本国際民間協力会(NICCO)	74,498,719
	2018年7月3日	レバノンにおけるシリア難民の子ども保護事業(第3期)	保護・心理社会的支援	(公社) セーブ・ザ・チルドレン(SCJ)	38,241,766
	2018年7月31日	イラク国内避難民の水衛生環境改善支援および帰還民の生活改善支援事業	給水・衛生	(特活) ピース ウィンズ・ジャパン(PWJ)	384,408,764
	2018年8月13日	パレスチナ難民キャンプおよび周辺の集住地域における保健医療支援	保健・医療	(特活) パレスチナ子どものキャンペーン(CCP)	34,576,309
	2018年10月12日	ヨルダンにおけるシリア難民およびヨルダン人を対象とした緊急越冬支援	シェルター・物資配布	(公社) 日本国際民間協力会(NICCO)	150,000,000
	2019年3月8日	モースル西部で紛争の影響を受けた子どもたちのための教育・保護環境改善事業	教育	(特活) ワールド・ビジョン・ジャパン(WVJ)	66,944,393
	2019年3月8日	食糧支援とリスク回避教育、被害者支援を通じた国内避難民および地域住民支援	食糧	(特活) 難民を助ける会(AAR)	270,893,057
	2019年3月8日	国内避難民・帰還民・住民脆弱層・パレスチナ難民への食糧支援	食糧	(特活) パルシック(PARIC)	108,091,090
	2019年3月22日	イラク・シリア人道危機対応モニタリング評価事業	調査・モニタリング・評価	(特活) ジャパン・プラットフォーム(JPF)	26,090,443
	2019年3月22日	トルコ国内におけるシリア難民を対象とした保護環境改善支援	保護・心理社会的支援	(特活) 難民を助ける会	128,785,091

プログラム名	政府承認日	事業名	分野	実施団体名	助成金額
インドネシア・スラウェシ島地震・津波被災者支援	2018年10月24日	インドネシア国スラウェシ島ドンガラ県における地震・津波被災者への緊急支援物資配布事業	シェルター・物資配布	(特活) グッドネーバース・ジャパン (GNJP)	19,925,922
	2018年10月29日	スラウェシ島地震・津波被災者に対する物資配布	シェルター・物資配布	(特活) ピース ウィンズ・ジャパン (PWJ)	49,999,333
	2018年11月8日	インドネシア・スラウェシ島地震 医療支援、食料およびNFI配布支援事業	シェルター・物資配布	(特活) ジャパンハート(JH)	9,469,602
	2018年12月17日	中部スラウェシ州の地震・津波被災者に対する仮設住宅設置事業	調査・モニタリング・評価	(特活) CWS Japan(CWS)	35,474,524
	2019年1月31日	スラウェシ島地震・津波被災者に対する仮設住宅支援	シェルター・物資配布	(特活) ピース ウィンズ・ジャパン (PWJ)	74,289,151
	2019年2月22日	中部スラウェシ州の地震・津波被災者への仮設住宅建設資材の配布と子どもの保護	シェルター・物資配布	(特活) パルシック(PARCIC)	19,933,127
インドネシア・ロンボク島地震被災者支援	2018年8月30日	ロンボク島地震被災者に対する物資配布・給水支援	シェルター・物資配布	(特活) ピース ウィンズ・ジャパン (PWJ)	8,978,593
	2018年9月21日	ロンボク島地震被災者に対する仮設住宅および給水支援	シェルター・物資配布	(特活) ピース ウィンズ・ジャパン (PWJ)	21,020,863
	2018年10月1日	ロンボク島地震における緊急災害ラジオ局の開設・運営支援事業	通信	(特活) エフエムわいわい(FMY)	6,117,547
	2019年1月31日	ロンボク島北東部スバルン郡における給水アクセス復旧事業	給水・衛生	(特活) ピース ウィンズ・ジャパン (PWJ)	79,909,732
	2019年3月22日	ロンボク島およびスラウェシ島地震・被災者支援モニタリング事業	シェルター・物資配布	(特活) ジャパン・プラットフォーム(JPF)	3,973,265
パレスチナ・ガザ人道支援	2018年9月25日	ガザ地区における生涯や疾患を抱える人々の身体的回復、支援人材の育成および当事者の社会参加促進事業	保健・医療	(特活) パレスチナ子どものキャンペーン(CCP)	190,627,545
	2018年10月12日	ガザ地区における脆弱な未就学児および家族・幼稚園への保健・栄養支援	保健・医療	(特活) ピース ウィンズ・ジャパン (PWJ)	78,721,123
ミャンマー避難民人道支援	2018年4月3日	ミャンマー避難民人道支援初動調査	調査・モニタリング・評価	(特活) JADE-緊急開発支援機構(JADE)	1,008,000
	2018年8月30日	バングラデシュ・コックスバザール県ウキア郡におけるミャンマー避難民の保健衛生問題と災害に対するコミュニティ・レジリエンス支援プロジェクト	保健・医療	(特活) メドゥサン・デュ・モンドジャボン(世界の医療団(MdM))	21,181,413
	2018年9月10日	バングラデシュ・コックスバザール県ミャンマー避難民に対する水衛生環境改善事業	給水・衛生	(特活) IVY	56,562,346
	2018年9月13日	バングラデシュ・コックスバザール県におけるミャンマー避難民および地域住民を対象とした防災および災害に強い学習環境整備事業	シェルター・物資配布	(公財) ブラン・インターナショナル・ジャパン(PLAN)	59,857,944
	2018年6月5日	ミャンマー避難民のための水・衛生環境改善および女性と子どものプロテクション事業	給水・衛生	(特活) 難民を助ける会(AAR)	213,849,700
	2018年6月5日	コックスバザール県ウキア郡における緊急医療支援事業(前期)	保健・医療	(特活) ピース ウィンズ・ジャパン (PWJ)	165,592,192
	2018年10月31日	コックスバザール県ウキア郡クウトウパロンにおける脆弱性の高いミャンマー避難民女性支援事業	シェルター・物資配布	(特活) JADE-緊急開発支援機構(JADE)	30,000,000
	2018年11月8日	バングラデシュ・コックスバザール県におけるミャンマー避難民世帯に対する包括的な水・衛生環境および居住環境改善事業	給水・衛生	(公社) セーブ・ザ・チルドレン(SCJ)	99,998,719
	2018年12月18日	バングラデシュへの避難民居住地におけるジェンダーに基づく暴力削減支援事業	シェルター・物資配布	(特活) ワールド・ビジョン・ジャパン(WVJ)	75,194,076
	2018年10月1日	ミャンマー避難民人道危機対応モニタリング評価事業	調査・モニタリング・評価	(特活) ジャパン・プラットフォーム(JPF)	15,696,615
モンゴル水害被災者支援	2018年11月21日	モンゴルにおける洪水の影響を受けた子どもたちのための教育・心理社会的支援および災害リスク軽減・対応力向上支援	教育	(公社) セーブ・ザ・チルドレン(SCJ)	17,000,000
ラオス水害被災者支援	2018年8月13日	ラオス人民民主共和国アタプー県における水害被災者への緊急支援物資配布事業	シェルター・物資配布	(特活) グッドネーバース・ジャパン (GNJP)	14,915,875
	2018年8月30日	ラオス・アタプー県サナムサイ郡水害被災者へ支援物資の配布	シェルター・物資配布	(特活) 国際協力NGO・IV-JAPAN (IVJ)	9,938,686
	2018年9月4日	ラオス南部アタプー県における水害の被害を受けた子どもたちのための心理社会的サポートおよび学校再開支援事業	保護・心理社会的支援	(公財) ブラン・インターナショナル・ジャパン(PLAN)	28,144,323
南スーダン支援	2018年9月7日	ジュベック州ジュバおよびジョングレイ州における国内避難民およびホストコミュニティへ住民への給水・衛生、保険支援	給水・衛生	(特活) ピース ウィンズ・ジャパン (PWJ)	326,298,029
	2018年11月8日	中央エクアトリア州ジュバ市内避難民キャンプ周辺コミュニティにおける共同作業を通じた民族融和と平和的共存の促進(第4期)	平和構築	(特活) 日本紛争予防センター(JCCP)	95,933,123
	2018年10月2日	タンブラ郡教育システムにおけるレジリエンス強化事業	教育	(特活) ワールド・ビジョン・ジャパン(WVJ)	216,034,183

プログラム名	政府承認日	事業名	分野	実施団体名	助成金額
南スーダン難民緊急支援	2018年4月27日	ウガンダ西ナイル地域の南スーダン難民居住区地区における心理社会的支援	保護・心理社会的支援	(特活) ミレニアム・プロミス・ジャパン (MPJ)	8,253,397
	2018年5月10日	エチオピア ガンベラ州のクレ難民キャンプにおける衛生活動	給水・衛生	(特活) ADRA Japan (ADRA)	101,315,296
	2018年5月10日	ケニアにおける南スーダン難民の子どもへの緊急支援 (フェーズ2)	保護・心理社会的支援	(一社) 日本イスラエイド・サポート・プログラム (JISP)	7,526,768
	2018年5月10日	ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県、キリヤンドゴ県における南スーダン難民の子どもに対する保護と総合的な発達支援事業(第2期)	保護・心理社会的支援	(公社) セーブ・ザ・チルドレン (SCJ)	109,604,453
	2018年6月5日	ケニア共和国カクマキャンプとカロベイ居住地区における南スーダン難民へのシェルターおよびトイレ整備支援	教育	(特活) ピース ウィンズ・ジャパン (PWJ)	22,462,606
	2018年7月3日	ウガンダ北部の南スーダン難民居住地における教育支援 (第2期)	教育	(特活) 難民を助ける会 (AAR)	111,341,954
	2018年7月30日	エチオピア・ガンベラ州ジョウィ難民キャンプにおける中等教育環境整備事業	食糧	(特活) ワールド・ビジョン・ジャパン (WVJ)	59,597,235
	2018年10月2日	南スーダン支援プログラム評価および個別モニタリング評価事業	調査・モニタリング・評価	(特活) ジャパン・プラットフォーム (JPF)	25,773,384
	2019年3月8日	ウガンダ北部における南スーダン難民への住居・水衛生	給水・衛生	(特活) ピース ウィンズ・ジャパン (PWJ)	74,428,164
	2019年3月22日	ウガンダ北西部における南スーダン難民の子どもの保護および発達環境改善事業	保健・医療	(公社) セーブ・ザ・チルドレン (SCJ)	28,026,080
計11プログラム／70件／22団体					5,247,945,623

※ 複数分野にわたるものについては主な分野のみ掲載

図表37 2018年度地域・国別 JICA草の根技術協力事業

(単位:千円)					
国・地域名	採択年度	事業形態	案件名	分野	事業提案額
東アジア					
インドネシア	2018年度	地域活性化特別枠	タコ漁に従事する沿岸漁業従事者の収入向上のためのフードバリューチェーンモデルの構築	水産	56,851
	2018年度	地域活性化特別枠	「たくみの里」の知見を活かしたチアンジュール農村部ルネッサンスプロジェクト ―行政と住民参加による持続可能な地域づくりを目指して―	その他	49,000
	2018年度	地域活性化特別枠	メダン水道局安全な24時間給水のための能力向上プロジェクト	上水道	59,916
	2018年度	地域活性化特別枠	バンドン市における水環境改善のための人材育成プロジェクト	その他	38,949
	2018年度	地域活性化特別枠	ソロク市上水道給水サービス強化プロジェクト	上水道	52,349
	2018年度	地域活性化特別枠	インドネシア国バリ州農業技術協力事業	農業一般	37,507
	2018年度	パートナー型	国立職業訓練校自動車整備科インストラクターの養成および評価・育成システム構築プロジェクト	職業訓練	55,006
	2018年度	パートナー型	製材廃棄物(おが粉)を有効利用する持続可能なキノコ生産振興事業	農業一般	57,000
マレーシア	2018年度	地域活性化特別枠	Kedah FOOD VALLEY推進による地域活性化プロジェクト	商業経営	43,305
タイ	2018年度	地域活性化特別枠	「健康長寿」長野県佐久市の地域包括ケアを活かしたタイ、チョンブリ県サンスク町における多職種連携による高齢者ケアプロジェクト	その他福祉	60,000
カンボジア	2018年度	地域活性化特別枠	カンボジアの救急医療に係わる研修コース・試験制度の構築と市民への応急処置法の普及事業	保健・医療	57,854
	2018年度	パートナー型	「遊びや環境を通じた学び」に基づく幼児教育カリキュラム実践のための基盤構築事業	基礎教育	99,769
	2018年度	パートナー型	女性のヘルスプロモーションを通じた包括的子宮頸がんサービスの質の改善プロジェクト	保健・医療	71,332
	2018年度	支援型	カンボジア王国シェムリアップ市オールドマーケット周辺地区の防災まちづくり事業	その他	9,995
	2018年度	支援型	カンボジア救急医療に関する人材育成体制強化プロジェクト	保健・医療	9,980
東ティモール	2018年度	パートナー型	コーヒー畑の改善事業	農業一般	88,009
	2018年度	パートナー型	未利用資源の堆肥化を軸とした資源循環システム構築のための人材育成及び組織化支援事業	農業一般	75,535
	2018年度	支援型	東ティモールのラジオ局による教育放送の実現に向けたイニシアチブ事業	人的資源一般	9,173
ベトナム	2018年度	地域活性化特別枠	琵琶湖モデルを活用したハロン湾・カットバ島沿岸水域の適切な保全に向けた支援	河川・砂防	49,316
	2018年度	地域活性化特別枠	トゥアティエン・フエ省における廃棄物処理工程構築支援	都市衛生	40,294
	2018年度	パートナー型	ベトナム国ダナン市の市民を対象とした効果的な省エネ向上プロジェクト	環境問題	99,785
	2018年度	支援型	ハイズオン市の住民に対する地域連携訪問サービスのモデルづくり	社会福祉	9,970
	2018年度	支援型	ベトナムの喉摘失声者に対する食道発声教室開設と発声訓練体制の確立	社会福祉	9,961
	2018年度	支援型	ホーチミンの枯葉剤被害障害者のための職業訓練モデル開発プロジェクト	社会福祉	10,000
	2018年度	支援型	ホーチミン市におけるHIV/AIDS患者の口腔健康の向上を目指した歯科診療体制の構築プロジェクト	その他	9,989
	2018年度	支援型	実践的な建設技術の習得によるベトナムファンラン地域の人材育成事業	職業訓練	10,000

国・地域名	採択年度	事業形態	案件名	分野	事業提案額
ミャンマー	2018年度	地域活性化特別枠	ヤンゴン市 浸水防除能力向上プロジェクト	下水道	39,693
	2018年度	地域活性化特別枠	マンダレー市における安全で安定した水供給能力向上支援プロジェクト	上水道	49,939
	2018年度	パートナー型	ミャンマー国高濃度ヒ素汚染地域における健康リスク低減のための安全な飲料水供給モデル事業	保健・医療	64,897
	2018年度	パートナー型	遠隔コミュニティにおける母子保健対応能力強化支援事業	保健・医療	49,614
モンゴル	2018年度	地域活性化特別枠	東ゴビ砂漠における深穴方式による乾燥寒冷地緑化推進技術協力事業	その他	51,361
	2018年度	地域活性化特別枠	モンゴル国ドルノゴビ県の官民連携による未処理汚水改善プロジェクト	下水道	54,016
	2018年度	パートナー型	新ブランド作物(玉ねぎ)による農家の収入向上～フードバリューチェーンの構築～	農業一般	99,955
ラオス	2018年度	パートナー型	農村部住民の食糧事情向上を目指した昆虫養殖技術普及事業	食糧増産援助	15,295
	2018年度	支援型	FTC(森林研修センター)を拠点にした森林エコツーリズム事業による雇用創出	観光一般	4,600
	2018年度	支援型	コミュニティ主体の資源ごみ回収活動の普及促進事業	都市衛生	9,988
	2018年度	支援型	ラオスにおける、顧みられない熱帯病(NTDs)の1つ、寄生虫感染症のコントロール対策に関する保健教育支援	保健・医療	9,906
タイ・ラオス	2018年度	地域活性化特別枠	タイ王国・ラオス人民民主共和国 タイ・ラオス水道事業人材育成事業	上水道	39,836
南アジア					
スリランカ	2018年度	支援型	公立学校を拠点としたゴミ問題解決のためのグリーンユース・コミュニティ形成事業	教育	10,000
ネパール	2018年度	パートナー型	住民参加で行う低コスト型蛇籠護岸の普及と河川防災活動支援事業	都市計画・都市造成	70,517
	2018年度	支援型	カトマンズと周辺地域におけるてんかん診断能力向上および地域連携強化事業	保健・医療	10,000
	2018年度	地域活性化特別枠	ネパール中等教育における農業教育強化(長野県・高大連携グローバル教育促進)	教育	57,332
バングラデシュ	2018年度	パートナー型	ミャンマー避難民ホストコミュニティの生計向上支援事業	農業一般	34,987
ブータン	2018年度	パートナー型	ソーシャルインクルージョンによる持続可能な障がい者支援の構築に向けた障がい者の社会参加促進プロジェクト	社会福祉	76,932
	2018年度	支援型	ブータン王国における胃癌撲滅のためのパイロットプロジェクト	保健・医療	10,000
	2018年度	地域活性化特別枠	地域活性化に向けた教育魅力化プロジェクト ブータン王国における地域課題解決学習(PBL)展開事業	高等教育	59,697
大洋州					
サモア	2018年度	支援型	サモアにおける洋ランの栽培技術普及と新産業開発提案事業	農業一般	9,922
ミクロネシア	2018年度	地域活性化特別枠	ミクロネシアにおける水産系残滓処理による養豚用飼料普及プロジェクト	水産加工	59,234
サブサハラ・アフリカ					
ウガンダ	2018年度	パートナー型	マダニ媒介感染症制御による畜産農家支援プログラム	家畜衛生	91,368
ケニア	2018年度	パートナー型	エイズ孤児を抱える貧困家庭の生計向上とキャリアプランニング支援事業	社会福祉	61,811
	2018年度	パートナー型	地域のスティグマと貧困の根源となるスナノミ感染症の対策プロジェクト	保健・医療	99,999
タンザニア	2018年度	支援型	若年妊娠とジェンダー格差を予防する教育支援事業	教育	10,000
南アフリカ共和国	2018年度	パートナー型	障害者自立生活センターの拡大と持続的発展	社会福祉	90,449
ルワンダ	2018年度	地域活性化特別枠	神戸-キガリICTビジネス イニシアティブ	通信・放送一般	59,987

国・地域名	採択年度	事業形態	案件名	分野	事業提案額
中南米					
メキシコ	2018年度	地域活性化特別枠	メキシコ市における上下水道震災対策強化プロジェクト	気象・地震	49,914
ブラジル	2018年度	地域活性化特別枠	サンパウロ市における音楽リハビリを活用した介護予防モデル構築	その他福祉	40,356
	2018年度	支援型	ブラジルパラ州トメアスーにおけるエコツーリズム運営基盤強化プロジェクト	観光一般	10,000
ボリビア	2018年度	パートナー型	バジェグランデ市におけるごみリサイクル推進のための住民エンパワメントプロジェクト	環境問題	57,465
欧州					
セルビア	2018年度	パートナー型	セルビア共和国パンチェボ市における産学官民の協働による環境改善推進事業	環境問題	47,979
	2018年度	支援型	セルビアベオグラード市コミュニティレベルにおける知的障害者の自立を支援する事業	社会福祉	10,000
計25か国 / 60件					2,687,894

※草の根技術協力事業の事業形態別案件情報については以下参照：

<https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html>

図表38-1

各省庁のNGO関連事業概要と実績

●2018年度

(単位:百万円)

省庁	事業名 (金額)	事業概要
外務省	草の根・人間の安全保障無償資金協力 (8,771)	開発途上国においてNGO(ローカルNGOおよび国際NGO)、地方公共団体等が実施する人間の安全保障の理念を踏まえた比較的小規模な草の根レベルの事業に対し、必要な資金を供与する無償資金協力。
	日本NGO連携無償資金協力 (5,046)	日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発協力プロジェクトに対して資金供与を行うもの。
	ジャパン・プラットフォーム (5,247) ^{*1}	ジャパン・プラットフォーム(JPF)は、NGO、経済界、政府の三者が協力、連携して、難民発生時・自然災害時等の緊急人道支援をより効果的かつ迅速に行うための協力の枠組み。
	NGO事業補助金 (8)	開発途上国においてNGOが実施する開発協力事業に関連し、NGOが行うプロジェクト企画調査、プロジェクト評価および国内外において実施する研修会、講習等、NGOの事業促進に資する活動の支援を行う。
	NGO活動環境整備支援事業 (87)	日本のNGOの事業実施能力や専門性の向上につながる活動に対して支援を行う。
	その他 (372) ^{*2}	ミャンマーにおける少数民族との国民和解に向けた支援を行う。
文部科学省	政府開発援助ユネスコ活動費補助金 (14)	ユネスコ活動の推進を目的としたNGO等民間団体に対して、教育・科学・文化の各分野での取組および分野間の連携により、SDGsの17ゴール達成を通じたユネスコの理念の実現に資する事業を支援する。
国際協力機構	草の根技術協力事業 (2,582)	国際協力の意志のある日本のNGO/CSO、地方自治体、大学、民間企業等の団体が、これまでの活動を通じて蓄積した知見や経験に基づいて提案する国際協力活動を、国際協力機構(JICA)が提案団体に業務委託して団体との協力関係のもとに実施する共同事業。

(注)

* 1 2018年度中の政府承認額。

* 2 詳細は図表38-2を参照。

図表38-2

その他 (ミャンマーにおける少数民族との国民和解に向けた支援)

(単位:円)

国	贈与契約締結日	案件名	分野	被供与団体名	贈与契約締結額
ミャンマー	2018年11月21日	農業開発によるミャンマー少数民族の所得創出支援プロジェクト(第3期)	平和構築	特定非営利活動法人 グレートメコンセンター	123,572,702
	2018年12月11日	カレン州、モン州における紛争被害者を対象とした住居電化事業(第3期)	平和構築	特定非営利活動法人 BHNテレコム支援協議会	196,018,379
	2019年3月5日	ミャンマーカレン州南東部におけるコミュニティリソースセンターを通じた復興・再定住支援事業	平和構築	公益社団法人 シャンティ国際ボランティア会	52,425,046
計 3件 / 3団体					372,016,127

第11節 官民連携事業の概要と実績

① 協力準備調査（PPPインフラ事業）

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2010年

● 経緯・目的

官民が協働で開発途上国の開発課題に取り組むことにより民間資金の動員をはかるとの考えのもと、国際的にもPPP（Public Private Partnership）等の手法を活用し、ODAと民間が有意義なパートナーシップを構築し、開発効果を増大させ、成長の加速化を実現させてきている。このような動きを背景に、JICAにおいて海外投融資、円借款等での支援を想定したPPPインフラ事業の協力準備調査が2010年に開始された。調査中および調査完了後に同調査結果を開発途上国政府に対して提案し、官民連携によるPPPインフラ事業の実現および海外投融資、円借款等の供与を目指す。2017年に二段階（予備調査、本格調査）方式を、2019年度には本格調査の実施を前提としない「予備調査（単独型）」を導入するなど、制度改善を実施。

2. 事業の仕組み

● 概要

調査に必要な費用のうち1件当たり1億5,000万円を上限（予備調査3,000万円、本格調査は1億5,000万円から予備調査契約額を控除した額が上限。条件を満たしていれば1億2,000万円を上限に本格調査からの実施も可能。「予備調査（単独型）」は3,000万円を上限）として、PPP等の手法を活用したインフラ事業への参画を計画している本邦民間法人からの提案に基づき、海外投融資、円借款を活用したプロジェクト実施を前提として、当該提案事業の事業計画を策定する。対象事業は以下5点を満たすPPPインフラ事業。

- ① 開発途上国の経済社会開発・復興や経済の安定に寄与する事業であること。
- ② 日本政府・JICAの方針（国別援助実施方針やJICA国別分析ペーパー等）に沿った事業であること。
- ③ 海外投融資、円借款を活用する見込みがある事業であること。
- ④ 日本政府が提唱する「質の高いインフラ投資」のコンセプトに合致するPPP等の手法を活用したインフラ事業であること。

- ⑤ 提案法人が当該事業への投資の形で参画する予定であること。

● 審査・決定プロセス

提出された企画書について、あらかじめ定めた審査基準により審査を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

採択通知後、契約交渉、契約締結を経て、調査を開始する。調査の結果、事業性が認められるものに関しては、海外投融資、円借款等の活用に関して検討を行う。

3. 最近の実績

● 概要

2017年度採択件数は1件。

2018年度採択件数は2件。

● 地域別実績（最近2年）

2017年度：アフリカ(1)

2018年度：東南アジア(2)

● 分野別実績（最近2年）

2017年度：水資源(1)

2018年度：道路(1)、空港(1)

● 主な事業一具体例の紹介

「マニラ首都圏西地区上下水道整備事業準備調査（PPPインフラ事業）」

採択：2011年度

受託企業所在地：東京都

実施国：フィリピン

概要：2017年6月、マニラ首都圏西地区における上水道サービスの拡大・質の向上や無収水対策を通じた配水ロスの少ない効率的な水供給の実現のため、Maynilad Water Services, Inc. との間で、同社が実施する無収水対策事業に対する融資契約を締結。

本案件は、JICA協力準備調査（PPPインフラ事業）の実施を通じ、JICAが事業計画策定段階から案件形成をサポートし、事業化のタイミングでは、JICA海外投融資により資金調達をサポートするというシームレスな支援を実現したもの。調査では融資先の経営改善点を洗い出し、JICA海外投融資を実行することで得られる経済効果などを確認。JICA海外投融資にとって、初の民間金融機関との協調融資、初の現地通貨建て融資案件でもある。

② 中小企業・SDGsビジネス支援事業 〈基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業〉

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2012年度

● 経緯・目的

2012年3月、日本政府により「中小企業海外展開支援大綱」が改訂され、オールジャパンでの中小企業の海外展開支援体制を強化していることに伴い、JICAも同大綱の構成員として参画し、ODAによる中小企業海外展開支援が開始された。本事業は、途上国の開発課題の解決と、優れた製品・技術等を有する日本の中小企業の海外展開との両立を目指し、この目的達成のために委託調査業務を行うもので、2018年8月まで、中小企業からの提案を延べ715件採択した。

これとは別に、JICAは、企業規模を問わず、途上国において、民間企業との本業を通じた持続可能な開発目標（SDGs）への貢献を目指す「途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査」や、『日本方式』の技術普及と開発途上国の課題解決の両立を後押しすることを目的とした「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」を実施し、2018年8月末までにそれぞれ129件、108件を採択した。

JICAは2018年9月、これらの企業提案型事業の制度を「中小企業・SDGsビジネス支援事業」として再編・統合し、原則中小企業および中堅企業を対象とした「中小企業支援型」と、原則大企業を対象とした「SDGsビジネス支援型」の2つの区分を設けた上で、ビジネスの段階に応じて、下記3つの支援メニューを提供している。

(1) 基礎調査

中小企業のみを対象とし、途上国の課題解決に貢献し得るビジネスモデルの検討に必要な基礎情報の収集を支援。

(2) 案件化調査

途上国の課題解決に貢献し得る技術・製品・ノウハウ等を活用したビジネスアイデアやODA事業での活用可能性の検討、ビジネスモデルの策定を支援。

(3) 普及・実証・ビジネス化事業

途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの事業化に向けて、技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA事業での活用可能性の検討等を通じた事業計画案の策定を支援。

2. 事業の仕組み

● 概要

JICAは、公募による企画競争にて契約相手先を決定し、提案法人と業務委託契約を締結し、調査・事業が実施される。

● 審査・決定プロセス

提案法人は、調査または事業の内容について企画書により提案を行う。企画書は、あらかじめ定めた審査基準に基づいて審査され、採択案件が決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

審査により採択となった提案について、JICAと調査・事業を提案した法人間で業務委託契約の締結に向けた契約交渉が行われ、契約締結に至る。本契約のもと、調査・事業が実施される。

3. 最近の実績

〈基礎調査〉

● 概要

2018年度採択は、実施国数15か国、実施件数26件。

● 地域別実績

対象地域	2017年度	2018年度
東南アジア	14	16
東・中央アジア	0	3
南アジア	1	1
中南米	6	1
大洋州	0	0
アフリカ	4	4
中東（含む北アフリカ）・欧州	0	1
総 計	25	26

●分野別実績

分 野	2017年度	2018年度
環境・エネルギー	4	1
廃棄物処理	2	3
水の浄化・水処理	1	2
職業訓練・産業育成	3	6
福祉	0	1
農業	7	3
医療保健	2	1
教育	1	0
防災・災害対策	0	4
その他	5	5
総 計	25	26

●主な事業－具体例の紹介

「ラセッターなめし技法を活用したレザーのブランド化に関する基礎調査」

採択：2018年度

受託企業所在地：東京都

実施国：モンゴル

概要：モンゴルにおける日本の皮革企業が有する環境に優しい「なめし製法」の技術移転を通じた皮革素材の国際競争力強化およびブランド化に関する調査。皮革素材の品質・物性・デザイン力の向上により付加価値を創出し、並行して販路拡大と高収益化を促進するためのブランディング事業を実施し、国際市場におけるモンゴル・レザーのブランド化を達成する。

〈案件化調査〉

●概 要

2018年度採択は、実施国数30か国、実施件数69件。

（中小企業支援型58件、SDGsビジネス支援型11件）

※「SDGsビジネス支援型」は2018年度第2回公示から新設されたもの。

●地域別実績

対象地域	2017年度	2018年度
東南アジア	45	33
東・中央アジア	4	6
南アジア	6	5
中南米	5	10
大洋州	2	1
アフリカ	7	12
中東（含む北アフリカ）・欧州	0	2
総 計	69	69

（注）複数地域向け案件はそれぞれの地域で計上

●分野別実績

分 野	2017年度	2018年度
環境・エネルギー	8	7
廃棄物処理	6	8
水の浄化・水処理	10	7
職業訓練・産業育成	5	5
福祉	4	1
農業	15	18
医療保健	4	6
教育	1	3
防災・災害対策	9	7
その他	7	7
総 計	69	69

●主な事業－具体例の紹介

(1) 「産業廃棄物適正管理支援のためのシステム運営事業案件化調査」

採択：2017年度

受託企業所在地：茨城県

実施国：タイ

概要：タイにおける産業廃棄物管理システム運営事業の事業化に関する調査。産業廃棄物の適正管理に対して現地で導入・運用されている支援システム（電子マニフェストと連動する管理ソフトのオンライン・サービス）を活用し、当該事業の事業化を通じて主に日系製造業者のサプライチェーンから排出される産業廃棄物の適正管理を実現する。

(2) 「基礎教育における初学者向けプログラミング教育に関する案件化調査」

採択：2018年度

受託企業所在地：長野県

実施国：ケニア

概要：ケニアの発展に必要な科学技術系人材不足という課題に対し、公教育において提案法人のプログラミング教育（ICT関連教育）を初期段階から効果的に導入することで科学技術系人材育成を質的・量的に充足し、土台を築く。

〈普及・実証・ビジネス化事業〉

●概 要

2018年度採択は、実施国数29か国、実施件数55件。

（中小企業支援型34件、SDGsビジネス支援型9件、「途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査」6件、「民間技術普及促進事業」6件）

※「SDGsビジネス支援型」は、2018年度第2回公示から、

「途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査と
「民間技術普及促進事業」とを統合して実施されたもの。

●地域別実績

対象地域	2017年度	2018年度
東南アジア	31	23
東・中央アジア	2	2
南アジア	8	8
中南米	5	6
大洋州	2	1
アフリカ	6	13
中東（含む北アフリカ）・欧州	5	2
総 計	59	55

●分野別実績

分 野	2017年度	2018年度
環境・エネルギー	8	1
廃棄物処理	7	3
水の浄化・水処理	7	6
職業訓練・産業育成	4	4
福祉	2	0
農業	12	14
医療保健	7	6
教育	4	2
防災・災害対策	3	6
その他	5	13
総 計	59	55

●主な事業－具体例の紹介

「安全・高品質・衛生的な医療用酸素の供給体制構築
に係る普及・実証事業」

採択：2018年度

受託企業所在地：徳島県

実施国：ミャンマー

概要：ミャンマーにおける安全・高品質・衛生的な医療酸素の供給体制構築に関する普及・実証事業。案件化調査でヤンゴン都市部において試験的に構築し、有効に機能することが確認された医療用酸素供給システムが、都市部に加え、郊外においても適切に機能することを実証する。さらに、このような普及・実証活動を通じて得た実務的な知見に基づき、ミャンマーにおける医療酸素の品質基準案および医療酸素の取扱基準案を提案する。

③ 中小企業製品を活用した無償資金協力

1. 事業の目的

自国の貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している開発途上国に対し、その努力を支援するために必要な生産物および役務の調達に必要な資金の贈与を行う。被援助国政府が、日本から贈与された資金を使用して、生産物および役務を調達する。その際、調達代理機関が被援助国政府の代理人として調達を行う。本事業の実施により、途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業の製品を供与することを通じ、当該中小企業製品に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出するとともに、日本の中小企業の海外展開を力強く支援する。

2. 事業の仕組み

●審査・決定プロセス

主として在外公館を通じて行われる開発途上国政府からの要請に基づき検討を行う。外務省は、その要請に関して、事業の妥当性の検討を行う。妥当と考えられる案

件については、事業の実施可能性などを確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する。

●決定後の案件実施の仕組み

政府間で供与額等を規定した交換公文（E/N）を締結し、これに基づき、被援助国政府は、調達代理機関との間で契約を結び、調達代理機関が被援助国の代理人として生産物および役務を調達する（調達代理方式）。事業について、日本側と被援助国政府側とが密接に協議する場として「コミッティー」（被援助国政府、調達代理事務所、大使館等から成る委員会）を設置し、事業の進捗などを確認する。

●事例

「平成28年度対アンティグア・バーブーダ経済社会開発計画」（供与額2億円）

概要：気候変動・自然災害の影響を受けやすく、エルニーニョ現象による干ばつ被害により深刻な水不足に直面しているため、水不足の解消に積極的に取り組ん

でいるアンティグア・バーブダ政府に対して、日本で生産された飲料水および農業用水確保のための機材

を購入する資金を供与。

④ JICA海外協力隊（民間連携）^{（注1）}

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2012年

● 経緯・目的

新興国での事業展開や、開発途上国を対象としたBOPビジネス^{（注2）}への関心の高まりなどに伴い、グローバルな視野や素養を備えた人材の確保が喫緊の課題となっている。そのような背景から、昨今、JICA海外協力隊（民間連携）への参加を検討している企業・団体等が増えている。こうしたニーズに応えるため、企業・団体等と連携してグローバル人材の育成に貢献するJICA海外協力隊派遣を実施している。

2. 事業の仕組み

● 概 要

本プログラムは、日本の企業・団体などの職員をJICA海外協力隊として開発途上国に派遣し、企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの。民間企業等の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。選考後、長期派遣の場合は70日間の派遣前訓練、短期派遣の場合は2日間～5日間の派遣前研修を経て、事前に調整を行った国へ派遣する。現地での活動を通じて、文化、商習慣、潜在的市場等を把握し、語学のみならず、フロンティア人材としての実現力、革新力、突破力等も身に付け、帰国後の企業・団体等における活動を通じた日本社会への還元が期待される。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2018年度には、11か国に対して企業・団体等10社より13名の職員が派遣された。連携先の企業・団体は、サービス業、製造業、建設業など多岐に亘り、派遣職種はコミュニティ開発や環境教育、マーケティング、コンピュータ技術等となっている。

※2018年度の派遣職種は、コンピュータ技術、PCインストラクター、工作機械、障害児・者支援、栄養士、

自動車整備、電気・電子機器、コミュニティ開発、マーケティング。

2017年度の派遣職種は、野球、マーケティング、環境教育、コンピュータ技術、コミュニティ開発、経営管理、化学・応用化学、青少年活動、障害児・者支援、医療機器、助産師。

● 地域別実績

（単位：人）

地域	派遣国	派遣者数						累計 (2013～ 2018年度)
		2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	
アジア	ベトナム	1	3	4	1	4	1	14
	インドネシア	2	2	4	4	1	0	13
	タイ	2	1	5	1	2	2	13
	ラオス	0	1	0	0	0	0	1
	マレーシア	1	1	2	2	2	0	8
	スリランカ	0	1	0	2	0	0	3
	ミャンマー	0	0	0	0	1	1	2
	ネパール	0	0	0	0	1	1	2
	カンボジア	0	0	0	0	1	0	1
アフリカ	フィリピン	2	0	1	1	2	2	8
	ガーナ	0	1	0	0	1	0	2
	ウガンダ	0	2	0	0	1	0	3
	ガボン	0	0	0	0	1	0	1
	ケニア	0	0	0	0	1	1	2
	セネガル	0	1	0	1	0	0	2
	ザンビア	0	0	0	0	1	0	1
	タンザニア	0	0	0	1	0	0	1
	マラウイ	0	1	0	0	0	0	1
中南米	ベリーズ	1	0	0	0	0	0	1
	ペルー	0	1	0	0	0	0	1
	ドミニカ共和国	1	0	0	0	0	0	1
	ボリビア	0	0	0	0	1	0	1
	パラグアイ	0	1	2	0	0	0	3
	エクアドル	0	0	1	0	2	0	3
	メキシコ	0	0	1	0	0	0	1
	グアテマラ	0	0	0	0	0	1	1
	コスタリカ	0	0	0	0	0	1	1
	コロンビア	0	0	0	1	0	0	1
	キューバ	0	0	0	0	0	1	1
	ホンジュラス	0	0	0	1	0	0	1

注1：2018年秋に旧称「民間連携ボランティア制度」から現行「JICA海外協力隊（民間連携）」に変更された。

注2：貧困層が抱える課題の解決に貢献するビジネス

地域	派遣国	派遣者数						累計 (2013～ 2018年度)
		2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	
大洋州	サモア	0	1	0	0	0	0	1
	パラオ	1	1	0	0	0	0	2
	ミクロネシア	1	0	0	0	0	0	1
	フィジー	0	1	0	0	0	0	1
	ソロモン	0	0	0	1	0	1	2
中東	エジプト	0	0	0	1	0	1	2
合 計		12	19	20	17	22	13	103

4. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・ JICA海外協力隊（民間連携）ホームページ：
<https://www.jica.go.jp/volunteer/relevant/company/cooperation/>
- ・ JICA海外協力隊（民間連携）パンフレット：
https://www.jica.go.jp/volunteer/relevant/company/cooperation/pdf/Private_partnership.pdf

⑤ 事業運営権に対応した無償資金協力

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2014年度

● 経緯・目的

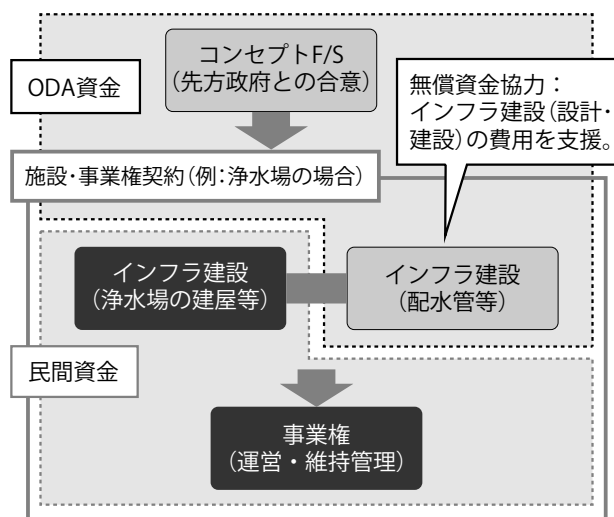
2013年5月のインフラシステム輸出戦略の閣議決定にて、「事業運営権獲得を視野に入れた無償資金協力の積極的活用」という方針を定め、無償資金協力の制度／運用の改善を行った後、2014年度以降、本事業を開始している。

開発途上国では、官民連携型の公共事業が推進され、民間企業が中長期にわたり、事業の運営を担うことが期待されている。当該事業に無償資金協力を行うことを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、日本の優れた技術を途上国の開発に役立てることを目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国が実施するインフラ事業のうち、商業資金のみではファイナンスが困難な場合に、当該事業に必要な施設・機材・その他サービスに必要な資金を供与する。資金は途上国政府を通じ、事業を担う特別目的会社等に支払われる。



● 審査・決定プロセス

まず日本企業が開発途上国政府に事業を提案。開発途上国政府は審査の上、日本側に要請を行う。実施手続きは、日本側実施機関として、JICAがこれを行う場合と調達代理機関が行う場合がある。外務省が要請の妥当性の検討を行い、妥当と考えられる案件については、日本側の実施機関がJICAの場合、JICAによる調査を通じて事業の実施可能性を確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する。調査段階では、民間企業のアイデアを取り入れながら、事業のコンセプトを形成し、審査する。その後、案件検討会議、財務省協議を経て閣議決定が行われる。調達代理機関の場合、事業の調達代理機関選定後、財務省協議を経て閣議決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

政府間で計画の名称、供与限度額等を規定した交換公文（E/N）を締結する。日本側実施機関がJICAの場合、JICAが被援助国政府との間で贈与契約（G/A）に署名

し、調達代理機関の場合、被援助国政府は、調達代理機関との間で契約を結ぶ。

事業実施の段階では、日本企業が主導するコンソーシアムが設立する特別目的会社等が事業を受注し、中長期にわたり運営する。

3. 最近の実績

●概要

2014年度は、実施国数2か国、実施件数2件（約37億円）。

2015年度は、実績なし。

2016年度は、実施国数1か国、実施件数1件（約33億円）。

2017年度は、実施国数1か国、実施件数1件（約50億円）。

2018年度は、実施国数1か国、実施件数1件（約41億円）。

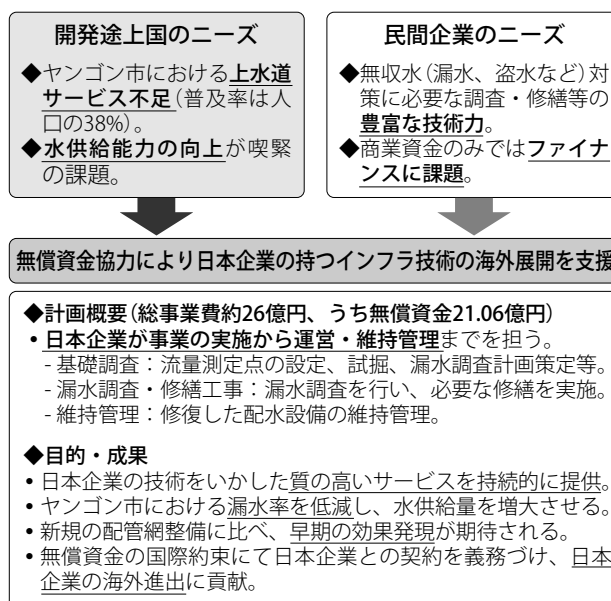
●地域別実績

(E/Nベース、単位：億円)

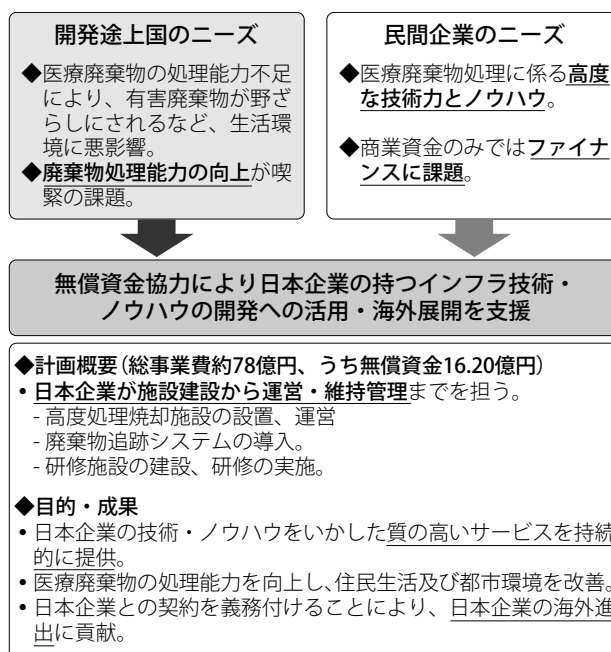
	2017年度		2018年度	
	件数	金額	件数	金額
アジア	1	50.13	1	41.76
中東・北アフリカ	—	—	—	—
サブサハラ・アフリカ	—	—	—	—
中南米	—	—	—	—
大洋州	—	—	—	—
欧州・中央アジア	—	—	—	—
合 計	1	50.13	1	41.76

●主な事業－具体例の紹介

(1) 2014年度ミャンマー「無収水低減計画」(21.06億円)



(2) 2014年度ケニア「ナイロビ市医療・有害廃棄物適正処理施設建設計画」(16.20億円)



第12節 国民参加協力事業の概要

1. 事業の開始時期・経緯・目的

●開始時期

2002年に国民参加協力事業がJICA事業の一部として制度化され、それをもとにして、JICAの独立行政法人化を機に策定された国際協力機構法においても明文化された。

●経緯・目的

国民参加型の協力を促進する上で、国際協力への理解と参加を促し、地域の持つ経験やノウハウを活かした国際協力を拡充するべく、国民に対する様々な情報提供と啓発活動を実施している。

2. 事業の仕組み

●概要

(1) 開発教育支援・市民参加

子どもから大人まで、市民一人ひとりが世界の課題、SDGs、国際協力などに関心を持ち、また考える機会を提供するため、児童・生徒・教員・市民向けに開発教育支援事業を実施している。また、これまで国際協力の経験がなかった団体・個人に対して、国際協力への参加を支援し、国際協力に参加しやすい環境を整備するため、セミナー・ワークショップなどを通じた情報提供や啓発を行っている。

(2) 連携・研修

開発途上国側の多様化するニーズに対応し、草の根レベルに届く協力を実施するためにも、NGO、自治体、大学等と相互の人材や知見を活かした事業の促進、連携を深めるための取組を行っている。また、これらのアクターの国際協力活動を支援するため、必要な知識や情報を広く提供するとともに、組織運営や事業実施に係る能力強化の支援を行っている。

(3) 国際協力推進員

国際協力推進員は、「地域のJICA窓口」として、地域国際化協会など地方自治体が実施する国際協力事業の活動拠点に配置され、主に、JICAが実施する事業に対する支援、広報および啓発活動の推進、自治体等が行う国際協力事業との連携促進等の業務を行っている。これらの業務を通じて、国際協力に対する市民からの理解の増進、地域での市民による国際協力活動の促進、地域関係者との連携推進を図ることを目的としている。

3. 最近の活動内容

2018年度実績は次のとおり。

(1) 開発教育支援・市民参加

国際協力出前講座（JICA）：1,891件／202,483名

中学生・高校生エッセイコンテスト：応募総数72,486点

教師海外研修：14コース／101名

開発教育指導者研修：174件／13,880名

JICA施設訪問：1,763件

国際協力（ODA）実体験プログラム：30件／649名

グローバルフェスタJAPAN：来場者数約18万人

(2) 連携・研修

〈NGO-JICAジャパンデスク〉

・ NGO-JICAジャパンデスク設置による開発途上国の活動の情報提供、連携強化：20か国

〈NGO等活動支援事業〉

・ JICA企画型プログラム「事業マネジメント研修」：開催数全41回、受講者総数638名

・ JICA企画型プログラム（国内・在外拠点による企画）：全6件、受講者総数224名

・ NGO等提案型プログラム：全15件、受講者総数1,506名

(3) 国際協力推進員

43拠点に配置。

第13節 国際機関に対する政府開発援助実績

図表39 国際機関に対する政府開発援助実績の推移

(支出総額ベース、単位:百万ドル)

区分	暦年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
1. 国際機関贈与		1,126.9	853.6	1,075.0	1,682.8	894.9	1,180.2	1,098.2	1,205.4	1,282.9	1,133.1
(1)国連諸機関		662.3	553.9	593.5	678.6	593.3	596.2	424.1	493.1	450.5	459.6
(2)その他機関		464.6	299.7	481.5	1,004.2	301.6	584.1	674.1	712.2	832.5	673.6
2. 国際機関出資等		2,163.4	2,866.7	2,813.4	2,519.5	2,075.2	2,174.4	1,938.6	2,163.0	2,099.5	2,832.2
(1)世界銀行グループ		1,404.4	1,931.0	1,744.0	1,550.2	1,231.1	1,203.8	1,445.4	1,631.6	1,595.2	1,930.8
(2)その他		759.0	935.8	1,069.4	969.3	844.2	970.7	493.2	531.4	504.3	901.4
合 計		3,290.4	3,720.3	3,888.4	4,202.3	2,970.2	3,354.7	3,036.8	3,368.3	3,382.4	3,965.4
政府開発援助全体に占める割合(%)		20.0	19.7	19.2	22.5	13.3	21.1	20.2	20.0	18.3	23.0

出典: DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・政府開発援助全体に占める割合の算出に関しては、卒業国向け援助を除く。
- ・2018年版までは支出純額ベースの実績を用いていたが、本2019年版から支出総額ベースの実績を使用。

図表40

主要国際機関に対する拠出・出資実績（上位5か国）

	国際機関名	2017年				2018年			
		順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)	順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)
1	国連食糧農業機関 (FAO)	1	米国	111,621	22.0	1	米国	110,070	22.0
		2	日本	54,968	10.8	2	日本	48,436	9.7
		3	ドイツ	36,236	7.1	3	中国	39,635	7.9
		4	フランス	28,382	5.6	4	ドイツ	31,970	6.4
		5	英国	26,282	5.2	5	フランス	24,315	4.9
2	国連世界食糧計画 (WFP)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
		1	米国	2,506,277	36.7	1	米国	2,536,149	34.5
		2	EU	1,146,924	16.8	2	EU	1,111,679	15.1
		3	ドイツ	925,484	13.5	3	ドイツ	849,114	11.5
		4	英国	588,323	8.6	4	英国	617,125	8.4
		5	カナダ	199,626	2.9	5	サウジアラビア	247,908	3.4
3	国連教育科学文化機関 (UNESCO)	順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)	順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)
		1	米国	(未払い)71,830	22.0	1	米国	(未払い)71,830	22.0
		2	日本	31,602	9.7	2	日本	31,602	9.7
		3	中国	25,859	7.9	3	中国	25,859	7.9
		4	ドイツ	20,860	6.4	4	ドイツ	20,860	6.4
4	国連工業開発機関 (UNIDO)	順位	国名	分担額(千ユーロ)	分担率(%)	順位	国名	分担額(千ユーロ)	分担率(%)
		1	日本	12,361	18.1	1	日本	11,042	16.2
		2	ドイツ	8,149	12.0	2	中国	9,035	13.2
		3	中国	5,875	8.6	3	ドイツ	7,288	10.7
		4	イタリア	5,076	7.4	4	ブラジル	4,360	6.4
5	国連児童基金 (UNICEF)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
		1	米国	815,278	21.1	1	米国	750,973	20.5
		2	英国	520,906	13.5	2	英国	537,601	14.7
		3	EC	500,383	12.9	3	ドイツ	450,266	12.3
		4	ドイツ	367,339	9.5	4	EC	382,464	10.4
6	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
		1	米国	1,450,360	37.2	1	米国	1,589,777	39.3
		2	ドイツ	476,919	12.2	2	EU	480,026	11.9
		3	EU	436,037	11.2	3	ドイツ	391,345	9.7
		4	日本	152,360	3.9	4	スウェーデン	143,322	3.5
7	国連人口基金 (UNFPA)	順位	国名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
		1	英国	165,953	14.9	1	英国	153,171	11.9
		2	スウェーデン	116,867	10.5	2	カナダ	128,616	10.0
		3	デンマーク	88,766	8.0	3	ノルウェー	127,499	9.9
		4	オランダ	80,805	7.3	4	スウェーデン	105,714	8.2
8	国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
		1	米国	364,266	32.5	1	EU	178,989	14.7
		2	EU	142,516	12.7	2	ドイツ	177,439	14.6
		3	ドイツ	76,469	6.8	3	サウジアラビア	159,957	13.1
		4	英国	67,014	6.0	4	英国	92,755	7.6
9	国連開発計画 (UNDP)	順位	国名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
		1	ドイツ	339,703	10.8	1	ドイツ	401,893	12.3
		2	日本	304,552	9.7	2	日本	346,126	10.6
		3	米国	262,478	8.3	3	米国	251,652	7.7
		4	英国	215,407	6.9	4	スウェーデン	197,167	6.0
9	国連開発計画 (UNDP)	順位	国名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
		5	アルゼンチン	213,528	6.8	5	英国	172,130	5.2

	国際機関名	2017年				2018年			
		順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)	順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)
10	世界保健機関 (WHO)	1	米国	113,513	24.0	1	米国	118,456	22.0
		2	日本	44,963	9.5	2	日本	46,313	9.7
		3	ドイツ	33,173	7.0	3	中国	37,898	7.9
		4	フランス ^{*1}	28,163	6.0	4	ドイツ	30,568	6.4
		5	英国	24,058	5.1	5	フランス ^{*1}	25,975	4.9
11	国際復興開発銀行 (IBRD) ^{*2}	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)
		1	米国	46,384	17.2	1	米国	46,384	16.9
		2	日本	19,958	7.4	2	日本	19,958	7.3
		3	中国	12,859	4.8	3	中国	12,859	4.7
		4	ドイツ	11,650	4.3	4	ドイツ	11,650	4.2
		5	フランス	10,906	4.1	5	フランス	10,906	4.0
12	国際開発協会 (IDA) ^{*2}	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)
		1	米国	50,411	20.5	1	米国	53,243	19.8
		2	日本	43,620	17.7	2	日本	46,829	17.4
		3	英国	28,277	11.5	3	英国	32,198	12.0
		4	ドイツ	25,586	10.4	4	ドイツ	27,526	10.2
		5	フランス	17,290	7.0	5	フランス	19,021	7.1
13	国際通貨基金 (IMF) ^{*3}	順位	国名	出資額(百万SDR)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万SDR)	出資率(%)
		1	米国	82,994	17.5	1	米国	82,994	17.5
		2	日本	30,821	6.5	2	日本	30,821	6.5
		3	中国	30,483	6.4	3	中国	30,483	6.4
		4	ドイツ	26,634	5.6	4	ドイツ	26,634	5.6
		5	フランス	20,155	4.2	5	フランス	20,155	4.2
14	アジア開発銀行 (ADB) ^{*2}	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)
		1	日本	23,593	15.6	1	日本	23,040	15.6
		1	米国	23,593	15.6	1	米国	23,040	15.6
		3	中国	9,741	6.4	3	中国	9,513	6.4
		4	インド	9,571	6.3	4	インド	9,347	6.3
		5	オーストラリア	8,747	5.8	5	オーストラリア	8,543	5.8
15	アジア開発基金 (ADF) ^{*4}	順位	国名	拠出額(百万ドル)	拠出率(%)	順位	国名	拠出額(百万ドル)	拠出率(%)
		1	日本	1,073	35.0	1	日本	1,073	35.0
		2	オーストラリア	337	11.0	2	オーストラリア	337	11.0
		3	米国	190	6.2	3	米国	190	6.2
		4	英国	166	5.4	4	英国	166	5.4
		5	カナダ	102	3.3	5	カナダ	102	3.3
16	アフリカ開発銀行 (AfDB) ^{*2}	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)
		1	ナイジェリア	8,610	9.3	1	ナイジェリア	8,452	9.4
		2	米国	6,111	6.6	2	米国	5,998	6.7
		3	エジプト	5,187	5.6	3	エジプト	5,094	5.7
		4	日本	5,091	5.5	4	日本	4,997	5.6
		5	南アフリカ	4,664	5.1	5	南アフリカ	4,577	5.1
17	アフリカ開発基金 (AfDB) ^{*4}	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)
		1	英国	623	10.6	1	英国	623	10.6
		2	米国	577	9.9	2	米国	577	9.9
		3	ドイツ	566	9.7	3	ドイツ	566	9.7
		4	フランス	500	8.5	4	フランス	500	8.5
		5	日本	425	7.3	5	日本	425	7.3
18	米州開発銀行 (IDB) ^{*2}	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)
		1	米国	54,237	30.0	1	米国	54,237	30.0
		2	ブラジル	19,741	11.4	2	ブラジル	19,741	11.4
		3	アルゼンチン	19,719	11.4	3	アルゼンチン	19,719	11.4
		4	メキシコ	12,678	7.3	4	メキシコ	12,678	7.3
		5	日本	8,878	5.0	5	日本	8,878	5.0
19	欧州復興開発銀行 (EBRD) ^{*2}	順位	国名	出資額(百万ユーロ)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ユーロ)	出資率(%)
		1	米国	3,001	10.1	1	米国	3,001	10.1
		2	日本	2,557	8.6	2	日本	2,557	8.6
		2	英国	2,557	8.6	2	英国	2,557	8.6
		2	フランス	2,557	8.6	2	フランス	2,557	8.6
		2	ドイツ	2,557	8.6	2	ドイツ	2,557	8.6
19	欧州復興開発銀行 (EBRD) ^{*2}	順位	国名	出資額(百万ユーロ)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ユーロ)	出資率(%)
		2	イタリア	2,557	8.6	2	イタリア	2,557	8.6

(注)

・上記の実績には国際機関を通じた事業に対する援助(二国間援助の一部)を含む場合がある。

*1 フランスの分担額にはフランス人職員の自国への納税額が含まれているため、正味分担額より大きくなっている。

*2 この機関については、これまでの出資額の累計(コミットメントベース)を示す。

*3 この機関については、これまでの出資額の累計を示す。

*4 この機関は、それぞれが採用している会計年度を基準に記載している(表中の年の年末が含まれる増資期間における出資、または拠出額を示している)。

第3章 諸外国の経済協力

第1節 DAC諸国の政府開発援助実績

図表41 主要DAC諸国（G7）の政府開発援助供与先上位5か国・機関（2018年）

（支出総額ベース、単位：百万ドル、％）

●日本

国・地域名	実績	機関名	実績
インド	2,231.91	世銀グループ(IDA*)	1,814.00
バングラデシュ	1,297.71	アフリカ開発基金(AfDF)	559.62
ベトナム	673.85	アジア開発銀行特別基金	310.98
インドネシア	637.77	世銀グループ(IDA) マルチ債務救済イニシアティブ	116.82
フィリピン	562.50	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	38.00
二国間援助合計	13,284.63	国際機関への援助合計	3,965.38
援助全体に占める二国間援助の割合			77.0
援助全体に占める国際機関への援助の割合			23.0

●米国

国・地域名	実績	機関名	実績
ヨルダン	1,141.32	世銀グループ(IDA*)	1,097.01
アフガニスタン	922.05	アフリカ開発基金(AfDF)	171.30
ナイジェリア	845.80	国連児童基金(UNICEF)	137.50
ケニア	834.70	国連開発計画(UNDP)	80.00
エチオピア	823.39	アジア開発銀行特別基金	47.40
二国間援助合計	30,667.66	国際機関への援助合計	3,853.26
援助全体に占める二国間援助の割合			88.8
援助全体に占める国際機関への援助の割合			11.2

●英国

国・地域名	実績	機関名	実績
パキスタン	444.43	世銀グループ(IDA*)	2,450.31
エチオピア	403.39	欧州連合諸機関	1,268.30
ナイジェリア	399.30	欧州開発基金	579.85
アフガニスタン	332.95	アフリカ開発基金(AfDF)	212.13
シリア	319.88	世銀グループ(IDA) マルチ債務救済イニシアティブ	124.82
二国間援助合計	12,524.56	国際機関への援助合計	7,131.78
援助全体に占める二国間援助の割合			63.7
援助全体に占める国際機関への援助の割合			36.3

●フランス

国・地域名	実績	機関名	実績
コロンビア	508.53	欧州連合諸機関	1,714.35
インドネシア	455.49	世銀グループ(IDA*)	1,353.17
コートジボワール	384.99	欧州開発基金	939.94
モロッコ	375.00	アフリカ開発基金(AfDF)	175.58
カメルーン	366.79	国際農業開発基金(IFAD)	131.71
二国間援助合計	9,545.06	国際機関への援助合計	5,837.75
援助全体に占める二国間援助の割合			62.1
援助全体に占める国際機関への援助の割合			37.9

●ドイツ

国・地域名	実績	機関名	実績
インドネシア	1,203.90	欧州連合諸機関	2,219.14
インド	876.49	欧州開発基金	1,092.77
中国	806.29	世銀グループ(IDA*)	632.56
シリア	768.77	世銀グループ(IDA) マルチ債務救済イニシアティブ	422.11
コロンビア	558.04	アフリカ開発基金(AfDF)	200.79
二国間援助合計	22,424.77	国際機関への援助合計	6,211.95
援助全体に占める二国間援助の割合			78.3
援助全体に占める国際機関への援助の割合			21.7

●イタリア

国・地域名	実績	機関名	実績
アフガニスタン	95.14	欧州連合諸機関	1,253.94
トルコ	59.37	欧州開発基金	666.44
エチオピア	48.75	世銀グループ(IDA*)	308.53
レバノン	44.88	アフリカ開発基金(AfDF)	143.10
[パレスチナ]	35.70	世銀グループ(IDA) マルチ債務救済イニシアティブ	14.16
二国間援助合計	2,248.26	国際機関への援助合計	2,958.30
援助全体に占める二国間援助の割合			43.2
援助全体に占める国際機関への援助の割合			56.8

●カナダ

国・地域名	実績	機関名	実績
アフガニスタン	126.60	世銀グループ(IDA*)	340.72
シリア	109.15	アフリカ開発基金(AfDF)	83.74
エチオピア	90.61	世銀グループ(IDA) マルチ債務救済イニシアティブ	39.5
バングラデシュ	89.28	国連開発計画(UNDP)	30.86
ハイチ	89.09	国際農業開発基金(IFAD)	28.93
二国間援助合計	3,542.32	国際機関への援助合計	1,147.15
援助全体に占める二国間援助の割合			75.5
援助全体に占める国際機関への援助の割合			24.5

出典：DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)

・卒業国向け援助を除く。

・2018年版までは支出純額ベースの実績を用いていたが、本2019年版から支出総額ベースの実績を使用。

・債務救済を含む。

・[]は地域名を示す。

* 国際開発協会

図表42 DAC諸国からの開発途上国への資金の流れ（2018年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

国名	政府開発援助 (ODA)	その他政府資金 (OOF)	NGO贈与	民間資金 (PF)	総計	対GNI比(%)
米国	33,787	-1,307	36,285	-17,981	50,784	0.24
ドイツ	25,670	376	1,363	19,688	47,097	1.15
英国	19,462	-513	-	-	18,950	0.68
フランス	12,840	-208	-	-	12,632	0.44
日本	10,064	1,380	522	41,701	53,667	1.04
スウェーデン	5,847	25	-	614	6,486	1.16
オランダ	5,617	-	-	9,079	14,696	1.61
イタリア	5,098	37	23	2,219	7,378	0.35
カナダ	4,641	-1	2,869	1,377	8,886	0.53
ノルウェー	4,258	310	-	-306	4,262	0.94
オーストラリア	3,149	199	-	-2,951	398	0.03
スイス	3,097	-	552	15,253	18,902	2.67
デンマーク	2,577	237	11	2,899	5,724	1.59
スペイン	2,540	168	0	11,696	14,404	1.01
韓国	2,420	-610	-	10,801	12,611	0.73
ベルギー	2,348	-27	-	1,624	3,946	0.73
オーストリア	1,167	-118	-	1,393	2,443	0.54
フィンランド	984	80	-	1,234	2,297	0.84
アイルランド	934	-	433	-	1,368	0.46
ポーランド	759	24	-	193	976	0.17
ニュージーランド	556	-	-	-	556	0.28
ルクセンブルク	473	-	-	-	473	0.98
ポルトガル	388	-11	10	534	921	0.40
チェコ	305	-	-	-176	129	0.06
ギリシャ	290	-	0	-30	261	0.12
ハンガリー	285	-	-	816	1,100	0.81
スロバキア	138	-	-	-	138	0.13
スロベニア	84	5	-	148	236	0.44
アイスランド	74	-	-	3	77	0.30
DAC諸国計	149,852	48	42,070	99,830	291,800	0.58

出典：DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)

- ・国名は、政府開発援助実績(支出純額ベース)の順。
- ・四捨五入の関係上、合計が総計と一致しないことがある。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・「0」は「1」に満たない実績を示す。

図表43 DAC諸国の政府開発援助実績 (2018年)

贈与相当額ベース				支出総額ベース				支出純額ベース			
順位	国名	実績	構成比 (%)	順位	国名	実績	構成比 (%)	順位	国名	実績	対前年比 (%)
1	米国	34,152	22.3	1	米国	34,521	21.0	1	米国	33,787	-2.7
2	ドイツ	24,977	16.3	2	ドイツ	28,637	17.4	2	ドイツ	25,670	2.7
3	英国	19,410	12.7	3	英国	19,656	11.9	3	英国	19,462	7.5
4	日本	14,164	9.2	4	日本	17,250	10.5	4	フランス	12,840	13.3
5	フランス	12,136	7.9	5	フランス	15,383	9.3	5	日本	10,064	-12.2
6	スウェーデン	5,848	3.8	6	スウェーデン	5,963	3.6	6	スウェーデン	5,847	5.1
7	オランダ	5,659	3.7	7	オランダ	5,704	3.5	7	オランダ	5,617	13.3
8	イタリア	5,190	3.4	8	イタリア	5,207	3.2	8	イタリア	5,098	-13.0
9	カナダ	4,660	3.0	9	カナダ	4,689	2.8	9	カナダ	4,641	7.8
10	ノルウェー	4,258	2.8	10	ノルウェー	4,303	2.6	10	ノルウェー	4,258	3.2
11	オーストラリア	3,149	2.1	11	オーストラリア	3,152	1.9	11	オーストラリア	3,149	3.7
12	スイス	3,101	2.0	12	スイス	3,136	1.9	12	スイス	3,097	-1.6
13	スペイン	2,841	1.9	13	スペイン	2,928	1.8	13	デンマーク	2,577	5.3
14	デンマーク	2,590	1.7	14	デンマーク	2,633	1.6	14	スペイン	2,540	-0.8
15	韓国	2,355	1.5	15	韓国	2,530	1.5	15	韓国	2,420	9.9
16	ベルギー	2,312	1.5	16	ベルギー	2,363	1.4	16	ベルギー	2,348	6.9
17	オーストリア	1,170	0.8	17	オーストリア	1,177	0.7	17	オーストリア	1,167	-6.7
18	フィンランド	984	0.6	18	フィンランド	1,003	0.6	18	フィンランド	984	-9.2
19	アイルランド	934	0.6	19	アイルランド	934	0.6	19	アイルランド	934	11.5
20	ポーランド	766	0.5	20	ポーランド	786	0.5	20	ポーランド	759	11.7
21	ニュージーランド	556	0.4	21	ニュージーランド	556	0.3	21	ニュージーランド	556	23.6
22	ルクセンブルク	473	0.3	22	ルクセンブルク	481	0.3	22	ルクセンブルク	473	11.6
23	ポルトガル	411	0.3	23	ポルトガル	443	0.3	23	ポルトガル	388	1.9
24	チェコ	305	0.2	24	チェコ	305	0.2	24	チェコ	305	0.4
25	ギリシャ	290	0.2	25	ギリシャ	290	0.2	25	ギリシャ	290	-7.4
26	ハンガリー	285	0.2	26	ハンガリー	285	0.2	26	ハンガリー	285	91.6
27	スロバキア	138	0.1	27	スロバキア	138	0.1	27	スロバキア	138	15.6
28	スロベニア	84	0.1	28	スロベニア	84	0.1	28	スロベニア	84	10.2
29	アイスランド	74	0.0	29	アイスランド	74	0.0	29	アイスランド	74	8.7
DAC諸国計			153,271	100.0	DAC諸国計			164,613	DAC諸国計		
								100.0			
								2.0			

出典：DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・卒業国向け援助を除く。

(単位: 百万ドル)

図表44 DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（2018年）

1. DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（贈与相当額ベース）

（単位：百万ドル）

順位	国名	政府開発援助額	二国間政府開発援助				国際機関向け政府開発援助
			計	無償資金	技術協力	贈与相当額	
1	米国	34,152	30,299	29,804	864	-1	3,853
2	ドイツ	24,977	18,765	11,426	5,615	1,746	6,212
3	英国	19,410	12,355	11,360	1,139	1,009	7,055
4	日本	14,164	10,756	3,364	1,915	5,478	3,407
5	フランス	12,136	6,679	2,950	1,726	2,046	5,457
6	スウェーデン	5,848	3,838	3,466	418	69	2,010
7	オランダ	5,659	3,788	3,295	538	-	1,871
8	イタリア	5,190	2,231	2,075	84	77	2,958
9	カナダ	4,660	3,512	2,612	665	315	1,147
10	ノルウェー	4,258	3,229	3,110	165	210	1,028
11	オーストラリア	3,149	2,550	1,518	1,036	-	599
12	スイス	3,101	2,335	2,174	166	31	766
13	スペイン	2,841	958	876	148	-48	1,882
14	デンマーク	2,590	1,810	1,812	41	35	780
15	韓国	2,355	1,731	801	327	603	624
16	ベルギー	2,312	1,331	1,261	66	89	981
17	オーストリア	1,170	486	259	216	13	684
18	フィンランド	984	476	364	77	47	508
19	アイルランド	934	530	504	26	-	404
20	ポーランド	766	245	72	97	75	521
21	ニュージーランド	556	463	333	130	-	93
22	ルクセンブルク	473	343	238	114	-	130
23	ポルトガル	411	156	90	72	19	256
24	チェコ	305	100	87	14	-	205
25	ギリシャ	290	39	32	6	-	252
26	ハンガリー	285	129	70	59	-	156
27	スロバキア	138	32	28	4	-	105
28	スロベニア	84	29	15	14	-	54
29	アイスランド	74	61	49	13	-	13
DAC諸国計		153,271	109,258	84,044	15,754	11,814	44,012
DAC諸国平均		5,285	3,768	2,898	543	407	1,518

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

（注）

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・「0」は「1」に満たない実績を示す。

2.DAC諸国の政府開発援助形態別内訳(支出総額ベース)

(単位:百万ドル)

順位	国名	政府開発 援助額	二国間政府開発援助				国際機関向け 政府開発援助
			計	無償資金	技術協力	政府貸付等	
1	米国	34,521	30,668	29,804	864	-	3,853
2	ドイツ	28,637	22,425	11,426	5,615	5,384	6,212
3	英国	19,656	12,525	11,360	1,139	26	7,132
4	日本	17,250	13,285	3,364	1,915	8,006	3,965
5	フランス	15,383	9,545	2,950	1,726	4,869	5,838
6	スウェーデン	5,963	3,953	3,466	418	69	2,010
7	オランダ	5,704	3,833	3,295	538	-	1,871
8	イタリア	5,207	2,248	2,075	84	88	2,958
9	カナダ	4,689	3,542	2,612	665	265	1,147
10	ノルウェー	4,303	3,275	3,110	165	-	1,028
11	オーストラリア	3,152	2,554	1,518	1,036	-	599
12	スイス	3,136	2,370	2,174	166	31	766
13	スペイン	2,928	1,046	876	148	21	1,882
14	デンマーク	2,633	1,853	1,812	41	-	780
15	韓国	2,530	1,907	801	327	779	624
16	ベルギー	2,363	1,351	1,261	66	24	1,012
17	オーストリア	1,177	492	259	216	17	685
18	フィンランド	1,003	494	364	77	53	508
19	アイルランド	934	530	504	26	-	404
20	ポーランド	786	265	72	97	95	521
21	ニュージーランド	556	463	333	130	-	93
22	ルクセンブルク	481	352	238	114	-	130
23	ポルトガル	443	188	90	72	26	256
24	チェコ	305	100	87	14	-	205
25	ギリシャ	290	39	32	6	-	252
26	ハンガリー	285	129	70	59	-	156
27	スロバキア	138	32	28	4	-	105
28	スロベニア	84	29	15	14	-	54
29	アイスランド	74	61	49	13	-	13
DAC諸国計		164,613	119,553	84,044	15,754	19,754	45,060
DAC諸国平均		5,676	4,123	2,898	543	681	1,554

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・「0」は「1」に満たない実績を示す。

3.DAC諸国の政府開発援助形態別内訳(支出純額ベース)

(単位:百万ドル)

順位	国名	政府開発 援助額	二国間政府開発援助						国際機関向け 政府開発援助
			計	無償資金	技術協力	政府貸付等			
						貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A)-(B)	
1	米国	33,787	29,935	29,804	864	-	733	-733	3,852
2	ドイツ	25,670	19,458	11,426	5,615	5,384	2,966	2,418	6,212
3	英国	19,462	12,339	11,360	1,139	26	185	-159	7,123
4	フランス	12,840	7,366	2,950	1,726	4,869	2,179	2,690	5,474
5	日本	10,064	6,099	3,364	1,915	8,006	7,186	820	3,965
6	スウェーデン	5,847	3,837	3,466	418	69	116	-47	2,010
7	オランダ	5,617	3,746	3,295	538	-	88	-88	1,871
8	イタリア	5,098	2,140	2,075	84	88	108	-20	2,958
9	カナダ	4,641	3,494	2,612	665	265	49	216	1,147
10	ノルウェー	4,258	3,229	3,110	165	-	46	-46	1,028
11	オーストラリア	3,149	2,550	1,518	1,036	-	3	-3	599
12	スイス	3,097	2,332	2,174	166	31	39	-8	766
13	デンマーク	2,577	1,797	1,812	41	-	56	-56	780
14	スペイン	2,540	658	876	148	21	388	-367	1,882
15	韓国	2,420	1,796	801	327	779	110	669	624
16	ベルギー	2,348	1,336	1,261	66	24	15	9	1,012
17	オーストリア	1,167	483	259	216	17	9	8	684
18	フィンランド	984	476	364	77	53	19	34	508
19	アイルランド	934	530	504	26	-	-	-	404
20	ポーランド	759	238	72	97	95	27	69	521
21	ニュージーランド	556	463	333	130	-	-	-	93
22	ルクセンブルク	473	343	238	114	-	8	-8	130
23	ポルトガル	388	132	90	72	26	56	-30	256
24	チェコ	305	100	87	14	-	-	-	205
25	ギリシャ	290	39	32	6	-	-	-	252
26	ハンガリー	285	129	70	59	-	-	-	156
27	スロバキア	138	32	28	4	-	0	-0	105
28	スロベニア	84	29	15	14	-	-	-	54
29	アイスランド	74	61	49	13	-	-	-	13
DAC諸国計		149,852	105,168	84,044	15,754	19,754	14,385	5,369	44,685
DAC諸国平均		5,167	3,626	2,898	543	681	496	185	1,541

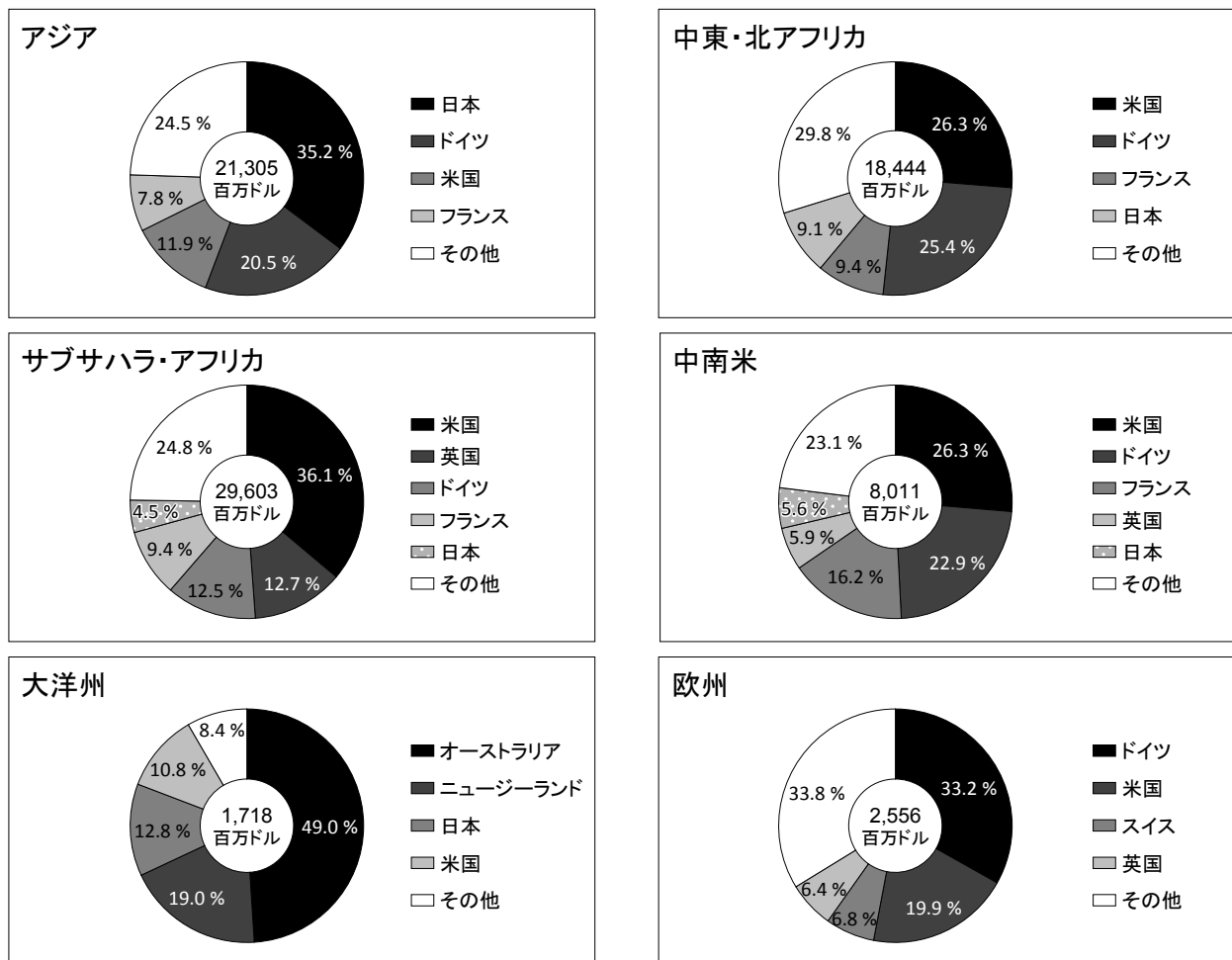
出典: DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・「0」は「1」に満たない実績を示す。

図表45

地域別実績における主要DAC援助国（2018年）



出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

（注）

- ・支出総額ベース。
- ・地域分類は「2019年版 開発協力白書」参考統計2（2）二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳（2018年）に同じ。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・グラフ内数値はDAC諸国の援助実績の合計。

図表46 DAC諸国の贈与比率

(約束額ベース、単位：％)

国名	順位	2018	順位	2016/2017平均
オーストラリア	1	100.0	1	100.0
チェコ	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
アイルランド	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
ノルウェー	1	100.0	1	100.0
スロバキア	1	100.0	1	100.0
スロベニア	1	100.0	1	100.0
米国	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	10	100.0
ニュージーランド	1	100.0	11	100.0
ハンガリー	1	100.0	12	100.0
アイスランド	1	100.0	13	100.0
スウェーデン	1	100.0	15	99.1
オーストリア	1	100.0	17	98.5
スイス	1	100.0	20	96.1
デンマーク	1	100.0	21	95.1
スペイン	18	99.7	14	99.1
英国	19	98.8	25	86.9
フィンランド	20	98.2	18	97.1
イタリア	21	97.7	22	94.7
ポルトガル	22	95.9	24	90.8
カナダ	23	90.9	19	96.3
ポーランド	24	88.9	23	93.8
ベルギー	25	87.3	16	98.7
ドイツ	26	79.7	26	79.3
フランス	27	63.6	27	61.9
韓国	28	42.6	28	47.0
日本	29	32.4	29	36.8
DAC諸国計		80.9		81.4

出典：DAC開発協力報告書

(注)

- ・国名は2018年における贈与比率の高い順。
- ・債務救済を除く。
- ・％の数値は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、同一値で順位の異なる場合がある。

図表47

DAC諸国の贈与額

(2か年の平均値、単位:百万ドル)

国名	順位	2017/2018 年	順位	2016/2017 年
米国	1	34,986	1	35,295
ドイツ	2	23,218	2	22,505
英国	3	17,860	3	16,659
フランス	4	9,113	4	8,592
日本	5	8,118	5	8,342
スウェーデン	6	5,742	7	5,279
イタリア	7	5,455	6	5,440
オランダ	8	5,384	8	5,104
カナダ	9	4,331	10	4,106
ノルウェー	10	4,226	9	4,276
スイス	11	3,145	12	3,385
オーストラリア	12	3,109	13	3,173
スペイン	13	2,918	11	3,692
デンマーク	14	2,559	14	2,476
ベルギー	15	2,230	15	2,273
韓国	16	1,686	16	1,651
オーストリア	17	1,201	17	1,439
フィンランド	18	1,003	18	1,047
アイルランド	19	886	19	820
ポーランド	20	691	20	652
ニュージーランド	21	503	21	448
ルクセンブルク	22	454	22	409
ポルトガル	23	412	23	376
チェコ	24	305	25	282
ギリシャ	25	302	24	341
ハンガリー	26	217	26	174
スロバキア	27	128	27	113
スロベニア	28	80	28	79
アイスランド	29	71	29	63
合計		140,332		138,491

出典: DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)

・国名は2017/2018年平均における贈与額の多い順。

図表48 DAC諸国の二国間政府開発援助のタイピング・ステータス

(約束額ベース、単位：%)

国名	アンタイト**1		部分アンタイト		タイト**2	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
オーストラリア	100.0	100.0	-	-	-	0.0
アイルランド	100.0	100.0	-	-	-	-
ノルウェー	100.0	100.0	-	-	-	-
英国	100.0	100.0	-	-	-	-
カナダ	100.0	100.0	-	-	0.0	-
ギリシャ	100.0	100.0	-	-	0.0	-
フランス	99.6	96.8	-	-	0.4	3.2
スイス	99.0	99.2	-	-	1.0	0.8
ニュージーランド	98.8	93.4	-	-	1.2	6.6
ルクセンブルク	98.4	98.0	-	-	1.6	2.0
ドイツ	98.2	98.5	-	-	1.8	1.5
ベルギー	97.9	95.3	-	-	2.1	4.7
デンマーク	97.7	100.0	-	-	2.3	0.0
オランダ	97.6	99.1	2.2	0.8	0.2	0.1
スウェーデン	96.5	97.2	0.3	1.3	3.2	1.6
フィンランド	95.8	99.4	-	-	4.2	0.6
スロベニア	95.7	99.2	-	-	4.3	0.8
イタリア	95.7	91.4	0.1	0.4	4.3	8.2
スペイン	89.5	88.2	-	0.0	10.5	11.7
スロバキア	78.1	68.6	-	18.2	21.9	13.2
ポルトガル	75.6	58.7	-	-	24.4	41.3
日本	75.0	93.1	-	1.9	25.0	5.0
オーストリア	73.3	73.7	-	-	26.7	26.3
チェコ	70.0	73.8	1.8	-	28.2	26.2
米国	61.3	64.8	-	-	38.7	35.2
韓国	56.8	56.0	-	-	43.2	44.0
ハンガリー	56.3	51.1	-	-	43.7	48.9
ポーランド	39.5	90.3	-	-	60.5	9.7
アイスランド	11.2	100.0	88.6	-	0.1	-
DAC諸国計	82.1	86.3	0.1	0.4	17.8	13.3

出典：DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)

・国名はアンタイトの比率の高い順。

・四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。

*1 実施するプロジェクトに必要な財およびサービスの調達先を特定の国に限定しない資金協力。

*2 実施するプロジェクトに必要な財およびサービスの調達先を特定の国に限定する資金協力。

図表49

主要DAC諸国の政府開発援助の比較

贈与相当額ベース(特に指定がない場合)		日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC計
量的側面からの比較	政府開発援助実績総額	2018年(億ドル)	141.6	341.5	194.1	121.4	249.8	51.9	1,532.7
	対GNI比	2018年(%)	0.28	0.16	0.70	0.43	0.61	0.25	0.30
	DAC諸国全体に占める割合	2018年(%)	9.2	22.3	12.7	7.9	16.3	3.4	100.0
	対前年伸び率 (支出純額ベース)	2017年→2018年(%)	-12.2	-2.7	7.5	13.3	2.7	-13.0	1.8
	約束額(債務救済を含む)	2018年(億ドル)	252.4	351.4	90.3	146.8	322.8	55.3	1,657.8
	多国間援助の割合	2018年(%)	24.1	11.3	36.3	45.0	24.9	57.0	28.7
	配分 2017年～2018年平均(%) (後発開発途上国)		66.7	52.3	52.4	33.5	31.2	40.6	47.2
	(支出純額ベース) ^{*1}		0.4	1.2	1.4	0.4	0.5	0.4	0.8
	約束額ベース(単位:%)								
	政府開発援助全体のグラント・エレメント 2018年(債務救済を除く)		78.5	100.0	99.2	79.5	86.9	99.6	91.1
質的側面からの比較	借款のグラント・エレメント 2018年(債務救済を除く)		68.1	-	31.1	43.7	35.1	81.2	-
	二国間ODAの対LDCsグラント・エレメント 2018年(債務救済を除く)		84.8	100.0	100.0	77.0	97.4	97.0	100.0
	政府開発援助全体の贈与比率 2018年(債務救済を除く)		32.4	100.0	98.8	63.6	79.7	97.7	80.9
	二国間政府開発援助の贈与比率 2018年(債務救済を除く)		28.8	100.0	100.0	53.6	74.1	94.6	89.0
	アンタイド		75.0	61.3	100.0	99.6	98.2	95.7	100.0
	部分アンタイド		-	-	-	-	-	0.1	-
	タイディング・ステイタス ^{*2} (2018年)		25.0	38.7	-	0.4	1.8	4.3	0.0
	タイド								17.8

出典: DAC開発協力報告書、DAC統計(DAC Statistics on OECD STAT)

*1 国際機関向け拠出・出資等を国別に換算したデータを含む。複数国向けを除く。

*2 タイディング・ステイタスについては、未報告分を除く。

図表50 主要DAC諸国の二国間政府開発援助の分野別配分 (2018年)

分野	国名	(約束額ベース、単位：%)							
		日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC平均
社会インフラ(教育、保健、上下水道等)		15.8	49.0	44.9	33.3	33.1	25.3	39.7	36.7
経済インフラ(輸送、通信、電力等)		57.3	3.3	7.2	12.8	19.5	1.1	9.8	17.4
農林水産分野(農業、林業、漁業等)		5.9	3.9	10.3	4.4	3.0	4.7	6.4	5.1
工業等その他生産分野(鉱業、環境等)		6.7	4.2	18.5	20.1	12.5	6.5	9.7	10.2
緊急援助(人道支援等)、食糧援助		3.5	26.9	3.0	1.5	12.0	10.5	12.9	13.0
プログラム援助等(債務救済、行政経費等)		10.9	12.7	16.1	27.9	19.9	51.9	21.5	17.7
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)

- ・四捨五入の関係上、各分野の合計が100%とならないことがある。
- ・卒業国向け援助を除く。

(支出総額ベース、単位：%)

国名	暦年	2013	2014	2015	2016	2017	2018
日本		13.3	21.1	20.2	20.0	18.3	23.0
米国		15.3	16.5	13.7	16.7	13.3	11.2
英国		40.1	40.4	36.6	35.9	37.1	36.3
フランス		35.6	33.7	37.9	36.8	36.7	37.9
ドイツ		29.5	25.7	19.4	19.0	18.6	21.7
イタリア		73.0	64.4	53.6	51.7	47.3	56.8
カナダ		28.8	22.4	30.2	32.0	27.1	24.5
DAC計		27.3	28.4	26.3	26.8	26.0	27.4

出典：DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)

・2018年版までは支出純額ベースの実績を用いていたが、本2019年版から支出総額ベースの実績を使用。

図表52 DAC諸国のNGOによる援助実績

区分	NGOによる贈与 (百万ドル)		政府開発援助実績 ^{*1} (百万ドル)		NGOによる贈与と 政府開発援助実績の比率		対NGO政府補助金 (百万ドル)		政府開発援助に占める NGO補助金(%)		国民一人当たりの NGO援助実績 ^{*2} (ドル)		NGO援助実績 ^{*2} に占める 政府補助金(%)	
国名	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017
日本	522	475	10,064	11,463	1 : 19.3	1 : 24.1	103	125	1.0	1.1	4.9	4.7	16.5	20.8
オーストラリア	-	-	3,149	3,036	-	-	-	0	-	0.0	-	0.0	-	100.0
オーストリア	-	149	1,167	1,251	- 1 :	8.4	0	1	0.0	0.1	0.0	17.0	100.0	0.4
ベルギー	-	-	2,348	2,196	-	-	199	177	8.5	8.1	17.4	15.6	100.0	100.0
カナダ	2,869	2,949	4,641	4,305	1 : 1.6	1.5	24	19	0.5	0.4	77.7	80.9	0.8	0.6
チェコ	-	-	305	304	-	-	-	0	-	0.0	-	0.0	-	100.0
デンマーク	11	125	2,577	2,448	1 : 235.3	1 : 19.6	21	173	0.8	7.1	5.5	51.6	65.9	58.1
フィンランド	-	-	984	1,084	-	-	10	13	1.0	1.2	1.8	2.3	100.0	100.0
フランス	-	-	12,840	11,331	-	-	1	4	0.0	0.0	0.0	0.1	100.0	100.0
ドイツ	1,363	1,490	25,670	25,005	1 : 18.8	1 : 16.8	876	758	3.4	3.0	27.0	27.2	39.1	33.7
ギリシャ	0	-	290	314	1 : 907.6	-	-	-	-	-	0.0	-	-	-
ハンガリー	-	-	285	149	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスランド	-	-	74	68	-	-	1	1	1.9	0.8	3.9	1.6	100.0	100.0
アイルランド	433	364	934	838	1 : 2.2	1 : 2.3	100	99	10.7	11.8	109.6	96.6	18.7	21.3
イタリア	23	64	5,098	5,858	1 : 217.7	1 : 91.7	38	37	0.7	0.6	1.0	1.7	61.9	36.4
ルクセンブルク	-	-	473	424	-	-	14	13	3.0	3.0	23.6	20.9	100.0	100.0
オランダ	-	86	5,617	4,958	- 1 :	57.5	15	21	0.3	0.4	0.9	6.3	100.0	19.3
ニュージーランド	-	122	556	450	- 1 :	3.7	8	9	1.5	1.9	1.7	27.1	100.0	6.5
ノルウェー	-	-	4,258	4,125	-	-	221	202	5.2	4.9	41.4	38.2	100.0	100.0
ポーランド	-	-	759	679	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	10	11	388	381	1 : 38.6	1 : 36.2	0	0	0.0	0.0	1.0	1.0	0.2	0.2
韓国	-	406	2,420	2,201	- 1 :	5.4	0	0	0.0	0.0	0.0	7.9	100.0	0.1
スロバキア	-	-	138	119	-	-	-	0	-	0.0	-	0.0	-	100.0
スロベニア	-	-	84	76	-	-	0	0	0.4	0.5	0.2	0.2	100.0	100.0
スペイン	0	-	2,540	2,560	1 : 7696.5	-	0	1	0.0	0.0	0.0	0.0	48.4	100.0
スウェーデン	-	-	5,847	5,563	-	-	38	56	0.7	1.0	3.7	5.5	100.0	100.0
スイス	552	548	3,097	3,147	1 : 5.6	1 : 5.7	161	156	5.2	5.0	83.5	83.0	22.6	22.1
英国	-	-	19,462	18,103	-	-	302	333	1.6	1.8	4.6	5.1	100.0	100.0
米国	36,285	35,122	33,787	34,732	1 : 0.9	1 : 1.0	5	2	0.0	0.0	110.9	108.7	0.0	0.0
DAC計(平均)	42,070	41,911	149,852	147,169	1 : 3.6	1 : 3.5	2,141	2,197	1.4	1.5	41.6	41.8	4.8	5.0

出典: DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)

・「0」は「1」に満たない実績を示す。

・*1 政府開発援助実績は支出純額ベース。

・*2 NGO援助実績=NGOによる贈与+対NGO政府補助金。

第2節 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

図表53 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

供与国・地域名	暦年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
OECD加盟非DAC諸国						
エストニア		38	34	43	43	49
イスラエル ^{*1}		200	233	351	408	365
ラトビア ^{*2}		25	23	30	32	34
リトアニア ^{*3}		46	48	57	59	65
トルコ		3,591	3,919	6,488	8,121	8,612
その他援助国・地域 ^{*4}						
アゼルバイジャン		16	13	13	19	28
ブルガリア		49	41	68	62	69
クロアチア		72	51	41	54	79
キプロス		19	18	-	-	25
カザフスタン		33	43	31	35	40
クウェート		277	304	1,080	570	273
リヒテンシュタイン		27	24	25	24	26
マルタ		20	17	21	25	33
ルーマニア		214	158	203	220	249
ロシア		876	1,161	1,258	1,190	999
サウジアラビア		13,634	859	1,539	1,932	4,779
台湾		274	255	328	319	292
タイ		69	62	168	133	-
東ティモール		3	4	-	-	-
アラブ首長国連邦		5,080	4,381	4,241	3,957	4,116
合 計		24,562	11,650	15,983	17,201	20,132

出典:OECD-DAC開発協力報告書

(注)

・ 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 1 開発途上国からイスラエルへの移民に対する支援額(2014年:58.3百万ドル、2015年:63.5百万ドル、2016年:93.99百万ドル、2017年:108.26百万ドル、2018年:92.49百万ドル)を含む。

* 2 2016年OECD加盟

* 3 2018年OECD加盟

* 4 非OECD加盟国・地域のうち、DACに実績報告を行っている国・地域のみに限られたものである。

第3節 主要援助国・地域機関の経済協力の概要

(DAC諸国に関してはODAについて記述)

1 オーストラリア (Australia)

援助政策等

1. 基本方針

2013年9月の連邦議会選挙で保守連合政権が誕生、2013年11月にオーストラリア国際開発庁 (AusAID : Australian Agency for International Development) を外務貿易省へ吸収。政策面では、開発援助について、外交、通商政策と一体となって効率的・効果的に実施し、国際的な経済成長の実現、ひいてはオーストラリアの国益増進に寄与するべきであるとし、経済開発分野への支援の重点化と国益重視が明確にされた。

開発援助予算作成にあたっては、2017年11月発表の外交白書に掲げられた「開かれた、包摂的で繁栄するインド太平洋地域 (open, inclusive and prosperous Indo-Pacific)」の実現に資するものを基本方針とし、持続可能で包摂的な経済成長および貧困削減、国境を越える安全保障上の脅威への対処、人道的関係の強化をうたっている。

また、2014年6月にビショップ外相 (当時) は、「Australian aid : promoting prosperity, reducing poverty, enhancing stability」と題する新援助方針を発表しており、前述外交白書へも同方針が引き継がれている。SDGsの実現を前提とした同方針の下で、①公的な開発援助だけに頼らず、民間セクターも活用しつつ経済成長を実現すること、②効果的・効率的な援助を実施するためにオーストラリアの国益に対する貢献度や費用対効果といった新たなベンチマークを導入し、より効率的なプログラムに集中して資源を投下することが打ち出された。また、①インフラと貿易、②農業、漁業、および水資源管理、③被援助国における効果的なガバナンス、④教育と保健、⑤強靱性の構築 (人道支援等)、⑥ジェンダー平等および女性の能力向上が重点分野と位置付けられた。保守連合政権は、同援助方針に基づき、貿易のための援助 (Aid for Trade) 等の経済開発分野の支援を重視しつつ、民間セクター開発および人間開発を両輪とした援助プログラムを実施している。

なお、オーストラリアにおいて開発援助方針は不定期に策定されているが、2020年半ばには新たな開発援助

方針の策定・公表が見込まれている。開発援助の根拠法は存在しない。

2. 援助規模

2019～20年度開発援助予算は約40億豪ドル (約27.8億米ドル^(注1)) となり、2018～19年度予算の約41億豪ドル (約30.6億米ドル^(注2)) から約1億豪ドル (約0.7億米ドル^(注1)) の減少となった。開発援助予算は6期連続の減少となり、2014～15年GNI比0.32%から本年は0.21%まで目減りしており、実質27%の減少となっている。今後は名目40億豪ドル (約27.8億米ドル^(注1)) 程度が継続される見込みである。2019～20年度予算の内訳では、国・地域別予算が約23億豪ドル (約16.0億米ドル^(注1))、国際機関等予算が約12億豪ドル (約8.3億米ドル^(注1)) となっている。国・地域別予算の約9割はインド太平洋地域を対象とし、約14億豪ドル (約9.7億米ドル^(注1)) を太平洋島嶼国、約10億豪ドル (約7.0億米ドル^(注1)) を東南アジア・東アジアを対象としている。

3. 重点分野

基本方針で触れたとおり、インド太平洋地域における持続可能な経済成長および貧困削減への貢献を通じ、オーストラリアの国益を促進する援助を実施する方針であり、2019～20年度予算では更に同方針を加速させる予算編成となっている。なかでも太平洋島嶼国向け援助は過去最高となる約14億豪ドル (約9.7億米ドル^(注1)) が計上されている。

その象徴的プログラムとして、2018年11月、4年間にわたり20億豪ドル (約14.9億米ドル^(注2)) の資金を拠出する豪州太平洋地域インフラ資金調達ファシリティ (Australian Infrastructure Financing Facility for the Pacific) の設置が表明され、太平洋島嶼国および東ティモールにおけるインフラ開発支援を鮮明に打ち出した。同資金20億豪ドル (約14.9億米ドル^(注2)) のうち5億豪ドル (約3.7億米ドル^(注2)) が無償資金協力であり、開発援助予算に計上される。

注1 : 豪ドル/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2019年用レートを適用。

注2 : 豪ドル/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

その他重点分野としてはガバナンスの向上、民間部門主導による成長およびジェンダー平等の促進、感染症対策、自然災害に対する強靱性の構築、過激主義への闘いを支援する取組等が挙げられる。

4. 日本との開発協力

日本とオーストラリアは、開発分野の協力に関する意見交換の場（日豪開発政策対話）を設けており、この中で、日豪の開発協力政策および両国が実施している援助プログラムに関する情報共有のほか、援助の重複の回避や今後の日豪協力の方向性等について議論が行われている。最近では、2019年2月に日豪開発政策対話がキャンベラで開催された。また2016年2月の日豪外相会談の際には、太平洋島嶼国の経済的繁栄および地域の平和と安定を強化するための努力を支援すべく、日豪が太平洋地域において開発援助分野を含む協力を促進する「太平洋における協力のための日豪戦略（太平洋戦略）」が合意された。同戦略を踏まえ、太平洋地域情勢や同地域における日豪の協力の可能性に関して意見交換を行うため、3回にわたって日豪太平洋政策対話を実施した^{注3}。

実施体制

1. 外務貿易省

開発援助政策の企画・立案、実施を行うことを目的として1995年3月に設置されたAusAIDは、2013年11月をもって外務貿易省に吸収され、2014年7月に外務貿易省内の新体制が確立された。新体制の下では、二国間援助は、援助供与国との二国間外交を担当する部局が外交政策の一環として担当することとなった。一方で、その他の多国間協力、総論的な開発協力政策、人道支援および調達・官房業務の担当部局については、おおむね旧AusAIDの機構が外務貿易省内で維持されている。

2. その他実施機関

オーストラリアは、外務貿易省以外にも連邦警察、オーストラリア国際農業研究センターなどの政府機関が独自に援助プログラムを実施しているが、国際協力の実施に当たっては政府が全体となって取り組む方針（政府全体アプローチ）を掲げている。また、政府は国際機関、NGO・市民社会や民間企業との連携も進めている。NGOについては、オーストラリアNGO協力プログラム（ANCP）などを通じて多くの開発協力NGOを支援している。

● ウェブサイト

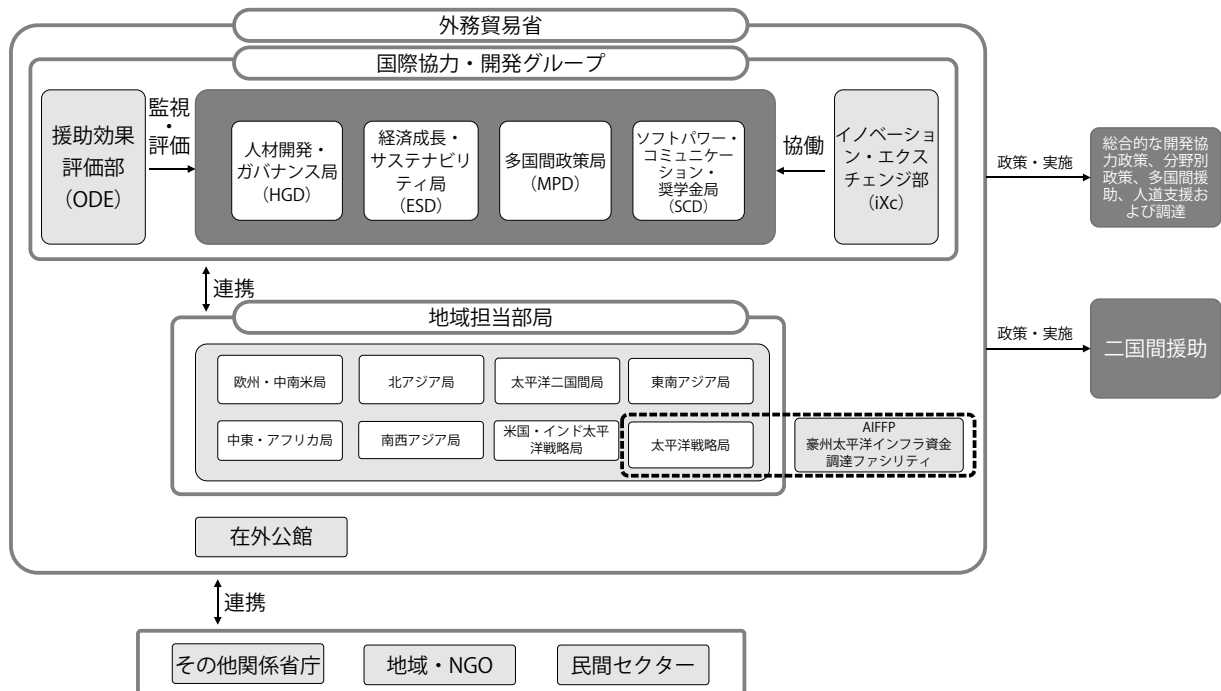
- ・外務貿易省：<https://dfat.gov.au/pages/default.aspx>

● 書籍等

- ・「DFAT Annual Report」（外務貿易省年次報告書）：毎年9～10月に同省所掌大臣に提出。この中で開発援助についても言及。
- ・「2017 Foreign Policy White Paper」（外交白書 2017）：2017年11月発行（外務貿易省作成）
- ・「Australian aid : promoting prosperity, reducing poverty, enhancing stability」（開発援助方針）：2014年6月発行（外務貿易省作成）
- ・「Australian Aid Budget Summary 2019-20」（予算関連資料）：2019年5月の予算案発表時に公表（オーストラリアの予算年度は7月～6月）。
- ・「Australia's Official Development Assistance : Statistical Summary 2018-19」（開発協力援助に関する年次報告書）：2019年12月発行（外務貿易省作成）

注3：2016年10月、2017年12月、2019年2月の計3回。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

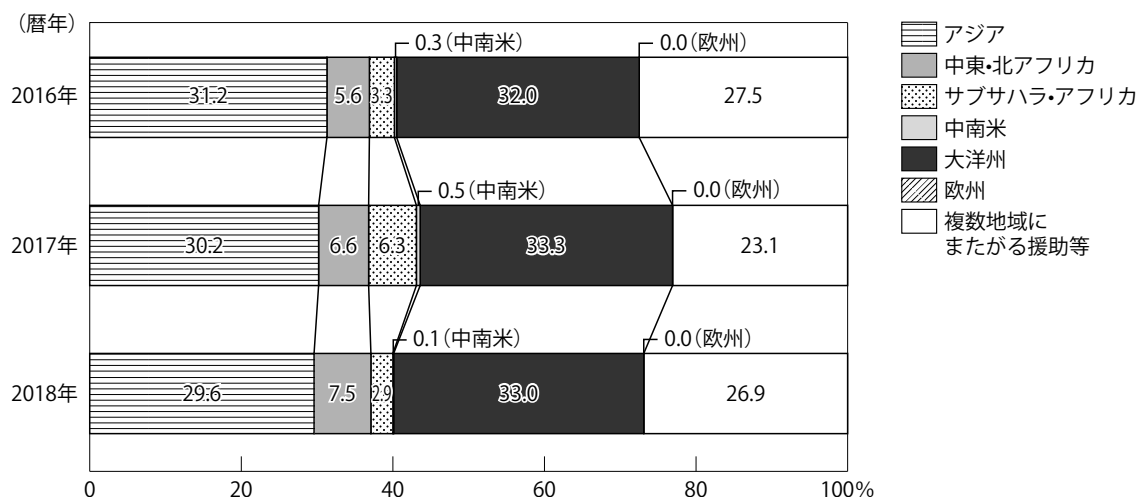
順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	パプアニューギニア	338.53	14.8	1	パプアニューギニア	381.46	15.6	1	パプアニューギニア	418.60	16.4
2	インドネシア	252.10	11.0	2	インドネシア	207.53	8.5	2	インドネシア	262.72	10.3
3	ソロモン	108.56	4.7	3	ソロモン	119.20	4.9	3	ソロモン	113.40	4.4
4	アフガニスタン	61.26	2.7	4	東ティモール	69.06	2.8	4	アフガニスタン	75.03	2.9
5	カンボジア	57.75	2.5	5	ミャンマー	68.24	2.8	5	東ティモール	59.20	2.3
6	フィジー	57.63	2.5	6	アフガニスタン	60.85	2.5	6	バングラデシュ	54.74	2.1
7	東ティモール	56.78	2.5	7	カンボジア	58.37	2.4	7	フィリピン	53.62	2.1
8	ベトナム	54.18	2.4	8	フィリピン	53.93	2.2	8	カンボジア	51.78	2.0
9	フィリピン	53.83	2.3	9	バヌアツ	50.53	2.1	9	ミャンマー	49.63	1.9
10	ミャンマー	46.47	2.0	10	フィジー	46.89	1.9	10	ベトナム	48.66	1.9
10位の合計		1,087.09	47.4	10位の合計		1,116.06	45.7	10位の合計		1,187.38	46.5
二国間ODA合計		2,293.66	100.0	二国間ODA合計		2,441.34	100.0	二国間ODA合計		2,553.58	100.0

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

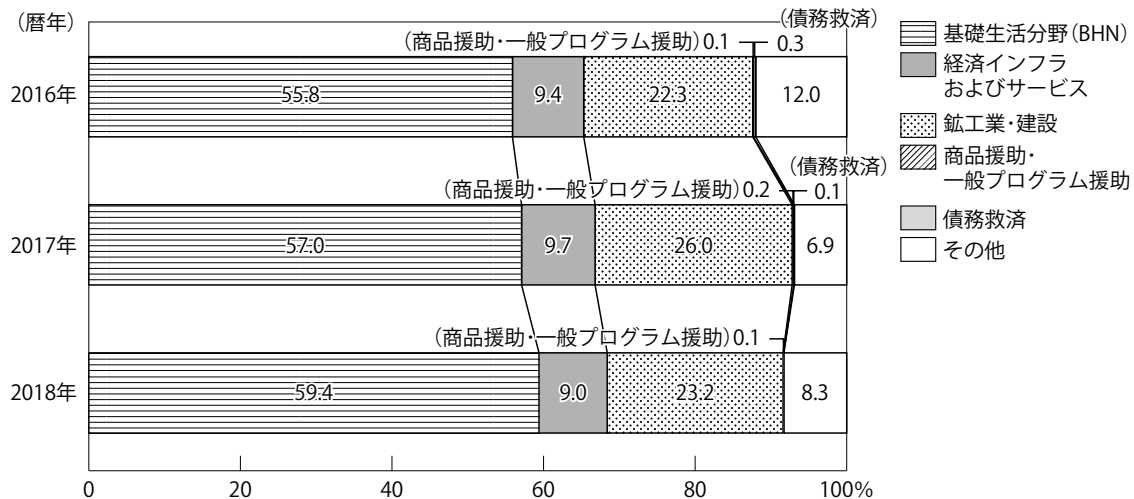
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2 カナダ (Canada)

援助政策等

1. 基本法・基本方針等

(1) 基本法

カナダは貧困削減を開発援助の中心課題として位置付けている。2008年5月に成立した「政府開発援助説明責任法」(Official Development Assistance Accountability Act) は、政府開発援助における透明性を確保するため、カナダ政府が貧困削減の目標を達成する際の説明責任を強化することを定めている。同法に基づき、国際開発大臣は、毎年、議会の両院に対し、報告書の提出を義務付けられている。

(2) 基本方針

従来、カナダ政府は、貧困削減に貢献すること、貧困層の視点を考慮すること、国際的人権基準と合致することを国際援助の基本方針としてきたが、2015年10月に就任したトルドー首相は、カナダの国際援助政策の見直しに着手し、国内外のステーク・ホルダーとのコンサルテーション等のプロセスを経て、2017年6月、新たなフェミニスト国際援助政策「Feminist International Assistance Policy」を発表した。

この新たな国際援助政策は、貧困の撲滅、より包摂的で平和で繁栄した世界を築き上げるのに最も効果的なアプローチとして男女平等や女性のエンパワーメントを位置付けており、その目的を達成するため、カナダは、①女性・少女の人権の擁護・推進、②特に持続可能な開発および平和の分野における意思決定過程への女性・少女の参画、③社会経済的平等を確保するためのリソースへのアクセスの向上、という3つのイニシアティブを中心に据えて国際援助を行うこととしている。

(3) 最近の特徴・傾向

近年、カナダは援助政策を経済・外交政策に整合させる傾向を強めつつある。2013年、カナダ国際開発庁(CIDA)がグローバル連携省(2013年当時は外務国際貿易省)に統合されたほか、2018年2月、カナダ輸出促進公社の補助機関としてカナダ開発融資機関(Development Finance Institute Canada Inc. 〈略称はFinDev Canada〉)が設立され、民間セクターによる途上国への投資を奨励するための融資等を行っている。

トルドー首相率いる自由党政権は、当初から男女平等、女性のエンパワーメントに重要課題として取り組んできており、カナダが議長を務めた2018年のG7シャルルボワ・サミットではジェンダー問題も主要議題の1つとして取り上げられ、「途上国の女兒・思春期の少女・女性のための質の高い教育の推進に関するシャルルボワ宣言」が発出された。

トルドー政権はまた、途上国の気候変動対策を後押しするための支援にも力を入れており、2016年度から2020年度までの5年間で26.5億カナダドル(約20.0億米ドル^{注1)})の支援を行うことを表明。途上国におけるクリーン・テクノロジーの導入や低炭素社会実現のための開発協力を実施している。

2019年12月に発表されたトルドー首相から国際開発大臣に宛てたマンデート・レター(首相が第二次政権の各閣僚に対して発出した職務指令状)においても、女性関連支援重視の方針を維持しているほか、二国間開発援助の10%を教育分野に投資することを目標に掲げるなど教育分野の支援を更に拡充する方針も打ち出している。

(4) 重点分野

新たなフェミニスト国際援助政策では、1. (2)に記載されている3つのイニシアティブを推進するため、以下の6つの行動に対して優先的に支援を行うとしている。また、グローバル連携省が実施する二国間援助のうち95%を、ジェンダー平等を目的とした支援およびジェンダー平等の視点を盛り込んだ支援に振り向けることとしている。

- ① ジェンダーの平等と女性・子供のエンパワーメントに係る行動
- ② 人間の尊厳(保健、栄養、教育等)に係る行動
- ③ 全ての人のための成長に係る行動
- ④ 環境および気候変動に係る行動
- ⑤ 包摂的ガバナンスに係る行動
- ⑥ 平和と安全に係る行動

(5) 重点国・地域

従来の国際援助政策では、二国間援助の90%を重点対象国25か国・地域に集中させていたが、新たなフェミニスト国際援助政策の下では、ジェン

注1：カナダドル/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2016年用レートを適用。

ダー平等が貧困削減に果たす重要性を指摘しつつ、従来の重点国・地域を基本的に廃止し、2021年度までにカナダの二国間援助の少なくとも50%を、深刻な貧困に直面しているアフリカのサブサハラ地域への支援に振り向けることとしている。

2. 援助規模

(1) 援助総額

カナダの2018年の政府開発援助は、同年からDACで採用された贈与相当額計上方式で約46.6億米ドルであった^(注2)。

(2) 予算額

カナダの2019年度の政府開発援助予算は約57.5億カナダドル（約43.3億米ドル^(注3)）（対前年度比約3.4%増）となっている^(注4)。特筆すべき点としては、主に先述のフェミニスト国際援助政策の実施のため、2018年度～2022年度までの5年間に20億カナダドル（約15.4億米ドル^(注5)）の新規予算を計上するとして2018年度からの政策が継続されていること、②ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを推進し、世界の貧困を削減するとのコミットメントを強化するため、2023年度に追加的に7億カナダドル（約5.3億米ドル^(注3)）を支出することを表明していることが挙げられる。

実施体制

カナダの開発援助において、援助の優先政策の立案や見直しはグローバル連携省が主導し、国際的に重要で緊

急性の高い事案（大規模自然災害、脆弱国復興支援等）は首相府および枢密院との調整のもと、関係省庁が連携して行っている。

開発支援の実施面においても、グローバル連携省は主導的な役割を果たしつつ、ほかの政府機関、NGO等と連携・協調しつつ支援を実施している。グローバル連携省の職員数は2019年4月末日現在で6,542名（うち在外職員は1,269名）

●ウェブサイト

- ・グローバル連携省：

<https://www.international.gc.ca/gac-amc/index.aspx?lang=eng>

- ・フェミニスト国際援助政策：

https://www.international.gc.ca/world-monde/issues_development-enjeux_developpement/priorities-priorites/policy-politique.aspx?lang=eng

- ・2019年度カナダ連邦政府予算計画書（Budget Plan 2019）：

<https://www.budget.gc.ca/2019/docs/plan/chap-04-en.html#Increasing-Canadas-International-Assistance-Envelope>

- ・2017年度ODAに関する議会への報告書（Report to Parliament on the Government of Canada's ODA 2017-2018）：

<https://international.gc.ca/gac-amc/publications/odaaa-lrmado/report-rapport-17-18.aspx?lang=eng>

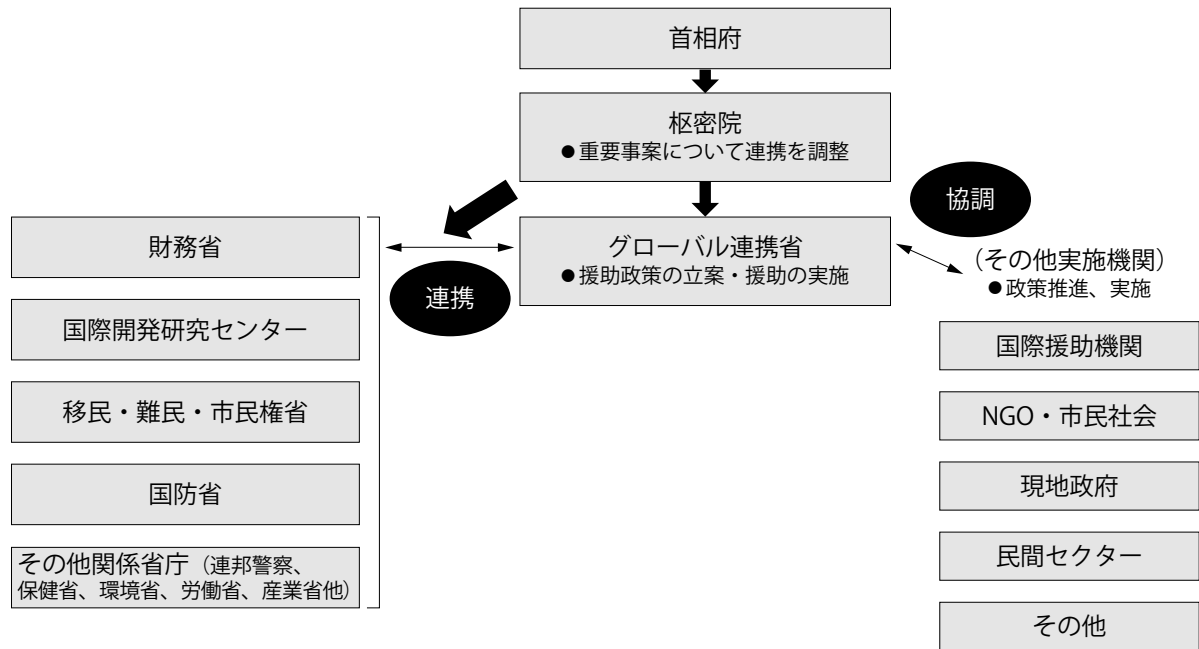
注2：出典：DAC統計

注3：カナダドル/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2019年用レートを用いる。

注4：出典：Budget Plan 2019

注5：カナダドル/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを用いる。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

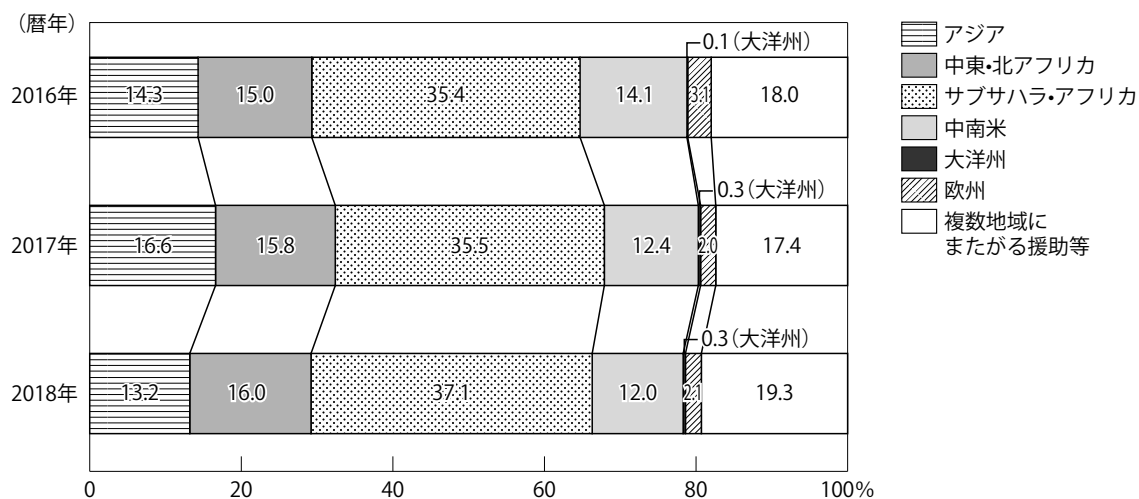
順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	96.33	3.6	1	南スーダン	109.94	3.5	1	アフガニスタン	126.60	3.6
2	エチオピア	90.74	3.4	2	シリア	107.91	3.4	2	シリア	109.15	3.1
3	マリ	87.42	3.2	3	マリ	94.51	3.0	3	エチオピア	90.61	2.6
4	南スーダン	67.46	2.5	4	ハイチ	90.37	2.8	4	バングラデシュ	89.28	2.5
5	ハイチ	67.08	2.5	5	タンザニア	90.30	2.8	5	ハイチ	89.09	2.5
6	イラク	61.85	2.3	6	エチオピア	89.32	2.8	6	ヨルダン	87.96	2.5
7	ヨルダン	60.78	2.2	7	ヨルダン	87.67	2.8	7	マリ	86.30	2.4
8	シリア	52.32	1.9	8	レバノン	69.01	2.2	8	イラク	76.44	2.2
9	ウクライナ	51.01	1.9	9	アフガニスタン	68.46	2.2	9	セネガル	72.00	2.0
10	タンザニア	50.42	1.9	10	イラク	67.58	2.1	10	ガーナ	69.71	2.0
10位の合計		685.41	25.3	10位の合計		875.07	27.6	10位の合計		897.14	25.3
二国間ODA合計		2,703.96	100.0	二国間ODA合計		3,173.47	100.0	二国間ODA合計		3,542.32	100.0

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

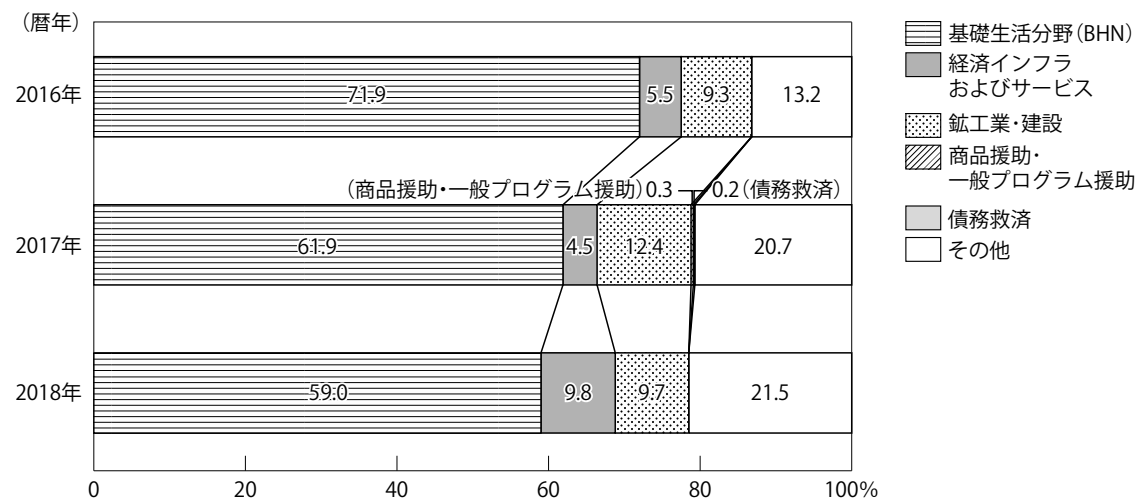
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

3 欧州連合 (EU)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

EUの開発援助は、欧州連合運営条約（リスボン条約）（2009年12月1日発効）第208条1により、EUの対外活動の原則と目的の枠組みの中で加盟国の政策を補完強化する形で実施されなければならないと規定されている。開発政策については、貧困の削減・撲滅を主要な目標としている。

(2) 基本方針

2017年5月、「開発に関する欧州の新たなコンセンサス」(The New European Consensus on Development) が新たに署名された。同コンセンサスは、EUとEU加盟国との間の開発のための政策一貫性 (PCD: Policy Coherence for Development) を確保し、今後15年間のEU加盟国における被援助国への開発協力やSDGsの戦略的目標達成が示されており、国連の2030年アジェンダ目標に応える形のものとなった^(注1)。

リスボン条約発効により欧州対外活動庁 (EEAS: European External Action Service) が創設され (2010年12月)、また新興国との関係の変化および新たな地球規模課題の発生等を受け、欧州委員会は開発におけるEU共通政策を策定するために「変化のためのアジェンダ」(Increasing the Impact of EU Development Policy: Agenda for Change) を作成、2012年5月の外務理事会にて採択された。同アジェンダは、改めて貧困撲滅をEU開発政策の第1目標とした上で、人権、民主主義、グッド・ガバナンス、および人間開発のための包摂的かつ持続可能な成長に焦点を当て、EUの開発援助が最大限の効果を発揮する地域への注力や、一国への援助を最大3セクターに絞り込む政策などを打ち出した。

2. 援助規模

(1) 開発援助総額

2018年のEUによるODA実績額は163.8億米ドル (DAC統計、贈与相当額2019年4月)。DACメンバーである

EU加盟国20か国^(注2)のODA計 (支出純額) は868.0億米ドル (同2019年4月時点)。

(2) 予算制度

EUの予算は多年度財政枠組み (Multi-annual Financial Framework) と呼ばれる7か年予算であり、現行枠組み (2014～2020年) において外交や開発援助など対外的に使われる予算は、そのうち約6%の約663億ユーロ (約879.7億米ドル^(注3))。さらに加盟国が任意で拠出する欧州開発基金 (EDF: European Development Fund) の予算305億ユーロ (約404.7億米ドル^(注3)) を加えると、7年間で968億ユーロ (約1,284.3億米ドル^(注3)) になる。次期多年度財政枠組み (2021～2027年) は現在交渉中である (2020年1月末時点)。

予算の裏付けとなるEUの収入源は、主として27の加盟国のそれぞれのGNPの規模に基づいて算出される拠出金。

(3) 予算分類

EUのODAには、ACP諸国 (かつてのヨーロッパの植民地であったアフリカ、カリブ、南太平洋79か国) に対する援助として拠出する欧州開発基金 (EDF) と、ACP諸国以外の地域および個別分野に対する対外援助を実施している一般予算とがある。

2018年の欧州委員会人道支援・市民保護総局 (DG ECHO: Directorate-General for Humanitarian Aid and Civil Protection) の人道支援額 (実績額) は、約17.9億ユーロ (約21.1億米ドル^(注4)) である。なお、人道支援については、EUの一般予算を主な財源として実施されている。

(4) 予算枠組み

EUの外交・援助枠組には大別すると、①経済財政安定、民主主義と人権、人道支援、原子力安全、食料安全保障等、分野に着目したテーマ別の枠組み (thematic instrument) と、②低所得国・地域向けの開発協力や東欧・コーカサス・中東・北アフリカ向けの近隣国支援など、対象国や地域に着目した地理的枠組み (geographical instrument) とがある。

注1: 出典: 欧州委員会プレスリリース

注2: オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国。2013年よりチェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニア、2016年よりハンガリーがメンバーに変わった。

注3: ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2014年用レートを適用。

注4: ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

3. 重点分野・地域

EUの開発協力の対象には、ACP諸国、近隣国（アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ジョージア、モルドバ、ウクライナの旧ソビエト連邦の6か国およびアルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、リビア、パレスチナ、シリア、モロッコ、チュニジアの9か国1地域）および後発開発途上国（LDCs）等がある。

4. 日本との開発協力

日本とEUは、共に主要なドナーの一つである。2009年5月、第18回日EU定期首脳協議の際に発出された共同プレス声明において、双方が開発分野におけるキープレイヤーとして開発政策に関する年次協議を開催することに合意したことを受け、2010年4月に第1回日EU援助政策協議が開催された。その後、2018年7月の第6回日EU開発政策対話^(注5)まで、6回の対話が開催され、両者間の開発分野における緊密な連携の促進が図られてきている（2019年1月末時点）。また、2019年2月に暫定的適用が開始された日EU戦略的パートナーシップ協定（SPA）において、開発に関する政策が協力分野の一つとして定められている。2019年9月、日EU首脳は「持続可能な連結性および質の高いインフラに関する日EUパートナーシップ」に署名するとともに、日EUの開発当局間でも「開発分野における日EU協力」について文書で確認した。また、これに先立ち、日EUの連結性におけるパートナーシップの具体的な協力の一つとして、国際協力機構（JICA）と欧州投資銀行（EIB）との間で協力覚書が署名された。

実施体制

1. 欧州対外活動庁

（EEAS: European External Action Service）

外交政策全般の立案を行っている。欧州委員会の開発協力総局等と共に、開発政策を立案するが、近隣諸国に

については欧州委員会欧州近隣諸国政策・拡大交渉総局（DG NEAR: Directorate-General for Neighbourhood and Enlargement Negotiations）が担当する。

2. 欧州委員会開発協力総局

（DG DEVCO: Directorate-General for International Cooperation and Development）

上記開発政策立案と共に、援助プログラムの特定・策定から、予算策定、プロジェクトの実施・モニタリング、事後評価に至る一連のプロセスを一括して受け持つ（人道支援を除く）。

3. 欧州委員会人道支援・市民保護総局

（DG ECHO: Directorate-General for Humanitarian Aid and Civil Protection）

EU加盟国以外の地域での軍事的紛争・自然災害等の被害者救援のための緊急援助を実施。防災や災害軽減に関する国際協力も実施。

● ウェブサイト

・ 欧州対外活動庁：

https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage_en

・ 欧州委員会開発協力総局：

<https://ec.europa.eu/international-partnerships/>

・ 欧州委員会人道支援・市民保護総局：

<http://ec.europa.eu/echo/>

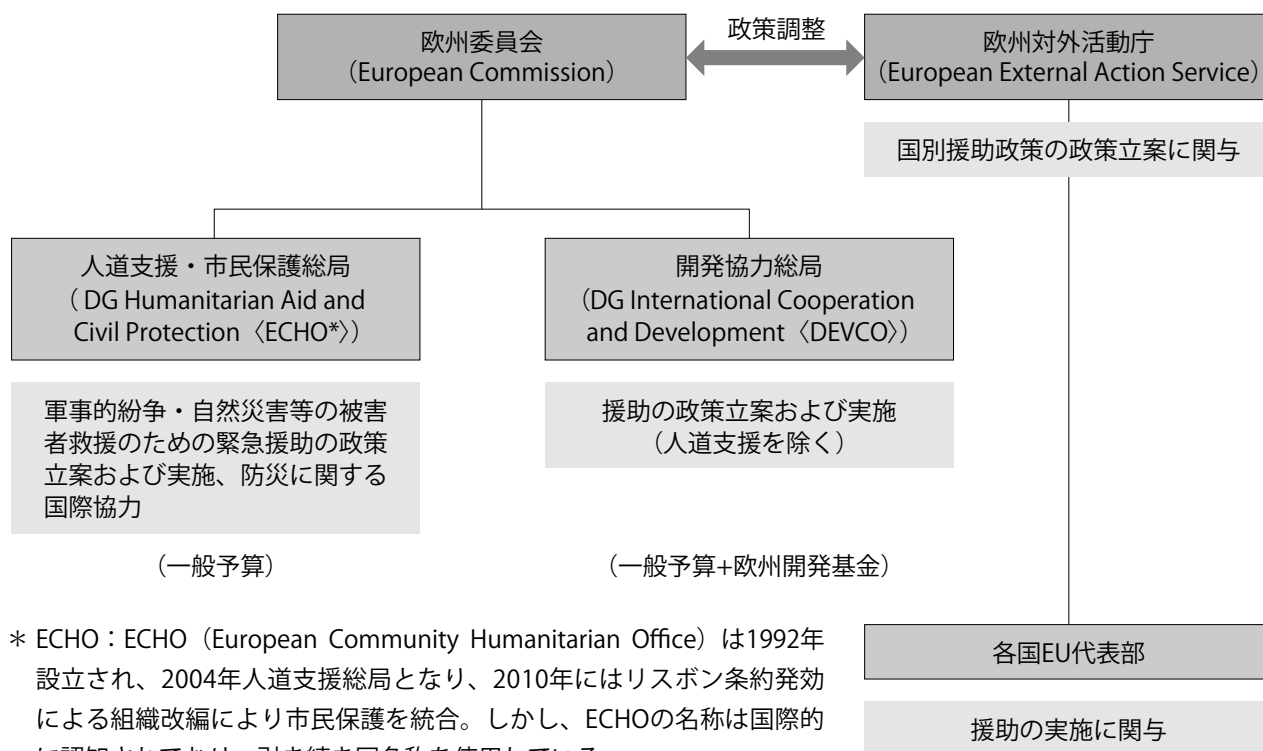
● 報告書

・ 2019年度版EU対外活動予算の実施に関する年次報告書（2019 Annual Report on the Implementation of the European Union's Instrument for Financing External Action in 2018）：

<https://ec.europa.eu/international-partnerships/system/files/devco-annual-report-2019-en-web.pdf>

注5：援助政策協議から改称。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

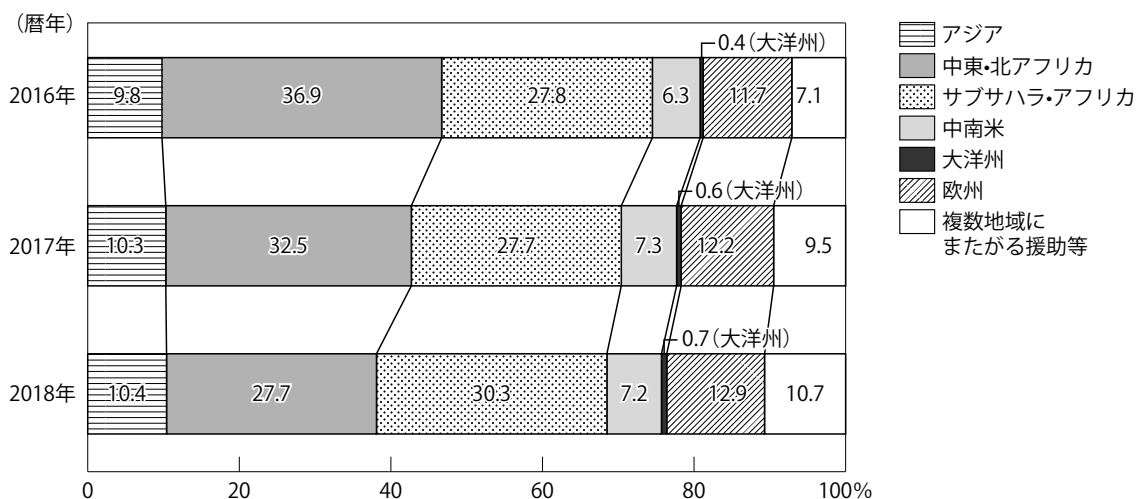
順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	トルコ	3,312.27	17.8	1	トルコ	2,597.52	13.9	1	トルコ	1,907.65	9.7
2	モロッコ	686.26	3.7	2	モロッコ	710.79	3.8	2	セルビア	687.23	3.5
3	ウクライナ	485.64	2.6	3	セルビア	501.47	2.7	3	シリア	569.81	2.9
4	セルビア	479.12	2.6	4	チュニジア	487.46	2.6	4	アフガニスタン	460.75	2.3
5	チュニジア	422.07	2.3	5	インド	466.37	2.5	5	チュニジア	422.07	2.1
6	[パレスチナ]	419.02	2.2	6	アフガニスタン	414.86	2.2	6	インド	402.73	2.0
7	アフガニスタン	399.81	2.1	7	ウクライナ	364.68	1.9	7	エジプト	381.78	1.9
8	エジプト	341.10	1.8	8	シリア	354.22	1.9	8	モロッコ	380.61	1.9
9	エチオピア	339.66	1.8	9	ブラジル	306.14	1.6	9	ウクライナ	376.56	1.9
10	シリア	325.68	1.7	10	[パレスチナ]	295.46	1.6	10	ナイジェリア	300.98	1.5
10位の合計		7,210.63	38.7	10位の合計		6,498.97	34.7	10位の合計		5,890.17	30.0
二国間ODA合計		18,627.50	100.0	二国間ODA合計		18,740.07	100.0	二国間ODA合計		19,664.05	100.0

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

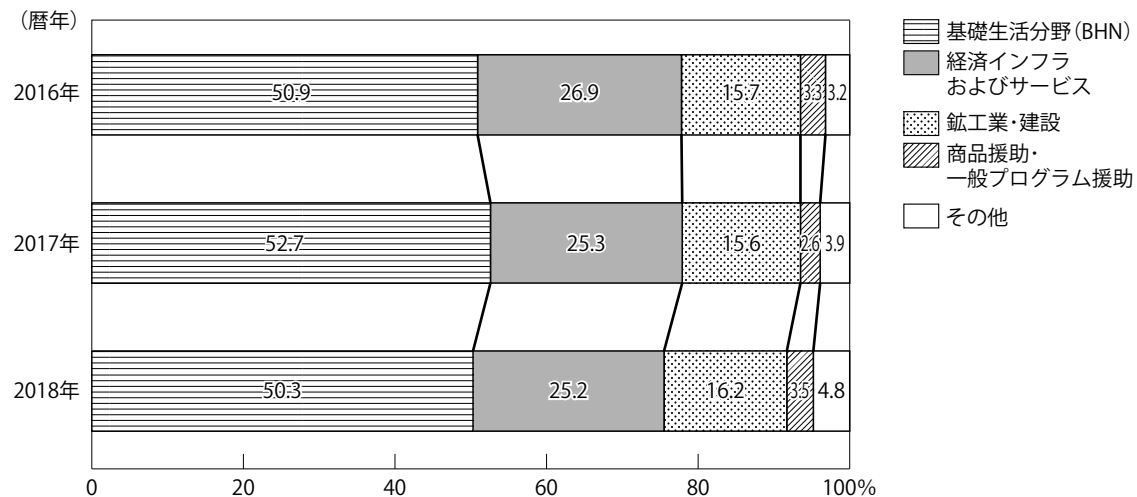
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4 フランス(France)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

2014年7月、「開発・国際連帯政策方針・プログラム法」(Loi n° 2014-773 du 7 juillet 2014 d'orientation et de programmation relative à la politique de développement et de solidarité internationale) (以下「開発法」)^(注1)が公布された。2020年2月現在も、「開発法」が依然として基本法の役割を果たしている。

マクロン大統領は、2018年8月27日の仏大使会議において、新たな「開発法」を制定する考えを示した。SDGsやパリ協定の成立といった現行法成立以降の国際的な動きを踏まえた上で、サヘル地域や女性の起業支援といったマクロン政権が重要視する課題や、2019年G7仏議長国下の開発に関する議論の内容が反映されたものとなると見られる。この新たな「開発法」については、2020年中に政府提出法案として閣議決定され、その後議会で審議されることが予定されている。

(2) 基本方針

「開発法」第1条には、フランスの開発政策は発展途上国における持続可能な開発を経済・社会・環境・文化面で促進することが目的であると規定されている。また、同法付属書1条には、主な目的として、「平和と安定・人権・ジェンダー平等の促進」、「社会の公正・正義および人間の開発」、「雇用面での持続可能かつ豊かな経済発展」、「環境および地球公共財の保全」の4つが規定されている。

フランスの開発政策の指針は、「国際協力・開発に関する省庁間委員会 (CICID)」が中心となって定めている(首相が長を務め、関係閣僚が出席。共同事務局は欧州・外務省および経済・財政省国庫総局)。2018年2月のCICIDにおいて、2022年までの5つの優先課題が決定された(後述)。

2. 援助規模

2018年の政府開発援助予算は、総額103億ユーロ(約113.9億米ドル^(注2))で、このうち、二国間援助が全体の約60%に当たる59億ユーロ(約66.5億米ドル^(注2))、多

国間援助(EU経由を含む)が42億ユーロ(約47.3億米ドル^(注2))を占める。援助形態別では、無償資金協力が全体の80%を占め、有償資金協力の割合は20%となっている。対アフリカ援助を重視しており、2019年は予算全体の44%(45億ユーロ〈約46.2億米ドル^(注2)〉)がアフリカに振り向けられる予定。

2022年に政府開発援助の対GNI比0.55%を達成するとの目標を掲げている。2018年は0.43%であり、2019年および2020年はそれぞれ0.43%と0.46%という数値が見込まれている。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

「開発法」では、取組を進める分野として以下10分野を挙げ、また、分野横断的な目的として、女性の自立支援および気候変動への対応を挙げている。

【取組を進める10分野】

①保健・社会保護 ②農業・食料安全保障と栄養
③教育・職業訓練 ④民間セクター・企業の社会的責任
⑤国土の均衡ある開発 ⑥環境・エネルギー
⑦水・衛生 ⑧ガバナンス・汚職対策 ⑨人の移動・移民・人材育成
⑩貿易・地域統合

2018年2月のCICIDにおいて、2022年までの優先課題として、①危機にある地域での対応(脆弱性への対応)、②気候、③教育、④ジェンダー・平等、⑤保健といった分野に注力することが決定された。また、二国間支援および無償資金協力を強化するという方針が確認された。

(2) 重点地域

フランスは新興国の登場などにより開発途上国間での格差・多様性が増しているとの認識に基づき、「開発法」の中で、被援助国を下記4カテゴリーに分類している。

① 優先貧困国 (Pays pauvres prioritaires)

CICIDにおいて優先貧困国として指定された19か国(ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、ジブチ、コモロ、エチオピア、ガンビア、ギニア、ハイチ、リベリア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、ニジェール、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、セネガル、

注1：開発・国際連帯政策方針・プログラム法 <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000029210384&categorieLien=id>

注2：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2017年用レートを適用。

チャド、トーゴ）に対し、政府の無償援助の2分の1、フランス開発庁（AFD）の無償援助の3分の2を供与するとしている。

② サブサハラ・アフリカと地中海諸国

③ 危機に瀕している国・危機を脱した国・脆弱国

上記①の優先19か国を除いた国に対し、主に人材育成、経済発展、法整備および平和維持について、ニーズに基づいた支援を行うとしている。

④ そのほかの地域

経済発展を続ける中所得国（主に中南米やアジア）が多い状況に鑑み、経済面での関係発展を軸として包括的なグリーン成長を促進する取組を進めるとしている。

4. 日本との協力

フランスは日本にとって伝統的な開発パートナーである。近年は、特にアフリカにおける協力が進展している。

2015年10月にヴァルス仏首相（当時）が訪日した際、「アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための日仏計画^{（注3）}」が策定された。また、2016年8月に開催されたTICAD VIIには、フランスからヴァリニ仏外務・国際開発大臣付仏語圏・開発担当長官（当時）が出席したほか、TICAD VI公式サイドイベント「アフリカのための日仏パートナーシップ^{（注4）}」が共催された。同サイドイベントにおいて、コートジボワール政府、JICAおよびAFDとの間で、アビジャンにおける持続可能な都市についての業務協力協定（MOC）が締結された。

2019年6月、マクロン仏大統領が公式実務訪問賓客として訪日した際には、両首脳は、法の支配に基づく国際秩序が様々な挑戦を受ける中、インド太平洋地域を包括的で全てのパートナーにとって自由で開かれた平和と繁栄の地域とすることは、共に「海洋国家」、「インド太平洋国家」たる日仏が率先して取り組むべき最優先課題の一つであるとの認識を共有した。その上で、①海洋安全保障、②気候変動・環境・生物多様性、③質の高いインフラの3つの柱を中心に、日仏包括的海洋対話等を通じ

て協力を具体化していくことで一致した。また、JICAとAFDとの協力覚書が交換され、インド太平洋地域を中心に、持続可能な開発、気候変動対策およびインフラ等の分野において更なる連携強化を図ることが確認された。

5. その他

多様なアクターとの連携については、2013年7月にCICIDにより、フランスの開発政策に関するNGO、民間セクターおよび研究機関との対話の場として「全国開発・国際連帯評議会」（CNDSI）が設置された。2014年5月に最初の会合が開かれ、2019年3月には第16回目の会合が開催された。

評価について、政府は2年に一度、開発政策に関する報告書を両議会の委員会、CNDSIおよび地方分権協力全国委員会（CNCD）に提出すること（「開発法」第15条2）とされており、2019年には2017 - 2018年の開発政策を報告する報告書^{（注5）}が提出された。AFDは年次活動報告書を毎年公表している。

実施体制

CICIDが政策の指針を定めた上で、実施に当たっては、二国間援助については実施機関であるAFDが有償援助、無償援助を含めて中心的な役割を果たすほか、経済・財務省国庫総局、国民教育省、高等教育・研究・イノベーション省などからの拠出も多い。多国間援助については、欧州開発基金（EDF）および国連開発計画（UNDP）等を所管する欧州・外務省および国際開発金融機関への拠出等を所管し、パリクラブの事務局も務める経済・財務省国庫総局を中心に実施されている。

AFDグループは、全世界に約85の事務所を有し、職員数は2,475名（2018年）^{（注6）}。欧州・外務省および経済・財務省国庫総局が所管している。

● ウェブサイト

・ フランス欧州・外務省：

<https://www.diplomatie.gouv.fr/fr/>

・ フランス開発庁（AFD）：<https://www.afd.fr/fr>

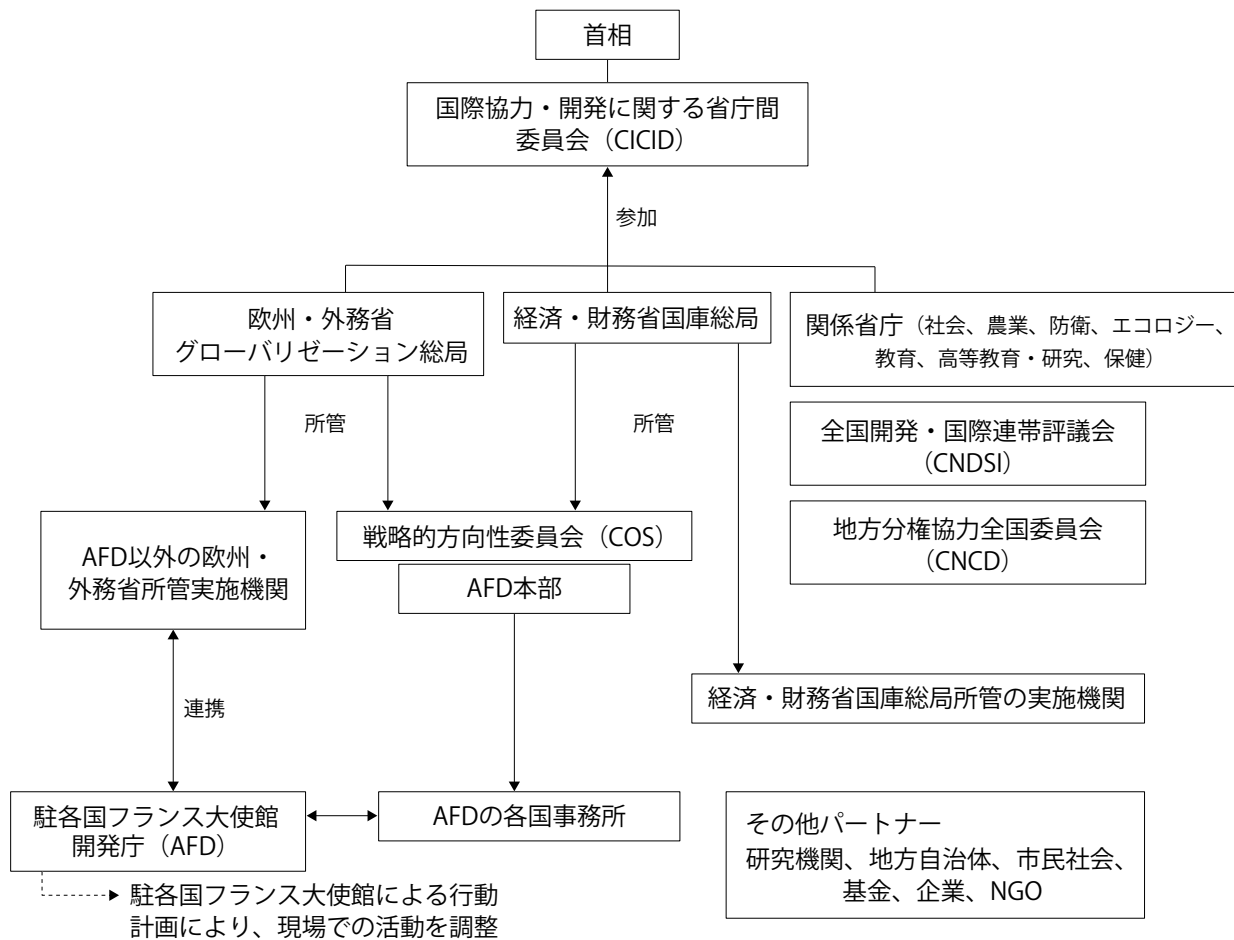
注3：アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための日仏計画 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000103050.pdf>

注4：アフリカのための日仏パートナーシップ https://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af1/page1_000232.html

注5：開発政策評価報告書（2017-2018） <https://www.afd.fr/en/ressources/evaluations-report-2017-2018>

注6：AFD資料集2018 <https://www.afd.fr/en/ressources/2018-registration-document?origin=/en/rechercher?query=document+de+reference+afd+>

援助実施体制図^(注7)



注7：Rapport Berville 36ページ参照
https://www.gouvernement.fr/sites/default/files/document/document/2018/09/rapport_de_m_herve_berville_depute_-_modernisation_de_la_politique_partenariaire_de_developpement_-_aout_2018.pdf

(1) 政府開発援助上位10か国

(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

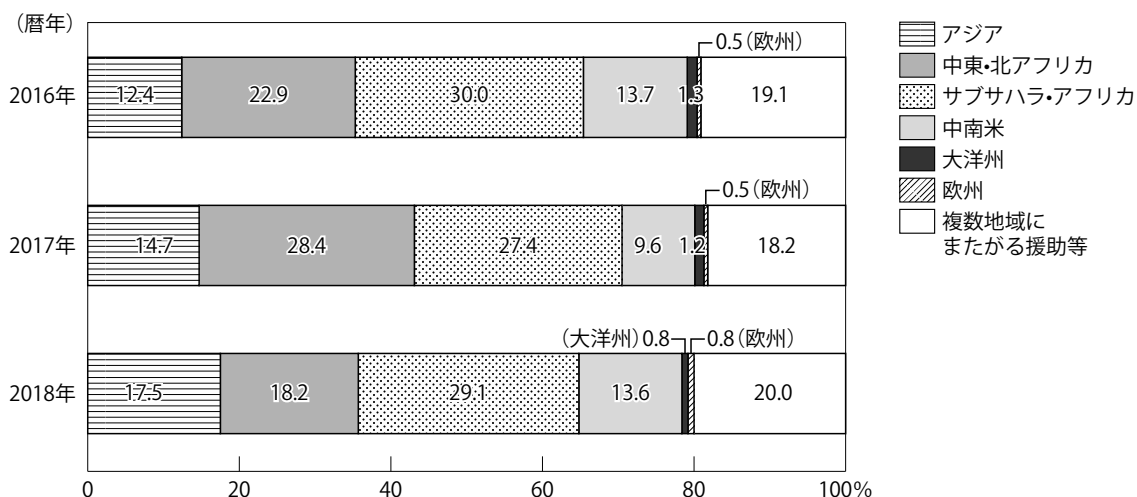
順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	モロッコ	474.13	6.4	1	トルコ	538.07	6.2	1	コロンビア	508.53	5.3
2	ヨルダン	298.99	4.0	2	モロッコ	537.69	6.2	2	インドネシア	455.49	4.8
3	コートジボワール	295.47	4.0	3	イラク	446.22	5.2	3	コートジボワール	384.99	4.0
4	カメルーン	266.58	3.6	4	インドネシア	347.50	4.0	4	モロッコ	375.00	3.9
5	エジプト	253.35	3.4	5	カメルーン	312.41	3.6	5	カメルーン	366.79	3.8
6	トルコ	225.27	3.0	6	コートジボワール	297.08	3.4	6	インド	351.61	3.7
7	コロンビア	224.05	3.0	7	エジプト	280.06	3.2	7	トルコ	294.10	3.1
8	メキシコ	184.25	2.5	8	メキシコ	224.42	2.6	8	セネガル	246.77	2.6
9	インドネシア	167.42	2.3	9	インド	214.78	2.5	9	エジプト	168.59	1.8
10	インド	167.38	2.3	10	中国	190.82	2.2	10	中国	159.13	1.7
10位の合計		2,556.89	34.4	10位の合計		3,389.05	39.2	10位の合計		3,311.00	34.7
二国間ODA合計		7,426.01	100.0	二国間ODA合計		8,645.87	100.0	二国間ODA合計		9,545.06	100.0

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

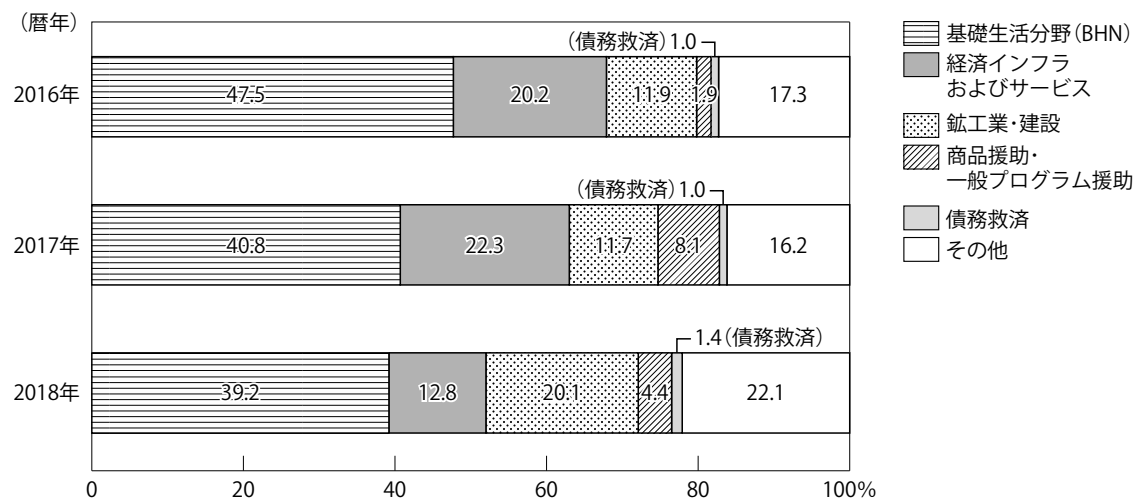
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

5 ドイツ (Germany)

援助政策等

1. 基本方針

ドイツは開発政策を国際貢献・参画の最重要手段と位置付け、グローバルな開発課題に取り組んでいる。伝統的に日本と同様、二国間援助を重視し、民間企業、NGO等との連携に力を入れるとともに、後述の復興金融公庫 (KfW) を通じて積極的に借款を実施している。

2014年11月には、有識者、経済界、NGOおよび国民からの幅広い意見を集約した開発政策の基本方針である「未来大綱 (Zukunftscharta)」を発表した。

2. 援助規模

2018年のドイツの政府開発援助実績は、同年からDACで採用された贈与相当額計上方式で約249.8億ドルであり、米国に次いで世界第2位の援助国である。対GNI比は0.61% (2018年DAC確定値)。なお、対前年比は支出純額ベースで2.7%増。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野:「未来大綱」の行動目標

- ① 世界全体における尊厳ある人生の実現
- ② 自然環境の保全および持続可能な利用
- ③ 持続可能性および尊厳ある雇用に基づいた経済成長
- ④ 人権の尊重およびグッド・ガバナンスの要求・促進
- ⑤ 平和構築および人間の安全保障の強化
- ⑥ 文化的・宗教的多様性の尊重および保護
- ⑦ 変革を実現するためのイノベーション、新技術およびデジタル化の活用
- ⑧ 新たなグローバル・パートナーシップおよび多様な主体とのパートナーシップの構築

(2) 重点地域

ドイツは、選定したパートナー国に対して二国間援助を集中的に実施している。現在その数は85か国であり、内訳は、アフリカ36か国、アジア19か国、中南米・カリブ諸国15か国、中東欧・コーカサス9か国、近東6か国・地域。

2017年には民間資金を積極的に活用した開発援助を目指す「アフリカ版マーシャルプラン」を発表、同

年のG20ハンプルク・サミットでは議長国としてイニシアティブをとり、アフリカとのパートナーシップ (首脳宣言附属文書) を採択するなど、対アフリカ支援を強化している。

実施体制

1. 主務官庁としての連邦経済協力開発省 (BMZ)

援助政策の企画・立案は、1961年に設立された連邦経済協力開発省 (BMZ) が所管しており、二国間援助 (資金協力、技術協力) および国際機関を通じた援助について同省 (本省約1,100名) を中心に調整が行われる。ODA予算については、約3分の1がBMZに計上されているが、人道支援関連については外務省、国際開発金融機関関連の一部については財務省、その他所管事項の国際協力について各連邦省庁がそれぞれの予算から政府開発援助を実施する。政府開発援助の実績についてのとりまとめもBMZが行っており、同省を通じてドイツ全体としての政府開発援助実績がOECD/DACに報告されている。

外交政策との関連からは、BMZは外務省と協議を行うこととなっている。また、途上国の現場での経済協力の実施については現地のドイツ大使館が調整しており、現在BMZからドイツ在外公館に約125名が出向している。

2. 実施機関

(1) 国際協力公社 (GIZ)

国際協力公社 (GIZ) は、連邦政府を出資者とする有限会社の形態をとっており、120か国を超える地域で活動している (従業員は20,726名、このうち8割以上がドイツ国外勤務)。GIZは、本部をボンとフランクフルト近郊のエッシュボルンに置いている (国内事務所7か所、海外事務所約90か所)。2018年度のGIZの事業予算約29億ユーロ (約34.2億米ドル^(注1)) のうち約25億ユーロ (約29.5億米ドル^(注1)) はBMZからの委託金であるが、それ以外にも連邦各省庁や一般企業に加え、欧州連合関連機関、国連や第三国政府からの委託による事業も実施している。

(2) 復興金融公庫 (KfW)

復興金融公庫 (KfW) グループは、復興金融公庫法

注1: ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを採用。

に基づく公法人であり、連邦（80％）および州（20％）がその所有者となっている。KfW^{（注2）}は約70か国に在外事務所を有し、資金協力事業（有償・無償とも）を実施することで発展途上国および新興国における経済および社会の発展に尽力している（従業員は670名）。

(3) その他の実施機関

そのほか、開発政策に関する研究・教育機関であるドイツ開発政策研究所（DIE）、ドイツに居住している被援助国出身者の開発分野での人材斡旋などを行う国際移民開発センター（CIM）などがBMZの指揮の下に援助政策の実施に携わっている。

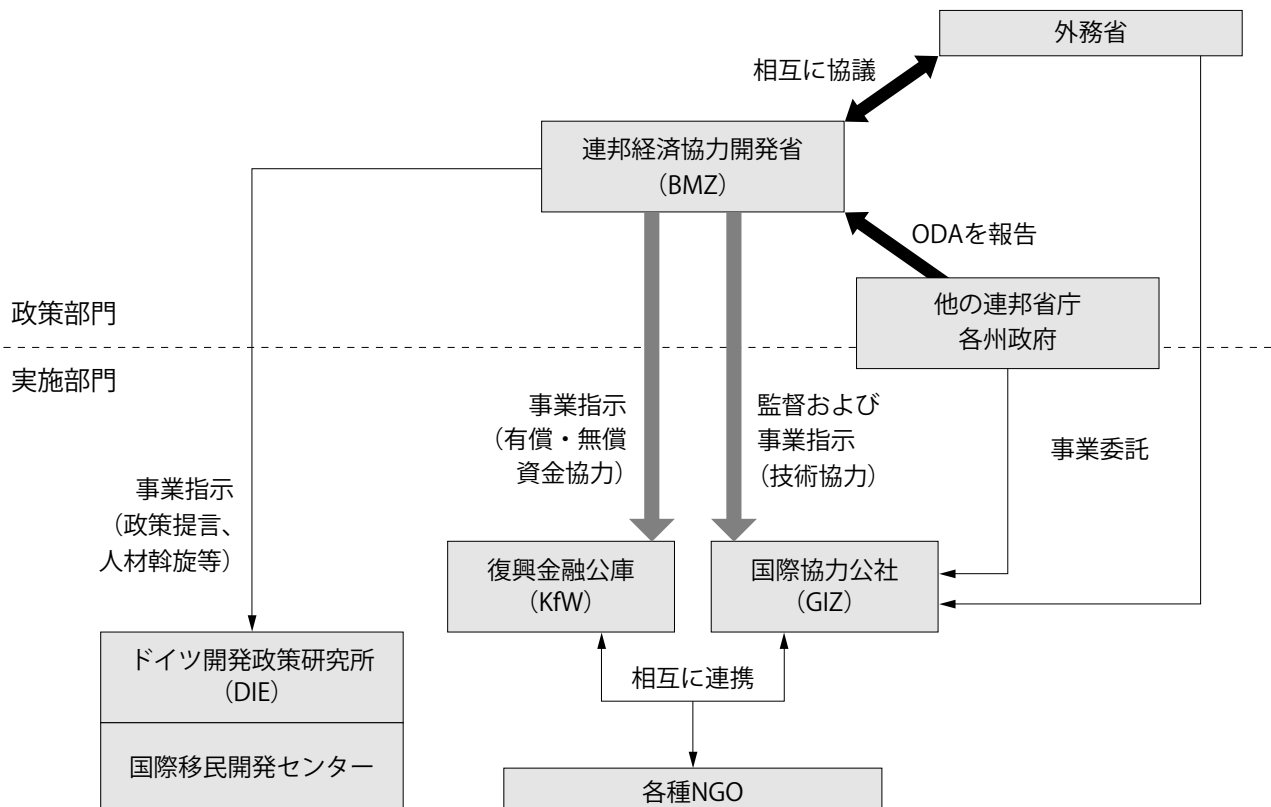
自然災害時における重要なアクターとしては、緊急・人道支援の大半を実施しているドイツ赤十字をはじめとするNGOが挙げられる。また、外国における自然災害等において現場で機動的に援助を行う機関と

して、日本の国際緊急援助隊と同様の機能を果たしている内務省所管の連邦技術救援庁（THW）がある。

●ウェブサイト

- ・経済協力開発省（BMZ）：<http://www.bmz.de/en>
- ・国際協力公社（GIZ）：
<http://www.giz.de/en/html/index.html>
- ・復興金融公庫（KfW）：
<https://www.kfw-entwicklungsbank.de/Internationalfinancing/KfW-Entwicklungsbank/>
- ・ドイツ開発政策研究所（DIE）：
<http://www.die-gdi.de/en/>
- ・国際移民開発センター（CIM）：
<http://www.cimonline.de/en/html/index.html>

援助実施体制図



注2：厳密には同グループ内の「KfW開発銀行」（本部フランクフルト）。

(1) 政府開発援助上位10か国

(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

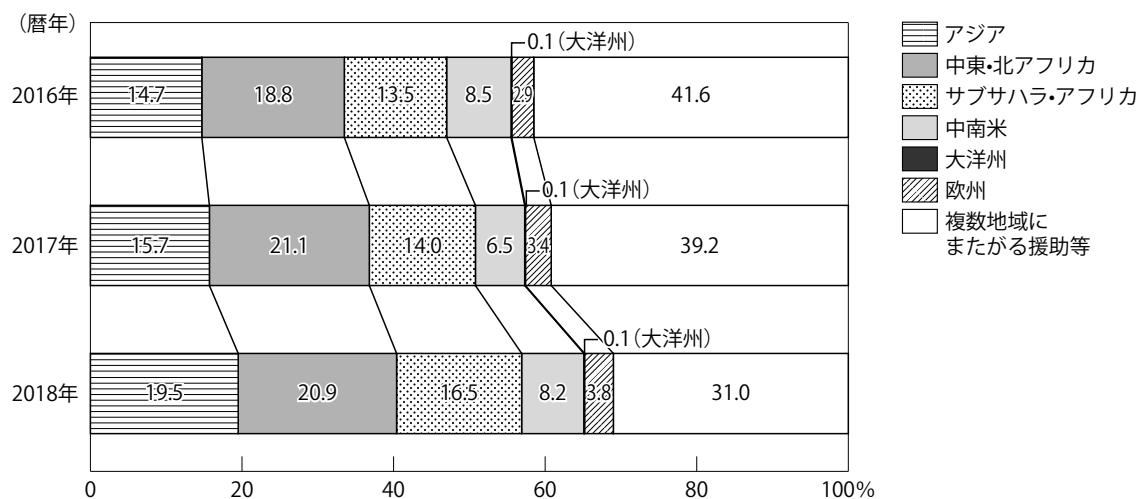
順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	中国	836.32	3.9	1	インド	1,181.84	5.2	1	インドネシア	1,203.90	5.4
2	シリア	824.18	3.8	2	シリア	879.79	3.9	2	インド	876.49	3.9
3	インド	618.30	2.8	3	中国	710.34	3.1	3	中国	806.29	3.6
4	インドネシア	572.68	2.6	4	トルコ	657.87	2.9	4	シリア	768.77	3.4
5	モロッコ	566.34	2.6	5	イラク	534.28	2.4	5	コロンビア	558.04	2.5
6	アフガニスタン	502.84	2.3	6	アフガニスタン	478.43	2.1	6	エジプト	504.43	2.2
7	南アフリカ	398.01	1.8	7	モロッコ	459.34	2.0	7	イラク	502.49	2.2
8	イラク	365.43	1.7	8	インドネシア	332.81	1.5	8	トルコ	439.79	2.0
9	トルコ	361.75	1.7	9	ヨルダン	332.14	1.5	9	アフガニスタン	438.05	2.0
10	メキシコ	349.41	1.6	10	メキシコ	317.46	1.4	10	ヨルダン	367.07	1.6
10位の合計		5,395.26	24.8	10位の合計		5,884.30	26.0	10位の合計		6,465.32	28.8
二国間ODA合計		21,719.16	100.0	二国間ODA合計		22,650.22	100.0	二国間ODA合計		22,424.77	100.0

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

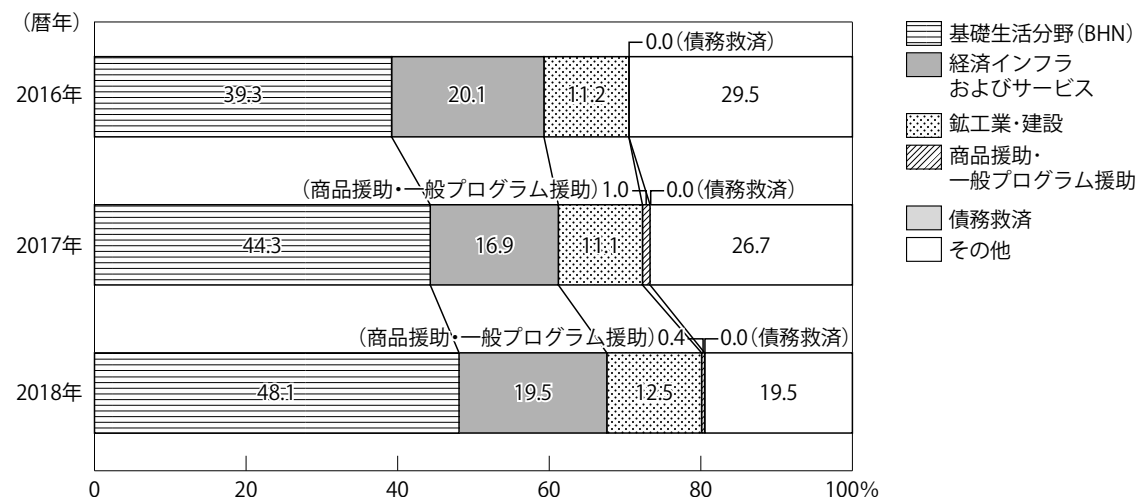
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

6 イタリア (Italy)

援助政策等

1. 基本政策

2014年、27年ぶりに改正が行われた政府開発援助基本法において、開発援助はイタリアの外交政策の一部であり、国連憲章および欧州連合基本権憲章の原則に従って、平和と正義の促進、民族間の団結という目的に資する（第1条）ものと規定した。また、国連、EU、その他の国際機関の国際的戦略や計画に沿って、貧困と不平等の削減、持続的発展、人権の尊重、男女平等、紛争の予防、平和プロセスの促進、和解、紛争後の安定化、民主主義の強化を目指す（同2条）としている。開発援助政策の方針は、外務・国際協力大臣が主催する開発協力運営委員会において決定される。同委員会には、経済財政省、経済振興省等からの関係者が参加する。現在執行中の「開発援助指針2017～2019年」では、開発政策における移民への対応の重要性を認識し、EUとして、持続可能な開発のための2030アジェンダ実現のための共通の原則および価値観のもと、欧州の対外援助効果を最大限とするために、各国との協力を強化としている。

2. 援助規模

2018年の政府開発援助実績は、同年から採用された贈与相当額計上方式では約51.9億ドル、支出純額では約51.0億ドルで対前年比13.0%減。また、ODAの対GNI比は2017年の0.30%から0.25%に減少した^(注1)。この減少は、主に前年に内務省予算として計上され、OECDガイドラインに従ってODA実績として勘定されていた、イタリアへの難民および保護申請者の一時的な受入れ費用実績が減額したことに起因する。2018年予算法におけるODA予算総額の3か年計画では、2018年に約50.2億ユーロ（約59.2億米ドル^(注2)）、2019年に約49.7億ユーロ（約55.6億米ドル^(注2)）、2020年に約46.1億ユーロ（約51.6億米ドル^(注3)）を予定している。

3. 重点分野・地域

優先分野は、農業・食料安全保障、人材開発・教育・文化、保健、人権・平等である。現在の「開発援助指針

2017～2019年」においても、地中海を越えて欧州に到達する移民・難民問題への対応として、ニジェールをはじめ難民の出身国であるサブサハラ・アフリカの経済社会開発に資する農業、人材開発が優先されている。そのほか、環境保護、エネルギー、保健、教育の分野にも力を入れている。

実施体制

政府開発援助基本法により、多国間協力の分野では、国連関係機関およびEUに対する拠出は外務・国際協力省が一元的に管理し、世界銀行や開発協力関連基金などの国際金融機関に対する拠出については、経済財政省が外務・国際協力省との合意のうえで管轄することが規定されている。また、二国間援助に関しては、外務・国際協力省の管轄のもと、後述の開発協力庁（AICS）を介して資金提供およびプロジェクト執行が行われる。関係政府機関間の調整は開発協力運営委員会で行われる。

外務・国際協力省開発協力総局は6部および1ユニットから構成され、職員数は約100名（2019年）。援助の有効性向上のための専門の援助実施機関として、新しく制定された政府開発援助基本法に基づき、2016年1月に外務・国際協力省の下に開発協力庁（AICS）が設置された。AICSの発足を受け、2016年5月に外務・国際協力省開発協力総局の組織改編のための法律が議会で承認されたため、300名以上が在籍していた外務・国際協力省開発協力総局の職員数は上記のとおり削減された。2019年12月時点でのAICSの職員数は、ローマ本部に111名、フィレンツェ支部に30名、在外事務所に20名（現地職員を除く）である。合計20の在外事務所を有しており、最終的には国内と在外合わせて300名の雇用が見込まれている。また、AICSは市民団体との協力を重要視しており、2019年までに同庁に登録されている非営利市民団体は227に上る。

国別援助計画は引き続き外務・国際協力省が策定しており、200万ユーロ（約223.9万米ドル^(注2)）を超える案件については、開発協力運営委員会の承認を得て実施する。同委員会は外務・国際協力大臣が委員長となり、外務・国際協力副大臣、外務・国際協力省開発総局長、開

注1：OECD-DACにおける標準のODA計上方式の変更により、2017年は支出純額、2018年は贈与相当額にて算出。

注2：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

注3：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2019年用レートを適用。

発協力庁長官が参加し、投票権を持たない参加者として、経済振興省および案件ごとに関係各省の代表が参加する。国際機関を通じた援助については引き続き外務・国際協力省が所掌している。

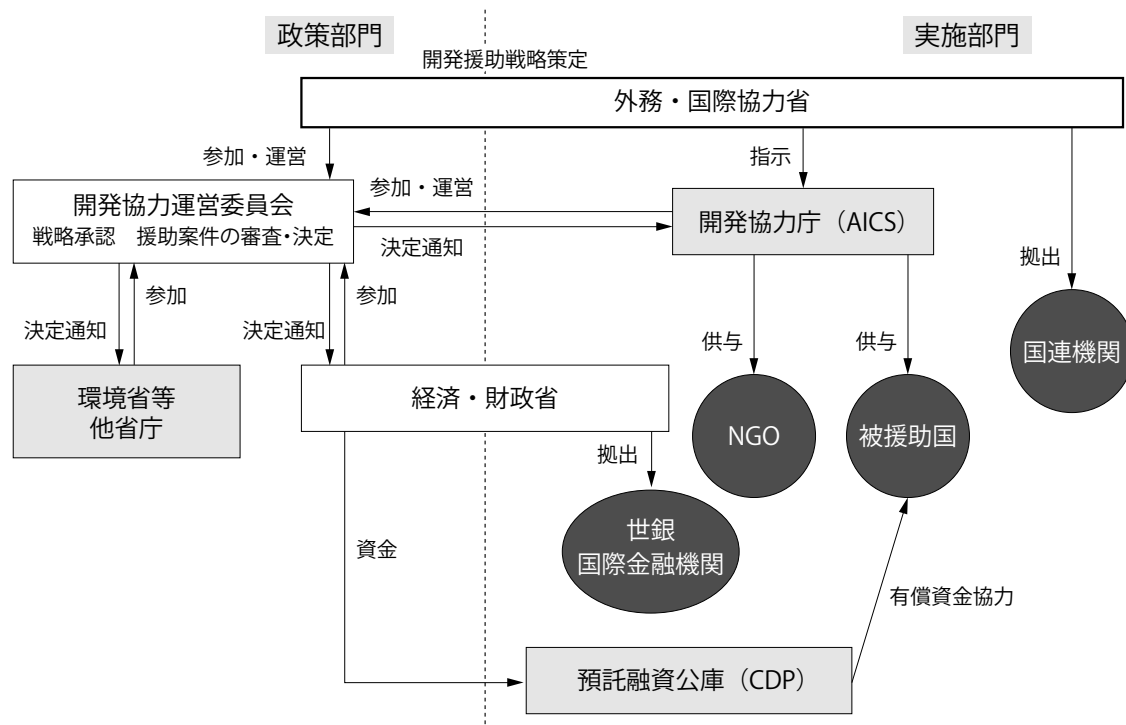
有償資金協力は、外務・国際協力省の要請を受けて開発協力運営委員会で承認された案件につき、経済財政省

の委託を受けた政府系金融機関（預託融資公庫〈CDP〉）が借款契約締結、貸付実行、回収業務を行っている。

● ウェブサイト

・ 開発協力庁：https://www.aics.gov.it/

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

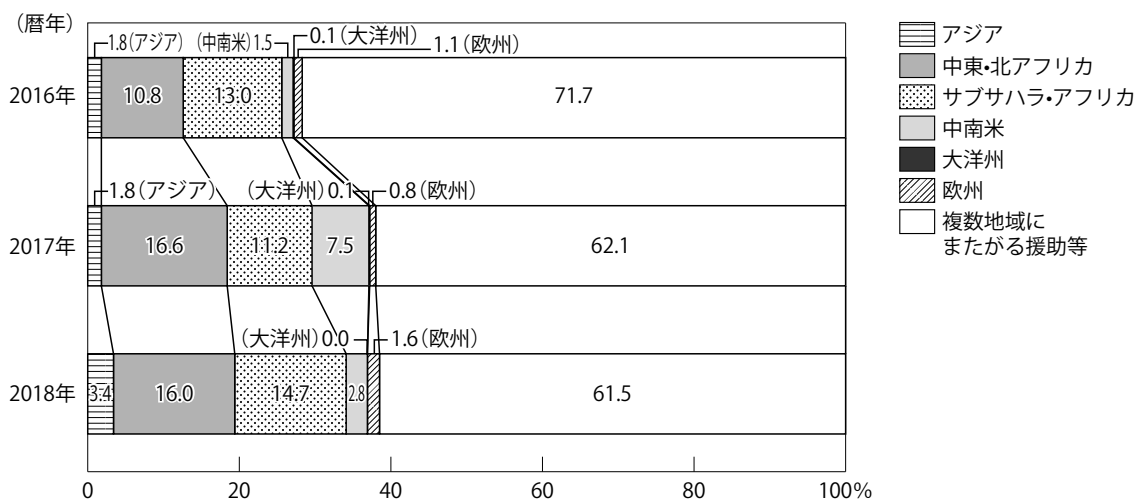
順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ギニアビサウ	101.89	4.1	1	イラク	128.15	4.0	1	アフガニスタン	95.14	4.2
2	トルコ	71.68	2.9	2	トルコ	111.75	3.5	2	トルコ	59.37	2.6
3	エチオピア	35.28	1.4	3	アルゼンチン	99.22	3.1	3	エチオピア	48.75	2.2
4	アフガニスタン	30.50	1.2	4	キューバ	96.21	3.0	4	レバノン	44.88	2.0
5	チュニジア	25.99	1.0	5	ニジェール	79.17	2.5	5	[パレスチナ]	35.70	1.6
6	イラク	21.51	0.9	6	リビア	60.37	1.9	6	モザンビーク	33.59	1.5
7	ギニア	21.41	0.9	7	チュニジア	50.70	1.6	7	チュニジア	27.86	1.2
8	レバノン	20.75	0.8	8	アフガニスタン	42.97	1.3	8	リビア	25.61	1.1
9	[パレスチナ]	19.69	0.8	9	レバノン	38.65	1.2	9	ニジェール	23.33	1.0
10	エジプト	18.09	0.7	10	エチオピア	37.54	1.2	10	ヨルダン	19.68	0.9
10位の合計		366.79	14.7	10位の合計		744.73	23.2	10位の合計		413.91	18.4
二国間ODA合計		2,491.53	100.0	二国間ODA合計		3,207.91	100.0	二国間ODA合計		2,248.26	100.0

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

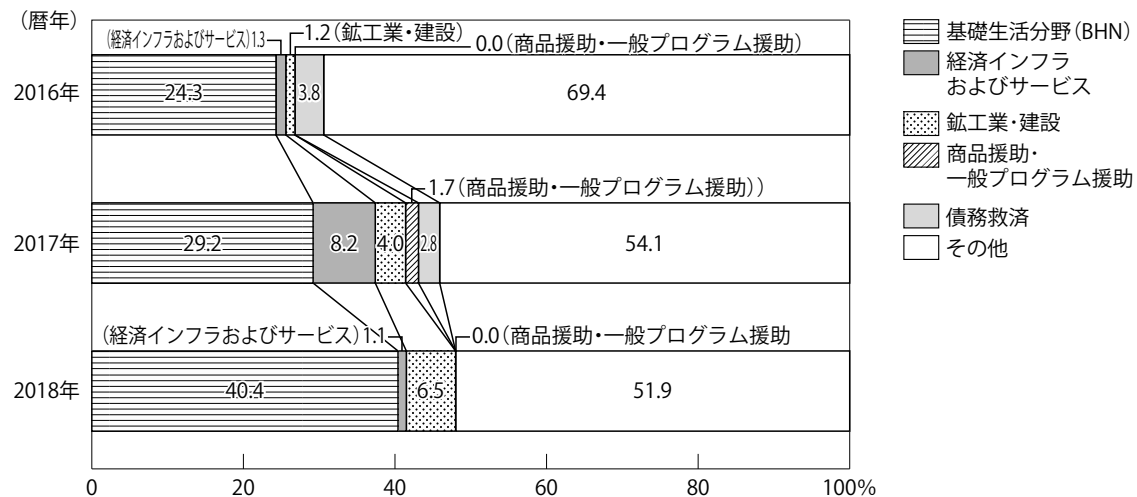
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

7 オランダ (Netherlands)

援助政策等

1. 基本方針

開発援助政策は、外交にとって不可欠な政策の一部と位置付けられている。援助方針として、①紛争防止と貧困減少、②世界全体での持続可能で包摂的な成長と気候変動対策の促進、③オランダの国際的な収益力の強化を掲げている。政府は、貧困対策にとって市場経済は不可欠であるとの判断に基づき、投資や貿易を推進している。特に近年では、貿易と開発協力が密接に関連しているとの考えから、オランダ企業の収益力強化に力を入れている。

また、オランダは、持続可能な開発のための2030アジェンダを自国援助政策のガイドラインと位置付けており、持続可能な開発目標 (SDGs) を政策目標として掲げている。

2. 政府開発援助実績

2018年の政府開発援助の実績^(注1)は、同年から採用した贈与相当額計上方式で、対GNI比0.62%、約57億ドル (対GNI比ベースで世界第6位、援助額ベースで同第7位) であった。第2次ルッテ内閣では援助額を削減していたが、2017年10月から発足した第3次ルッテ内閣では援助額を増額することに政策転換し、2019年から2022年の間にさらに25億ドルを割り当てる方針。対GNI比は2020年：0.55%、2021年：0.54%、2022年：0.54%、2023年：0.55%とする見通しである^(注2)。

3. オランダ成長基金 (Dutch Good Growth Fund)

オランダ成長基金は、2014年から導入された開発に関連した事業や投資計画を有する中小企業のための回転資金であり、2014年から2024年までの期間の総予算は7億ユーロ (約9.3億米ドル^(注3))。2018年までに3億4,800万ユーロ (約4.1億米ドル^(注4)) を支出している。

4. 重点分野・地域

(1) 重点分野

上記基本方針に沿って、以下の重点分野において優先的に政策を実施している。

① 紛争防止と貧困減少

- 教育、雇用、若者、女性への新たな投資として年間6,000万ユーロ (約6,717万米ドル^(注5)) を支出
- 緊急援助や、難民の受入国 (ヨルダン、トルコ、エチオピア等) などにおける保護改善や将来性のため年間2億9,000万ユーロ (約3億2,464万米ドル^(注5)) を追加措置

② 世界全体での持続可能で包摂的な成長と気候変動対策の促進

- 気候変動対策に年間8,000万ユーロ (約8,956万米ドル^(注5)) の追加費用を支出し、このうち4,000万ユーロ (約4,478万米ドル^(注5)) については発展途上国への投資のための新たなオランダ気候変動開発基金 (Dutch Fund for Climate and Development) を設置
- SDGsの達成に貢献するために企業や知識機関を動員
- グローバル・バリューチェーンにおける児童労働の撲滅、生活賃金と企業の社会的責任の推進
- 市場アクセスと持続可能な貿易と投資に関する野心的な国際協定のため、サプライチェーンにおける不正行為のリスクを可能な限り防止・軽減するために業界団体や企業、労働組合等による国際的な自主協定締結の促進

③ オランダの国際的な収益力の強化

- NL International Business、Trade & Innovate NL、およびInvest NLを介し、中小企業および新興企業の貿易を支援・活性化
- SDGsの革新的な解決方法を含む、新市場へ進出する革新的・知的外交に向けた国際協力に関する経済的外交への焦点の明確化
- 官民共同での国際化戦略およびブランディング

注1：DACホームページ (確定値)

注2：HGIS – nota Homogene Groep Internationale Samenwerking Rijksbegroting 2019 p.50

<https://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/prinsjesdag/documenten/begrotingen/2018/09/18/hgis---nota-homogene-groep-internationale-samenwerking-rijksbegroting-2019>

注3：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2014年用レートを適用。

注4：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

注5：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2019年用レートを適用。

グを開発・実施するための協力

- ビジネスコミュニティがBrexitの準備をするための支援

(2) 重点地域

オランダが根本的原因に取り組み、開発を行うことによって変化をもたらすことのできるヨーロッパ周辺の国や地域により焦点を当てる方針である。西アフリカのサヘル地域、「アフリカの角」地域、中東・北アフリカ（MENA）、アフリカ大湖地域や2つのアジア諸国（アフガニスタンおよびバングラデシュ）を挙げており、重点地域において予算を増額する見込みである。

5. 多国間援助

国連や国際金融機関（世界銀行、アフリカ開発銀行等）を通じた援助にも重点を置いている。政府はこれら組織による付加価値を、オランダ外交政策への貢献の観点から、有効性と妥当性について点数を付けて精密に評価している。このほか、IMF、G20やOECDとも協力していく方針である。

実施体制

外務省国際協力局（DGIS）が援助政策の立案・実施に関して主要な責任を有している。同省には、外務大臣に加えて、援助政策を担当する外国貿易・開発協力大臣が設置されている。

政府開発援助予算のすべてを外務省が所掌し、援助政

策の基本的枠組みは外務省が決定する。また、EUレベルでの政策決定に臨む際の準備作業の段階で行われる省庁間協議の場で、援助政策における利害関心事項について協議・調整される。

二国間援助に関しては、それぞれの地域におけるODAプロジェクトのための予算が在外公館に委託されており、在外公館は政策目標の範囲において、開発資金の配布を決めることができる。また、援助計画の作成および案件発掘の役割も担っている。援助受入国に所在するNGOは在外公館に対して案件を提示することができ、それをもとにして在外公館が本省へ事業提案を行う。

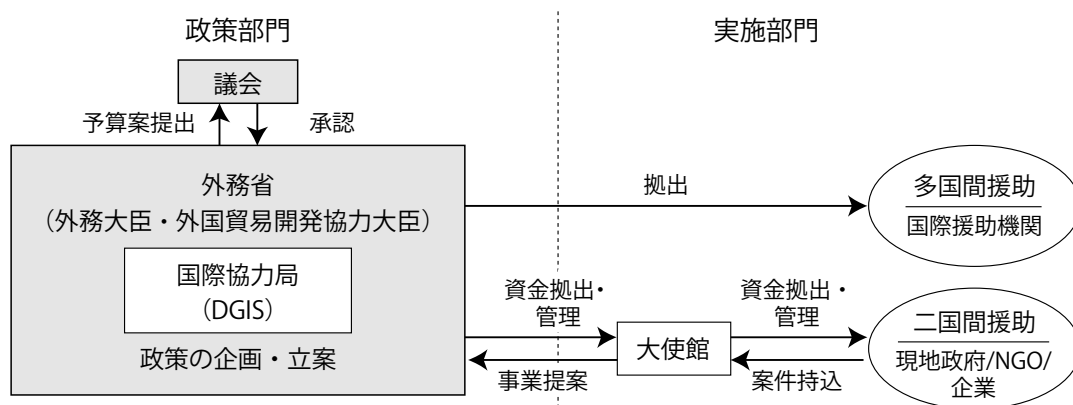
独自の開発援助実施機関が存在しないため、援助の実施は3つの主要な形態（①二国間援助〈多くがセクター別支援、すべて贈与〉、②多国間援助〈世界銀行・国連等の国際機関〉、③民間セクター〈企業・NGO〉への補助金交付）により行われており、特に民間セクターは重要な役割を担っている。また、NGOの独立を尊重するという立場から、外務省とNGOの間にはヒエラルキーは存在せず、監督・指導という関係にはないが、外務省との情報交換、事業報告書の提出、モニタリングなどが行われている。

● ウェブサイト

- ・オランダ外務省（開発援助関連ページ）：

<https://www.government.nl/topics/development-cooperation>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

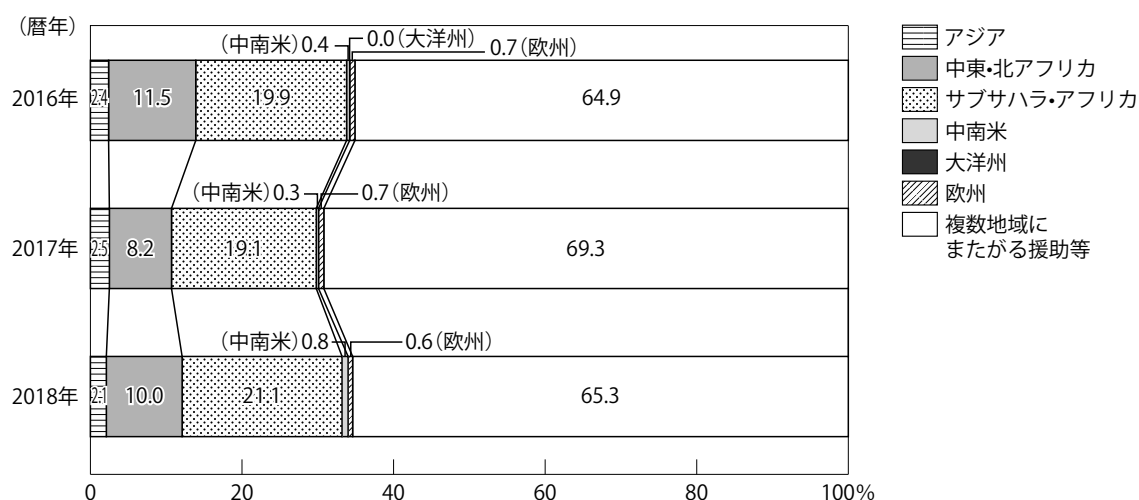
順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	トルコ	106.66	3.2	1	エチオピア	82.37	2.3	1	レバノン	82.33	2.1
2	エチオピア	73.85	2.2	2	南スーダン	55.21	1.5	2	エチオピア	78.80	2.1
3	アフガニスタン	63.62	1.9	3	アフガニスタン	53.40	1.5	3	南スーダン	70.40	1.8
4	ルワンダ	55.89	1.7	4	バングラデシュ	49.63	1.4	4	アフガニスタン	54.91	1.4
5	レバノン	52.20	1.6	5	ルワンダ	48.07	1.3	5	マリ	48.93	1.3
6	南スーダン	48.68	1.5	6	イエメン	42.88	1.2	6	シリア	48.69	1.3
7	イラク	42.69	1.3	7	マリ	37.68	1.0	7	イラク	48.42	1.3
8	バングラデシュ	38.24	1.1	8	モザンビーク	35.07	1.0	8	イエメン	48.41	1.3
9	マリ	34.00	1.0	9	シリア	32.82	0.9	9	バングラデシュ	47.58	1.2
10	ブルンジ	33.90	1.0	10	ベナン	31.73	0.9	10	ルワンダ	47.12	1.2
10位の合計		549.73	16.5	10位の合計		468.86	12.9	10位の合計		575.59	15.0
二国間ODA合計		3,336.63	100.0	二国間ODA合計		3,638.66	100.0	二国間ODA合計		3,833.32	100.0

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

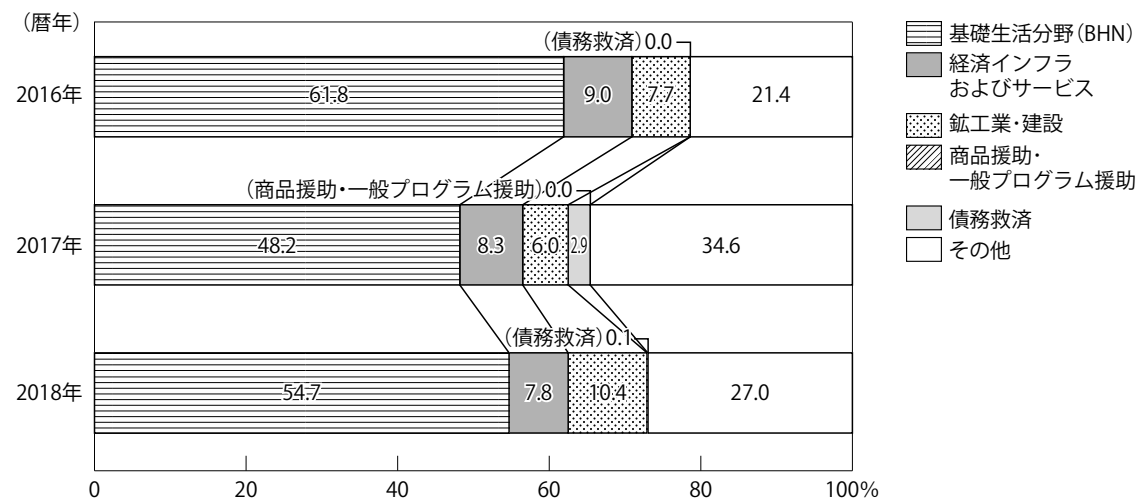
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

8 ニュージーランド (New Zealand)

援助政策等

1. 基本方針

ニュージーランド政府の開発援助には根拠法はないが、政府の開発援助は、開発途上国における持続可能な開発や貧困を削減するための資源や知見、技術への投資に向けられている。同援助には、自然災害や紛争の際の人命救助や物的支援などの人道支援も含まれる。ニュージーランドの援助の目的は、太平洋島嶼国地域およびその他の地域において、ニュージーランドが有する最も優れた知見や技術を活かして、繁栄と安定を共有し拡大することである。ニュージーランドは、貧困を削減するために途上国の持続可能な発展を支援し、より安全で、平等で、豊かな世界の実現のために貢献するとしている。

2. 近年における特徴・傾向

近年、太平洋島嶼国地域において、大国による戦略的な競争や不確定要素が増加する一方で、ニュージーランドの影響力が相対的に低下しつつあったという認識のもと、2018年3月、ピーターズ副首相兼外相が、「パシフィック・リセット：太平洋地域に対する新たな視点と政策強化」政策を公表し、同年6月、同政策についての同外相演説を行った。これらに基づき、ニュージーランドの援助額が増加され、太平洋島嶼国地域への援助が強化された。また、豪州、欧米諸国、日本といった友好国との協力の強化も進んでいる。

2018-21年の3年間のODA予算総額約22億NZドル（約15.2億米ドル^{注1)}）のうち、太平洋島嶼国地域に対して約11.3億NZドル（約7.8億米ドル^{注1)}）（ニュージーランドの援助総額の約6割）を充当する予定である。特に、気候変動、医療・教育分野への支援を強化するとともに、グッド・ガバナンスや透明性、人権、女性の政治・経済的地位の向上、若者への支援を通じて、ニュージーランドの価値観の定着を促進する狙いがある。

また、フィジー、サモア、パプアニューギニア、キリバス、ソロモン諸島、バヌアツ、トンガおよびホノルル（パラオ、マーシャル諸島およびミクロネシアを兼轄）の島嶼国地域、また東京、北京、ブリュッセルおよびニューヨークの大使館・総領事館等の島嶼国担当者の増

員を実施している。さらに、多角的な支援展開を視野に入れ、太平洋特別基金の新設や、放送・ジャーナリズム支援、ニュージーランド赤十字社を通じた支援、海外ボランティア・サービスを通じた支援も実施している。

3. 援助規模

ニュージーランドの援助政策および援助額は、基本的に3年毎に改訂される。単年度別の予算額は以下のとおり。

- ① 2017/2018年度：
7億1,060万NZドル（約5.0億米ドル^{注2)}）（そのうち、国際機関へ1億100万NZドル〈約0.7億米ドル^{注2)}）
- ② 2018/2019年度予算：
7億6,800万NZドル（約5.3億米ドル^{注1)}）（そのうち、国際機関へ5,500万NZドル〈約0.4億米ドル^{注1)}）
- ③ 2019/2020年度予算：
7億1,100万NZドル（約4.7億米ドル^{注3)}）（そのうち、国際機関へ1億3,800万NZドル〈約0.9億米ドル^{注3)}）

4. 重点分野・地域

(1) 重点分野

ニュージーランドは、途上国における開発の機会とニュージーランドの強みを結びつけるような分野に関する支援を優先しており、以下の12の重点分野を掲げている。その中でも、ニュージーランドが専門的知識を有し、持続的かつ包括的な開発支援が見込まれる再生可能エネルギー分野や農業分野を最重点分野としている。

- ① 再生可能エネルギー：安価かつ信頼でき、クリーンなエネルギー
- ② 農業：経済的および食糧安全保障上の利益の増大
- ③ 情報通信技術（ICT）：ICT連結、アクセスおよび利用の拡大
- ④ 漁業：持続可能な漁業、水産養殖による経済的および食糧安全保障上の利益拡大
- ⑤ 観光業
- ⑥ 貿易および労働の流動性
- ⑦ 経済的ガバナンスの強化
- ⑧ 法および秩序制度の強化

注1：NZドル/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

注2：NZドル/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2017年用レートを適用。

注3：NZドル/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2019年用レートを適用。

- ⑨ 健康の向上
- ⑩ 教育の向上
- ⑪ 回復力の強化
- ⑫ 人道的緊急事態への対応

(2) 重点国・地域

歴史、文化、政治、民族的な観点から太平洋島嶼国地域が重点地域であり、援助総額の6割が同地域への支援である。なお、同地域のなかでは、ニュージーランドと地理的に近く、自由連合の関係にある国（クック諸島、ニウエ）や、友好協定関係にある国（サモア）があるポリネシア地域、パプアニューギニアやバヌアツなど経済・ビジネス関係があるメラネシア地域に対する援助額が比較的多い。

実施体制

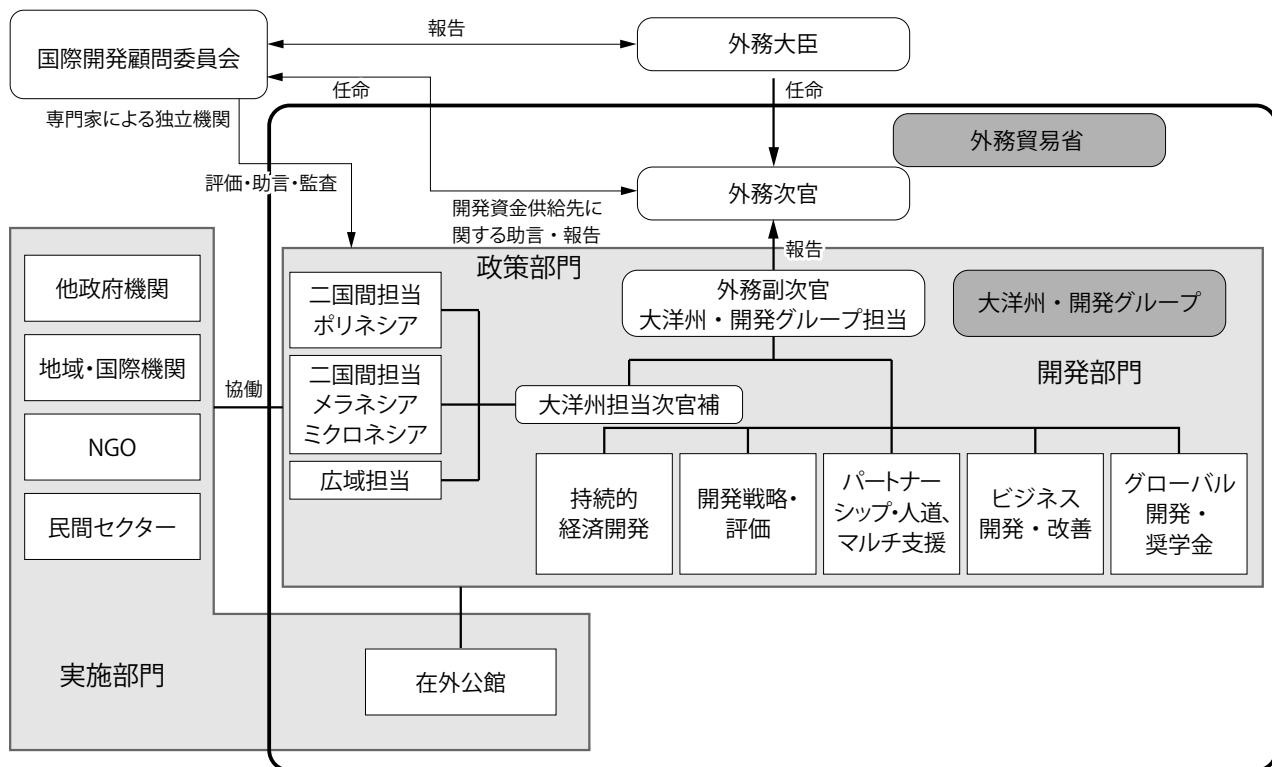
ニュージーランドでは、外務貿易省が政府の開発援助所掌機関と援助の実施機関を兼ねている。2016年までは、同省国際開発グループ（IDG：International Development Group）が援助政策の企画・立案から実施、評価にいたる業務を担っていたが、2017年、業務をより効率的に遂行するため、外務貿易省内の大洋州局とIDGが「大洋州・開発グループ」として統合され、同グループが年次報告書を作成している。同グループ内の経済開発担当関連部署は、開発戦略・評価局、ビジネス開発・改善局、グローバル開発・奨学金局、持続的経済開発局、パートナーシップ・人道援助・マルチ支援局がある。同外務貿易省の傘下に、NZAID（New Zealand Aid Programme、本部はウェリントン）があり、途上国を拠点に支援活動を実施している。

また、太平洋島嶼国地域における自然災害への対応や人命救助、被災地域支援については、政府全体でのアプローチを取っており、保健省、国防省、ニュージーランド警察、民間貿易危機管理庁（MCDEM）、ニュージーランド消防当局が協働して対応することとなっている。また、自然災害の被災地域における復興支援のため、ニュージーランドを拠点とする14のNGO団体がある。

● ウェブサイト

- ・外務貿易省2016-17年次報告：
<https://www.mfat.govt.nz/en/media-and-resources/news/annual-report-2016-17/>
- ・外務貿易省2017-18年次報告：
<https://www.mfat.govt.nz/en/about-us/mfat-annual-reports/mfat-annual-report-2017-2018/read-the-mfat-annual-report-2017-18>
- ・外務貿易省政府開発援助の優先事項：
<https://www.mfat.govt.nz/en/aid-and-development/our-approach-to-aid/our-priorities/>
- ・2018-21年の支出計画：
<https://www.mfat.govt.nz/en/aid-and-development/our-approach-to-aid/where-our-funding-goes/our-planned-aid-expenditure/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

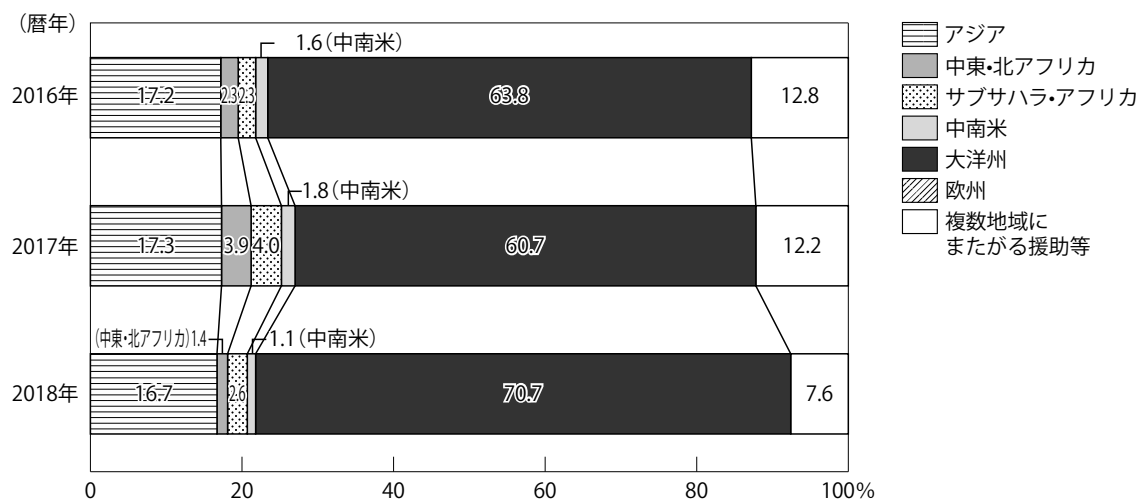
順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	バヌアツ	27.28	7.6	1	パプアニューギニア	22.54	6.1	1	パプアニューギニア	28.47	6.2
2	パプアニューギニア	23.29	6.5	2	ソロモン	18.58	5.0	2	[トケラウ]	26.87	5.8
3	トンガ	16.99	4.7	3	フィジー	16.77	4.5	3	クック	26.67	5.8
4	フィジー	16.42	4.6	4	バヌアツ	16.42	4.4	4	トンガ	22.56	4.9
5	サモア	14.79	4.1	5	サモア	15.50	4.2	5	ソロモン	22.20	4.8
6	ソロモン	14.26	4.0	6	キリバス	12.60	3.4	6	サモア	20.24	4.4
7	[トケラウ]	13.65	3.8	7	インドネシア	12.58	3.4	7	バヌアツ	17.08	3.7
8	クック	11.19	3.1	8	ニウエ	11.96	3.2	8	フィジー	17.00	3.7
9	キリバス	11.18	3.1	9	東ティモール	11.49	3.1	9	インドネシア	16.91	3.7
10	東ティモール	10.77	3.0	10	クック	11.41	3.1	10	ニウエ	16.11	3.5
10位の合計		159.82	44.3	10位の合計		149.85	40.4	10位の合計		214.11	46.3
二国間ODA合計		360.80	100.0	二国間ODA合計		370.61	100.0	二国間ODA合計		462.65	100.0

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

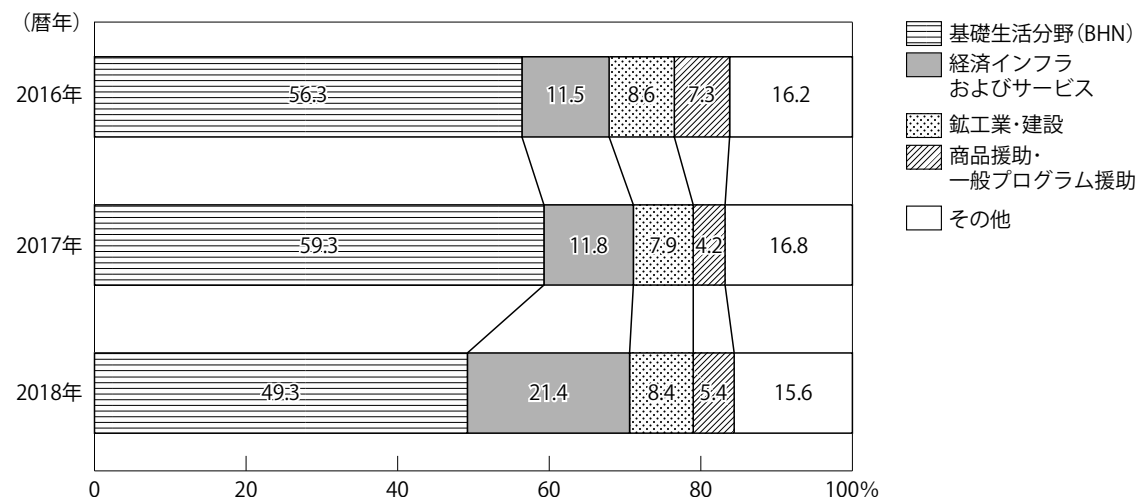
(支出総額ベース、単位: %)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位: %)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑨ ノルウェー (Norway)

援助政策等

1. 基本方針

ノルウェーは開発援助を重要外交政策の一つと位置付け、①経済開発、②民主化、③人権、④良い統治（グッドガバナンス）、⑤貧困撲滅の促進を目的に掲げている。重点分野は教育、人道支援、公衆衛生、民間セクター支援、気候変動、人権とされている。アンタイドかつ無償協力を基本とし、少なくとも2012年以降は毎年、全ての援助をアンタイドとしてOECDに報告している。ノルウェー政府公表の統計によれば、2018年は二国間援助が79%、多国間援助が21%を占めた。パートナーとしては国連機関や赤十字、NGOを重視し、国際機関を通じた援助が総額の56%を占める。

政府は従来、政府開発援助（ODA）額の対GNI比率1%達成を目標にODA予算を設定しており、2018年は総額346億3,493万クローネ（約42.6億米ドル^{（注1）}）を支出。2018年は好調なノルウェー経済を背景に対GNI比は0.94%となったが、2019年および2020年も対GNI比1%を維持する見通し。

2018年5月、ノルウェーは受益国政府の汚職対策や税徴収システムの構築などのキャパシティ・ビルディング支援拡充に向け、技術協力支援を強化する方針を示した。このことから、ノルウェー技術専門家の人材・知見蓄積のための組織（Kunnskapsbanken）をノルウェー開発協力庁（Norad）の下に新たに設置。なお、ノルウェー外務省は各分野につき適宜、評価レポートと年次報告書を発刊している。

2. 重点地域

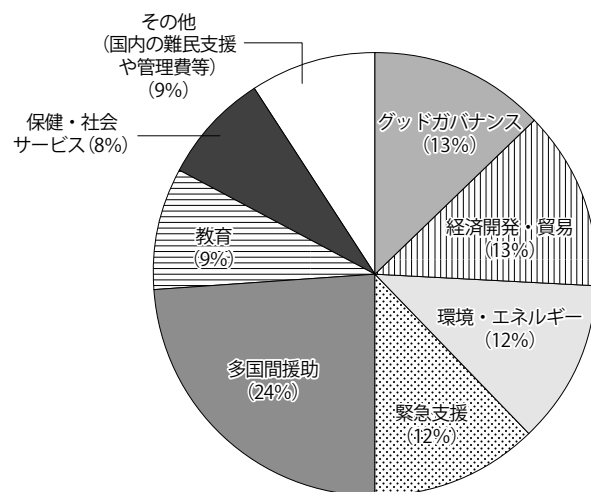
援助額の内訳を地域別に見ると、2018年はアフリカ地域が約19%（主要国は南スーダン、ソマリア、エチオピア、マラウイなど）、中南米地域が約5%（主要国はブラジル、コロンビアなど）、アジア地域が約7%（主要国はアフガニスタン、ネパール、ミャンマー、インドネシアなど）、中東地域が約9%（主要国・地域はシリア、パレスチナ、レバノンなど）、地理的に限定されない援助（マルチ援助を含む）が約60%となっている。国・地域別ではシリア（10億260万クローネ）（約1.2億米ドル^{（注1）}）への支援額が3年連続最大で、アフガニス

タン、ブラジル、パレスチナが続く。ブラジルは、気候変動プログラムにおける最大の被援助国。なお、2018年は後発開発途上国への支援を増やし、支援全体の52%（63億クローネ〈約7.7億米ドル^{（注1）}〉）が後発開発途上国を対象に行われた。

3. 重点分野

分野別では、持続可能な開発目標（SDGs）のうち、特に教育、グッドガバナンスと人権、ジェンダー平等、エネルギーおよび保健を優先する計画を明らかにしている。また、石油生産国としての自国の経験を踏まえ、独自の援助方針として「開発のための石油（Oil for Development）イニシアティブ」を策定し、資源収入の適切な管理・運用システム構築のための支援を実施。天然資源を産出する開発途上国において当該国民への裨益（自国の貧困対策資金への充当等）を図るとともに、利益配分をめぐる対立の防止を目指している。この中で、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）にも注力し、支援国であると同時に先進国唯一の実施国として積極的に活動している。なお、ソールベルグ首相は国連SDGsアドボカシーグループの共同議長を務める。

また、ノルウェー政府は、持続可能な海洋の推進を最重要政策の一つとして位置づけ、海洋ごみ問題対策への支援を行うほか、熱帯林保全対策としてノルウェー国際気候森林イニシアティブ（The Norwegian International Climate and Forest Initiative）を通じ、通算250億クロー



注1：ノルウェー・クローネ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

ネ（約28.4億米ドル^(注2)）を拠出（2018年は約29億クローネ（約3.6億米ドル^(注1)）。2018年はブラジルやインドネシアが同イニシアティブの対象国。

4. 支援規模

(1) 援助開発予算額（2019年度および2020年度）^(注3)

ア 2019年度予算

2019年度当初予算における開発援助は約378億クローネ（約43.0億米ドル^(注2)）で前年度から約25億クローネ（約2.8億米ドル^(注2)）増となり、対GNI比1%相当。重点分野は、①保健、②教育、③ビジネス開発・農業・再生可能エネルギー、④気候変動・環境・海洋、⑤人道支援の5つ。

- ① 保健分野：約48億クローネ（約5.5億米ドル^(注2)）
- ② 教育分野：約37億クローネ（約4.2億米ドル^(注2)）
- ③ ビジネス開発・農業・再生可能エネルギー：約47億クローネ（約5.3億米ドル^(注2)）
- ④ 気候変動・環境・海洋分野：約48億クローネ（約5.5億米ドル^(注2)）

- ⑤ 人道支援分野：約54億クローネ（約6.1億米ドル^(注2)）

イ 2020年度予算

2020年度当初予算における開発援助は約392億クローネ（約44.6億米ドル^(注2)）で前年度から約14億クローネ（約1.6億米ドル^(注2)）増となり、対GNI比1%相当。重点分野は、①人道支援、②気候変動・環境・海洋分野、③ビジネス開発・農業・再生可能エネルギー、④保健、⑤教育の5つ。

- ① 人道支援分野：約55億クローネ（約6.3億米ドル^(注2)）
- ② 気候変動・環境・海洋分野：約52億クローネ（約5.9億米ドル^(注2)）
- ③ ビジネス開発・農業・再生可能エネルギー分野：約45億クローネ（約5.1億米ドル^(注2)）
- ④ 保健分野：約37億クローネ（約4.2億米ドル^(注2)）
- ⑤ 教育分野：約37億クローネ（約4.2億米ドル^(注2)）

(2) 過去の援助実績額

地域別・分野別・拠出先別内訳を含む実績は以下のとおり。

(単位:百万クローネ)

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
開発援助額（総計）	32,045.7	34,485.6	36,791.0	34,117.9	34,634.9
【地域別】					
アフリカ	5,932.1	5,433.8	5,296.3	6,190.2	6,412.7
米州	2,155.7	1,922.4	1,750.2	1,412.9	1,555.2
アジア	2,675.2	2,674.8	2,498.9	2,364.1	2,268.4
欧州	627.0	757.1	464.1	552.8	595.1
オセアニア	10.2	19.7	11.7	9.2	14.1
中東	1,695.2	2,383.9	3,321.8	3,633.2	3,190.5
【分野別】					
ガバナンス	4,217.5	4,121.4	3,593.5	3,821.4	4,582.0
保健・社会サービス	2,609.9	2,429.4	2,393.7	2,762.7	2,685.2
環境・エネルギー	5,042.7	4,207.3	3,604.5	3,741.2	4,011.4
多国間援助	7,542.9	7,829.4	7,802.1	8,254.0	8,365.2
緊急支援	2,833.7	3,218.8	3,780.1	4,433.3	4,147.8
教育	1,810.1	2,473.6	3,171.3	3,155.1	3,016.8
経済開発・貿易	4,149.0	4,173.0	3,609.8	4,258.1	4,668.2
その他 (国内の難民支援や管理費等)	3,839.9	6,032.7	8,836.1	3,692.2	3,158.3

注2：ノルウェー・クローネ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2019年用レートを適用。

注3：出典:ノルウェー外務省プレスリリース

※ノルウェー政府が毎年共通の分野別での予算（案）発表をしていないことから、画一的に各項目の予算額を比較することは困難。

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
【拠出先別】					
国際機関	15,854.1	15,675.0	15,948.2	18,386.2	19,271.8
国内NGO	4,510.9	4,681.1	5,021.9	5,204.5	5,109.5
国際・地域NGO	2,534.1	2,475.0	1,973.7	2,152.8	2,378.3
国内・他ドナー国の 公共セクター	6,188.6	8,542.1	11,558.1	6,491.3	5,940.9
受益国政府の公共セクター	2,431.8	2,707.8	1,992.7	1,352.2	1,401.8
PPP	90.9	110.3	74.7	82.6	97.7
民間セクター	338.3	215.9	174.9	406.1	391.5
その他	97.0	78.3	46.7	42.3	43.3

* 出典：Norad

実施体制

ノルウェーにおいては2018年1月のソールベルグ改造内閣の発足にともない、外務省組織内に国際開発大臣ポストが新設された。援助政策の責任は対象地域や拠出先等によって外務大臣と国際開発大臣に分けられている。外務大臣は安全保障との関連から、欧州安全保障協力機構（OSCE）地域、中東、北アフリカおよびアフガニスタンの開発援助政策（人道支援を含む）を所管。国際開発大臣はその他地域の開発援助、国連機関、世銀や地域開発銀行などと連携した支援を担当。

国際開発大臣の監督のもと、外務省の外局であるノルウェー開発協力庁（Norad）が中心となり援助を実施する。また、関連機関としてノルウェー開発途上国投資基金（Norfund）がある。

1. 外務省

国際機関を通じた援助および二国間援助は原則外務省（主に在外公館）で実施される。同省は外務大臣および国際開発大臣のもとで援助政策の立案、国別援助戦略の策定、援助の実施を担当する。対外援助は重要外交政策であることから、国会が政策・予算の策定に大きく関与している。主要援助受取国の選定を含む援助政策は外務大臣および国際開発大臣と国会の協議を経て決定される。

2. Norad・Norfund

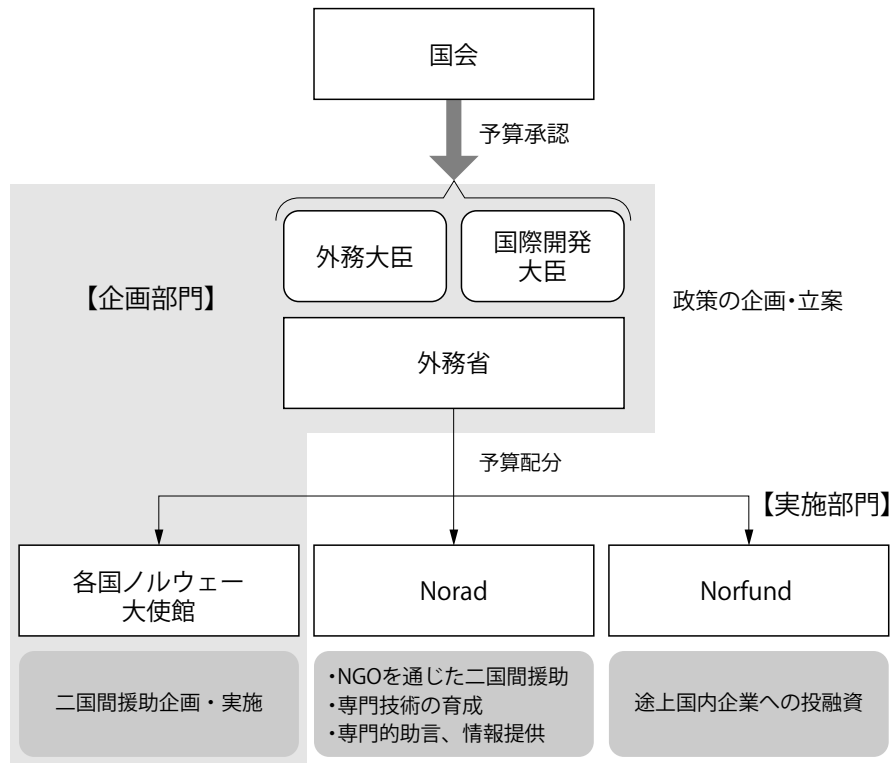
Noradは援助政策の重要なパートナーであるNGOに加え、国際機関や研究機関、途上国で活動するノルウェー企業を通じた資金支援という形で援助の一部（2018年は援助総額の約30%）を実施している。また、援助の効率的実施に向けた専門的助言および情報提供、実施状況のモニタリングならびに評価を担当する。一方、Norfundは途上国の貧困削減と持続可能な産業への貢献を目的として、途上国における高収益かつ持続性のある事業に投融資および融資保証を実施している。

2018年には、新たに35億1,100万クローネ（約4.3億米ドル^{（注1）}）を投資し、同年末時点の投資確約金額は222億5300万クローネ（約27.3億米ドル^{（注1）}）となっている。新規投資の内訳を見ると、主な投資先は後発開発途上国（34%）であり、分野別では再生可能エネルギーへの投資が50%（約18億クローネ〈約2.2億米ドル^{（注1）}〉）で、金融機関への投資が31%、食料・農業への投資が7%となっている。

● ウェブサイト

- ・ノルウェー外務省（開発援助関連ページ）：
http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/development_cooperation.html?id=1159
- ・ノルウェー開発庁（Norad）：
<https://www.norad.no/en/front/>
- ・ノルウェー開発途上国投資基金（Norfund）：
<https://www.norfund.no/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

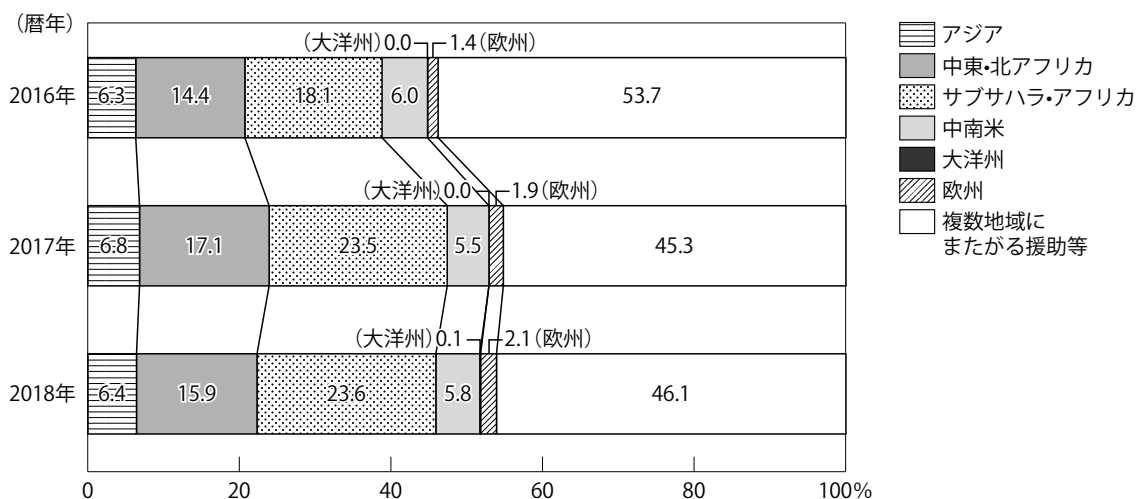
順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	シリア	121.68	3.5	1	シリア	129.56	4.1	1	シリア	123.56	3.8
2	ブラジル	111.55	3.2	2	アフガニスタン	75.23	2.4	2	アフガニスタン	97.78	3.0
3	アフガニスタン	82.85	2.4	3	南スーダン	73.04	2.3	3	ブラジル	84.31	2.6
4	[パレスチナ]	69.14	2.0	4	[パレスチナ]	70.88	2.2	4	[パレスチナ]	78.59	2.4
5	南スーダン	68.73	2.0	5	ソマリア	66.11	2.1	5	南スーダン	76.26	2.3
6	レバノン	65.05	1.9	6	レバノン	63.49	2.0	6	ソマリア	66.79	2.0
7	マラウイ	62.94	1.8	7	コロンビア	62.56	2.0	7	レバノン	64.85	2.0
8	インドネシア	54.43	1.6	8	エチオピア	60.19	1.9	8	エチオピア	64.40	2.0
9	エチオピア	52.87	1.5	9	マラウイ	58.86	1.9	9	マラウイ	58.86	1.8
10	イラク	48.00	1.4	10	ブラジル	54.80	1.7	10	コロンビア	50.64	1.5
10位の合計		737.24	21.2	10位の合計		714.72	22.7	10位の合計		766.04	23.4
二国間ODA合計		3,473.95	100.0	二国間ODA合計		3,150.51	100.0	二国間ODA合計		3,274.96	100.0

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

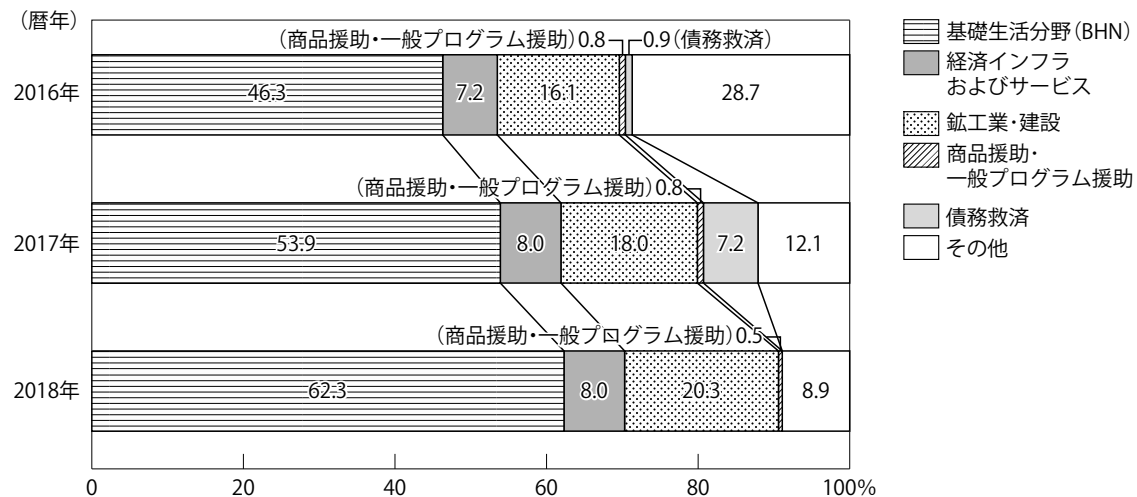
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

10 ポルトガル (Portugal)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

「ポルトガル協力のための戦略的コンセプト2014-2020 (Conceito Estratégico da Cooperação Portuguesa 2014-2020)」(2014年3月7日付閣議決定第17/2014号。以下、戦略的コンセプト)は、ポルトガルの開発協力を外交政策の重要な柱と位置付け、国内の主要政治勢力および市民社会との間の広範なコンセンサスに基づき、人権、民主主義および法の支配を尊重しつつ、受益国の貧困削減および持続可能な開発を踏まえながらも、ポルトガルの国益に資するべきものとしている。同戦略的コンセプトの主要政策は、①持続可能な開発のための協力、②教育および能力のための開発支援、③緊急・人道支援と規定されている。

二国間援助対象地域・国は、歴史的・言語的につながりが深く、ポルトガル語を公用語とするアフリカ諸国 (PALOP) および東ティモールであり、重点分野は、教育・科学、保健、制度的能力、社会的包摂・雇用のほか、受入れ国のニーズに合わせつつ、ポルトガルの支援の強みを生かしたグリーン成長、エネルギー、農村・海洋発展などが対象とされている。

多国間援助戦略については、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づき、欧州連合 (EU)、国連、経済協力開発機構 (OECD)、ポルトガル語圏諸国共同体 (CPLP)、イベロアメリカ首脳会議、地域開発銀行などとの連携を通じて行い、二国間援助対象地域外にも力を注いでいる。

2. 援助規模

カモンイス協力言語院^(注1)が公表したポルトガルの2018年のODA実績 (暫定値) は、3.15億ユーロ (約3.7億米ドル^(注2)) (前年3.37億ユーロ、約6.5%減) で、多国間援助が69% (2.17億ユーロ (約2.56億米ドル^(注2)))、二国間援助が33% (1.04億ユーロ (約1.23億米ドル^(注2))) を占める。PALOP諸国4か国 (モザンビーク、カーボベルデ、サントメ・プリンシペ、ギニアビサウ) および東ティモールで、二国間援助額 (支出純額ベース) の約70%弱を占めている。このうち、モザンビーク (2,500

万ユーロ (約3,000万米ドル^(注2)))、カーボベルデ (1,600万ユーロ (約1,900万米ドル^(注2)))、東ティモール (1,350万ユーロ (約1,600万米ドル^(注2))) が援助対象上位3か国となっている。

実施体制

1. カモンイス協力言語院

カモンイス協力言語院^(注1)はポルトガル外務省の監督下に置かれており、行政自治権を持つ機関である。また、ポルトガルの開発援助政策の総合的調整機関として機能しており、各省庁をはじめ、民間セクター、NGOなどと連携・調整の上でポルトガルの開発援助政策を策定している。主な役割は、自らの開発援助予算の管理に加え、開発援助活動の指導・調整・データ収集を行うことであり、ポルトガル外交政策の戦略的方針に従い、開発援助活動を行っている。職員数は173人 (2018年) であり、活動計画書および年次報告書等の提出が義務付けられている (後述のウェブサイトに掲載)。

2. カモンイス協力言語院と各アクターとの関係

(1) 省庁間委員会 (CIC)

外務・国際協力担当副大臣が委員長を務め、開発援助プログラムを実施している10の省庁の国際関係局責任者および首相補佐官等で構成されている。2年ごとに総会が開催されるほか、委員長もしくはメンバーの3分の1の要請がある場合には特別会合も開催される。CICは各種開発援助プログラムの調整および諮問機能的役割を担っており、委員会メンバーは各省庁に開発政策の指針伝達、および省庁レベルでの協力調整を行う。

(2) 民間セクター

ポルトガルのODAにおいて民間セクターは重要なパートナーとなっており、受益国の民間セクターとの共同作業や民間ならではの機動性を生かし、現場に根ざしたODAを行うために重要な役割を果たしている。2008年には政府が60%を出資し、SOFID (Sociedade para o Financiamento do Desenvolvimento, Instituição Financeira de Crédito, S.A.) と呼ばれる政

注1：2012年末、当国の政府開発援助 (ODA) を担っていたポルトガル開発援助庁 (IPAD) は統合され、新たにカモンイス協力言語院が設置された (IPADの権限は同機関へ移譲)。

注2：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

府系開発支援銀行を設立し、受益国の民間セクターの持続可能な開発への支援を行っている。

(3) NGO

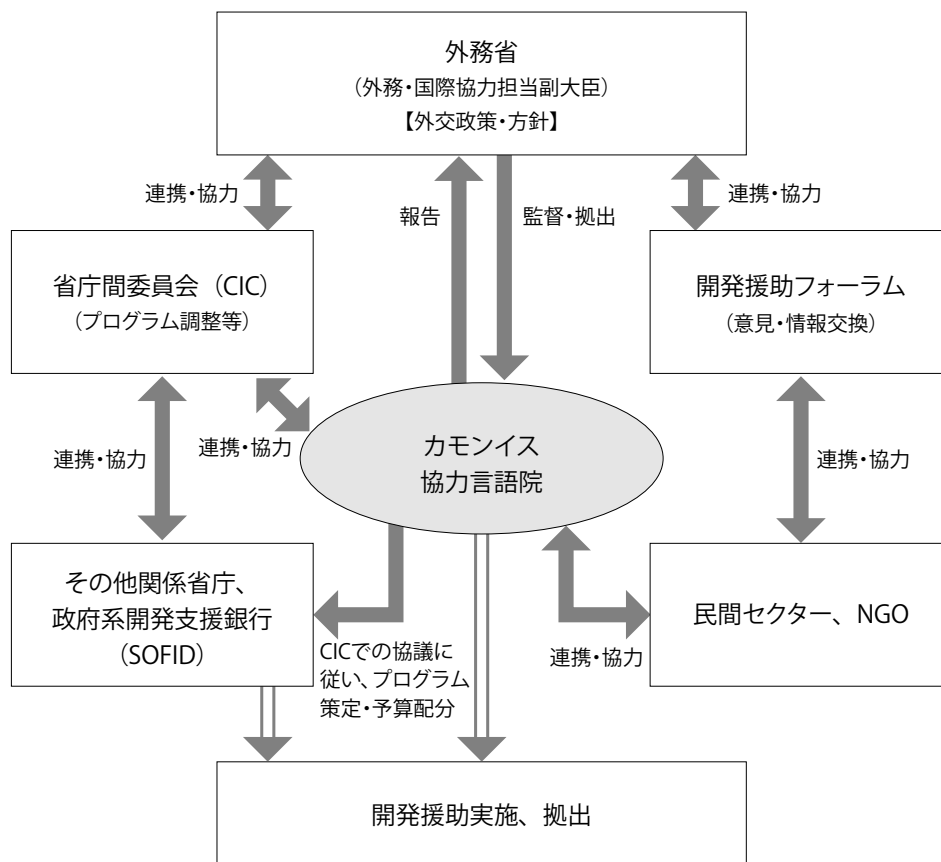
カモンイス協力言語院の開発予算の中にNGOに関する特別予算が組まれるなど、NGOは伝統的に重要なパートナーと位置づけられている。また、カモンイス協力言語院が事務局機能を担い、外務・国際協力担当副大臣が長をつとめる「開発援助フォーラム」が定

期的に開催されており、政府とNGOや大学との間で開発援助政策に関する意見・情報交換を行っている。このフォーラムは開発問題に関する諮問機関としての役割も果たしている。

●ウェブサイト

- ・カモンイス協力言語院：
<https://www.instituto-camoes.pt/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

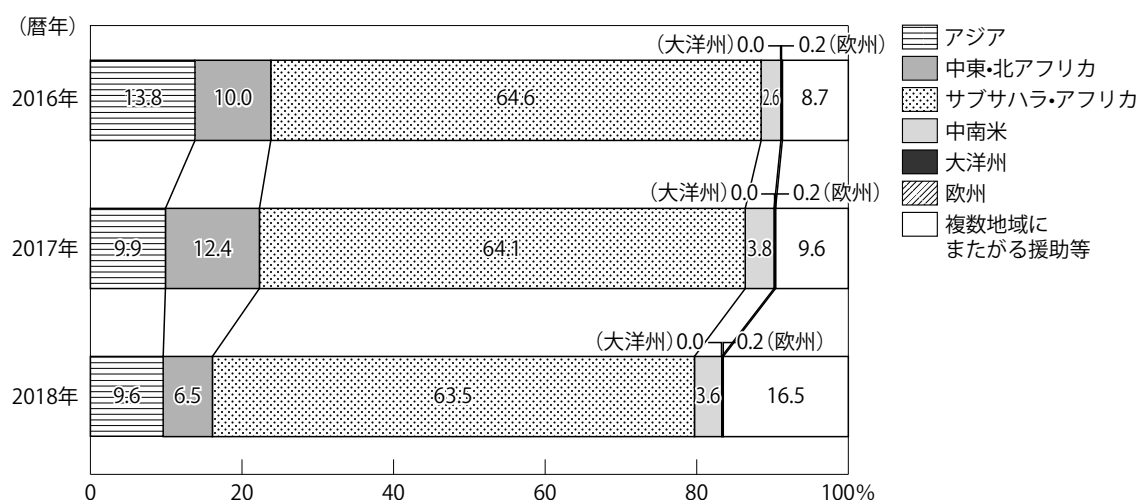
順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	モザンビーク	41.12	23.6	1	モザンビーク	45.63	27.4	1	モザンビーク	53.98	28.8
2	カーボベルデ	33.95	19.5	2	カーボベルデ	26.95	16.2	2	カーボベルデ	21.28	11.3
3	サントメ・プリンシペ	15.53	8.9	3	東ティモール	15.44	9.3	3	東ティモール	15.95	8.5
4	東ティモール	14.58	8.4	4	サントメ・プリンシペ	12.23	7.3	4	サントメ・プリンシペ	15.48	8.3
5	ギニアビサウ	12.97	7.5	5	シリア	12.21	7.3	5	ギニアビサウ	12.90	6.9
6	中国	8.84	5.1	6	ギニアビサウ	10.64	6.4	6	シリア	6.39	3.4
7	シリア	7.82	4.5	7	モロッコ	5.01	3.0	7	アンゴラ	4.93	2.6
8	モロッコ	6.96	4.0	8	アンゴラ	4.71	2.8	8	ブラジル	3.85	2.1
9	アンゴラ	5.19	3.0	9	ブラジル	3.26	2.0	9	モロッコ	2.68	1.4
10	ブラジル	2.30	1.3	10	アフガニスタン	1.95	1.2	10	南アフリカ	1.38	0.7
10位の合計		149.26	85.8	10位の合計		138.03	82.8	10位の合計		138.82	74.0
二国間ODA合計		174.04	100.0	二国間ODA合計		166.63	100.0	二国間ODA合計		187.55	100.0

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

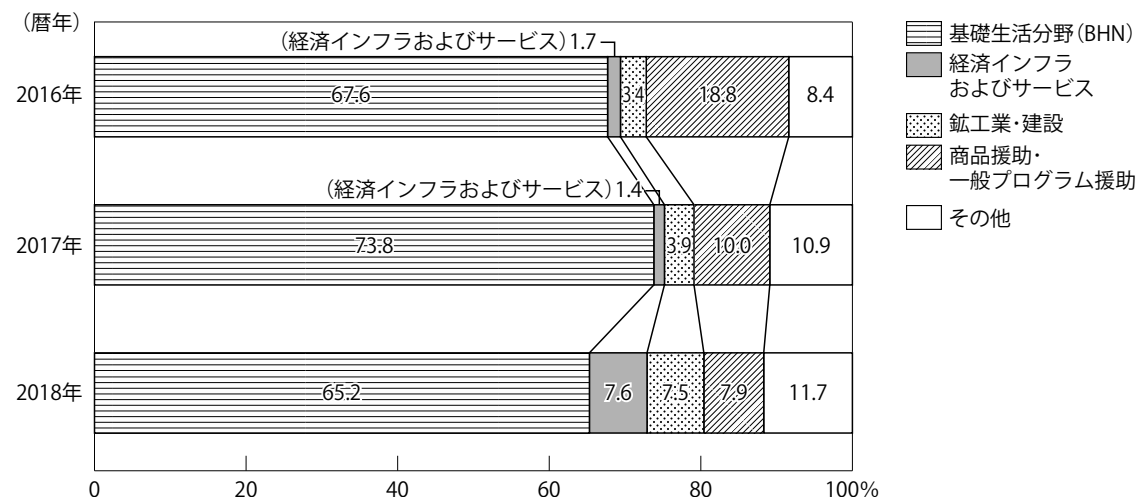
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

11 韓国 (Republic of Korea)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

韓国は、2010年1月、韓国の開発援助の目的、定義、基本精神、原則、国際開発協力委員会を中心とする実施体制等について定めた「国際開発協力基本法」（以下、基本法）を制定し、法的基盤を整えた（同年7月に施行）。

同年10月、国際開発協力委員会において、韓国の開発援助の政策的基盤となる「国際開発協力先進化策」（以下、先進化策）が決定された。先進化策を具体化するための中期戦略である「国際開発協力基本計画」、年次計画である「国際開発協力総合施行計画」も、それぞれ国際開発協力委員会において決定されている。2015年には、第2次国際開発協力基本計画（2016～2020）が同委員会において決定された。韓国政府は、第2次国際開発協力基本計画に従って、ODAの規模を徐々に拡大し、2020年までに国民総所得（GNI）対比ODA比率0.20%まで高めることとODA制度のさらなる先進化を目標に掲げている。また、国際開発協力先進化の一環として、ODAの選択・集中を強化するため、有償・無償援助の重点協力対象国を選定し、該当国に対する国別協力戦略を作成している。

2017年5月に発足した文在寅（ムン・ジェイン）政権は、同年7月に発表した「文在寅政権 国政運営5か年計画」において、①新興経済国との協力拡大、②気候変動問題への積極的な対応、③開発協力を通じた若年雇用の創出、④体系的・統合的・効果的な開発協力事業の実施などを挙げた。

2020年に発表された「国際開発協力総合施行計画」では、①持続可能な開発目標（SDGs）の推進などグローバルな価値および国家戦略に符合する事業の成果の拡

大、②事業推進基盤の強化、③事業管理方式の改善などが挙げられた。

2. 援助規模

2020年のODA予算総額は、約3兆4,270億ウォン（韓国ウォンベースで前年比約7.1%増、約29.4億米ドル^{注1)}）。うち二国間援助は約2兆7,750億ウォン（約23.8億米ドル^{注1)}）で、そのうち無償資金協力約1兆5,901億ウォン（約13.6億米ドル^{注1)}）、有償資金協力は約1兆1,849億ウォン（約10.2億米ドル^{注1)}）規模^{注2)}。

3. 重点分野・地域

第2次国際開発協力基本計画（2016～2020）は、有償資金協力について、グリーン成長、経済インフラ（交通、エネルギー、農業）、社会インフラ（教育、保健、ガバナンス）を重点分野としている。無償資金協力については、5大重点分野として教育、保健、公共行政、農林水産、産業エネルギーを挙げている。

2020年の分野別予算配分は、交通（13.6%）、教育（10.4%）、保健（10.0%）、農林水産（9.9%）、産業エネルギー（8.8%）、公共行政（8.4%）、環境（7.9%）、人道支援（6.0%）、その他（25.0%）の順となっている。

先進化策では、二国間援助予算の地域配分をアジア（55%）、アフリカ（20%）、中南米（10%）、中東・CIS（10%）、オセアニア等（5%）とする旨定めている。また、26か国の「重点協力国」^{注3)}に対しては、二国間援助予算の70%を配分するとしていたが、その後、2015年に「重点協力国」は24か国に見直された^{注4)}。

2020年に立案された「国際開発協力総合施行計画」では、文在寅政権の主要政策である新南方^{注5)}・新北

注1：ウォン/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2019年用レートを適用。

注2：出典：韓国政府発表「2020年国際開発協力総合施行計画」

注3：アジア11か国（ベトナム、インドネシア、カンボジア、フィリピン、バングラデシュ、モンゴル、ラオス、スリランカ、ネパール、パキスタン、東ティモール）、アフリカ8か国（ガーナ、コンゴ民主共和国、ナイジェリア、エチオピア、モザンビーク、カメルーン、ルワンダ、ウガンダ）、中東・CIS2か国（ウズベキスタン、アゼルバイジャン）、中南米4か国（コロンビア、ペルー、ボリビア、パラグアイ）、オセアニア1か国（ソロモン諸島）。

注4：アジア11か国（バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、ネパール、フィリピン、パキスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム、スリランカ）、アフリカ7か国（エチオピア、ガーナ、モザンビーク、ウガンダ、ルワンダ、セネガル、タンザニア）、中東・CIS2か国（アゼルバイジャン、ウズベキスタン）、中南米4か国（ボリビア、パラグアイ、コロンビア、ペルー）。

注5：新南方政策：文在寅大統領が2017年11月に開催された「韓国－インドネシアビジネスフォーラム」の基調演説において具体的に公式発表した外交政策であり、人（People）・平和（Peace）・共生繁栄（Prosperity）という「3P」を基本理念に、ASEAN諸国およびインドなどアジア各国との協力レベルを高め、周辺4大国（日米中露）レベルに引き上げることを核とする。この背景には、韓国におけるTHAAD配備を契機とする中国との摩擦から、中国への依存度が高い貿易を多角化すること、物品貿易だけでなく、技術・文化・人など、経済的交流の領域を拡大していくことが挙げられる。

方^(注6)政策等との連携強化が掲げられている。特に、2020年の新南方地域（ASEAN、インド）に対するODAの規模は計7,701億ウォンであり、前年比25%増加している。また、2019年11月に韓国・釜山市で開催された第3回韓ASEAN特別首脳会議の共同記者発表で、2022年までに新南方地域に対するODAを2倍以上に拡大する方針が発表された。

なお、2020年予算における地域別予算配分は、アジア（39.4%）、アフリカ（17.9%）、中南米（6.3%）、中東・CIS（4.9%）、オセアニア（0.6%）、その他（30.9%）となっている。

4. 他国・機関等との連携

(1) 我が国との協力関係

韓国は、我が国との開発政策対話を定期的に開催してきた。2017年11月に東京において開催された「第18回日韓開発政策対話」において、両国はそれぞれの開発協力政策や持続可能な開発のための2030アジェンダ、国際保健、開発協力政策に関する民間との連携など、様々な開発課題に対する両国の取組につき意見交換を行った。また、アジアにおける2か国だけのDACメンバーとして、開発課題の解決に向けて引き続き二国間および国際場裡で協力していくことを確認した。

(2) その他の国・機関等との連携

韓国政府は、持続可能な発展目標（SDGs）達成に寄与するため、供与国、発展途上国、国際機関、市民団体、企業等が参加する釜山グローバル・パートナーシップ・フォーラムを開催している。

韓国は、英国やEUをはじめとする主要ドナー国とも開発政策に係る協議を実施しているほか、UNDP、WFP、UNICEF、WHO、UNHCRを5大重点協力機関と位置付け、このうちUNDP、WFP、UNICEFとは定例の政策協議を行っている。また、世界銀行、地域開発銀行（アジア開発銀行、米州開発銀行等）との協力を持続的に拡大することを掲げている。2020年5月には、アジア開発銀行の年次総会が韓国・仁川市で開催される予定である。

また、韓国国内では、2012年に政府、韓国国際協力団（KOICA）、企業、市民社会、学会、国際機関な

どが連携して無償援助を行うための官民協力プラットフォーム（DAK：Development Alliance Korea）を結成したほか、2019年に「国際開発協力分野の政府－市民社会パートナーシップ基本政策」を定め、政府と市民社会による政策協議の機会を定例化したり、開発途上国の市民社会との協力を推進するなど、韓国内外の市民社会との連携強化を図っている。

実施体制

1. 総括および調整機関

(1) 国際開発協力委員会

国際開発協力に関する政策を総合的・体系的に推進するため、基本計画や施行計画を含む主要事項に関する審議・調整を行う。国務総理を委員長とし、外交部長官、企画財政部長官、国務調整室長、大統領令で定める中央行政機関および関係機関・団体の長、有識者など最大25名で構成される（以上、基本法第7条）。2014年3月に初のODA白書を発刊し、2017年8月には同白書の改訂版を発刊した。

(2) 国務調整室開発協力政策官室

国際開発協力委員会の事務局としての役割を果たすとともに、国際開発協力委員会の決定等に従い、ODA統合戦略の策定および履行状況のチェック、国際開発協力関連関係機関協議体の運営、国際開発協力の事業評価等を行う。

2. 所掌政府機関

(1) 外交部

無償資金協力を所掌。無償資金協力分野の基本計画および施行計画の作成、履行状況のチェック、実施機関（KOICA）との調整等を行う。

(2) 企画財政部

有償資金協力を所掌。有償資金協力分野の基本計画および施行計画の作成や履行状況の点検を行うとともに、実施機関（対外経済協力基金）と協力しながら事業の発掘および評価等を行う。

3. 実施機関

(1) 韓国国際協力団（KOICA）

外交部傘下にある、無償資金協力の実施機関。職員

注6：新北方政策：ロシアやモンゴル、中央アジア等の国々との経済協力を拡大し、韓国経済の新たな成長エンジンを創出するとともに、朝鮮半島の平和と繁栄の基礎を築くことを目指すとする文在寅政権の外交政策である。特に、南北関係の進展を前提として、ロシアとの間で鉄道やガス、電力などの分野における連携・協力を強化する意図があるとされる。

数は573名（2019年12月31日時点）。海外44か国に在外事務所を有する。2020年予算は、9,405億ウォン（約8.1億米ドル^{（注1）}）（うち、政府からの拠出金：8,215億ウォン（約7.0億米ドル^{（注1）}））であり、このうちODA事業予算は8,454億ウォン（約7.3億米ドル^{（注1）}）である。

(2) 対外経済協力基金（EDCF）

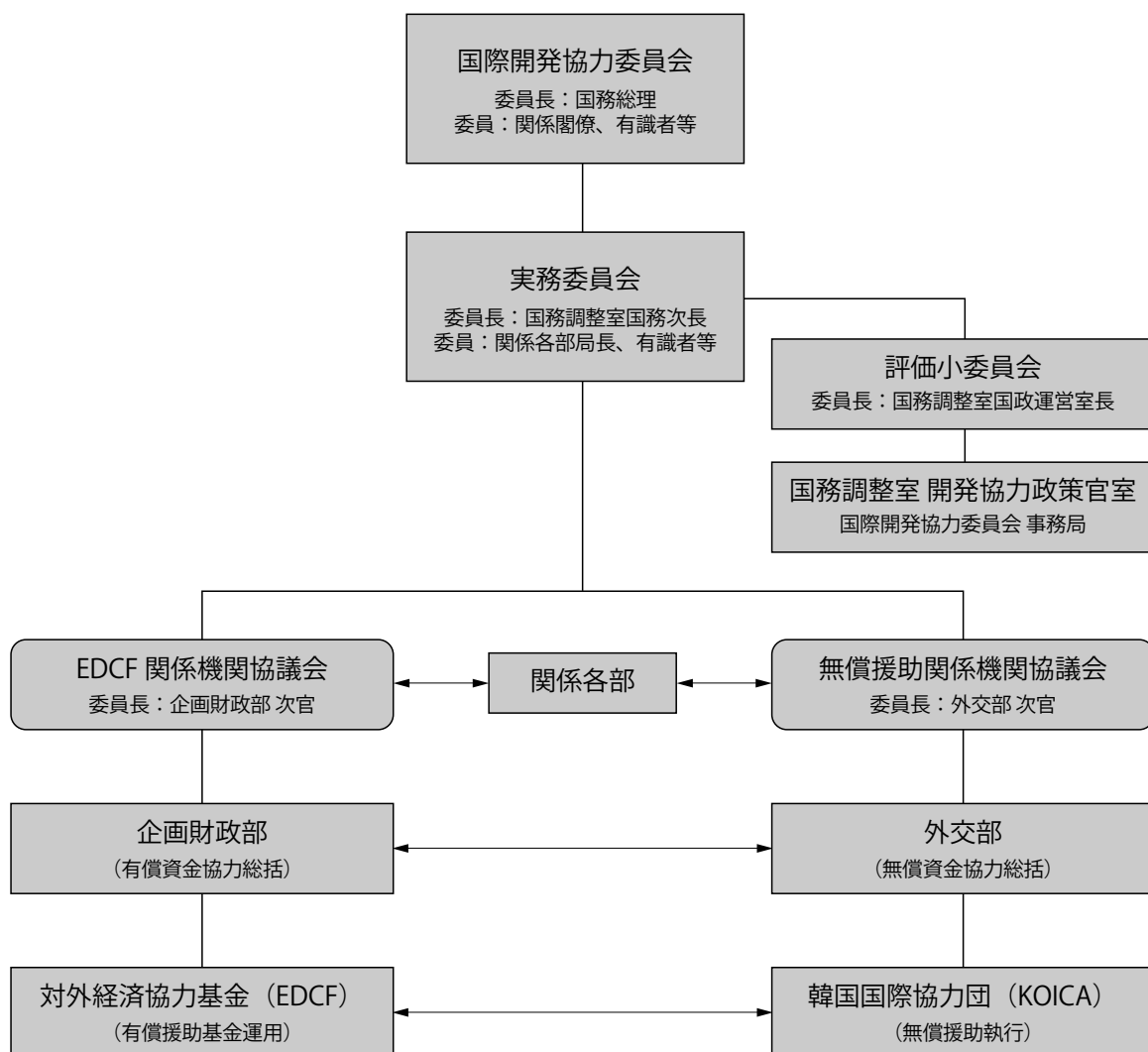
韓国輸出入銀行内に設置された基金で、有償資金協力を実施している組織である。職員数は135名（2019年1月時点）。海外14か所に同基金の海外事務所を有している。2020年は1兆1,849億ウォン（約10.2億米ドル^{（注1）}）の事業（34か国、161事業）を承認した。

1987年設立以降2018年末までに55か国、419の事業に対し17兆8,532億ウォン（約153.2億米ドル^{（注1）}）の承認を行い、累計執行額は8兆1,535億ウォン（約70.0億米ドル^{（注1）}）である。

●ウェブサイト

- ・韓国のODA政策総合サイト：
<http://www.odakorea.go.kr/>
- ・外交部：<http://www.mofa.go.kr/>
- ・韓国国際協力団（KOICA）：<https://www.koica.go.kr/>
- ・対外経済協力基金（EDCF）：
<https://www.edcfkorea.go.kr/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

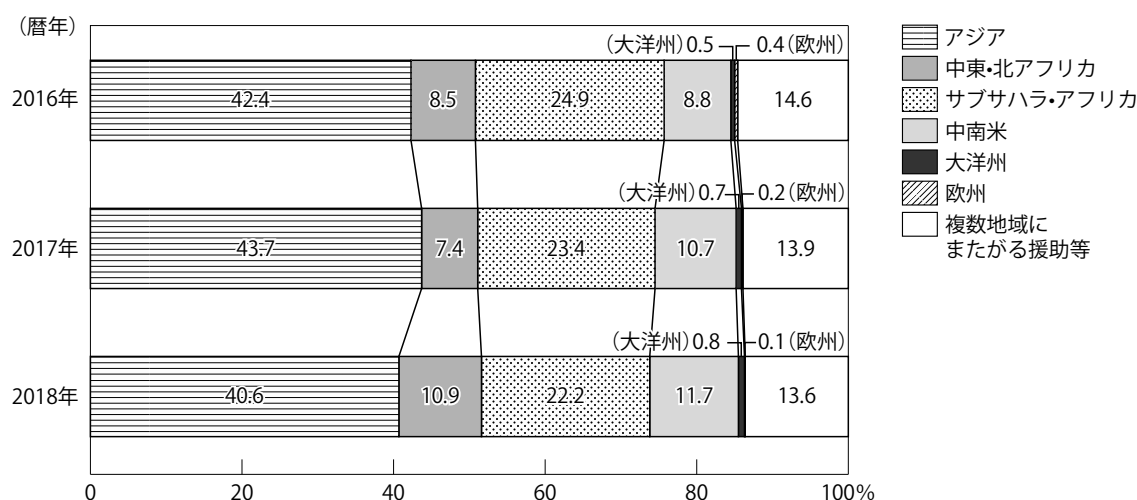
順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ベトナム	185.40	11.4	1	ベトナム	187.73	11.0	1	ベトナム	157.99	8.3
2	タンザニア	64.28	4.0	2	ミャンマー	77.61	4.6	2	エチオピア	84.24	4.4
3	フィリピン	63.34	3.9	3	カンボジア	71.13	4.2	3	モンゴル	80.10	4.2
4	エチオピア	61.59	3.8	4	ウズベキスタン	58.80	3.5	4	バングラデシュ	78.38	4.1
5	カンボジア	57.32	3.5	5	インドネシア	57.87	3.4	5	エジプト	77.90	4.1
6	アフガニスタン	51.36	3.2	6	ラオス	56.20	3.3	6	タンザニア	73.27	3.8
7	インドネシア	50.47	3.1	7	ガーナ	47.99	2.8	7	ラオス	72.53	3.8
8	ミャンマー	47.31	2.9	8	エチオピア	46.95	2.8	8	カンボジア	65.23	3.4
9	モザンビーク	46.01	2.8	9	フィリピン	40.92	2.4	9	フィリピン	64.92	3.4
10	モンゴル	42.88	2.6	10	バングラデシュ	40.80	2.4	10	コロンビア	61.67	3.2
10位の合計		669.96	41.3	10位の合計		686.00	40.3	10位の合計		816.23	42.8
二国間ODA合計		1,622.45	100.0	二国間ODA合計		1,702.25	100.0	二国間ODA合計		1,906.60	100.0

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

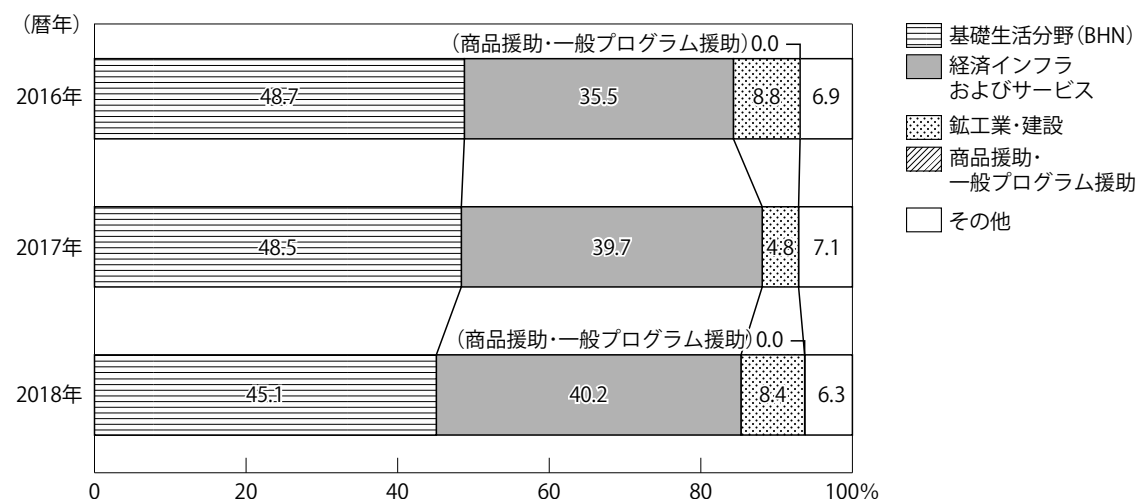
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

12 スペイン(Spain)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

「国際開発協力に関する1998年7月7日付法律23/1998号」(以下、国際開発協法力)は、スペインの国際開発協力政策の法的枠組み、目標および優先課題、協力手段、管轄機関の役割分担、国際協力への参加などを規定している。開発協力政策については、最貧国および完全な民主主義体制の構築に向けた移行過程にある国において、人権および基本的権利の擁護・保護、経済・社会的ニーズの充足および環境の保護・再生に関わる協力を推進すると定めている(第1条)。

(2) 基本方針

国際開発協法力では、スペインの開発協力政策は基本計画を通じて実施されると規定されている(第8条)。外務・EU・協力省は4年毎に基本計画を策定し、国際開発協力政策の大綱および基本指針を盛り込むほか、それぞれの目標、優先課題、優先地域および予算を定めている。また、年次報告書を通じて、基本計画に含まれるプロジェクトの追跡・評価を取りまとめている。現行の「スペイン国際協力基本計画(以下、国際協力基本計画)2018-2021年」(2018年3月24日付閣議承認)は、国連の持続可能な開発のための2030アジェンダの17のグローバル目標をスペイン開発協力の戦略目標と定め、特に、再生可能エネルギーへのアクセス、インフラ・産業化・イノベーションの推進、持続可能な都市づくり、責任ある生産・消費の促進、気候変動対策および海洋・陸上資源の保全と持続可能な利用について、中長期的に重点を置くべき課題としている。

開発協力はスペインの外交政策の最も重要な手段の1つであり、スペイン国民、中央政府、地方政府、民間企業、大学・研究機関および市民団体(NGOおよび労働組合)のコンセンサスのもとで実施されている。

2. 援助規模

スペイン国際開発協力庁(AECID)が公表したODAの実績は、2009年に50億1,600万ユーロ(約69億8,500万

米ドル^(注1))に達したが、その後の経済危機を受けて実施された緊縮財政政策により、2014年には15億9,600万ユーロ(約21億1,800万米ドル^(注2))にまで削減された。現在、スペイン経済は回復基調にあり、政府は今後、ODA予算を危機前の水準まで引き上げていく予定である。

2018年のODA実績の総額は、前年比4.67%減の25億562万ユーロ(29億5,718万米ドル^(注3))、GNI比で0.20%となった。

2019年度の国家予算が議会で否決されて不成立となり、憲法等の規定に基づき2018年度予算が継続的に執行されており、2019年12月に至るまで2019年度予算成立の目処が立っていない。そのため、2019年のODA予算についても2018年と同額であると推定されるが、2019年の正式なODA予算総額は未公表。

3. 重点地域

国際協力基本計画2018-2021年期は、貧困、人間開発、不平等および脆弱性の4つのパラメーターに照らして、以下の21か国・地域を重点地域と定めている。なお、西サハラについては、引き続き人道支援が提供される。

- ・中南米(12か国):ハイチ、ボリビア、コロンビア、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国
- ・アフリカ(7か国):エチオピア、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ニジェール、セネガル、モロッコ
- ・アジア(1か国):フィリピン
- ・中東(1地域):パレスチナ

4. NGOの活用

国際協力基本計画2018-2021年期は、開発NGOを重要なパートナーと位置付けており、開発協力政策における開発NGOの役割・協力体制・資金協力に関する枠組みを定めている。現在、スペイン国際開発協力庁(AECID)に登録されている開発NGOは2,000団体以上に上り、世界100か国以上で様々な事業を展開している。そのうち42団体は認定開発NGOに指定されており、同省庁との

注1: ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2009年用レートを適用。

注2: ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2014年用レートを適用。

注3: ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

協力合意を通じて、人権保護（教育、水および医療へのアクセス含む）、法治国家体制の強化、包摂的な成長の推進や緊急救済活動に取り組んでいる。

5. 民間セクターとの連携

開発途上国の経済成長、雇用創出、所得向上、投資ファイナンスなどにおいて民間企業の役割は不可欠であることから、国際協力基本計画2018-2021年期は、開発協力目標に貢献する環境的および社会的責任あるビジネスの促進に重点を置き、既存の官民パートナーシップや新たな協力体制を通じて、包摂的ビジネスの推進、共有価値の創造、企業の社会的責任の促進、人権保護や成長に向けたイノベーション創出に取り組んでいる企業との連携を優先している。

実施体制

外務・EU・協力省国際協力長官傘下のスペイン国際開発協力庁（AECID：Agencia Española de Cooperación Internacional para el Desarrollo）が、国際開発協力法の下で実施されるスペインの国際開発協力政策の実施機関である。国際協力基本計画に沿って、開発途上国における貧困削減および持続可能な開発のための人材育成に向

けた国際開発協力政策の推進、運用および実施を担っている。国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」および持続可能な開発目標（SDGs）が政策実施の際の基準となっている。

AECID在外事務所は、世界各地に所在する在外公館の配下に置かれ、海外での業務運営および政策実施を担うとともに、その他の公共行政機関が推進する国際開発協力計画の実行に協力している。在外事務所数は48に上り、主に中南米地域に集中している。

2019年度のAECID予算は3億2,600万ユーロ（約3億6,500万米ドル^{注4}）（前年と同額）。職員数は国内外合わせて877名（2019年1月時点）。

● ウェブサイト

- ・スペイン国際開発協力庁（AECID）：
<http://www.aecid.es/es/>

● 参考資料

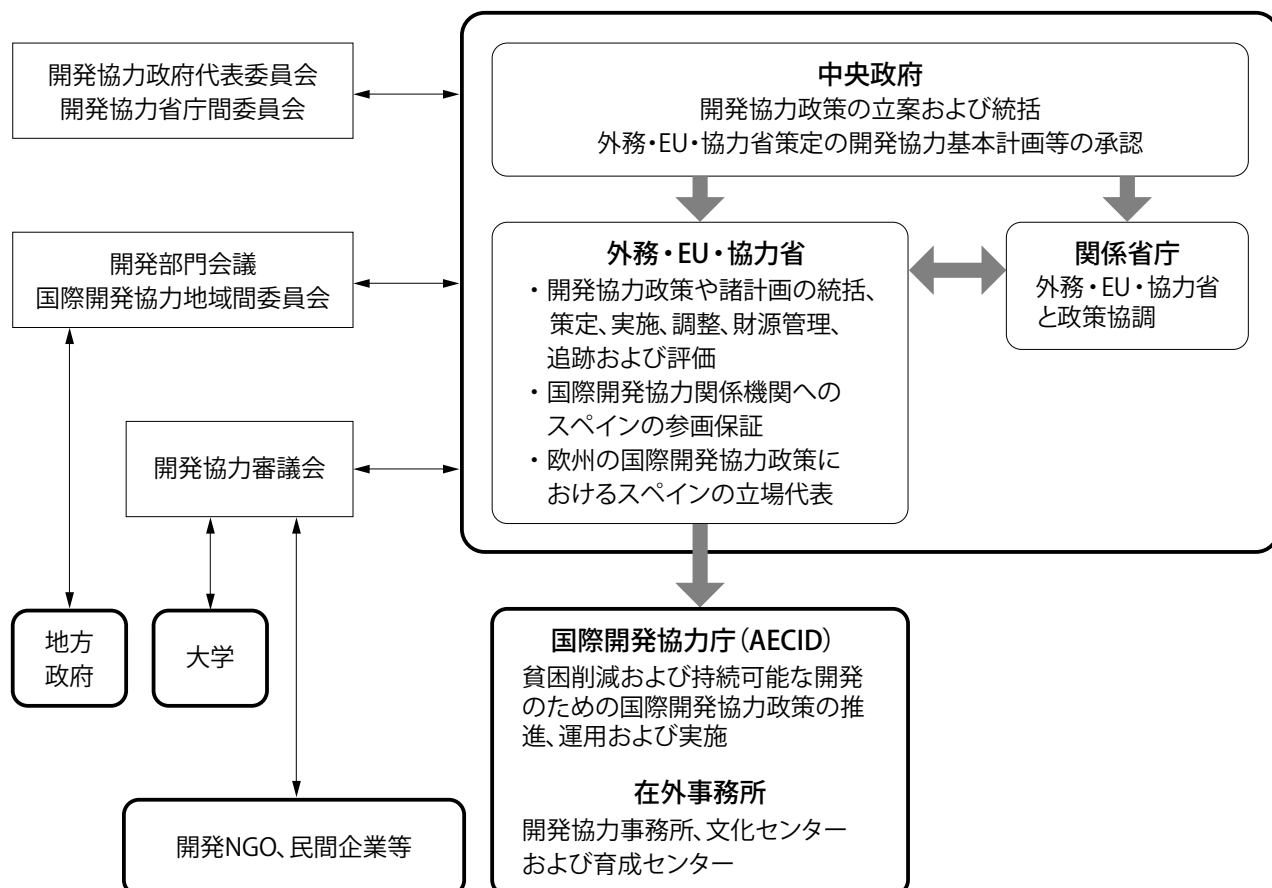
- ・“Ley 23/1998, de 7 de julio, de Cooperación Internacional para el Desarrollo”
- ・“V Plan Director de la Cooperación Española 2018—2021”

注4：ユーロ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2019年用レートを採用。

援助実施体制図

国際開発協力法に基づいた援助実施体制は以下のとおり：

- ・政策統括機関：中央政府、外務・EU・協力省、関係省庁
- ・政策実施機関：関係省庁、地方政府、国際開発協力庁（AECID）および在外事務所、大学、民間企業、NGO
- ・諮問調整機関：開発協力政府代表委員会、開発協力省庁間委員会、開発部門会議、国際開発協力地域間委員会、開発協力審議会



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

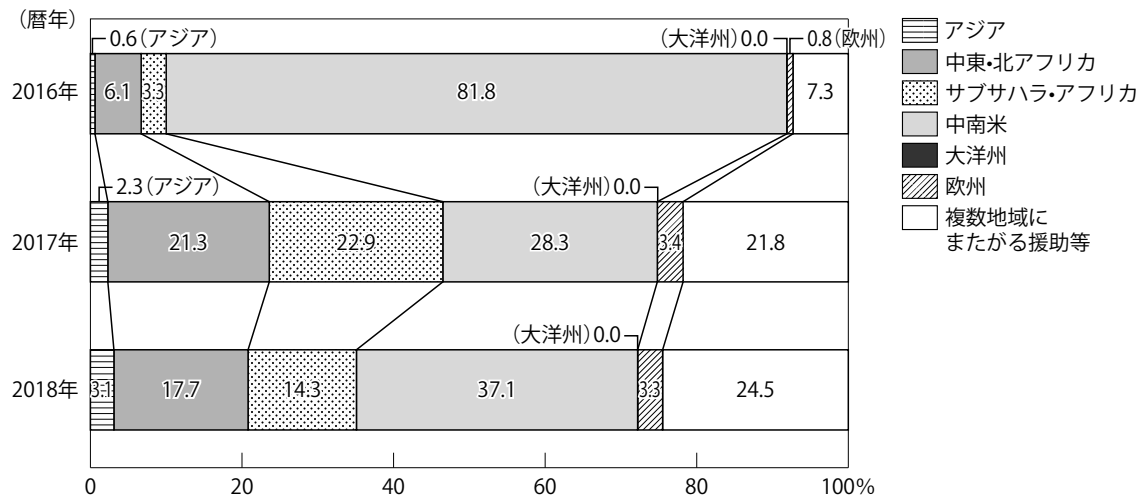
順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	キューバ	2,117.63	74.2	1	コートジボワール	120.13	11.1	1	ベネズエラ	63.68	6.1
2	トルコ	50.32	1.8	2	トルコ	78.26	7.2	2	コロンビア	46.86	4.5
3	シリア	41.30	1.4	3	シリア	62.03	5.7	3	トルコ	43.56	4.2
4	モロッコ	25.64	0.9	4	ベネズエラ	44.71	4.1	4	エルサルバドル	38.48	3.7
5	ペルー	21.36	0.7	5	コロンビア	31.89	2.9	5	シリア	34.79	3.3
6	コロンビア	19.61	0.7	6	モロッコ	30.61	2.8	6	モロッコ	33.04	3.2
7	エルサルバドル	19.15	0.7	7	エルサルバドル	27.29	2.5	7	グアテマラ	31.69	3.0
8	[パレスチナ]	18.71	0.7	8	[パレスチナ]	25.10	2.3	8	[パレスチナ]	30.44	2.9
9	ボリビア	17.36	0.6	9	ウクライナ	24.55	2.3	9	ボリビア	29.45	2.8
10	グアテマラ	17.07	0.6	10	ホンジュラス	21.84	2.0	10	ウクライナ	23.86	2.3
10位の合計		2,348.15	82.2	10位の合計		466.41	42.9	10位の合計		375.85	35.9
二国間ODA合計		2,855.52	100.0	二国間ODA合計		1,086.22	100.0	二国間ODA合計		1,045.57	100.0

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

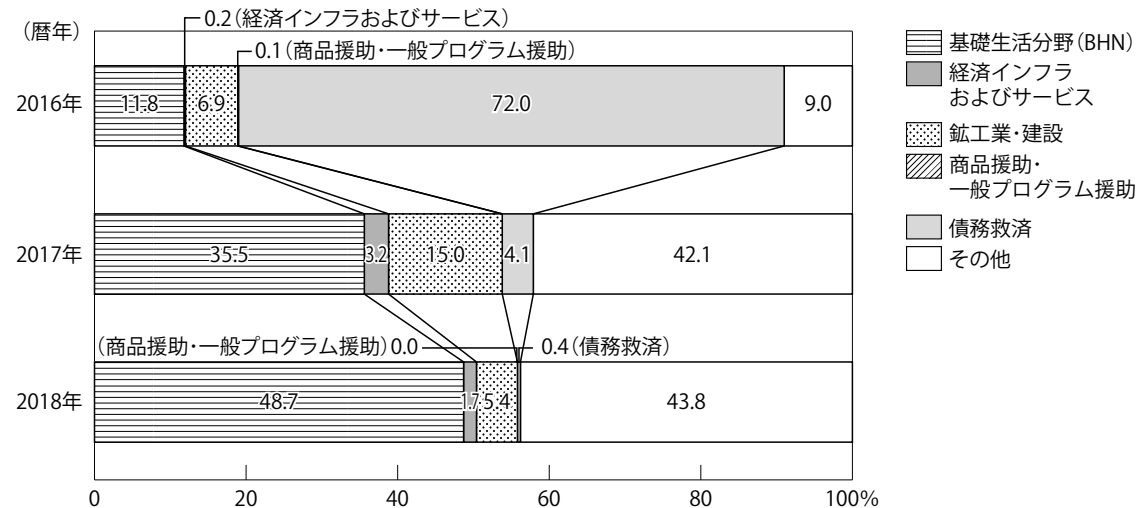
(支出総額ベース、単位: %)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位: %)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

13 スウェーデン(Sweden)

援助政策等

1. 基本方針

スウェーデンの開発政策は、公正で持続可能な地球規模の開発に貢献するとの一貫した政策の下に進められており、開発援助については、貧困層の生活の質を向上させる努力を支援することに主眼が置かれている。

また、設定された目的に応じた結果を明らかにするため、開発援助のガバナンスを強化しており、これまで広範にわたっていた二国間援助の対象国を33か国とし、各国で関与するセクターも数セクターに限定して援助を実施している。

さらに、質の高い効果的援助を実現するためには、開発援助の透明性と説明責任が重要であるとして、被援助国にとって効果的なドナーとなるための戦略策定・実施のガイドラインを採択し、援助に関するデータをすべてインターネット上で利用することを可能としている^(注1)。

開発援助は次の分野を優先分野としている。

① 民主主義と人権

自由と民主主義を求めて活動する個人や団体を対象に民主化と表現の自由を実現するための支援など

② 環境と気候

気候変動への適応、水環境および衛生分野での水準向上など

③ 男女平等と開発における女性の役割

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた努力を通じて男女平等の実現に寄与、女性の性や生殖に関する健康および権利を実現するための一環としての妊産婦の支援など

2. 援助規模

2018年のスウェーデンの政府開発援助の確定予算は、490億スウェーデン・クローナ（約56.4億米ドル^(注2)）であった。2017年は63億スウェーデン・クローナ（約7.4億米ドル^(注3)）であった難民対策費が2018年には30億スウェーデン・クローナ（約3.5億米ドル^(注2)）まで減少し、政府開発援助予算からスウェーデン国内の難民対策費等を差し引いた純粋な開発援助予算は368億スウェー

デン・クローナ（約43.1億米ドル^(注3)）から427億スウェーデン・クローナ（約49.1億米ドル^(注2)）まで増加した。

2019年の政府開発援助予算は507億スウェーデン・クローナ（約53.6億米ドル^(注4)）であるが、これは対GNI比1.0%であり、目標として掲げる1%を達成している。スウェーデン国内の難民対策費（22億スウェーデン・クローナ〈約2.3億米ドル^(注4)〉）等を差し引いた純粋な開発援助予算は、449億スウェーデン・クローナ（約47.5億米ドル^(注4)）である。

3. 重点分野・地域

スウェーデン政府資料によると、2018年の政府開発援助総額490億スウェーデン・クローナ（約56.4億米ドル^(注2)）の供与元・目的の内訳は、①スウェーデン国際開発協力庁（Sida）（257億スウェーデン・クローナ〈約29.6億米ドル^(注2)〉）、②外務省（192億スウェーデン・クローナ〈約22.1億米ドル^(注2)〉）、③スウェーデン国内の難民（30億スウェーデン・クローナ〈約3.5億米ドル^(注2)〉）、④EU対外援助への拠出金（21億スウェーデン・クローナ〈約2.4億米ドル^(注2)〉）、⑤事務所経費等（12億スウェーデン・クローナ〈約1.4億米ドル^(注2)〉）である。国別では拠出の多い順にアフガニスタン、タンザニア、ソマリア、エチオピア、コンゴ（民）、モザンビーク、シリア、パレスチナ、ウガンダ、ザンビア、ケニア等、貧困対策に取り組むアフリカ諸国を中心に、紛争問題を抱える中東地域へも主にSidaを通じて相当の支援を行っている。

2016年12月、2030アジェンダを受け、スウェーデン政府は、開発協力および人道支援の新たな政策枠組を発表し、支援対象分野の2030アジェンダとの関連性や政府の取組の概要等を示した。また、この政策枠組では、これまで開発協力政策の土台としてきた貧困者の視点および人権の視点に加え、開発協力分野での政策決定、計画立案、活動およびフォローアップの実施において、①紛争の視点、②ジェンダー平等の視点、③環境および気候の視点に配慮することとしている。

注1：<http://openaid.se>

注2：スウェーデン・クローナ/米ドル換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

注3：スウェーデン・クローナ/米ドル換算は、OECD/DACが公表した2017年用レートを適用。

注4：スウェーデン・クローナ/米ドル換算は、OECD/DACが公表した2019年用レートを適用。

実施体制

1. 国際開発協力担当大臣

援助の担当大臣は、外務省内に置かれている国際開発協力担当大臣であり、これを国際開発協力担当副大臣、外務省国際開発協力局、国連政策局、グローバル・アジェンダ局および紛争・人道問題局が補佐している。開発協力を含む各国ごとの外交政策は地域担当部局が調整し、開発協力政策の企画・立案および予算計上は国際開発協力局等が行う。

2. 援助の実施

援助の実施は、多国間援助については、主に外務省が担当し、二国間援助については、主に外務省所管の独立行政庁であるスウェーデン国際開発庁（Sida）が担当す

る。国別援助戦略は、Sidaが被援助国との広範な協議に基づいて作成・提案し、外務省との協議を経て政府が承認している。Sidaの職員数は782名で、このうち約150名が被援助国等海外で勤務している（2016年6月現在）。

3. 援助の分析・評価

2013年に援助研究専門家チーム（EBA）が立ち上げられ、Sidaが実施するものを含むすべての開発援助について分析・評価することとなった。

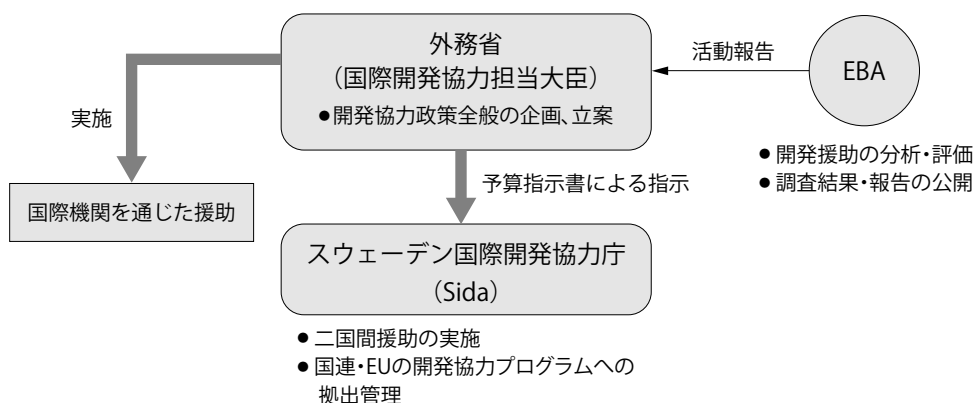
● ウェブサイト

・スウェーデン国際開発協力庁：

<https://www.sida.se/Svenska/>

（年次報告有り〈2008年以降は英語版なし〉）

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

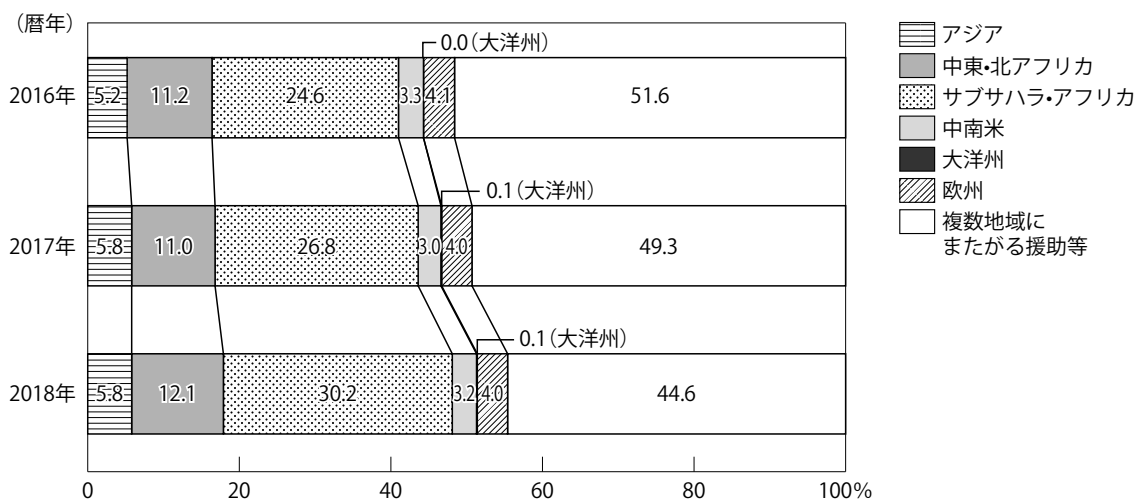
順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	114.86	3.2	1	タンザニア	137.59	3.5	1	アフガニスタン	146.32	3.7
2	タンザニア	94.29	2.6	2	アフガニスタン	118.74	3.0	2	タンザニア	127.11	3.2
3	モザンビーク	76.76	2.1	3	ソマリア	85.00	2.2	3	ソマリア	107.26	2.7
4	ソマリア	66.46	1.9	4	エチオピア	79.95	2.0	4	エチオピア	79.95	2.0
5	[パレスチナ]	61.56	1.7	5	コンゴ民主共和国	67.25	1.7	5	コンゴ民主共和国	79.40	2.0
6	コンゴ民主共和国	55.90	1.6	6	[パレスチナ]	66.64	1.7	6	モザンビーク	79.38	2.0
7	ケニア	53.80	1.5	7	ケニア	63.38	1.6	7	シリア	73.81	1.9
8	エチオピア	47.95	1.3	8	モザンビーク	59.29	1.5	8	[パレスチナ]	61.63	1.6
9	シリア	46.80	1.3	9	ザンビア	58.08	1.5	9	ウガンダ	60.21	1.5
10	ザンビア	44.44	1.2	10	シリア	57.69	1.5	10	ザンビア	58.73	1.5
10位の合計		662.82	18.6	10位の合計		793.61	20.3	10位の合計		873.80	22.1
二国間ODA合計		3,571.42	100.0	二国間ODA合計		3,901.14	100.0	二国間ODA合計		3,953.36	100.0

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

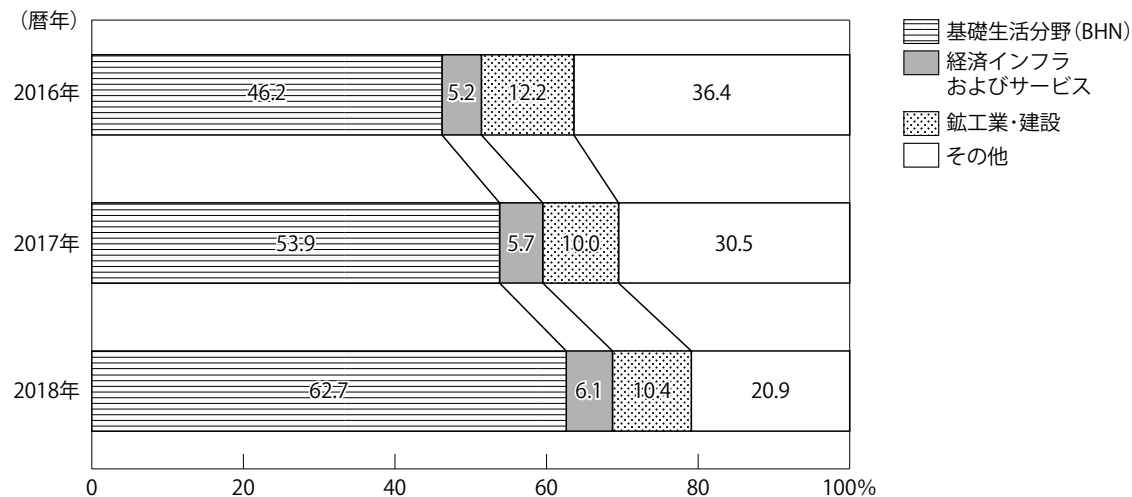
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

14 英国 (United Kingdom)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

英国の開発援助の基本法は、2002年に成立した国際開発法 (International Development Act) である。英国の国際開発を主導する国際開発省 (DFID: Department for International Development) は、同法に基づいて活動している。同法に従い、国際開発大臣は、それらが貧困削減に貢献することを前提に、持続可能な開発と福利厚生を目的とした開発援助と人道的援助を提供することができる。

2006年に成立した国際開発報告・透明性法 (International Development <Reporting and Transparency> Act 2006) は、英国政府が最貧国支援の公約を実施する際の説明責任を強化することを目的とする。同法に従い、DFIDは毎年、開発政策、援助の提供、援助の活用方法に関する国会への報告の提出を義務付けられている^(注1)。また2014年には、国際開発ジェンダー平等法 (International Development <Gender Equality> Act 2014) が制定され、2015年、GNIの0.7%を開発予算に充てるという国際目標が法制化 (International Development <Official Development Assistance Target> Act 2015) された。

(2) 基本方針

ア 援助戦略

英国政府は2015年11月に援助戦略の見直しを発表し、貧困撲滅という開発協力の目標を英国の経済的・安全保障面での国益に一致させる方向性を明確にした。具体的には、①ODA計上の拡大によるGNI比ODA予算の0.7%国際目標達成の継続、②費用対効果の重視、③4つの優先分野の策定 ((i) 平和・安全関連の予算の増額 (「紛争・安全保障・安定基金 (CSSF) の拡張)、(ii) 危機対応や強靱性支援の強化、(iii) 成長志向の支援政策の強化と「繁栄基金」による民間向けの出資・融資等の強化、(iv) 極度の貧困の撲滅)、④DACのODA統計のルールの変革を挙げている。

イ 方針・重点分野

援助の大半は無償であり、2001年から二国間援助は100%アンタイドとなっている。2016年から2020

年までのDFIDの事業計画 (DFID's Single Department Plan) では、上記アの援助戦略に基づき、経済開発、女性・女児支援、人道危機対応、若者のエンゲージメントを目標に設定している。この目標のもと、援助成果を測る指標として、グローバルな平和・安全保障・ガバナンスの強化、強靱性・危機への対応力の強化、グローバルな繁栄の推進、極端な貧困への対応と最も脆弱な人への支援、価格に見合った価値 (value for money) を掲げている。近年、特に経済成長分野に力を入れており、英国企業の協力等も得つつ、優先国に対しての雇用創出支援等を実施している。女性・女児支援においては、DFIDの実施するすべての活動にジェンダー間の平等を考慮することを義務付けている。

また英国政府は、ODAの対GNI比0.7%との国際目標を2013年から達成している。

ウ 援助効果

英国は、援助の費用対効果および説明責任を重視する方針のもと、多国間援助および二国間援助の見直しを実施。2016年12月に発表された見直しでは、38の国際機関の業績について体系的な評価を実施し、評価の低かったユネスコ等4機関についてコア拠出停止等の手段を講じたほか、拠出金を成果と連動させる「成果合意」を導入し、コア拠出の30%は目標達成を条件に拠出するとした。二国間援助については、32の重点国・地域に援助を集中。

エ 最近の傾向・特徴

英国のEU離脱に関連し、英国は、EU離脱後も国際開発の対話を継続し、EUの開発プログラムへの継続参加についても関心を示している。2018年11月に公表された「将来関係の枠組みに関する政治宣言」において、英EUは、気候変動、持続可能な開発、越境汚染、公衆衛生等について協力するとしている。また、英国は、EU離脱を見据え、経済開発を支援し、貿易関係の強化につなげるとしている。

2. 援助規模

(1) 規模

2018年の英国の政府開発援助 (ODA) は、同年か

注1: DFIDの年次報告書2018/2019年度版 (Department for International Development Annual Report and Accounts 2017-18) 等の公開文書は、DFIDのウェブサイト (<http://www.dfid.gov.uk/>) で入手可能。

ら採用された贈与相当額計上方式で、約146億ポンド（約194億米ドル^{注2)}）であり、米国、ドイツに次いで世界第3位の援助国。また、同年のODAのGNI比は0.7%^{注3)}。

(2) 職員規模

DFIDの常勤職員数は3,526名（2018年）。2,132名が国内、1,394名が海外で勤務。

また、援助見直しに従い、二国間援助を32か国・地域に重点化している^{注4)}。

3. 日本との開発協力

日英はこれまでも、国際保健、教育、環境・気候変動、ジェンダーなどの幅広い分野で政策連携を行ってきた。2016年1月の第2回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）では、安全保障・防衛分野における東南アジアおよびアフリカ諸国の能力構築のための連携を追求していくことが確認され、TICAD VIIに合わせて、チュニジア国境警備改善事業、アンゴラにおける地雷除去、TICAD VIIにおけるサイドイベント（ジェンダー平等と女性のエンパワメント）、チュニジア空港の国境管理能力向上支援、セネガルPKO要員に対する紛争下の性的暴力防止（PSVI）に関する研修などを実施。2017年12月の第3回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）においても、将来の共同能力の構築支援に向け、調整メカニズムを活用していくことで一致した。また、2019年1月の日英共同声明において、世界の貧困に取り組み、SDGsを達成するために協働することのほか、自由で開かれたインド太平洋に貢献するため、質の高いインフラを支える第三国との協力や民間セクターの関与を含む政府間協力を強化していくこ

とが示された。

日英開発当局間では、1983年に初回の日英援助政策協議を実施後、概ね1～2年に1回程度実施。直近では、2019年2月にロンドンで開催し、幅広いトピックに関して意見交換を行った。

実施体制

1. 政府

政府開発援助は、援助政策の立案から実施まで、閣僚が率いるDFIDの責任のもとに行われるが、外務省をはじめとする各省庁も実施に関与するほか、省庁横断型の取組として、繁栄基金（Prosperity Fund）や国家安全保障局のもとでの紛争・安全保障・安定基金（CSSF）を通じた支援を実施。2018年のODA予算のうち、DFIDによる支出は109億ポンド（約145.4億米ドル^{注2)}）、英国のODA予算全体に占めるDFIDによる支出割合は74.8%で、2014年以降、初めて増加した。

2. 市民社会・NGO・民間セクターとの連携

英国は市民社会を通じた援助を重視している。2016年12月に発表された「市民社会パートナーシップ・レビュー」において、NGOへのコア拠出を見直し、UK Aid Match、UK Aid Direct、UK Aid Connect、UK Aid Volunteerの4つの競争的資金スキームを設置。

DFIDは、ODA事業を実施する調達企業等に対する透明性確保のため、倫理レビューを実施。

●ウェブサイト

・国際開発省：<http://www.dfid.gov.uk/>

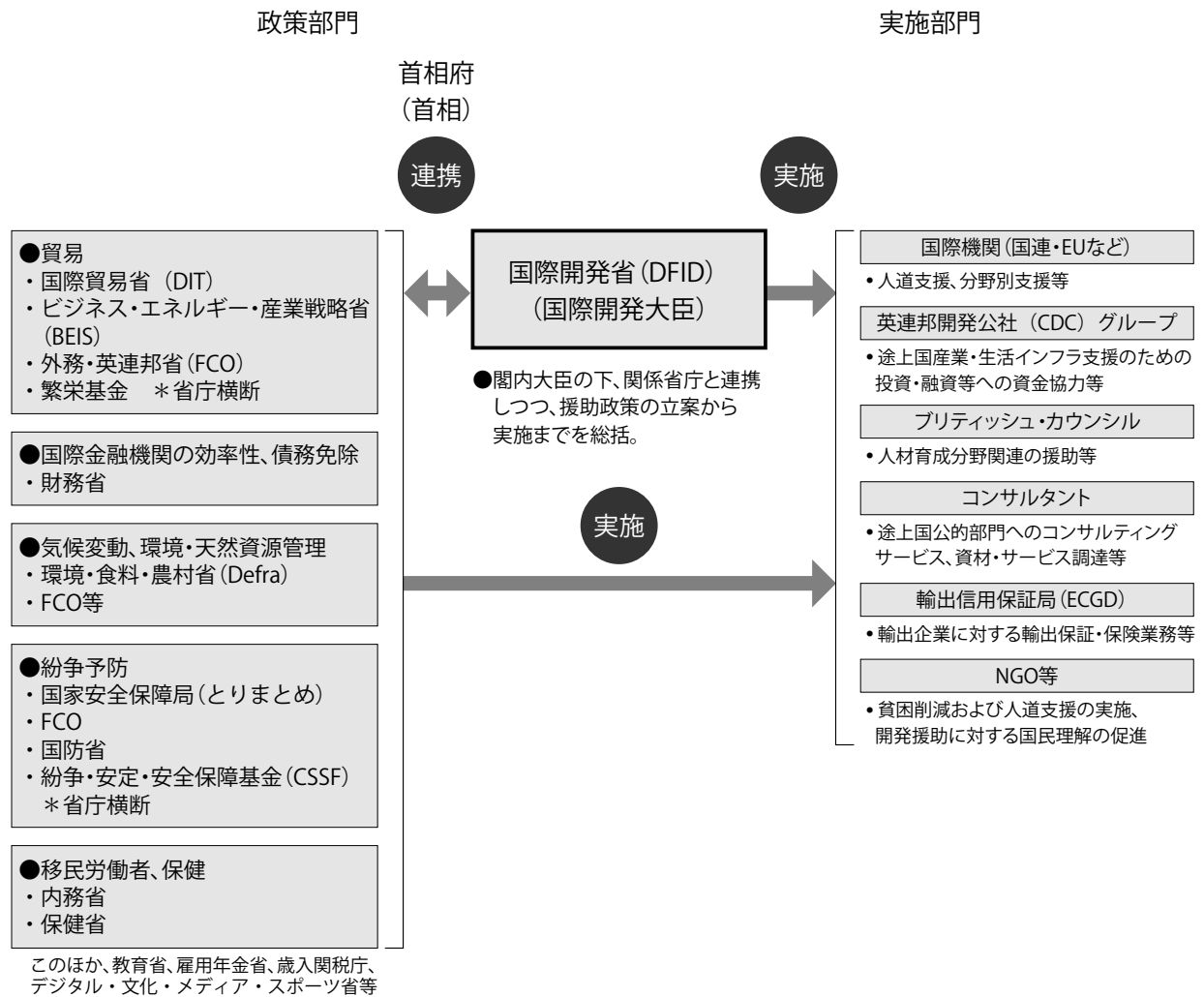
注2：米ドルベースの実績額は、OECD/DACが公表した数値を使用。

注3：出典：Statistics on International Development Final, UK Aid Spend 2018

なお、英国は、GNI比ODA予算の0.7%の遵守を表明しているが、具体的な年度毎の開発予算額は公表していない。

注4：英国国際開発省は、重点国として、アフガニスタン、バングラデシュ、ミャンマー、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、インド、ケニア、キルギス、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ネパール、ナイジェリア、パレスチナ自治区、パキスタン、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、南スーダン、タンザニア、タジキスタン、ウガンダ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ、イラク、ヨルダン、レバノン、シリアの32か国・地域を設定している。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

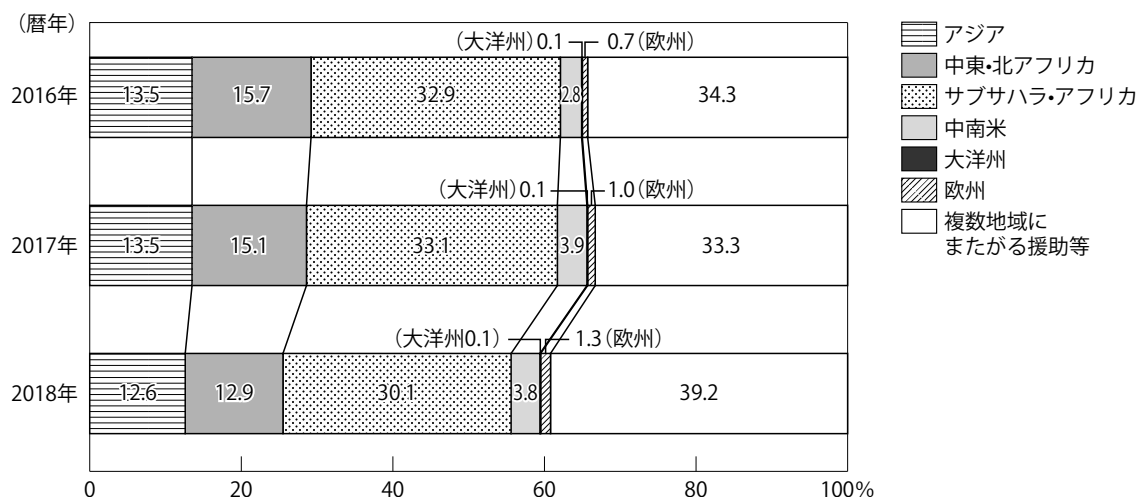
順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	パキスタン	624.41	5.4	1	パキスタン	518.42	4.5	1	パキスタン	444.43	3.5
2	シリア	474.76	4.1	2	エチオピア	422.41	3.7	2	エチオピア	403.39	3.2
3	エチオピア	451.32	3.9	3	ナイジェリア	421.79	3.7	3	ナイジェリア	399.30	3.2
4	ナイジェリア	431.96	3.7	4	シリア	410.63	3.6	4	アフガニスタン	332.95	2.7
5	アフガニスタン	352.55	3.0	5	ソマリア	363.44	3.2	5	シリア	319.88	2.6
6	タンザニア	251.98	2.2	6	アフガニスタン	292.29	2.6	6	コンゴ民主共和国	271.72	2.2
7	ヨルダン	235.97	2.0	7	イエメン	263.90	2.3	7	ソマリア	258.48	2.1
8	シエラレオネ	227.16	1.9	8	バングラデシュ	226.44	2.0	8	バングラデシュ	255.38	2.0
9	南スーダン	224.11	1.9	9	南スーダン	217.68	1.9	9	イエメン	221.92	1.8
10	バングラデシュ	219.53	1.9	10	タンザニア	214.79	1.9	10	タンザニア	204.81	1.6
10位の合計		3,493.75	29.9	10位の合計		3,351.79	29.2	10位の合計		3,112.26	24.8
二国間ODA合計		11,668.70	100.0	二国間ODA合計		11,461.20	100.0	二国間ODA合計		12,524.56	100.0

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

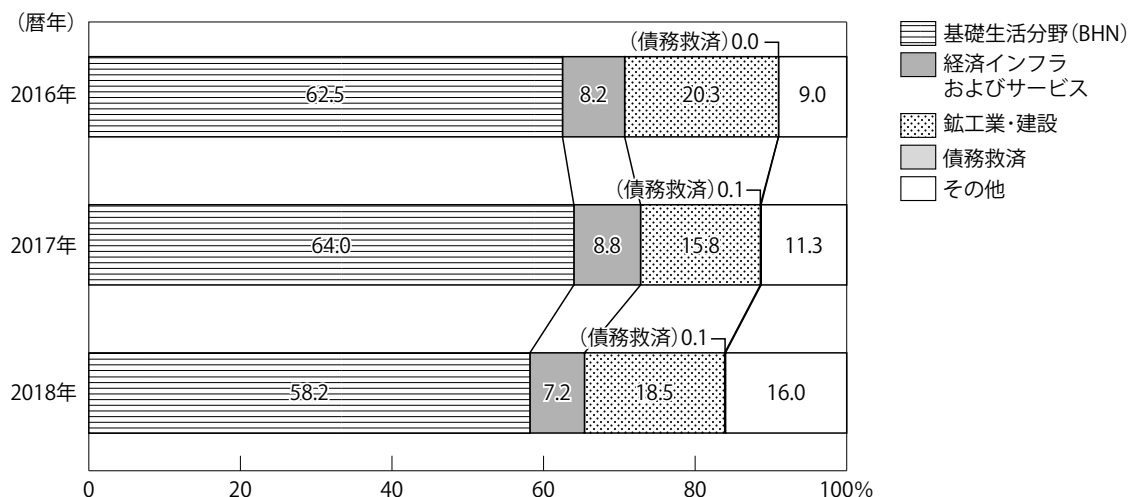
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

15 米国 (United States of America)

援助政策等

1. トランプ政権における開発協力の位置付け

2017年1月に発足したトランプ政権は、「米国第一主義」の政策のもと、世界中の米国民の安定・安全・繁栄のために米国の安全保障、経済利益および価値を推進することを重視している。政権発足以降、国務省^(注1)および米国国際開発庁 (USAID)^(注2)の外交・対外援助予算を前年比で2〜3割削減することを繰り返し求めてきたが、議会超党派の反対により予算削減は覆されてきた。2018年には、米国の海外インフラ投資の枠組みを支援・強化するためのBUILD法^(注3)が超党派で可決され、2019年末に新たな政府系金融機関として米国国際開発金融公社 (DFC)^(注4)が誕生した。同機関は、米国海外民間投資公社 (OPIC)^(注5)およびUSAIDの開発信用機関 (DCA)^(注6)の機能を集約し、開発協力政策の中で民間投資を促進する役割を担う。

2021年度の予算要求において、ポンペオ国務長官は、国務省およびUSAIDの外交課題の中で開発協力に関連するものとして、国際保健、人道災害、自由および民主主義の価値を共有しない国との競争を挙げ、米企業の海外投資を歓迎する環境づくり、民間部門関与の強化、対等で公正な競争市場の創造により、米国の経済成長を促進することを強調している。また、国際機関への他国の支援増加を求め、米国のリーダーシップを維持できる持続可能なレベルの分担金に再調整すること、ITおよび人道支援方法の改革を通じて、在外ミッションの効率を高め効果的に運用することを表明している。

2. 重点分野・地域

2019年12月末現在、対外援助を含む2021年度^(注7)の国務省・USAIDの予算要求(総額410億ドル、前年度比21%減、予算比+10億ドル)^(注8)は未承認であるが、開発協力に関連する主な予算は以下のとおり。

(1) 自由で開かれたインド太平洋地域

インド太平洋戦略支援のため、対外支援に15億ドル、外交的関与に5.96億ドルを費やし、各国による中国の融資の全費用の評価、米国の民間投資の促進、地域の安全保障協力の拡大、民主的で透明性が高く、俊敏でビジネスがしやすい米国モデルのガバナンス促進、同盟強化のための国際社会との連携を可能にする。

(2) 長期的な開発に対する米国のコミットメント強化

ア 強靱なパートナー構築 (5億ドル)

度重なる食料危機の根本原因解決のため、食料保障プログラムに5億ドル強を費やし、将来の人道的資金のニーズを削減する。

イ 自立促進のための資金調達 (1億ドル)

各国が説明責任を果たし、透明性のある効果的な方法で、独力で自国の開発資金調達能力を強化する。

ウ 女性の経済的エンパワーメントのグローバルな強化 (2億ドル)

女性のグローバルな発展と繁栄のイニシアティブ (W-GDP)^(注9)の支援に2億ドル(前年の2倍)を費やし、世界中のパートナー諸国の女性が完全に経済活動に参加できるようにする。

(3) 米国の道徳的および多国間リーダーシップの強化

ア 国際機関との連携

国際機関における米国のリーダーシップ、責任分担、および国際機関による説明責任を強化・促進する。当予算は安全保障上重要となる機関(核兵器の拡散制限、暴力的な過激主義との戦い、武力紛争、飢餓、貧困、感染症等の世界的な脅威に対する解決策を提示する組織等)に拠出する。また米国は、影響力とリーダーシップを発揮するために国連世界観光機関 (UNWTO) に再加入し、米国の利益に沿ったUNWTOイニシアティブに関与する。

イ 国際保健活動への対処 (66億ドル強)

大統領緊急エイズ救済計画 (PEPFAR)、世界エイ

注1：国務省 <http://www.state.gov/>

注2：米国国際開発庁 (USAID：U.S. Agency for International Development) <https://www.usaid.gov/>

注3：BUILD (Better Utilization of Investment Leading to Development) Act

注4：米国国際開発金融公社 (DFC：U.S. International Development Finance Corp) <https://www.dfc.gov/>

注5：米国海外民間投資公社 (OPIC：Overseas Private Investment Corporation)

注6：開発信用機関 (DCA：Development Credit Authority)

注7：2020年10月1日〜2021年9月30日

注8：2021年度予算要求 <https://www.state.gov/fy-2021-international-affairs-budget/>

注9：W-GDP (Women's Global Development and Prosperity Initiative) <https://www.whitehouse.gov/wgdp/>

ズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）、大統領マラリア・イニシアティブ等のグローバルヘルス保障活動など、米国が国際保健領域でリーダーシップを発揮できるよう、また、パートナー国（裨益国）の能力構築支援のために60億ドルを費やす。2020年度末までに最大13か国においてHIV/AIDS感染対策を実施する。さらに、グローバルファンドの第6次増資に6億5,760万ドル（3年間で最大33億ドル）を、Gaviワクチンアライアンスに2億9000万ドル（4年間で12億ドル拠出する一部）をそれぞれ拠出する。

ウ 強固で効率的な人道支援（60億ドル）

米国のグローバルな人道的リーダーシップを維持するため、柔軟に統合された新規の国際人道支援に60億ドルを要求。進化する人道的ニーズによりよく対応するためのシームレスな対応能力、国際的な責任分担の拡大、国連組織や他の実施機関が最適なパフォーマンスと説明責任を果たすなど、海外での人道支援を最適化するための複数の独立した分析による抜本改革を推進する。

(4) 米国の安全保障と経済利益の促進

ア 米国国際開発金融公社（DFC）の活用（5,000万ドル）

米国の支援を最大化するために外交政策目標を達成するツールとして、民間部門の関与を促進し、DFCに5,000万ドルを支出する。この投資は、同盟国およびパートナーの経済成長、米国の安全保障上の利益促進のため、民間部門の開発への関与、米企業、雇用、輸出の支援、開発効果の向上のために、民間資金調達を促進する。

イ 米企業を含む投資機会の改善

米国およびアフリカのパートナー間の双方向の貿易と投資を拡大し、相互繁栄を促進し、国務省およびUSAIDが注力している民間部門の関与を強化するために、Prosper Africa^(注10)に7,500万ドルを費やす。また、発電への民間投資を促進し、経済的パートナーシップの新たな機会創出のため、Power Africa^(注11)に7,700万ドル（前年比+700万ドル）を要求する。

3. 日米協力

日米はこれまでも同盟国として、開発協力、女性のエンパワーメント、国際保健、難民等の分野で、国際社会に対するそれぞれの貢献をより効率的・効果的なものとするための連携を継続してきた。その一環として、日米開発対話を高級実務者レベルでこれまで計3回開催し、日米が共同で取り組むべき開発課題、グローバルおよび地域的な課題への対応等について意見交換を実施してきた。2019年には、自由で開かれたインド太平洋等について、日米での対話を実施し、グローバルな課題の解決に向けた日米の協力について協議した。

実施体制

1. 米国国際開発庁（USAID : U.S. Agency for International Development）

米国の対外援助に関わる機関は、国務省をはじめ、実施に関わる財務省や農務省、保健福祉省、平和部隊など20以上あるが、二国間援助の実施において中心的な役割を担うのがUSAIDである。同庁は国務長官から総合的な外交政策のガイダンスを受ける独立した連邦政府機関であり、世界各地に経済援助、開発援助、人道支援を提供する。同庁は、海外事務所に多くのスタッフを配置し、援助案件の実施・管理をしている。2019年時点で、政府直接雇用職員3,551名、在外現地採用職員4,656名のほか、契約・短期職員等を含めて総職員は9,688名^(注12)。また、同庁はPVO^(注13)を重要なパートナーと位置付け、積極的に協働し、対外支援は最終的には終わらせるべきとの方針のもと、各国の政治・経済的自立を促す活動をしている。

2. ミレニアム挑戦公社（MCC : Millennium Challenge Corporation）^(注14)

2004年設立のミレニアム挑戦公社（MCC）は、理事会にて監査され、最高経営責任者（CEO）により運営されている。理事会は国務長官が議長を務め、財務長官、通商代表、USAID長官のほかに民間企業関係者が参加する。USAIDとは異なったアプローチで効率的に貧困支援を行うことを目的としており、職員は約300名の小さな組織。MCCIは、低所得国もしくは中所得国の中で、「良

注10 : Prosper Africa <https://www.trade.gov/prosper-africa>

注11 : Power Africa <http://www.usaid.gov/powerafrica>

注12 : https://www.usaid.gov/sites/default/files/documents/1868/USAIDFY2019AFR_508R.pdf

注13 : Private Voluntary Organizationの略称で、NGOを指す。

注14 : ミレニアム挑戦公社（MCC : Millennium Challenge Corporation） <https://www.mcc.gov>

い統治」、「経済的自由」、「市民への投資」を公約として
いる国々から市民の自由度、汚職規制、女性の初等教育
修了率、貿易政策などの指標（指標は毎年変更、公表）
を用いて被援助国を選定し、①理事会によって適格国と
認められた途上国に対する無償資金協力および、②近い
うちに適格国になり得る途上国を対象とした小規模の無
償資金協力を行っている。

3. 米国国際開発金融公社（DFC：U.S. International Development Finance Corp）

2018年に成立したBUILD法により、米国の開発課題お
よび外交政策の優先事項に対処する開発金融能力を強化
し、途上国に民間資本をもたらし近代的な連邦政府開発
銀行として2019年末に誕生。同公社は、途上国が直面
する最重要課題への解決策に資金提供するため、エネル
ギー、保健、重要インフラ、テクノロジーなどのセク

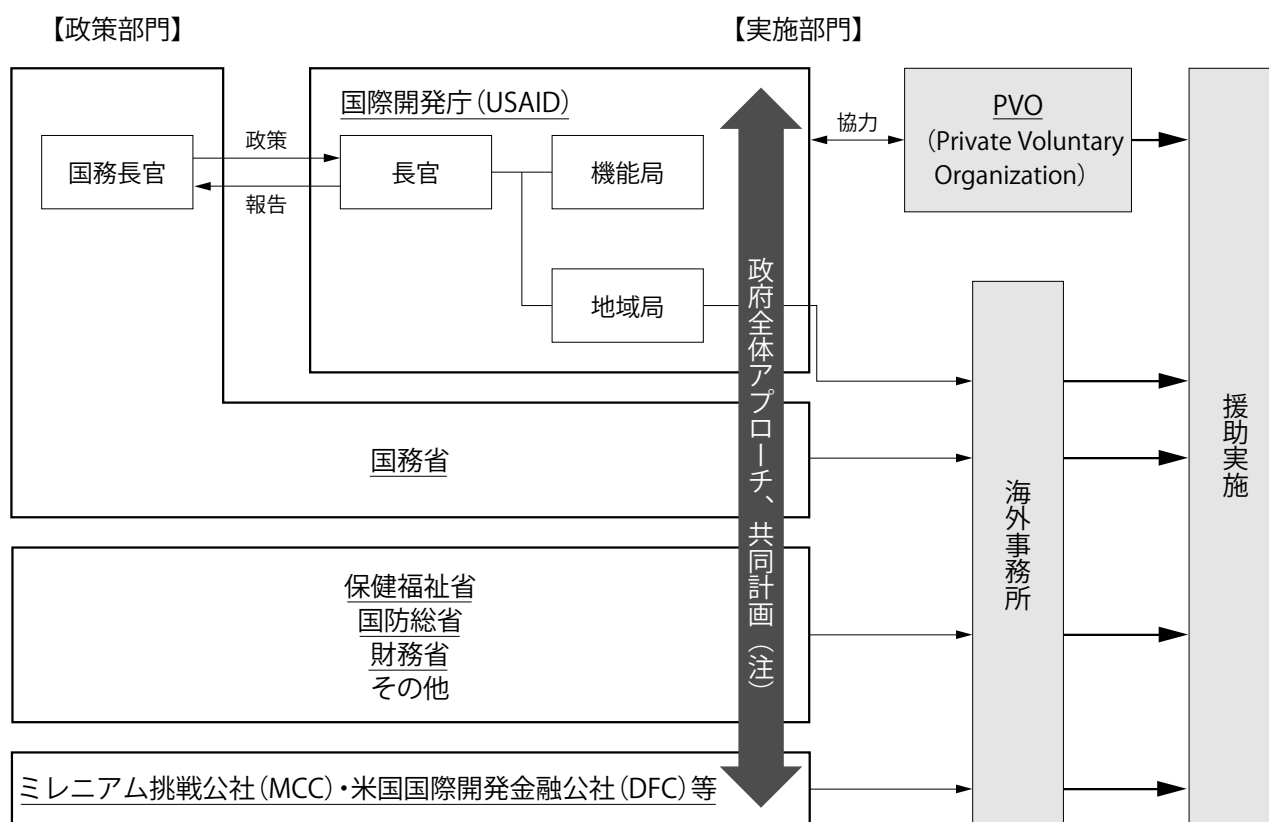
ター全体に投資する。さらに、新興市場における雇用創
出のために、中小企業や女性起業家など、DFC投資基準
を満たしたプロジェクトにも民間資金を投入する。

支援方法は、①エクイティおよび投資ファンド支援、
②中小企業対象の特定プログラムにより、最大10億ド
ル規模の25年返済の借款および保証による債券金融、
③不換通貨、政府による干渉、テロなどの政治的暴力に
よって引き起こされた損失に対し、最大10億ドルの政
治リスク保険の適用および保険債務引受能力向上のため
の再保険の提供、④開発効果における民間投資をより良
く引き付け、支援するため、実現可能性調査と技術支援
により、プロジェクトの特定と準備を加速させる。

● ウェブサイト

- ・米国国際開発庁（USAID）：<https://www.usaid.gov/>
- ・米国国際開発金融公社（DFC）：<https://www.dfc.gov/>

援助実施体制図



(注) 2009年より政府は、強力な方針指導の下、開発協力をより戦略的かつ統合的に実施していくために、省庁間の協働を推奨したり、組織横断的な業務に携わるスタッフの報奨制度を導入したりしている。この結果、MCC・政府／USAID間の共同計画要領などが策定され、いくつかの被援助国では既存のUSAIDの事業をMCCが受け継いだり、活動を補完したりする好ましい事例が発生している。

(1) 政府開発援助上位10か国

(支出総額ベース、単位:百万ドル、%)

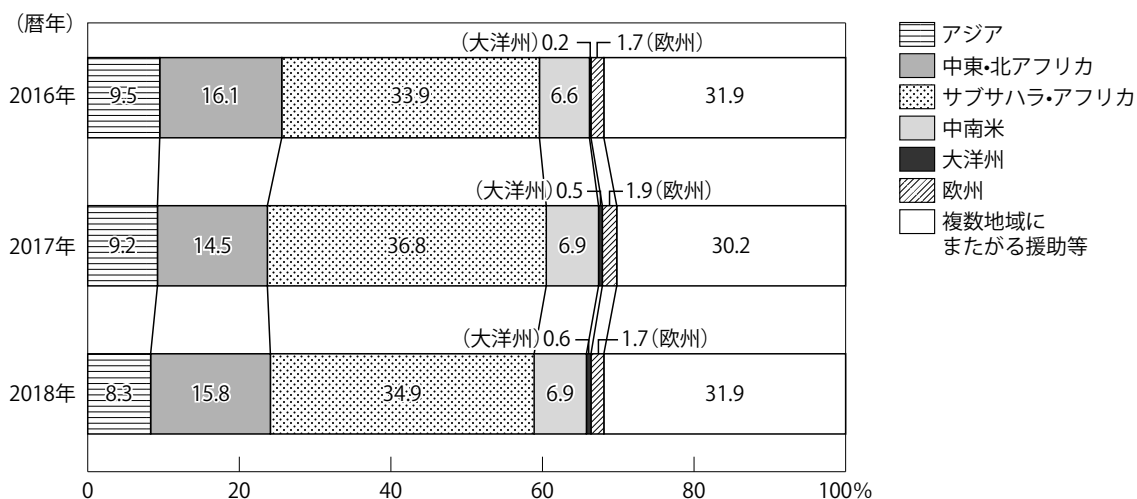
順位	国・地域名	2016年		順位	国・地域名	2017年		順位	国・地域名	2018年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	1,386.20	4.7	1	アフガニスタン	1,218.64	4.0	1	ヨルダン	1,141.32	3.7
2	ヨルダン	880.94	3.0	2	エチオピア	1,030.73	3.4	2	アフガニスタン	922.05	3.0
3	エチオピア	876.70	3.0	3	ヨルダン	902.64	2.9	3	ナイジェリア	845.80	2.8
4	ケニア	810.60	2.8	4	南スーダン	887.08	2.9	4	ケニア	834.70	2.7
5	[パレスチナ]	650.77	2.2	5	ケニア	861.38	2.8	5	エチオピア	823.39	2.7
6	パキスタン	638.61	2.2	6	ナイジェリア	729.22	2.4	6	シリア	696.85	2.3
7	シリア	637.71	2.2	7	ウガンダ	641.35	2.1	7	南スーダン	683.60	2.2
8	南スーダン	544.80	1.9	8	シリア	631.44	2.1	8	タンザニア	661.56	2.2
9	ウガンダ	540.32	1.8	9	タンザニア	600.80	2.0	9	ウガンダ	616.95	2.0
10	ナイジェリア	530.19	1.8	10	南アフリカ	597.65	1.9	10	イエメン	599.34	2.0
10位の合計		7,496.84	25.6	10位の合計		8,100.93	26.4	10位の合計		7,825.56	25.5
二国間ODA合計		29,257.92	100.0	二国間ODA合計		30,723.30	100.0	二国間ODA合計		30,667.66	100.0

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

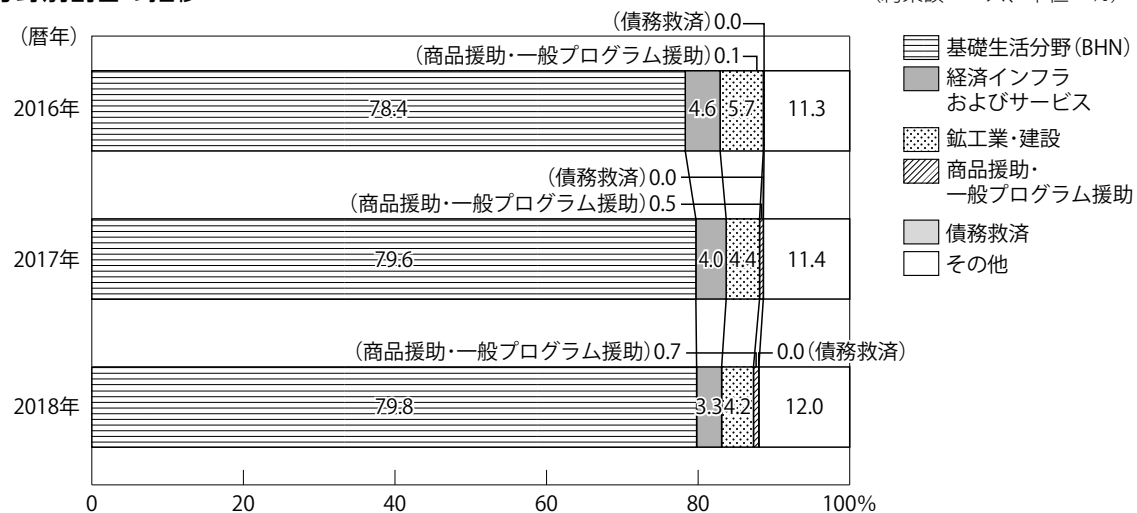
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

16 ブラジル (Brazil)

援助政策等

1. 基本方針

ブラジルによる開発援助は1950年代から行われているが、開発援助に関する基本法は存在しない。ブラジル応用経済研究所 (Ipea: Instituto de Pesquisa Econômica Aplicada) や外務省国際協力庁 (ABC: Agência Brasileira de Cooperação) 等がまとめた資料^(注1)によれば、ブラジル政府は「国際開発協力」として、①二国間協力、②多国間協力、③国際機関との三角協力、④カントリーグループ (詳細は3.(1)を参照) との協力、⑤他国との三角協力を実施している。

外交政策上、技術協力による開発援助を重視し、被援助国の住民の社会正義・生活水準の向上および持続的開発を優先課題とし、それらを達成するためのツールとして三角協力を実施している。また、相手国と政策協調、両国実施機関の能力強化、人材育成、技術の開発・普及等を基本的な目的として援助を実施している。

2. 援助規模

2015年～2016年の政府開発援助額をスキーム別に見ると以下の表のとおりである^(注1)。

(単位: 百万レアル)

	2015年		2016年		増減率 (%)
	金額	割合(%)	金額	割合(%)	
多国間協力	93.6	25.5	2,942.5	92.6	3,043.1
二国間協力	123.6	33.7	123.3	3.9	▲0.2
国際機関 との三角 協力	49.4	13.5	39.4	1.2	▲20.5
カントリー グループ との協力	72.5	19.8	43.6	1.4	▲39.9
分類不能	25.2	6.9	26.9	0.8	6.9
他国との 三角協力	2.2	0.6	1.3	0.04	▲39.8
合計	366.4 (約110.1 百万米ドル ^(注2))	100.0	3,177.1 (約910.0 百万米ドル ^(注3))	100.0	768.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2016年のブラジルの政府開発援助は、全体の92.6%を多国間協力が占めており、突出している。

3. 重点分野・地域

(1) 技術協力

技術協力の主な対象国および分野は、以下の表のとおりであり、ポルトガル語圏諸国への協力が大半を占める。分野別では、農業分野での協力が多い点が特徴である。特に、中南米におけるブラジルの主導的な役割、アフリカへの積極外交を背景に、中南米諸国やポルトガル語圏アフリカ諸国に対して、経済社会開発を目的とした地域コミュニティの能力強化にかかわる技術支援を推進している。ほかにも、熱帯・亜熱帯など多様な気候風土を持つことや、旧ポルトガル領であることによる言語・文化の共通点などの特性を活かしながら支援を行っている。

2005年～2016年の期間における連邦政府の技術協力への支出は、2009年に大幅に増加した後、2010年1億170万レアル (約5,781.7万米ドル^(注4)) をピークにして、2011年から減少に転じた。2013年には微増するも、2014年～2016年の支出額は合計1億5,760万レアル (約4,514.1万米ドル^(注3)) に留まっている。2014年～2016年の期間、連邦政府の88機関が計128か国と4つのカントリーグループ (「ポルトガル語諸国共同体」、「ポルトガル語公用語アフリカ諸国^(注5)」、「南大西洋平和協力地帯」、「メルコスール」) において技術協力を通じた活動を行った。連邦政府の支出は二国間・複数国間援助、地域活動 (セミナーの開催等)、国際・地域機関向けなどに分類される。2014年～2016年の合計支出額のうち、64%に相当する1億170万レアル (約2,913.0万米ドル^(注3)) が、外務省国際協力庁の資金により実施された。二国間・複数国間では、とりわけサントメ・プリンシペやポルトガル語圏諸国におけるプレゼンスが際立っている。地域活動ではアフリカが突出しており、アジアにおけるプレゼンスは、東ティモールを除いてほとんどない。

注1: 「Cooperação Brasileira para o Desenvolvimento Internacional 2014-2016 (国際開発のためのブラジルの協力2014-2016)」(Ipea, ABC等、2018年)

注2: レアル/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2015年レートを適用。

注3: レアル/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2016年レートを適用。

注4: レアル/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2010年レートを適用。

注5: ポルトガル語を公用語とするアフリカ諸国で構成される組織。上述の128か国の構成メンバー国のカウントとは別に、同組織に対する予算が計上されている。

順位	対象国上位10か国 (2014年～2016年の合計)	金額比(%)
1	サントメ・プリンシペ	17.3
2	モザンビーク	9.8
3	ギニアビサウ	9.4
4	ベナン	6.6
5	東ティモール	6.0
6	ウルグアイ	5.3
7	アルジェリア	3.9
8	カーボベルデ	3.8
9	セネガル	3.5
10	ハイチ	3.4
	その他	30.9
合計		100

*四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

また、技術協力の実施に当たり、ブラジルは、日本をはじめとする先進国をパートナーとする三角協力を推進している。三角協力は、ブラジルが援助国としての技術移転能力を強化していくための重要な手段として期待されている。現在では日本のほか、イタリア、スペイン、イスラエル、エジプト、米国、ドイツ、オーストラリア、英国といった諸国や国連食糧農業機関（FAO）、国連世界食糧計画（WFP）、UNESCOといった国際機関との間で、三角協力をを行っている。

(2) 無償資金協力（人道支援）

2005年～2012年、ブラジルの人道支援向けの支出は全体的に増加傾向にあった。しかし、2013年には2億1,470万レアル（約9,958.3万米ドル^(注6)）から4,680万レアル（約2,170.7万米ドル^(注6)）に急落した。2011年～2013年の支出額のうち、96.2%は国際飢餓対策室（CGFome）を通じて、3.8%は保健省を通じて援助が行われた。なお、2014年～2016年の無償資金協力に関する支出額は公表されていない。

(3) 国際機関への拠出

2014年～2016年の期間、ブラジルは16億5,067万レアル（約4億7,279.5万米ドル^(注3)）を120の国際機関に対して拠出した。そのうち、93%（15億3,966万レアル〈約4億4,099.9万米ドル^(注3)〉）は国連、世界保健機関（WHO）、国際原子力機関（IAEA）、FAO等に拠出されている。

2014年～2016年の合計拠出額の内訳は以下のとおり。

(単位:百万レアル)

	金額	割合(%)	代表的機関と金額
国連機関等への分担金・拠出金	1,539.7	93.2	国連予算 780.0 WHO 91.8 IAEA 71.2 FAO 70.3
国際裁判所	81.0	4.9	国際刑事裁判所 48.0 旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷 17.9
平和維持活動	30.0	1.8	
合計	1,650.7（約472.8百万米ドル ^(注3) ）	100.0	

*四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との開発協力

日本とブラジルは、2000年に開発協力のパートナーシップ・プログラム（JBPP：Japan-Brazil Partnership Programme）を締結し、以来、この枠組を通じて、日・ブラジル双方の開発方針に合致する分野において、中南米やポルトガル語圏アフリカ諸国に対し、三角協力を実施している。

実施体制

1. 援助担当機関の業務分担

開発援助を総合的に担当する省庁は無く、スキーム別に各省庁・部局が個々の援助案件を担当している。技術協力については外務省国際協力庁が、人道支援については外務省国際協力庁、社会問題課および国際連合課が所管している。また、科学技術協力については科学技術革新通信省が担当し、農務省等関係実施機関と連携しながら援助を実施している。

国際機関への拠出については各関係省庁が担当しており、特に経済省が世界銀行、米州開発銀行（IDB）およびアフリカ開発銀行（AfDB）等の国際開発金融機関を担当している。

2. 外務省国際協力庁

技術協力を担当する外務省国際協力庁は外務省の外交政策に則り、かつ政府各部門の国家計画・プログラムにより策定される国家優先課題に従い、ブラジルと協力相手国との国際協力協定の範囲内で活動を行っている。

注6：レアル/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2013年レートを適用。

外務省国際協力庁は次の部門により構成されている。

- ① アフリカ、アジア、オセアニア技術協力総合調整室
- ② ラテンアメリカ、カリブ、欧米技術協力総合調整室
- ③ 多国間技術協力総合調整室
- ④ 先進国パートナーシップ・技術協力総合調整室
- ⑤ 人道協力総合調整室、

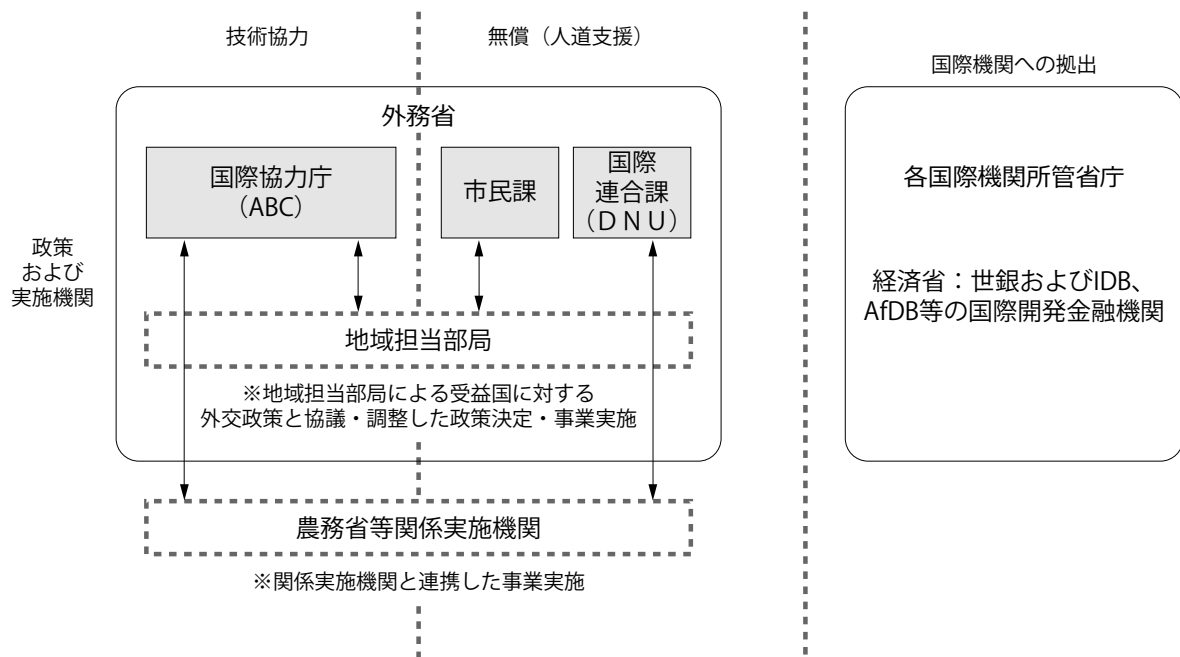
- ⑥ 企画・管理・予算・広報総合調整室

なお、在外拠点として、在外公館に技術協力担当官を配置している。

●ウェブサイト

・外務省国際協力庁：<http://www.abc.gov.br>

援助実施体制図^(注7)



注7：2020年1月現在

17 中国(China)

援助政策等

1. 基本政策・理念

中国は1950年より対外援助を実施しており、2020年は対外援助70周年に当たる。自国による援助を開発途上国間の相互支援（南南協力）と位置付け、先進国によるODAと一貫して差別化している。1964年に周恩来首相（当時）が発表した「対外援助8原則」（平等互惠、主権尊重、内政不干渉等）を基本原則としている。

2. 対外援助関連法規・体制

従来、中国の対外援助は、中国商務部が2014年11月15日に公布した「対外援助管理弁法（試行）」（同年12月15日に施行）および2016年1月8日に施行された同管理弁法（試行）の関連規則に則って実施されてきた。商務部（対外援助司）が主管となり、外交部、財政部、中国輸出入銀行等と部門間調整システム等を通じて協議しながら、対外援助政策や資金計画等を作成してきた。

2018年3月、第13期全国人民代表大会第1回会議において、「國務院機構改革方案」が審議・採択され、商務部の対外援助業務に関する職責および外交部の対外援助協調等の職責を統合し、國務院直屬機関として国家国際発展合作署を設置することが決定された。これは、対外援助を大国外交の重要な手段とし、対外援助戦略の制定・調整、その一元的管理、援助方式の改革を強化するためとされている。

2018年11月12日、国家国際発展合作署は、「対外援助管理弁法（意見募集稿）」を公表し、パブリック・コメントを募集した。同管理弁法（意見募集稿）によると、同署の職責は、対外援助戦略の方針、企画、政策の制定、対外援助にかかる重大な問題に関する調整・提言、対外援助方式の改革の推進、対外援助プロジェクトの確定および実施状況の監督・評価等であるとされているほか、対外援助の具体的なプロジェクトの実施は引き続き関連部門によって分担されるとされている。なお、同管理弁法の最終版はまだ発表されていない（2019年12月

末時点）。

3. 援助規模・実績

中国商務部は、2014年7月、2011年に引き続き2版目となる「対外援助白書」を発表し、対外援助の概観と実績を示した。同白書は中国の対外援助について、政策方針、資金、対象分野、援助方式、援助内容および地域協力メカニズムや多国間組織との連携等について記述している。一方、国別・地域別の供与情報や供与条件など詳細なデータは含まれていない。また、国際的に信頼・比較可能な統計情報は明らかではなく、全体像・詳細は不明なるも、財政部の発表によると、2018年の対外援助支出は決算ベースで204億8,300万元（約30億米ドル^{（注1）}）、対前年比21.2%増。内訳は不明^{（注2）}。

中国商務年鑑によれば、2018年、中国政府は各種の援助プロジェクト2000余りを実施し、約160か国の高級官僚および技術人材約5万人を対象とした人材育成プロジェクトを実施。

4. 援助の形態・分野

「対外援助管理弁法（意見募集稿）」によれば、援助形態は無償援助、無利子借款、優遇借款の3種類^{（注3）}、主たる実施手法としては①パッケージ型プロジェクト^{（注4）}、②物資援助、③技術協力、④人材育成協力、⑤ボランティア派遣が挙げられている。そのうち、⑤ボランティア派遣は、「対外援助管理弁法（意見募集稿）」では④人材育成協力の一部に位置付けられている。

5. 重点分野

(1) 対アフリカ援助

中国は援助の対象として伝統的にアフリカを重視。2018年9月の中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）北京首脳会合の開幕式における基調演説で、習近平国家主席は①産業促進行動、②インフラ連結行動、③貿易円滑化行動、④グリーン発展行動、⑤キャパシ

注1：中国元/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

注2：財政部発表「2018年全国一般公共予算支出決算表二、外交支出中の対外援助」による。

注3：「対外援助管理弁法（意見募集稿）」によると、無償援助は、主に貧困対策、民生、社会福祉、公共サービス、人道主義等の分野の援助に使用される。無利子借款は、主に公共施設整備、工業農業生産等に使用される。優遇借款は、経済的利益のある生産型プロジェクト、資源エネルギーの開発プロジェクト、比較的大規模なインフラプロジェクトの建設等に使用される。

注4：「対外援助管理弁法（意見募集稿）」によると、施工、組立て、試験生産に至るまでの工程のすべて、またはその一部を組織、指導することを通じて、被援助国に対し生産・公共サービス等をパッケージとした設備と施設を提供し、また、長期的な品質の保証のある技術サービスの提供も含めたプロジェクト。

ティービルディング行動、⑥健康・衛生行動、⑦人文交流行動、⑧平和・安全保障行動の「8大行動イニシアティブ」を発表し、150億米ドルの無償援助、無利子借款および優遇借款の供与、200億米ドルの与信枠の提供、100億米ドルの「中国・アフリカ開発性金融特別基金」およびアフリカからの輸入貿易に対する融資のための50億米ドルの特別基金設立の支援、中国企業による今後3年間の対アフリカ投資の100億米ドル以上への推進の計600億米ドル^(注5)の新たな支援を発表した。

2019年6月、北京にて北京首脳会合の成果を実施に移すための調整者会合が開催され、8大行動と600億米ドルの資金は順に用途を決められつつあること、インフラ施設の建設や大規模建設プロジェクトが進展していることを確認。また、同月、習近平国家主席はG20大阪サミットの間に中国・アフリカ首脳会合を主催し、アフリカに対するコミットメントを約束通り実行し、引き続きアフリカの発展を支持する旨を述べた。

(2) 緊急人道援助

国家国際発展合作署のウェブサイトによれば、中国は2018年に、ソマリア、ケニアの洪水、コンゴのエボラ出血熱、スリランカの土石流、ラオスの堤防決壊、インドネシアの地震・津波に対し、緊急人道援助を実施した。2019年には、モザンビーク、ジンバブエ、マラウイの熱波被害に対し、またイランの洪水に対し、緊急人道援助を実施した。

6. 他国・機関との連携

習近平国家主席は、2015年国連創設70周年の一連のサミットの中で、「南南協力援助基金」、「南南協力と発展学院」などを含む対外政策を発表。「南南協力援助基金」は開発途上国のSDGs実施を支援することを目的とし、南南協力の表れであるとされている。2017年5月の「一帯一路」ハイレベルフォーラムにおいて、習近平国家主席は同基金への10億米ドルの増資を表明。国家国際発展合作署のウェブサイトによると、2019年には「南南協力援助基金」により、二国間もしくは国際機関(ICAQ、UNDP、WFP、UNIDO、UNICEF、WHO)を通じて支援プロジェクトを実施した(プロジェクトの多く

はアフリカ諸国に対する支援)。また、2016年4月には「南南協力と発展学院」を北京大学に開設。同学院は中国および他の開発途上国のガバナンスの成功例の共有ならびに高位の政府人材の育成を目的としている。2019年6月に博士課程第一期生および修士課程第三期生の卒業式を実施。同学院は開設以降、三期の修士生と博士課程の学生を受け入れ、50数か国から150名余りの学生が学んだ。

また、国家国際発展合作署ウェブサイトによると、2019年には同署はスイスとの間で協力覚書に署名したほか、英、仏、ノルウェー、EUとの間で、対外援助プロジェクトの評価方法や、気候変動、衛生、食の安全、人材育成等の分野における第三国協力等について協議を実施した。このほか、同署は、ゲイツ財団との間で、2018年の覚書に基づいて実施する農業、衛生等の分野でのプロジェクトについて協議を行っている。

同署は2019年5月、日本との間で日中開発協力政策局長級協議を開催し、開発協力政策や体制、監督・評価、他国や国際機関との協力の実績等について情報交換を行い、開発分野における今後の協力につき意見交換を行った。また、同年12月にも国家国際発展合作署政策企画司長が援助に関する法律・制度の調査のため訪日し、外務省・JICA関係者と日中双方の開発協力関連制度等について意見交換を実施した。

7. 開発に関係する、その他のイニシアティブ等

(1) 中国は、「一帯一路」構想を提唱し、2014年12月、インフラ・資源開発・産業協力および金融協力等のプロジェクトへの支援を目的とするシルクロード基金を設立した。2017年5月、習近平国家主席は北京で開催された第1回「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラムにおいて、今後3年間で「一帯一路」建設に参画する開発途上国および国際組織に対し、600億元(約88.8億米ドル^(注1))の援助を提供し、さらに多くの民生プロジェクトを実施することを宣言した。また、2019年4月に開催された第2回「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラムでは、習近平国家主席が基調講演において「質の高い発展」、「普遍的に受け入れられている国際ルール・基準」や「ビジネスと財政の持続

注5：2015年12月の第5回FOCACヨハネスブルク首脳会合の開閉式における習近平国家主席による基調演説でも同額600億米ドルの支援拠出が表明されている。内訳は、無償資金・無利子借款：50億米ドル、優遇借款・クレジットライン等：350億米ドル、中国アフリカ開発基金への拠出：50億米ドル、アフリカの中小企業支援のための特別融資：50億米ドル、中国アフリカ生産能力協力基金への拠出：100億米ドル。他方、同支援の中には中国企業による投資は含まれていなかった。

可能性確保」等の重要性について言及したほか、フォーラムにあわせて開催された企業家大会では640億米ドル強の関連協力プロジェクトが署名された。

(2) 中国はアジアインフラ投資銀行（AIIB）の設立を主導し、2015年12月に設立協定が発効した。これまでに102か国が批准書を寄託し、加盟国となった（2020年1月末時点）。2016年1月の創立総会以降、2020年1月末までに64件（122.4億米ドル）の融資案件が理事会において承認されている。

(3) 習近平国家主席は、2017年9月に行われたBRICS首脳会議において、5億元（約0.7億米ドル^(注1)）の第一期BRICS諸国経済技術協力交流計画を設定する等の開発協力実務施策を宣言。また、2018年6月、中国・青島市で中国が議長国として開催された上海協力機構（SCO）加盟国首脳理事会第18回会議において、『上海精神』を発揚し、運命共同体を構築する」と題した

重要講話を発表し、SCO銀行連合体の枠内における300億元（約45.3億米ドル^(注1)）の人民元等価特別融資の設立、今後3年間での加盟各国に対する3,000人分の人的資源開発養成枠の提供を宣言した。

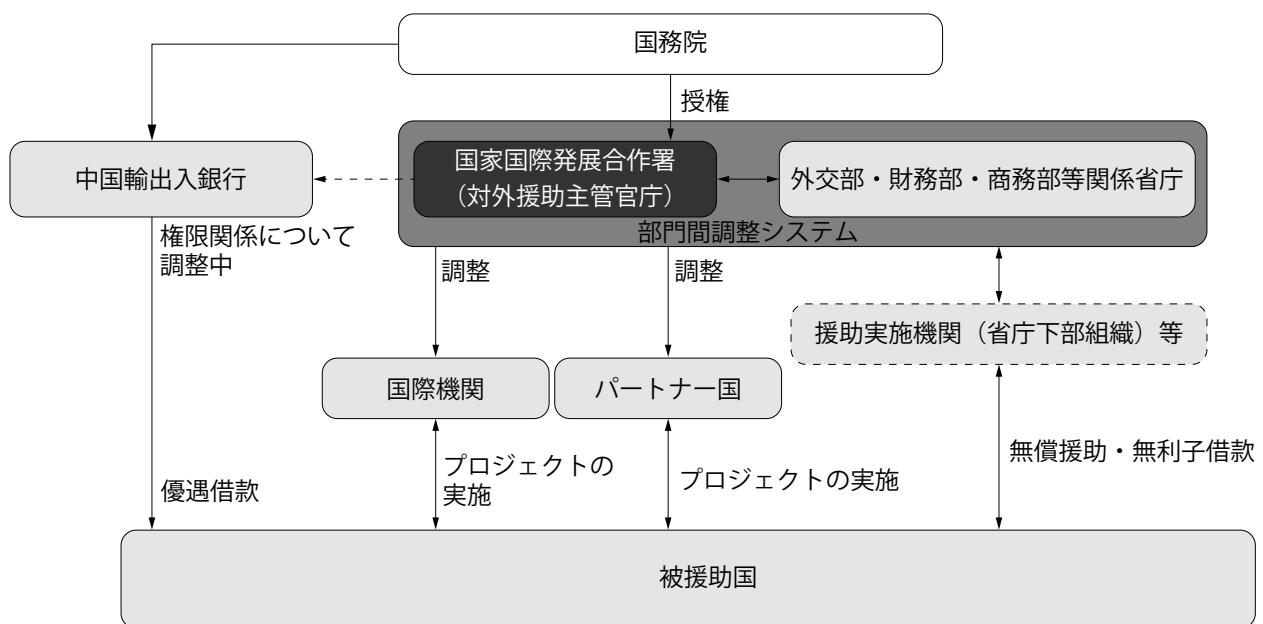
● ウェブサイト

- ・ 中華人民共和国商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>
- ・ 中華人民共和国国家国際発展合作署：
<http://www.cidca.gov.cn/>
- ・ 中華人民共和国財政部：<http://www.mof.gov.cn/gkml/>

● 参考資料

- ・ 2011年度版対外援助白書
- ・ 2014年度版対外援助白書
- ・ 2019年商務年鑑

援助実施体制図



18 インド (India)

援助政策等

1. 基本政策

インドはDACメンバーと異なり、ODAではなく、開発協力 (Development Partnership) という名のもと、開発援助を実施している。開発の主な手法には、信用枠供与による政府間融資、無償支援、能力開発、災害援助などがある。

2. 援助規模

2018年度の修正予算では、インド外務省の予算として、647億ルピー (約9.5億米ドル^(注1)) が外国への経済協力として計上され、うち597億ルピー (約8.7億米ドル^(注1)) (92%) が無償資金協力、50億ルピー (約0.7億米ドル^(注1)) (8%) が有償資金協力となっている (付表参照)。

3. 援助地域

対象国は、近隣諸国や東南アジア、アフリカを中心としてきたが、カリブ諸国、中南米、モンゴル、太平洋諸島諸国などにも拡大している。2018年度には、ブータン、アフガニスタン、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、ミャンマー、モルディブ等近隣諸国に対して援助額の約75%が供与され、残りの約25%はアフリカ諸国、中央アジア諸国、中南米諸国等の地域を対象としている。最大の援助対象国は、近隣諸国の中でもインドとの関係が特に強く、インドが重要視しているブータンであり、2018年度には全援助額の約39%を占める251億ルピー (約3.7億米ドル^(注1)) (うち無償資金協力約201億ルピー (約2.9億米ドル^(注1))、有償資金協力約50億ルピー (約0.7億米ドル^(注1))) がブータン援助に支出され、インドはブータンにとって最大の二国間援助供与国となっている (付表参照)。

4. 開発援助内容

(1) 信用枠供与による政府間融資 (LOC : Lines of Credit)

LOCは、近年インドの開発援助の主要な手段となっている。従来はインド財務省から被援助国政府に対して財政援助を直接行っていたが、2004年から政策変更し、政府の指示によりインド輸出入銀行 (EXIM Bank : Export Import Bank of India) を通じて信用枠供与 (ク

レジットライン) を与えることとした。クレジットラインの範囲内で政府間貸付が行われる。クレジットラインに関するガイドラインはIDEAS (Indian Development and Economic Assistance Scheme) としてまとめられており、2015年12月に改訂されている。供与される金額のうち、75%はインドからの物資やサービスの購入に充てられる (10%を超えない範囲で緩和される場合がある)。

過去、264億米ドルが269のクレジットラインとして設定されている^(注2)。そのうち112億米ドルがアフリカ諸国向け、144億米ドルがアジア諸国向け、8億米ドルが中南米、オセアニア、独立国家共同体の各国向けである^(注2)。

2018年度は、ブルンジの議会建設、エチオピアの送電網整備、モーリシャスの防衛機器調達、ルワンダの経済特区整備、ウガンダの農業・酪農インフラ整備、ジンバブエの給水設備・火力発電所建設、モザンビークの給水設備・鉄道車両調達、コンゴ民主共和国の太陽光発電所建設、ウズベキスタンの住宅・社会インフラ整備などへのLOCを拡大した。また、モンゴルの石油精製プロジェクト、バングラデシュの鉄道建設、ネパールの道路建設への支援を新たに立ち上げた。

(2) 近隣諸国やアフリカ諸国等への無償支援

近隣諸国を対象とした無償支援は、道路・橋梁、水路、送電網、発電等のインフラ整備から、能力開発、教育、ヘルスケア、農業、コミュニティ開発まで、幅広い分野に及ぶ。

アフガニスタンとは、2017年9月に「新開発パートナーシップ」を結び、国会議事堂やダム建設などの主要プロジェクトがここ数年で完成したほか、干ばつに対する緊急食糧支援、アフガン全土でのハイ・インパクト・コミュニティ開発プロジェクトを通じた、教育、健康、農業、灌漑、飲料水、再生可能エネルギー、治水、マイクロ水力発電、スポーツ振興などを支援している。また、能力開発のもと、大規模な奨学金プログラムを実施している。

ミャンマー向けの案件には、地域連結性を高めることを目的としたインドとミャンマーの港湾をつなぐ道

注1：ルピー/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2018年レートを適用。

注2：インド外務省アニュアルレポート2018-2019

路事業や、タイとミャンマーとインドをつなぐ高速道路事業などが挙げられる。そのほか、IT、病院、農業等の分野でも支援を実施している。対ネパール支援で重要なのは国境の警備設備や鉄道建設、医療機器の供給である。スリランカ向けの援助については、同国の優先度に応じて実施され、病院建設、文化センター建設、寺院再建などがある。モルディブ向けの案件としては、総合トレーニングセンター建設、90年代にインドの支援で建設された病院のリノベーション、警察や防衛省の建物建設などがある。モーリシャス^{注3}向けの案件は、地下鉄・住宅・病院建設、教育関連の支援などがある。

アフリカへの支援はここ10年で拡大しており、インド・アフリカ・フォーラム・サミット（2008年、2011年、2015年開催）にて支援拡大が確認されている。主な無償支援として、アフリカ9か国へのマハトマ・ガンジー・コンベンション・センターの建設、南アフリカでの技能開発センター、セネガルでの起業・技能開発センター、タンザニアでの事業開発センターの設立、マリとタンザニアでの救急車の供与、ソマリアへのバス供与、リベリアへの医療機器・CTスキャンの供与などが挙げられる。

(3) 能力開発

能力開発は、インド技術経済協力プログラム（ITEC：Indian Technical and Economic Cooperation Programme）に基づいて実施される。同プログラムには、英連邦アフリカ援助特別計画（SCAAP：Special Commonwealth Assistance for Africa Programme）およびコロボプランにおけるインドの能力開発貢献分も含まれる。2018年度は、161か国のパートナー国から、年間約11,000人の研修生をインド国内に受け入れ、IT、行政学、教育、中小企業、起業、農村開発、再生エネルギーなど約370の研修を実施した。アフリカからの研修生の受入れは2015年度の約3,400名から2018年度は約4,800名へと増加している。また、2018年3月に設立された国際太陽光同盟（International Solar Alliance）の加盟国の165名に対し、太陽光エネ

ルギーに関する研修を実施した。軍関係者向けの研修も実施しており、2018年度は約2,200名を受け入れた。

インド人専門家の国外派遣も実施しており、2018年度には情報通信技術、災害管理、考古学、アーユルヴェーダ（伝統医学）、サイバー能力開発等の分野において、52人のインド人専門家を開発途上国に派遣した。

(4) 災害援助

2018年度は被災国への支援を拡大し、以下の国々に対する支援を行った。

医薬品：モザンビーク、シリア、イエメン、ソマリア、ウガンダ、タンザニア、マダガスカル、エスワティニ、ケニア

食料品：バングラデシュ、シリア

実施体制

開発援助は2012年に設立されたインド外務省開発協力管理局（DPA：Development Partnership Administration）を中心に実施されている。DPA第1課はIDEASスキームのもと、インド財務省と連携し政府間融資（LOC）を担当している。特にバングラデシュ、ネパール、ブータン向けLOCについては外務省が責任を有する（その他の国向けのLOCは財務省経済局）。DPA第2課は、ITECプログラムを所管しているほか、人道支援を担当している。DPA第3課はアフガニスタン、バングラデシュ、ネパール、モルディブ、モーリシャス、ミャンマー、スリランカ向けの無償支援を担当する。

そのほかに対外援助を担当する主な機関として、財務省経済局多国間関係課（UNDP等）、同局国際機関課（ADB、世界銀行との関係等）、同局二国間協力課（各国への信用供与＝クレジットライン）が挙げられる。

●ウェブサイト

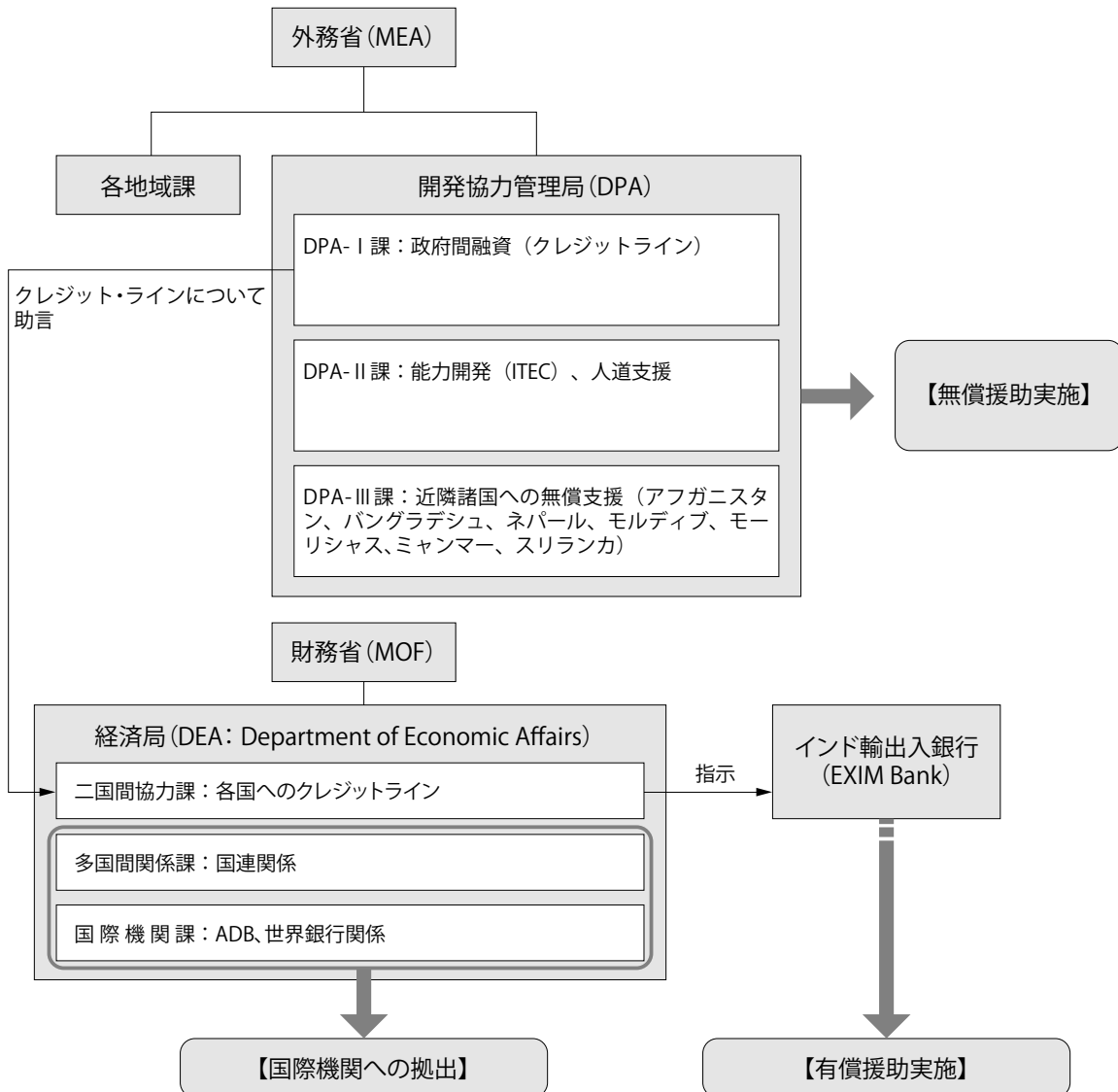
・外務省開発協力管理局（DPA）：

<https://mea.gov.in/development-partnership-administration.htm>

・ITEC：<http://itec.mea.gov.in/>

注3：モーリシャスはアフリカに属しているが、印僑が多い国であるため、インド政府は同国を近隣諸国として扱っている。

援助実施体制図



19 インドネシア (Indonesia)

援助政策等

1. 基本方針

インドネシアの対外援助は、1955年のアジアアフリカ会議を精神的支柱に据えつつ、1980年代から継続的に実施されてきた。自国の開発目標との調和、相互信頼・利益、自主独立と連帯がその基本原則である。途上国間の南南協力は、先進国から途上国への従来型援助を代替するものではなく、補完するものと位置付け、インドネシアの経験を活かした知識や専門的見地からの助言を共有する（knowledge sharing）との姿勢が強調されている。

現時点でインドネシアに開発協力に関する基本法は存在しないが、現行の長期国家開発計画（2005～2025年）に国家開発の使命が明記され、二国間・多国間を問わず様々なチャネルでの国際協力が奨励されている。また近年は、国際的地位を高める外交ツールとして、南南協力の有効性に一層関心が向けられるようになった。なお、従来の援助国・機関と協調して第三国を支援する三角協力についても、インドネシアは南南協力を拡充する手段として積極的な採用に努めている。さらに、2018年10月18日に「外国政府及び機関への無償資金供与に関する2018年政令第48号」が制定され、無償資金協力が援助手法に加わった。

インドネシアは、東南アジア唯一のG20メンバーとして国際社会での役割を拡大してきた。また、釜山ハイレベルフォーラムのフォローアップ枠組みである「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ（GPEDC）」運営委員会と、2012年7月に立ち上げられたポスト2015年開発アジェンダのハイレベルパネルの双方で共同議長を務めた。

同国は被災国としての経験を活かし、人道支援および防災面での協力にも力を入れており、2014年7月には、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）世界人道サミット北・南東アジア地域準備会合を日本と共催している。

インドネシアは、新興国の立場から援助協調の議論で発信を続け、また中進国としての責務および自国の経済成長へのインパクトにも動機付けられ、開発協力への関与の度合いを強めている。この方針は2014年に発足したジョコ・ウィドド政権にも踏襲されており、中期国家開発計画（2015～2019年）や政権公約では南南協力における戦略性の強化が謳われたほか、2015年4月にイン

ドネシアが主催したアジアアフリカ会議60周年記念会合では、社会正義や公平性の実現のために引き続き開発援助に取り組んでいくとの力強いメッセージが表明された。2019年に発足したジョコ・ウィドド第二期政権においても、中期国家開発計画（2020～2024年）の中で南南・三角協力を含む経済外交の強化が謳われると見込まれている。

2. 援助規模

政府発表によれば、2000～2015年の間に計約5,740万米ドルの国家予算が南南・三角協力のために支出された（ただし内訳・詳細は不明）。2016年は約1,508万米ドル（内、国家予算が約1,504万米ドル、ドナー機関からの拠出金が約4万9,000米ドル）が同協力のために支出された。2017年以降の支出額は公表されていない。

3. 重点分野・地域

①開発、②経済、③グッドガバナンスの3分野が重点分野とされている。2018年の実績では南南協力として59の事業が実施され、72カ国から1,313名の参加を得ており、経済（20.0%）、ジェンダーおよび家族計画（17.0%）、農業（13.5%）、保健（13.5%）といった分野に事業の多くが充てられている。

1982年以降、インドネシアは外国人研修生や学生の国内受入れ、インドネシア人の専門家や実習生の被援助国への派遣および奨学金の給付なども行っており、その分野は家族計画、エネルギー関連、社会公共サービス、公共事業、農業、航空、金融と多岐にわたっている。これまでアジア、大洋州、アフリカ、中南米の120以上の国から、延べ6,000名以上がインドネシアの技術協力プログラムに参加した。

事業数で見た場合の2018年の援助先上位3か国は、東ティモール（20事業）、バングラデシュ（10事業）、スリランカ（10事業）である。フィジーやパプアニューギニア等の太平洋島嶼国やパレスチナにも協力を続けている。国数で見た場合の援助先上位3地域は、アフリカ（26か国）、アジア（19か国）、中東（11か国）である。

4. インドネシア南南・三角協力の拡充計画

既述のとおり、インドネシアは対外援助に関する基本法を持たないが、2025年までの長期国家開発計画期間

を3期に分け、南南・三角協力を拡充する方針である。

インドネシアが実施する南南・三角協力に対して、従来の援助国・機関の期待は概して高く、日本、ドイツ、米国、ノルウェー、また国際機関としてはUNDP等が、新興援助国としてのインドネシアの能力強化に協力している。日本は南南協力の年次報告書作成にも協力している。

インドネシアの知識や経験に着目し、三角協力のパートナーとしてインドネシアの参画を求める機関も多く、近年ではイスラム開発銀行 (IsDB) 等のアプローチが注目される。

実施体制

2011年の国家開発企画庁長官令第67号に基づき、国家南南・三角協力調整チーム (National Coordination Team on South-South and Triangular Cooperation) が組織され、同チームに名を連ねる関係省庁 (国家開発企画庁、外務省、財務省、国家官房) の合議制によって、一体的な南南・三角協力の実現が目指されることになった。2017年1月に南南協力事業を外務省が統括することとなり、同調整チームも同年4月に外務大臣令第83号に基づき、国家南南協力調整チーム (National Coordination Team of South-South Cooperation) として再編成され

た。同チームは、「運営委員会」、「実施チーム」、「事務局」の3層から構成されており、被援助国、事業実施機関、三角協力のドナー等との関係を調整し、南南・三角協力の統一的窓口として機能することを目指している。

一方、2019年10月に財務大臣規則第143号により、インドネシアの国際開発援助機関としてインドネシア国際開発庁 (Indonesian AID : Indonesian Agency for International Development) が財務省傘下に設立された。Indonesian AIDは、「国際開発協力基金」の管理・運用を行い、その運用益 (利子を含む) を南南・三角協力 (国際協力) の事業予算として拠出する。対象事業は、技術協力事業と無償資金協力事業。当該基金には既に3兆ルピア (約2億1,072万米ドル^(注1)) が払い込まれている。Indonesian AIDには財務・総務局と基金投資・予算配分局が設置されている。今後、Indonesian AIDのための運営委員会が設立される予定。外務省、財務省、国家官房、国家開発企画庁で構成され、各省庁と連携し、協力案件の計画立案と管理を担当する予定。

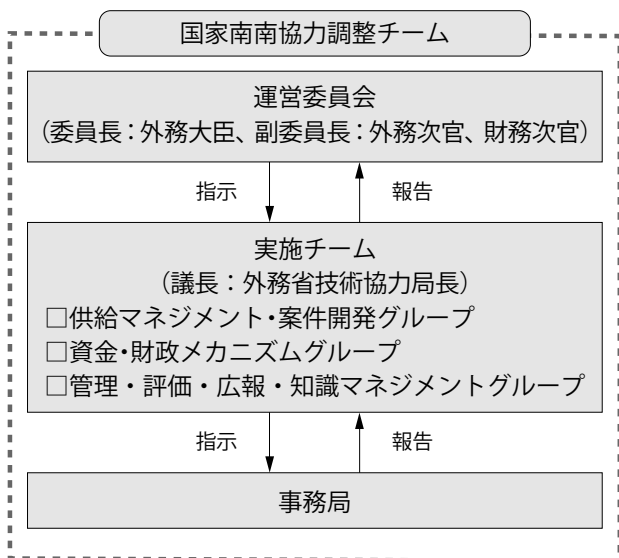
● ウェブサイト

- ・ Indonesia South-South Technical Cooperation : <http://isstc.setneg.go.id/>

注1 : ルピア/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを採用。

援助実施体制図

● 国家南南協力調整チーム



● Indonesian AID組織図



20 メキシコ (Mexico)

援助政策

1. 外交政策と政府開発援助政策との関係

メキシコは格差、貧困等様々な開発課題を抱える国であり、現在も先進諸国および国際機関から援助を受ける一方で、中南米地域における第2の経済大国として、同地域における持続可能な発展を支援するための国際協力も行っている。なお、具体的な援助政策については下記基本法の範囲内で各実施機関に委ねられている。

2. 基本法・基本方針

援助政策の基本法として、「開発のための国際協力法 (Ley de Cooperación Internacional para el Desarrollo)」(以下、基本法) が定められている。基本法には、基本原理として国際的な連帯および人権向上が謳われており、持続的な社会の発展や福祉の向上を目的として、以下の国際協力分野が記されている。すなわち、①貧困・失業・社会的排除対策 (メキシコ国内に居住している先住民族への援助、人種差別、宗教的な差別、地理的な差別を受けている者への援助)、②教育・科学技術、③先進国と開発途上国の格差、④環境と気候変動、⑤公共の安全等が掲げられ、それぞれに透明性や基準、責任が伴うものとしている。基本法に基づき、国際開発協力庁 (AMEXCID) の諮問委員会が戦略方針として「国際開発協力プログラム (PROCID)」を作成し (2年毎に更新可能)、外務省が策定責任を負っている。2018年時点のPROCID一般目標は以下のとおり。

【一般目標】

メキシコの強みや特有のニーズを生かした持続的な政策を通じて国内外の開発を促進する。

- (1) 開発協力管理改善のため、開発システムの手段や能力の強化を図る
- (2) 戦略的地域・国に対する国際協力の促進 (南南協力、三角協力の利用)
- (3) 被援助国との戦略的連携による、国益に沿った形で資源と能力の活用

3. 予算

(単位:ペソ)

	承認予算	実行予算
2017	1億1,346万 (約601万米ドル ^(注1))	1億5,289万 (約810万米ドル ^(注1))
2018	2億1,627万 (約1,128万米ドル ^(注2))	2億5,170万 (約1,312万米ドル ^(注2))
2019	1億7,739万 (約923万米ドル ^(注3))	NA

※出典:メキシコ大蔵公債省

4. 援助対象地域

援助対象国はハイチ、ドミニカ共和国、ジャマイカ、トリニダードトバゴ、セントルシア、ブラジル、コロンビア、アルゼンチン、チリ、中米地域全体。経済協力の形態としては、二国間協力、三角協力、地域協力、人道支援・国際緊急援助が柱となっている。また、これまでは国家間協力が中心であったが、最近では民間企業や市民社会と連携した協力も推進している。

(1) 二国間協力

協力期間は2年間。協力分野は移民対策、農業 (防除、食料安全保障)、地球環境の持続可能性、気候変動対策 (森林管理、水資源管理)、ガバナンス強化等。

(2) 三角協力

ドイツ、日本、スペイン、シンガポール、韓国、スイス、米国、チリ、フランス、インドネシア、オランダ、トルコ、ウルグアイ、ニュージーランドに加え、国際連合食糧農業機関 (FAO) や国連開発計画 (UNDP) 等とも連携し、ラテンアメリカおよびアフリカ地域を対象とした協力を推進。

(3) 地域協力

ECLAC (国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会) が策定した中米統合的開発計画 (PDI) に基づく北部中米三か国 (グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル) への開発協力を推進。また、持続可能な開発目標 (SDGs) 2030アジェンダの実現に向け、ラテンアメリカ地域の若者を対象とした支援プロジェクトを民間企業ならびに市民社会と共同で実施。

(4) 人道支援・国際緊急援助

移民施設の整備等の移民対策を実施。また自然災害

注1: ペソ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2017年レートを適用。

注2: ペソ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年レートを適用。

注3: ペソ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2019年レートを適用。

等に対応するため、各国からの要請に基づく国際緊急援助体制を整備。

5. 日本との開発協力

日本とメキシコは、2003年に開発協力のパートナーシップ・プログラム（JMPP：Japan-Mexico Partnership Programme）を締結し、以来、この枠組みを通して、日・メキシコ双方の開発方針に合致する分野における三角協力を実施している。

実施体制

1. 主管官庁

メキシコ政府の国際援助は、2011年9月28日施行の基本法によって設立された外務省の一部である国際開発協力庁（AMEXCID）が中心となって実施している。

またNGO等との関係法令として「市民社会団体の活動を促進するための連邦法」が規定されており、外務省内に「市民社会組織活動促進委員会」が設置されている。同委員会は政府の定める条件を満たす組織を所管しているが、活用状況についての公開情報はない。

2. 国際開発協力庁（AMEXCID）

AMEXCIDの活動指針は基本法に基づく。同法により、メキシコにおける開発援助の国家体制が確立した。AMEXCIDは次の3つの機関から構成される。

(1) 諮問委員会

「国際開発協力プログラム（PROCID）」策定に関する主要な権限を有する。基本法の第15条で定められている機関（以下参照）のそれぞれの代表者で構成さ

れるが、最終的な同プログラムの策定責任は外務省にある。第15条の各機関が実施機関となり、調整は諮問委員会で行われる。

【基本法第15条が定める機関】

内務省、外務省、国防省、海軍省、大蔵公債省、社会開発省、環境天然資源省、エネルギー省、経済省、農業省、通信運輸省、公共行政省、教育省、保健省、労働社会保障省、農地改革省、観光省、国家科学審議会、国家文化芸術審議会、先住民族発展のための国家委員会

(2) 技術委員会

技術委員会は外務省代表、大蔵公債省代表、AMEXCID代表によって構成される。同委員会は、連邦予算より割り当てられた国際協力資金の管理、外国政府、国際機関、州政府、市政府からの援助資金および資産の管理を行っている。資金運用に関しては基本法の第4章に記載されている。

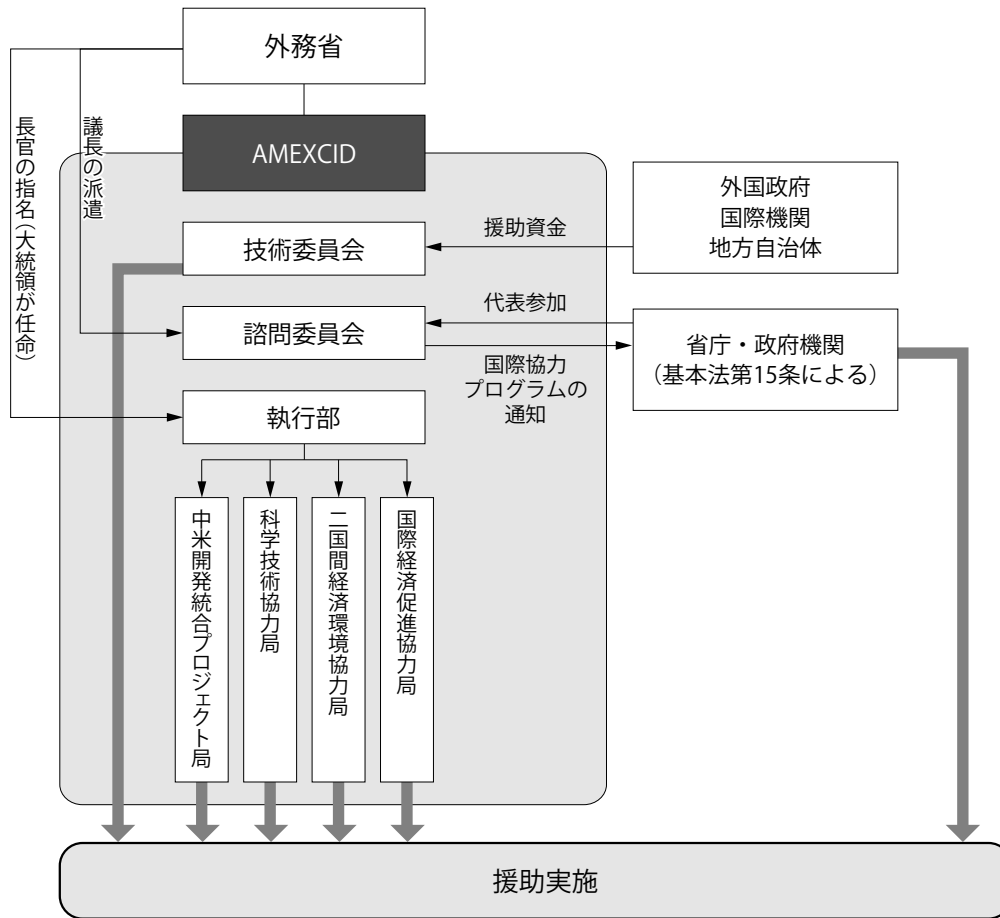
(3) 執行部

外務省の提案を受けて大統領に任命された長官が最高責任者となる。長官はAMEXCIDの管理運営を担うとともに、基本法と外務省の内部規則に記された権限と責任を行使する。その下部組織として、国際経済促進協力局、二国間経済環境協力局、科学技術協力局、中米開発統合プロジェクト局がある。

● ウェブサイト

- ・国際開発協力庁（AMEXCID）：
<https://www.gob.mx/amexcid>

援助実施体制図



21 南アフリカ (Republic of South Africa)

援助政策等

1. 基本政策

南アフリカ政府による対外援助の多くは、2001年に制定された「アフリカン・ルネサンス国際協力基金法」に基づいて国際関係・協力省（DIRCO：Department of International Relations and Cooperation）の下に設置されている「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」により行われている。同基金の主な目的は、経済協力を通じたアフリカ大陸の統合、民主的、平和的繁栄の実現である。また、基金の供与に当たっては被供与国のオーナーシップを重視し、プロジェクトの実施に主体的に関与することを求めている。

2. 援助規模

「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」の最近の支出額は、下記のとおりである。

年度	支出額(百万ランド)	(百万米ドル)
2014	189.90	約17.50 ^(注1)
2015	161.77	約12.68 ^(注2)
2016	57.59	約3.92 ^(注3)
2017	42.084	約3.16 ^(注4)
2018	136.84	約10.34 ^(注5)

有償資金協力および無償資金協力のスキームがあるが、現在のところ無償資金協力の活用が大半となっている。なお、DIRCOによる同基金を通じた対外援助のほかにも、DIRCO所掌の範囲外で関係省庁により各種の対外援助が行われているが、その詳細については公表されていないため、南アフリカ政府全体としての対外援助統計は存在しない。

3. 重点分野

①民主主義とグッド・ガバナンスの促進、②人材育成、③社会経済開発と統合、④人道支援および災害救助、⑤南アフリカとその他諸国（特に、アフリカ諸国）との協力関係の強化、⑥紛争後の再建と開発の6分野。

4. 2018年度（2018年4月1日～2019年3月31日）の実施案件

（※以下、南ア政府報告書での記載順に記載）

- ① アフリカ・オンブズマン調査センターへの支援（1.74百万ランド）（約0.13百万米ドル^(注5)）
- ② 南部アフリカ開発共同体（SADC）地域選挙支援（金額表示なし）
- ③ マダガスカル選挙支援（6.5百万ランド）（約0.49百万米ドル^(注5)）
- ④ レソト平和プロセス支援（4.15百万ランド）（約0.31百万米ドル^(注5)）
- ⑤ エスワティニ緊急食糧援助（14.2百万ランド）（約1.1百万ドル^(注5)）
- ⑥ ナミビア干ばつ対応支援進捗報告（8.31百万ランド）（約0.63百万ドル）

実施体制

DIRCO事務次官（または代理）、国際関係・協力大臣が任命したDIRCO職員3名、財務大臣が任命した財務省員2名からなる諮問委員会（Advisory Committee）が、「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」を運営・管理している。国際関係・協力大臣が財務大臣と協議しつつ、個別プロジェクトの承認の可否を採択する。また、諮問委員会はプロジェクト承認の検討に際して助言を行っている。採択されたプロジェクトについては、国際約束となる覚書（MOU）を被援助国との間で締結する。

在外公館は、透明性確保のため政策広報に加え、定期的なプロジェクト・サイト視察や財務報告等プロジェクト関連報告書の取り付けを通じたモニタリング業務を主に実施している。

同基金の年次報告は会計監査員により会計年度末に作成され、年末（例年11月頃）にDIRCOウェブサイト上で公表される。

● ウェブサイト

- ・国際関係・協力省（DIRCO）：<http://www.dirco.gov.za>
- ・財務省（National Treasury）：<http://www.treasury.gov.za>

注1：ランド/米ドルの換算は、OECDオンラインベースにおける2014年レートを用いる。

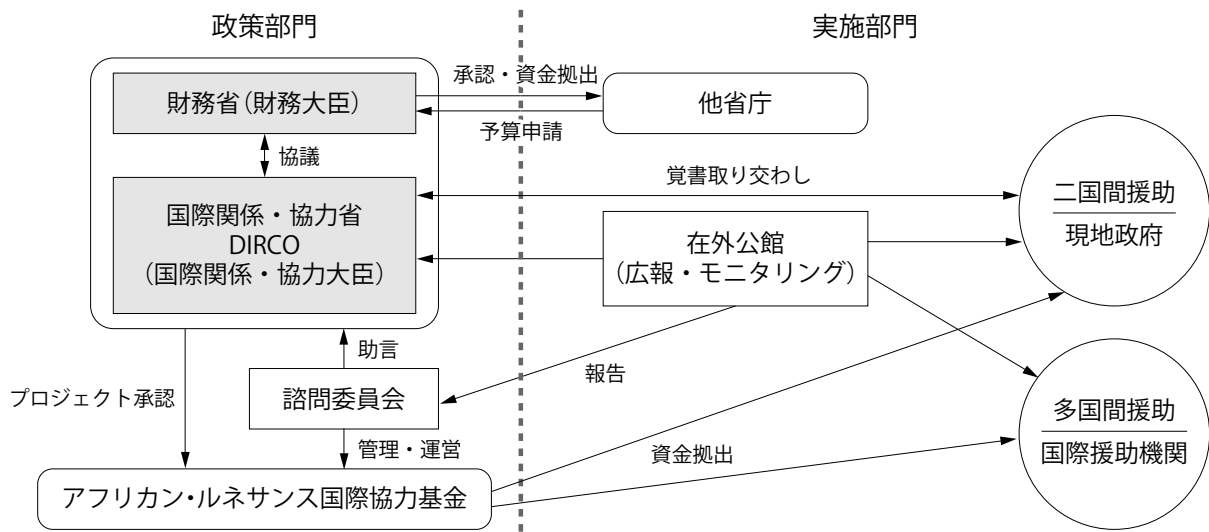
注2：ランド/米ドルの換算は、OECDオンラインベースにおける2015年レートを用いる。

注3：ランド/米ドルの換算は、OECDオンラインベースにおける2016年レートを用いる。

注4：ランド/米ドルの換算は、OECDオンラインベースにおける2017年レートを用いる。

注5：ランド/米ドルの換算は、OECDオンラインベースにおける2018年レートを用いる。

援助実施体制図



22 ロシア (Russia)

援助政策等

1. 基本方針

2014年4月、プーチン大統領が「国際開発援助におけるロシア連邦の国家政策コンセプト」（以下、「国家政策コンセプト」）を承認し、ロシアの国際開発援助の新たな方針が定められた。「国家政策コンセプト」は大統領令により承認されている文書であり、ロシアの援助政策を規定するための最重要文書である。同コンセプトでは、重点分野、重点地域、援助の実施形態・実施要件、ステークホルダーの参加、援助の評価基準等が定められている。

※「国家政策コンセプト」に記載されている優先対象地域、優先分野、援助実施のための基本条件の概要は次ページを参照。

2. 援助規模

ロシアは、ソ連時代から、特にアフリカ諸国との関係構築のために資金援助等を実施していたが、ソ連邦解体後は対外援助が一時停止された。1991年にロシア連邦となってからの援助規模は小さいものであったが、2000年代に入ると好調な国内経済を背景に国際的な役割強化に対する関心が徐々に高まった。そして、2006年にはロシアがG8議長国を務め、国際的な責務を担うようになったこともあり、2003～2005年には約1億ドルであった開発援助額は、2007～2008年には2億1,000万～2億2,000万ドルにまで増額した。2009年に発生した世界経済危機を受けてユーラシア経済共同体（EAEC）^{（注1）}の危機対策基金へ出資したこともあり、同年の援助額は7億8,500万ドルと過去最高額に達した。その後の援助額は毎年5億ドル前後の水準で推移していたが、2013年からは再び増額されて、2015年は11億6,160万ドル、2016年は12億5,804万ドル、2017年は11億8,960万ドルに達した。これは対GNI比0.08%に相当する。

3. 重点分野

「国家政策コンセプト」では、援助の優先分野として、被援助国における国家運営システムの改善、貿易投資環境の改善、産業・イノベーションの育成、経済活動の活性化のほか、組織犯罪および国際テロ対策、国際平

和維持活動および平和構築支援、さらに社会経済インフラ整備、水および電気へのアクセス確保、情報通信の整備、農業支援、感染症対策、教育、環境保全、人権保護といった広範な分野が取り上げられている。

4. 重点地域

米州、アジア（中央アジア・コーカサス、中東）地域が大半を占め、北朝鮮に対して5,771万ドル、シリアに2,053万ドル、キューバに3億7,307万ドル規模の支援を実施したことが特筆される。

5. OECD開発援助委員会（DAC）との関わり

2019年現在、ロシアはDACメンバーではないが、2010年以降は財務省がロシアの援助実績をOECD・DACに報告している。他方、ロシアによる援助は、DACが定める政府開発援助（ODA）の定義に必ずしも合致していないため、ロシアでは「国際開発援助（International Development Assistance）」という、より広義の用語が使われている。

6. 援助形態の特徴

かつてのロシアには二国間援助を実施するだけの余力がなかったため、多国間協力での人道援助が重視されてきた。しかし、「国家政策コンセプト」では、二国間援助の重要性がより前面に出されることとなった。多国間援助に代えて、二国間援助の割合を増やそうとしている背景には、「ロシアの顔」を被援助国側により強くアピールすることがある。ロシアの二国間援助（資金はロシアが拠出するが国際機関を経由するものを含む）と多国間援助の比率は2015年が78：22、2016年61：39、2017年は62：38となった。

また、アジアインフラ投資銀行（AIIB）に対して2億2,222万ドルを出資しており、国連機関への支出合計金額（1億4,822万ドル）よりも多いことが特筆される。

実施体制

1. 担当省庁

外務省や予算を管理する財務省のほか、経済発展省、非常事態省、国防省、消費者権利保護・福祉監督庁等が

注1：ロシア、ベラルーシおよび中央アジア4か国から成る経済共同体。2000年10月10日に創設が発表され、2015年1月1日のユーラシア関税同盟発足により発展的に解消された。

個別の援助案件を手掛けており、各省庁が案件の成果を財務省に報告し、財務省がこれをOECDに報告している。なお、実際の資金拠出等に係る最終決定は首相府で採択されている。

2008年9月、ロシア外務省傘下に連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁が設置され、CIS諸国をはじめとする各国への支援、人的・文化交流事業の実施、ロシア語教育・留学等による在外ロシア人支援等を所掌している。

また、「国家政策コンセプト」に従い、2017年3月、援助分野における関係省庁間の調整を行う経済発展・統合に関する政府委員会国際開発援助分科会が設立された。

2. NGO等の役割

従来、ロシアの国際開発援助におけるNGO等の役割は限定的であり、2007年の「開発援助コンセプトペーパー」では、援助実施に際してのNGOとの協力はあくまで必要に応じて行くとされていた。他方、2014年の「国家政策コンセプト」では、NGOが実際の援助の担い手となることに加え、シンクタンク的な役割を担うことが期待されている^(注2)。

●ウェブサイト

- ・ロシア連邦財務省：<http://www.minfin.ru>
- ・ロシア連邦外務省：<http://www.mid.ru>
- ・ロシア連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁：
<http://rs.gov.ru>

※「国家政策コンセプト」に記載されている優先対象地域、優先分野、援助実施のための基本条件の概要

(1) 優先対象地域（第9条）：

（ア）CIS諸国、「アブハジア共和国」、「南オセチア共和国」およびロシアとの善隣友好・同盟を方針としているその他の国々ならびにロシア連邦と共に国際機関およびユーラシアの機関に加盟している国々、（イ）ロシアと歴史的に友好関係を有している国々、（ウ）ロシアと互恵的な経済および社会プロジェクトの共同実施に参加している国々、（エ）その国との協力がロシア連邦の国益に適う発展途上国。

(2) 優先分野（第10条）：

（ア）被援助国の国家財政の運営を含む、国家運営システムの作業の質の向上、（イ）商品およびサービスの越境移動の手続き簡素化を含む、被援助国における貿易投資環境の改善、（ウ）被援助国における産業・イノベーションのポテンシャルの形成、（エ）被援助国における経済活動の活性化および住民の最貧困層が同活動に参加するための前提条件の創設、（オ）組織犯罪および国際テロ対策に係る国家システムの創設および改善、犯罪集団および犯罪組織の活動に対する資金提供の阻止、（カ）ロシアの国際平和維持活動および平和構築委員会への参加拡大等を通じた紛争後の平和構築の取組に対する支援、武力紛争を経験した国家の未来志向的な社会経済発展の支援および紛争再発の防止、（キ）地域経済の統合、国家制度の発展、輸送インフラの創設、天然資源の合理的利用、被援助国住民の最貧困層の生産活動への参加を伴う同国内における社会経済プロジェクトの実現、（ク）水および電気をはじめとする生活上の最重要資源への被援助国住民のアクセスの確保、（ケ）情報通信技術の分野および先進国と発展途上国との間の情報の非対称性の克服における被援助国の技術上の自立性確保のための環境整備、（コ）被援助国の食料安全保障および農業発展の支援、（サ）感染症蔓延の予防等のための保健および社会保護に係る国家システムの強化、（シ）初等教育および職業教育をはじめとする被援助国住民のための教育の質の向上および教育へのアクセス可能性の確保、（ス）環境保全および国境を越える環境問題の解決のための施策の実施、（セ）人権保護を含む民主的社会制度の発展。

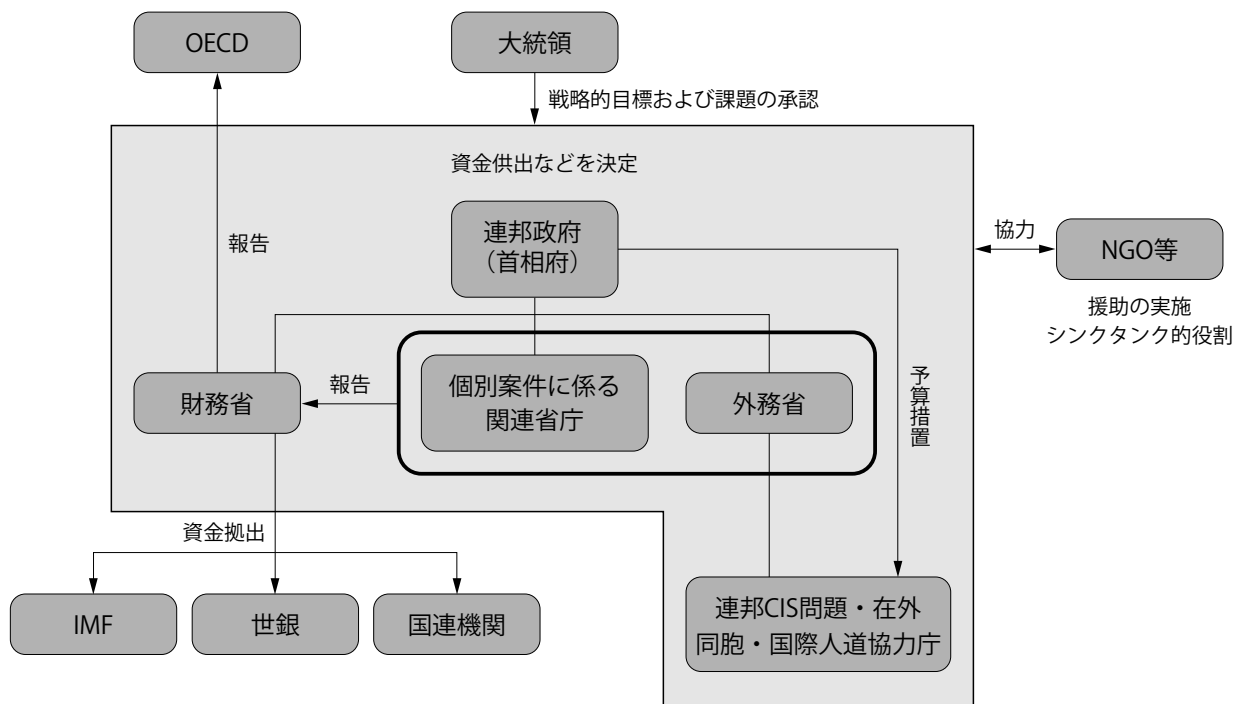
(3) 援助実施のための基本条件（第15条）：

（ア）外国政府からの開発援助の供与要請、（イ）関心を有する連邦行政機関、被援助国と国境を接するロシア連邦構成主体の行政機関による援助供与に向けたイニシアティブ、（ウ）様々なイニシアティブを実現するための金銭

注2：「国家政策コンセプト」には、「国際開発援助におけるロシア連邦の国家政策の実現に係る施策の実施には、学術団体、社会諸団体および実業界が参加することができる。」（第18条）、「社会団体、ロシア連邦で登録されている非政府および非営利の団体は、文化的および人道的関係の発展を支援しながら、外国の社会諸団体および慈善団体との協力を発展させることができる。」（第19条）とされている。

的または技術的支援を求める国際機関の要請、（エ）ロシアの実業界および社会団体による援助供与に向けたイニシアティブ、（オ）被援助国が、貧困対策に係る国家プログラム、または持続可能な社会経済発展、教育、保健および貧困層に対する社会的支援のための社会制度整備の確保に係る戦略を有していること、（カ）未来志向的な二国間関係の発展に向けた被援助国の関心。

援助実施体制図



23 サウジアラビア (Saudi Arabia)

援助政策等

1. 基本方針

サウジアラビアの政府開発援助（ODA）については、情報がほとんど公表されていない。政府の基本方針は不明であるが、援助機関の一つであるサウジ開発基金（SFD：Saudi Fund for Development）の年次報告書によれば、その果たすべき役割は「途上国の政府と国民を援助することによって生活条件を改善し繁栄を増進する一方で、サウジアラビアの経済的発展を促進・支援すること」となっている。

2. 援助地域

サウジアラビアの援助対象地域はアラブ・イスラム諸国のみならず広くアジア・アフリカ諸国に及んでおり、これらのODAは、借款または無償資金協力として行われている。イスラム開発銀行やOPEC国際開発基金、アラブ経済社会開発基金、アフリカ開発基金といった各種国際機関や国際基金への資金拠出を通じた多国間援助も実施されている。なお、サウジアラビアは研修や専門家派遣等の技術協力は行っていない。

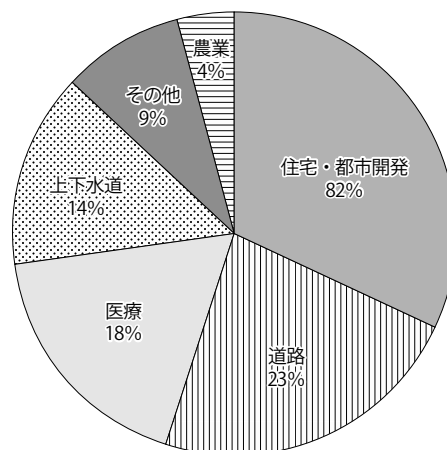
3. サウジ開発基金（SFD）

SFDは二国間借款事業等を実施しており、2018年における借款実績は下記のとおりである。なお、2017年の借款実績と比較すると、借款総額で約19%減（731.89百万SR〈サウジアラビア・リヤル〉（約195.17百万米ドル^{（注1）}）減）となっている。地域別ではアジア地域への借款額が65%減となっているのに対し、アフリカ地域への借款額は15%増であった。

● SFDによる援助実施国、事業、借款額（2018年）

	援助実施国	事業	借款額 (百万SR)
アフリカ	9か国 (ガンビア、ジブチ、 チャド、チュニジア、 モーリタニア、マリ、 モロッコ、コモロ、 ブルンジ)	16事業 (給水、住宅、 道路、病院、 農業、都市開発、 教育、その他)	2,580.00 (約688.00百万 米ドル ^{（注1）})
アジア	3か国 (ウズベキスタン、 ベトナム、スリランカ)	5事業 (都市開発、 住宅、その他)	521.63 (約139.10百万 米ドル ^{（注1）})
その他	1か国 (ボスニア・ ヘルツェゴビナ)	2事業 (都市開発、 病院)	103.13 (約27.50百万 米ドル ^{（注1）})
合計	13か国	23事業	3,204.76 (約854.60百万 米ドル ^{（注1）})

● 援助分野内訳（2018年）



2018年単独のSFDにおける借款額は32億476万SR（約8億5,460万米ドル^{（注1）}）であった。サウジアラビアがODAを開始した1975年以降の累積貸出件数は688件であり、累積貸出額は582億5,270万SR（約155億3,405万米ドル^{（注1）}）である。なお、SFDによる各プロジェクトへの借款の条件は次のとおりである。

- ① 各プロジェクトが経済的社会的に実施実現性のあること
- ② プロジェクト全体の資金調達が可能であること
- ③ 資金はサウジリヤル建てで貸与され、返還されること
- ④ 各プロジェクトの援助総額が基金総額の5%以内であること

注1：サウジアラビア・リヤル/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2018年レートを適用。

- ⑤ 1国当たりの援助総額が基金総額の10%以内である
こと

実施体制

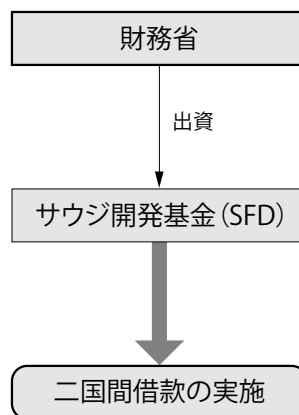
二国間借款については、サウジアラビアの援助機関であるSFDを通じて行われている。SFDは政府から出資を受けているが、独立した会計を持っており、各国からの要請に基づき、理事会（2015年まで財務大臣が理事長を務めていたが、2016年よりハティーブ王宮府顧問が理事長に就任）にて実施案件が決定される。

●ウェブサイト

- ・サウジ開発基金（SFD）：<https://www.sfd.gov.sa/>

援助実施体制図

（SFDによる二国間借款の実施について）



24 トルコ (Turkey)

援助政策等

1. 基本政策

トルコにとってODAは積極的外交に不可欠な手段となっており、紛争や自然災害などに見舞われた国々に対する支援を増大させてきた。

冷戦後、主に中央アジア・コーカサスのトルコ系の国々に対する国際協力・開発援助のプロジェクトやプログラム計画を立案し、実施する機関として、1992年にトルコ国際協力調整庁（TiKA：Turkish Cooperation and Coordination Agency）がTiKA設置法に基づき、外務省の下に設置された。その後1999年に、援助能力および人的リソースを拡大するために首相府の下へと移管された。2005年には、国際機関や援助相手国等への支援とNGO等に対する支援の調整機関としての役割も担うようになった。2018年7月には、議院内閣制から大統領制への移行に伴い、首相府から文化観光省傘下に移転した。

TiKAは支援相手のパートナー国に対して、トルコの経験に基づく貧困削減や持続的な開発に資する事業の実施を目指しており、大統領の意向を踏まえつつ、関係各省と連携し、対外開発援助を進めている。

2. 援助規模

2018年のトルコの政府・民間含む対外開発援助総額は99億ドル、うち政府開発援助総額は、約88億ドルである。2012年から見ると5年間で約3倍となっており、特に近年の増加が著しい。

近年のこの増加の最も大きな要因は、緊急援助額の増加である。トルコの緊急援助は、2012年約10.4億ドル、2013年約16.3億ドル、2014年約24.2億ドル、2015年約27.4億ドル、2016年約58.7億ドル、2017年約72.8億ドル、2018年約73.5億ドルと近年大幅な増加傾向にある。この大部分は、シリア内戦に伴いトルコに流入したシリア避難民支援を実施するために充てられている。

また、2018年のトルコの民間企業およびNGOの海外に対する直接投資および支援は約11.3億ドル、うちNGOによる支援は約8.3億ドルで2012年から約6倍となっており、トルコの対外開発援助におけるその役割は年々増している。

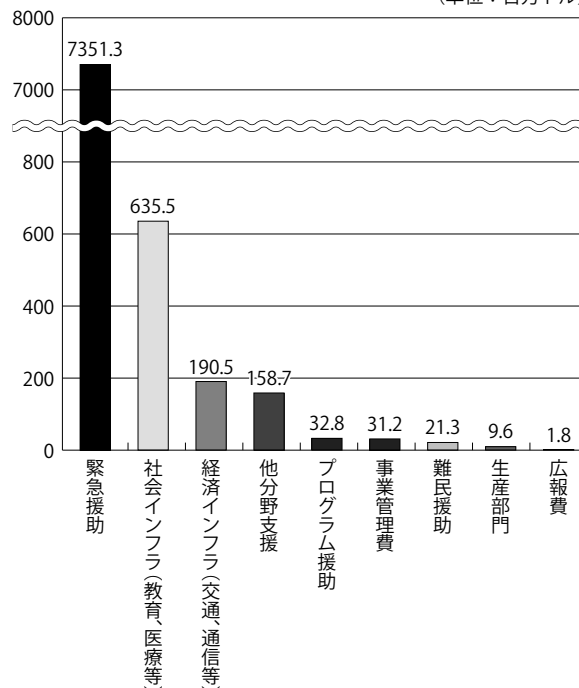
2018年対外開発援助の内訳は以下のとおり。

(単位:百万ドル)

開発援助総額 9,927.5	政府部門 8,797.7	二国間援助 8,432.7	人道支援 7,351.3
			開発支援 1,081.4
			融資返済 —
		多国間援助 (国連機関経由) 179.7	
		その他 185.3	
	民間部門 1,129.8	NGO 826.5	NGO人道支援 590.0
			NGO開発支援 236.5
		その他民間投資 303.3	

2018年政府二国間援助の分野別内訳は以下のとおり。

(単位:百万ドル)



3. 重点地域・分野

2018年のトルコの国別開発援助額を見ると、最も額が大きい国はシリアであり、援助額は約67億ドルに上る（トルコ国内のシリア難民への援助額を含む）。次にキルギスタン（約98.8百万ドル）、カザフスタン（約50.7百万ドル）、アフガニスタン（約32.3百万ドル）となっている。

シリアへの援助額が非常に大きくなっている理由は、2011年に始まったシリア内戦に伴う多数のシリア避難民^(注1)がトルコ国内に流入している状況の中、トルコ政府が、シリア国境に近いトルコ南東部を中心に避難民キャンプを設置して避難民の受入れなどの支援を実施しているためである。

また、過去において、トルコはトルコ周辺国への支援（コーカサスおよび中央アジア、バルカンの国々）に力を入れていたが、シリアを除けば、近年は周辺国に限らず、アフリカ諸国やアフガニスタン、パキスタンをはじめとしたアジアなどの国々にも支援を拡大しているといえる。

実施体制

1. 援助実施機関

TiKAや他省庁等が連携し、被援助国の開発目標やニーズに応じたプロジェクトやプログラムを実施する。開発援助の内容は幅広く、経済、商業、技術、社会、文化、教育分野等、多岐にわたっている。

主たる実施機関のTiKAは、中東、中央アジア、南アジア、バルカン半島、アフリカ等の60か国に62の事務所を有し、2018年には170か国以上で支援を進めるなど、社会インフラ、教育、医療、職業訓練などの分野を中心に技術協力を展開している。職員数は海外事務所を含め843名（うち344名は現地職員）となっている。また、前述のとおりNGO等も対外開発援助の主要な役割を担っている。

2. 日本との協力

日本とトルコは、JICAとTiKAが2012年2月に協力覚書を締結し、第三国向けの協力・連携を強化していくこととなった。たとえば、「バルカン諸国向け地下資源開発・評価」や「中東向け持続的な水産開発」などはトルコの資源を活用しながら、周辺国を対象とするプロジェ

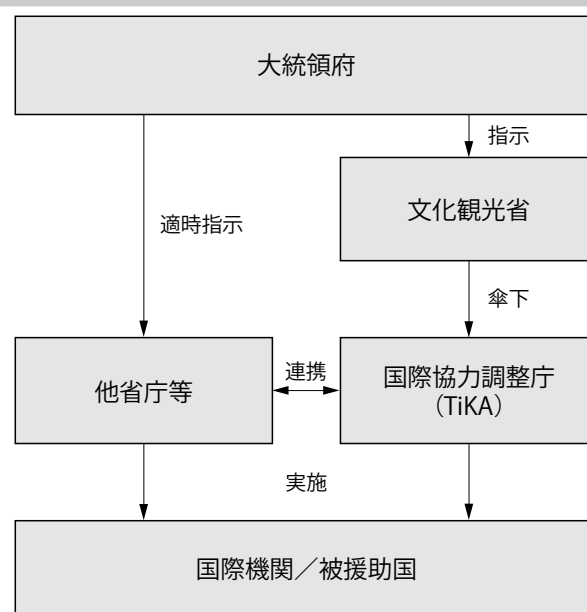
クトである。また2011～2014年には、日本と北大西洋条約機構（NATO）の協力を得て、アフガニスタンの警察官計約2,000名をトルコに招致して研修を実施し、日本の現職警察官がJICA専門家として派遣され、柔道の指導を行った。2014年からはアフガニスタンの女子警察官の訓練も行っており、日本からは現職の女性警察官や、JICA専門家としてジェンダー分野の専門家が送られている。

2015年度からは、TiKAやその他援助関連省庁向けに、ドナーとなるための能力強化に関する研修を開始し、トルコの対外開発援助の実施体制の強化を支援している。

● ウェブサイト

- ・トルコ外務省：<http://www.mfa.gov.tr/>
- ・TiKAホームページ：<https://www.tika.gov.tr/>
- ・年次報告書（英語あり）
過去年度：https://www.tika.gov.tr/en/publication/list/turkish_development_assistance_reports-24

援助実施体制図



注1：2018年1月31日付のUNHCR発表では、トルコ国内に登録ベースで約364万人の避難民がいる。

25 アルゼンチン(Argentina)

援助政策等

1. 開発協力政策における基本方針・政策等

(1) 根拠法

開発協力に関する根拠法は存在しない。

(2) 基本方針

アルゼンチンには開発協力実施機関は存在せず、外務省国際協力局が、先進国および国際機関からの開発協力の受入れおよび途上国に対する開発協力の実施を担当している。

アルゼンチンによる途上国に対する開発協力としては、言語が共通であることから技術移転が比較的容易であることに加え、域内格差の是正および地域統合の観点からも、ほかの中南米諸国に対する技術協力が中心であり、専門家派遣、研修員受入れおよびセミナー開催が主なスキームとなっている。

開発協力の方針は、外務大臣および副大臣からの指示に基づき、国際協力局が策定する。国際協力局は開発協力の中期的アクションプランを策定しているが、公表はしていない。

(3) 主要な政策

アルゼンチンは、1980年代後半に開始した短期専門家派遣による南南協力を体系化・制度化するため、1992年にアルゼンチン国際協力基金(FO.AR)を設置し、外務省国際協力局が実施窓口となっている。

2001年の日本・アルゼンチン・パートナーシップ・プログラム(PPJA)署名後は、日本をはじめとする先進国や国際機関をパートナーとする三角協力も推進している。

(4) 外交政策との関連

国際協力局は、以前は外務省の外交、国際経済、宗務および調整の4部門のうち調整部門に置かれていたが、開発協力を外交政策の一環として、より戦略的に企画・実施する観点から、現在は外交部に配置されている。

(5) 最近の傾向・特徴

ほかの中南米諸国に対する協力に加え、最近はアフリカ、アジア、英語圏カリブ地域の国々に対する協力も実施している。

(6) 重点分野

重点分野は以下のとおり(括弧内の割合は、1992年～2018年の実施案件数をベースにしたもの)。

- ① 農産業(35%)
- ② 行政イノベーション(28%)
- ③ 保健(9%)
- ④ 社会開発(8%)
- ⑤ 環境(7%)
- ⑥ 教育・文化(5%)
- ⑦ 治安・司法・人権(4%)
- ⑧ 技術・生産イノベーション(4%)

(7) 重点地域・国

重点地域は以下のとおり(括弧内の割合は、1992年～2018年の実施案件数をベースにしたもの)。

- ① 南米(52%)
- ② 中米およびスペイン語圏カリブ諸国(29%)
- ③ 英語圏カリブ諸国およびハイチ(10%)
- ④ アフリカ(5%)
- ⑤ アジア・オセアニア・東欧(4%)

(8) 他国・機関との連携

2001年5月に日本・アルゼンチン・パートナーシップ・プログラム(PPJA)が署名され、中南米諸国等に対し両国共同の開発協力を効果的・効率的に実施していくための基本的枠組みが形成された。2005年3月の見直し・延長合意を経て、PPJAの下で、第三国研修や第三国専門家派遣等が実施されている。

アルゼンチンは、日本とのPPJA開始を皮切りに、そのほかの先進国および国際機関との連携も実施しており、現在、ドイツ、スペイン、オランダ、ポルトガル、スイス、シンガポール、EU、韓国、FAO等との三角協力案件を実施中。

2. 規模

(1) 開発協力政策に係る予算額

2017～2019年の開発協力予算額は以下のとおり(括弧内は対前年比)。

- ① 2017年 86,532,967ペソ(約522.4万米ドル^(注1))
(12.29%増)
- ② 2018年 86,825,463ペソ(約309.0万米ドル^(注2))

注1：ペソ/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2017年レートを用いる。

注2：ペソ/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2018年レートを用いる。

(0.34%増)

- ③ 2019年 84,617,932ペソ（約175.7万米ドル^(注3)）
(2.54%減)

(参考) 2019年のホワイトヘルメット（国連の下で活動するアルゼンチンの人道援助）派遣および国際機関拠出金予算額は以下のとおり。

① ホワイトヘルメット派遣

2019年 62,212,586ペソ（約129.2万米ドル^(注3)）

② 国際機関拠出金（開発協力以外も含む）

2019年 1,668,435,598ペソ（約3,465.2万米ドル^(注3)）

(2) 職員規模

約50名

実施体制等

1. 関係政府機関および援助実施機関の

所掌事項・権限・政府内の決定メカニズム

国際協力局は外務省の一部局であり、開発協力を外交政策の一環として戦略的に活用するため、開発協力の方針決定および案件実施については、外務大臣および外務副大臣（外交担当）の承認を要する。

また、技術協力の実施に際しては、INTA（国立農牧技術院）、INTI（国立工業技術院）、国立ラプラタ大学等の公的機関のスタッフを専門家として活用していることから、各案件の実施に際しては、これらの機関および所管省庁との調整が必要である。

2. 各機関の援助スキーム・援助形態

専門家派遣、第三国専門家派遣（三角協力）、研修員受入、第三国研修（三角協力）、セミナー開催。

3. 各機関の在外事務所がある場合の予算・職員規模 在外事務所は存在しない。

4. 白書・年次報告書等の有無 なし。

5. 開発援助政策実施におけるNGOの活用例や 民間セクターとの連携

NGOの活用例として、以下の2事例が挙げられる。

- (1) ロス・グロボ財団との連携による対コロンビア協力
図書館の活用による青少年保護（国内の武装勢力による青少年の戦闘員化の防止）のための技術協力を実施。
- (2) アルゼンチン司法人類学チーム（EAAF）との連携
による対ベトナム協力
ベトナムの法医学者や死体検案医に対し、ベトナム戦争の遺骨の身元特定を目的とする技術協力を実施。

●ウェブサイト

- ・アルゼンチン外務省：<https://www.cancilleria.gob.ar/>

注3：ペソ/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2019年レートを適用。

援助実施体制図

